

生物多様性国家戦略 2010 の 実施状況の点検結果

平成 24 年 1 月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

<目次>

はじめに	2
点検の実施方法	3
第1章 4つの基本戦略に関する取組について	4
1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組	4
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 広報の推進と官民パートナーシップ	
(3) 地方公共団体、企業や市民の参画	
(4) 教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換	
2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組	18
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 里地里山の保全や野生鳥獣との共存	
(3) 生物多様性の保全に貢献する農林水産業	
(4) 多様な野生生物をはぐくむ空間づくり	
(5) 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	
3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組	28
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 生態系ネットワークと保護地域及び自然再生	
(3) 森林の保全・整備	
(4) 都市緑地の保全・再生など	
(5) 河川・湿原などの保全・再生	
(6) 沿岸・海洋域の保全・再生	
4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組	42
(1) 数値目標の達成状況	
(2) COP10の成功と新たな戦略計画づくりへの貢献	
(3) 里地里山など自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築と発信	
(4) 生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施	
(5) 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応	
(6) 国際協力の推進	
(7) 科学と政策の接点の強化・科学基盤の強化	
第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	52
1. 数値目標の点検結果	52
2. 具体的施策の点検結果	90
(参考) パブリックコメントの実施結果	273

＜はじめに＞

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたものとして、平成 7 年 10 月に初めて決定され、その後、平成 14 年と 19 年に見直しが行われました。平成 20 年には生物多様性基本法が制定され、同法に基づくものとしては初めてとなる「生物多様性国家戦略 2010（以下「国家戦略 2010」という。）」が、平成 22 年 3 月 16 日に閣議決定されています。

国家戦略 2010 では、「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告する」とされており、本点検はそれに基づき実施するものです。

国家戦略 2010 は、第三次生物多様性国家戦略を基本として必要な内容の充実を図りつつ策定しており、第 1 部「戦略」と第 2 部「行動計画」により構成されています。第 1 部「戦略」では、生物多様性に関する 2010 年以降の新たな世界目標への提案と、それをもとにしたわが国の目標を掲げています。また、100 年先を見通した共通のビジョンとして生物多様性から見た国土のグランドデザインを示し、これを踏まえて、おおむね平成 24 年までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を 4 つの基本戦略として挙げています。

平成 22 年 10 月には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」が採択されるなど大きな成果を挙げました。本点検では、COP10 の成果を踏まえた施策の進捗状況についても報告しています。

また、国家戦略 2010 は、COP10 の成果等を踏まえて平成 24 年度に見直しを行う予定であり、本点検の結果についても次期国家戦略に反映させていくこととしています。

＜点検の実施方法＞

今回の点検は、平成 22 年 3 月 16 日の国家戦略 2010 の策定から平成 23 年 7 月までの期間を対象として行いました。

第 1 章では、個別の具体的施策の進捗状況をもとに 4 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）毎の達成状況を整理しました。

第 2 章では、政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため体系的に網羅した約 720 の具体的施策毎に進捗状況及び今後の課題等について、施策を実施している各省庁が自ら点検し、記述しました。点検にあたっては、多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、具体的施策のうち 35 の施策については、数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても点検を行いました。

また、本点検結果のとりまとめにあたっては、平成 23 年 11 月 25 日～平成 23 年 12 月 26 日までにパブリックコメントを実施しました。

第1章 4つの基本戦略に関する取組状況について

第1部では、生物多様性国家戦略2010第1部第4章第2節に掲げる基本戦略毎に、その達成状況を点検した結果を報告します。

1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

「生物多様性」及び「生物多様性国家戦略」の認知度は、平成22、23年度に内閣府世論調査を実施していないため、平成21年6月時点の当初値と比較はできませんが、環境省が独自に実施したウェブ調査では、「生物多様性」の認知度は48%（平成19年10月）から80%（平成22年11月）に推移し、「生物多様性国家戦略」の認知度は13%（平成19年10月）から31%（平成22年11月）に推移しています。平成22年に発表された「ユーキャン新語・流行語大賞」の候補に「生物多様性」が挙げられるなど、生物多様性の認知度は高まっていると考えられます。今後は、認知度を高めるだけでなく、国民の理解を深め、具体的な取組につながるような施策を展開していくことが必要です。

生物多様性基本法に基づき、地方公共団体が策定に努めることとされている生物多様性地域戦略については、平成24年のCOP11までにすべての都道府県が策定に着手していることを目標としています。平成23年7月時点での達成率は47%であり、このままでは目標を達成できない可能性が高い状況です。このため、生物多様性地域戦略の策定の必要性、意義等をあらゆる機会をとらえて都道府県に周知していきます。また、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援等を一層積極的に進めることが必要です。

自然とのふれあい活動の推進に関する目標については、民間との協働や、「エコツアー総覧」のように可能なものは民間に委ねるなど、目標の達成に向けより効果的な取組を実施していきます。

表1-1 基本戦略①に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
「生物多様性」の認知度	36% [H21. 6]	—	50% [H24. 3]	—
「生物多様性国家戦略」の認知度	20% [H21. 6]	—	30%以上 [H24. 3]	—
生物多様性新聞掲載数	736件 [H20]	372件 [H23. 6]	1000件以上 [H23]	37%
生物多様性地域戦略策定着手数	20都道府県 [H22. 3]	22都道府県 [H23. 7]	47都道府県 [H24. 10]	47%
全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数	0人 [H22. 3]	107,000人 [H23. 7]	100万人 [H25. 3]	11%
エコツアー総覧アクセス数	831,208件 [H18. 4]	911,457件 [H23. 3]	1,250,000件 [H25. 3]	73%
子どもパークレンジャー参加者数	840人 [H17. 4]	718人 [H23. 3]	1,300人 [H23. 3]	55%

（２）広報の推進と官民パートナーシップ

①地球生きものの委員会（国際生物多様性年国内委員会）

2010 年の国際生物多様性年を契機として、国、地方自治体、学識経験者、文化人、経済界、マスコミ、NGO 等のあらゆる主体が、それぞれの立場で連携をとりつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進するため、「地球生きものの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」を平成 22 年 1 月に設立しました（図 1-1）。

地球生きものの委員会では、5 月 22 日の国際生物多様性の日を中心に各主体が行う国際生物多様性年に関する様々な記念行事等を「地球生きもののプロジェクト」として推進しました。平成 23 年 2 月までに計 31 件のプロジェクトが様々な主体により実施されました（表 1-2）。

2011 年からは「国連生物多様性の 10 年」がスタートし、引き続き生物多様性の保全等に向けた取組を促進するため、「地球生きものの委員会」を改組し「国連生物多様性の 10 年日本委員会」を平成 23 年 9 月に設立しました。

図 1-1 地球生きものの委員会の構成



出典：環境省資料

表 1-2 主な地球生きものプロジェクト

プロジェクト名	実施時期	実施主体	概要
国際生物多様性年オープニング記念行事	平成 22 年 1 月	COP10 支援実行委員会	国連の定めた国際生物多様性年である 2010 年の幕開けを記念するとともに、10 月の COP10 に向けた開催気運を盛り上げるため、国際生物多様性年オープニング記念行事を開催。
国際生物多様性年記念イベント	平成 22 年 4 月	環境省	国際生物多様性年の気運を高めるため、2010 新宿御苑みどりフェスタの開催に合わせ、自然環境功労者大臣表彰式及び、地球いきもの応援団等による行動宣言式を実施。
第 1 回いきものにぎわい企業活動コンテスト～企業の生物多様性保全等実践活動顕彰～	平成 22 年 6 月	経団連自然保護協議会、(社)国土緑化推進機構、(社)日本アロマ環境協会、(財)水と緑の惑星保全機構	日本の企業の里山保全・再生といった豊かな生物多様性の保全や持続可能な利用等の実践的な活動を国内外に発信するとともに、特に優れた企業の実践活動を顕彰。
COP10 あいち・なごや「絵画・写真コンテスト」	平成 22 年 6～9 月	COP10 支援実行委員会、読売新聞社、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会	絵画写生や写真撮影を通じて、より多くの人々が身近な自然や生き物の素晴らしさに気づきかけるとともに、生物多様性や COP10 についての認識を高めてもらうため開催。
COP10/MOP5 カウントダウン 100	平成 22 年 7 月	生物多様性条約市民ネットワーク	COP10 開催 100 日前イベントの総称。「一日でわかる生物多様性」をテーマに市民が手掛ける最大級の普及啓発イベントとして国際生物多様性年を盛り上げた。
国際生物多様性年クロージング・イベント	平成 22 年 12 月	実行委員会(石川県、金沢市、中部経済団体、農林水産省、環境省など)	国際生物多様性年の国際的なクロージングイベント(閉年行事)を、COP10 議長国である日本で開催し、国際年における各国の取組や COP10 の成果等を世界にアピール。
グリーンウェイブ 2010	平成 22 年 3～5 月	環境省、農林水産省、国土交通省	5 月 22 日を中心として、青少年などが全国各地で植樹や植樹した樹木への水やりを行う活動と呼びかけた。
国際生物多様性年映像化プロジェクト	平成 22 年 5 月～	堂本暁子委員、生物多様性 JAPAN、(株)BS-TBS、(株)Green TV Japan、環境省	生物多様性とその重要性をわかりやすく伝える内容の映像を制作し、国際生物多様性の日(5 月 22 日)に合わせて BS 放送で放映するとともに、DVD 化して自治体等に配布し、小学生等の学習活動に寄与。

出典：環境省資料

②地球いきもの応援団

「地球いきもの応援団」は、多くの方々に、生物多様性に関する理解と具体的な行動を促すために、平成 20 年 11 月に発足した著名人による広報組織です。イベントや講演会など様々な場面で、生物多様性に関するメッセージを発信しています。

平成 22 年度には、新たなメンバーを 4 人加えて 29 名となりました。生物多様性関連イベントに延べ 34 名が出演するなど、一般市民やマスコミに対する露出度を高めて、生物多様性に関する情報発信を行いました。

③コミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」

生物多様性をより端的にわかりやすい言葉で表現しコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及し、広く国民に生物多様性について認識・理解してもらう取組を進めています（図 1－2）。コミュニケーションワード及びロゴマークの活用方法については、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくために一人ひとりがこれから取り組んでいく行動を宣言する「MY 行動宣言」と一体で使用する例などとともにホームページで紹介しています。また、ロゴマークを使用したシールや展示パネル等の普及啓発ツールを作成し、各種イベントでの配布や、企業・自治体等への貸与・提供を行いました。

図 1－2 コミュニケーションワードのロゴマーク



出典：環境省資料

（３）地方公共団体、企業や市民の参画

①地方公共団体における取組

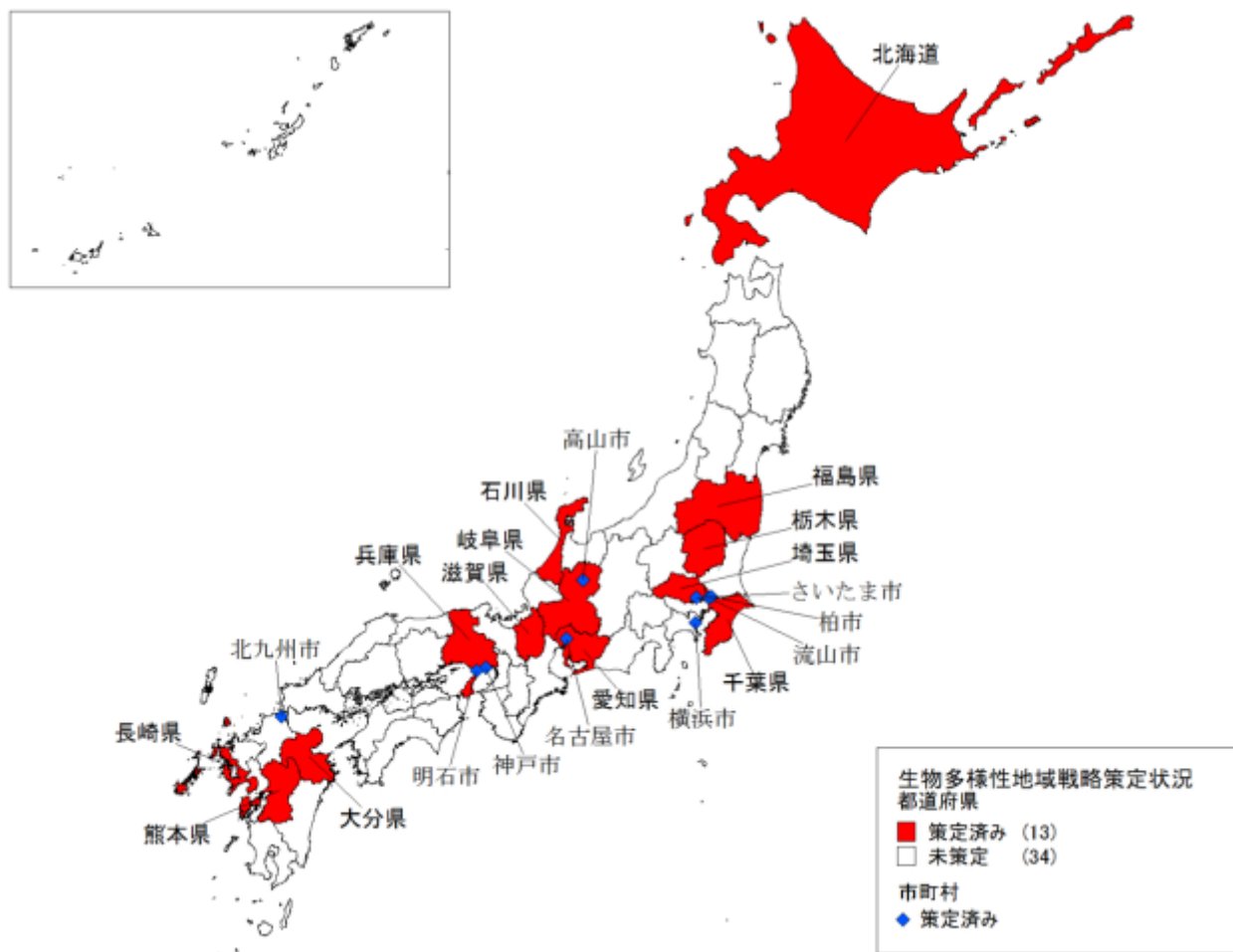
生物多様性の保全を地域での活動に結び付けていくためには、国が策定した生物多様性国家戦略に基づく全国的な視野に立った施策だけでなく、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな取組が必要です。このため、生物多様性基本法では、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されました。

生物多様性国家戦略 2010 では、平成 24 年にインドで開催される COP11 までに、すべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していることを目標としており、平成 23 年 7 月現在では 13 道県 9 市で策定済み、10 都道府県で策定に着手しています（図 1－3）。

地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」を周知するとともに、平成 22 年 6 月から 7 月にかけて、全国 7 か所で説明会を開催しました。また、平成 22 年度から拡充した地域生物多様性保全活動支援事業

により、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定するための費用について支援を行っています。支援を受けて生物多様性地域戦略の策定を行っている地方公共団体は、平成 22 年度は 7 団体、平成 23 年度は 12 団体となっています。

図 1－3 生物多様性地域戦略策定状況（平成 23 年 7 月現在）



出典：環境省資料

②事業者の取組

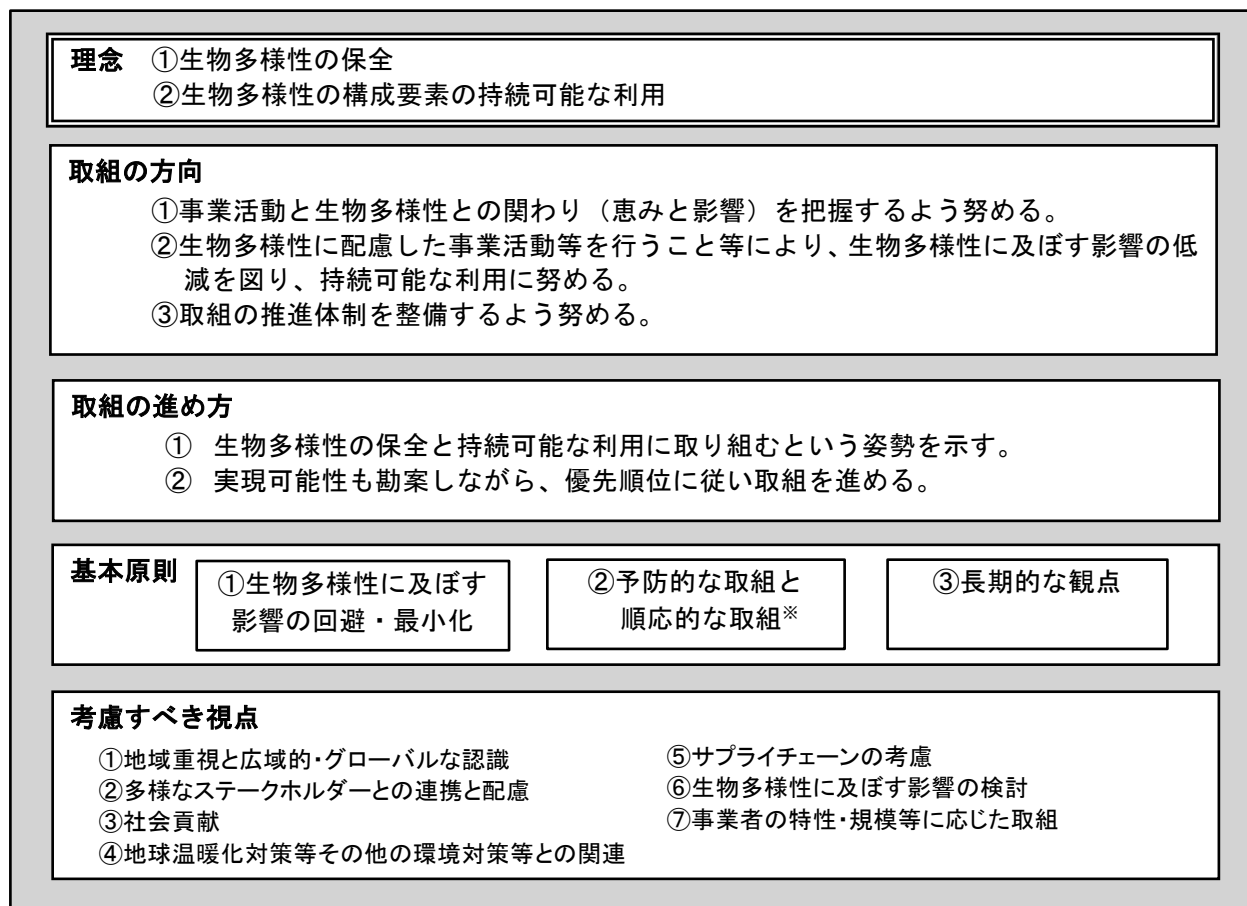
事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用、土木建築などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしており、生物多様性と密接に関連しています。COP10 で採択された愛知目標においても、「ビジネスを含む全ての関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」ことが個別目標として掲げられています。

事業者が、社会的責任（CSR）としてのさまざまな活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要です。

このため、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針

となる「生物多様性民間参画ガイドライン（図 1－4）」をホームページで周知し事業者に対する活動促進を働きかけました。また、同ガイドラインについて COP10 などの国際会議等の場で積極的に周知・配布を行い、海外に向けた発信にも努めました。

図 1－4 生物多様性民間参画ガイドラインの概要



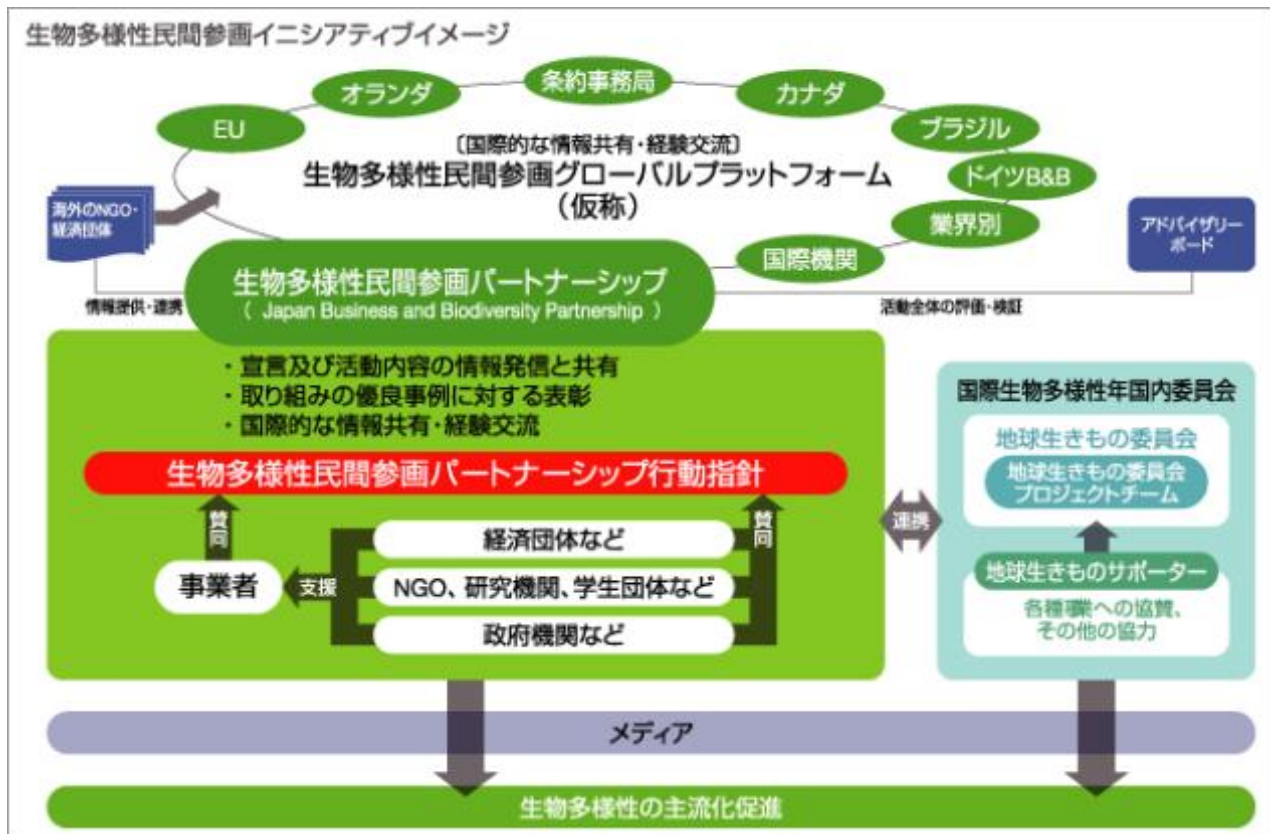
※ 予防的な取組：生物多様性に対する重大で不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的な証拠が完全でなくても、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組

順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組

出典：環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」

経済界では、COP10 の日本開催を機に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会が共同で、生物多様性への民間事業者の取組を促進することを目的として「生物多様性民間参画パートナーシップ（図 1－5）」を平成 22 年 10 月に設立しました。このパートナーシップは、企業をはじめとする幅広い主体に、生物多様性に配慮した事業活動への参画を促すための枠組みであり、平成 23 年 2 月現在、440 団体が参画しています。ドイツの「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」参加企業などとも連携して、国際的なネットワークの構築にも取り組んでいます。

図 1－5 生物多様性民間参画パートナーシップの概念図

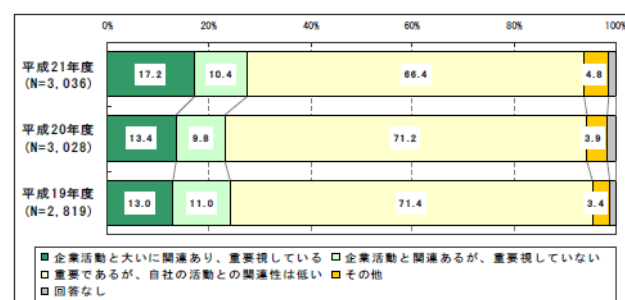


出典：生物多様性民間参画パートナーシップ事務局

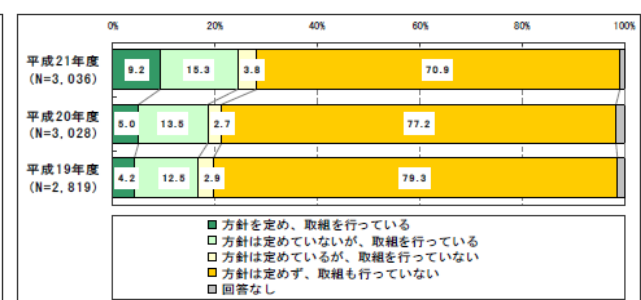
平成 22 年 8～9 月に企業に対して行ったアンケート調査（環境にやさしい企業行動調査）では、生物多様性の保全への取組と企業活動のあり方については、「企業活動と大いに関連があり、重要視している」と回答した企業の割合は 17.2% となっており、昨年度より約 4 ポイント上昇しました。また、事業活動における生物多様性保全の取組状況についても、「方針を定め、取組を行っている」「方針は定めていないが、取組を行っている」を合わせて 24.5% となっており、生物多様性保全の取組を行っている企業が年々増加しています（図 1－6）。

図 1－6 企業活動における生物多様性保全の取組

生物多様性の保全への取組と企業のあり方



生物多様性保全への取組状況



出典：環境省「環境にやさしい企業行動調査」

③消費者に向けた取組

事業者の活動は、国民一人ひとりの消費によって支えられており、消費者の選択が事業活動に大きな影響力を持っています。このため、消費者が生物多様性に配慮した商品やサービスを選択することを通じ、事業者の活動をよりよい方向に変化させていくことができます。

消費者が商品やサービスを選択する際の判断の目安とするため、持続可能な木材製品や水産物を第三者機関が認証する取組が進められています。こうした認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を平成22年度に実施しました（表1-3）。

また、全国各地で行われている生きものマークを活用した取組事例を紹介したガイドブック（図1-7）及び食料生産と生物多様性保全を両立する取組として特徴的な事例についても現地での課題等も含め紹介した冊子を作成し、イベント等を活用して普及に努めました。

図1-7 生きものマークガイドブック



出典：農林水産省資料

表1-3 主な認証制度

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)		○各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PEFC 評議会が運営する森林認証プログラム ○森林認証と林産物のフローに対する CoC (Chain of Custody) 認証がある
	FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)		○森林管理に関わる様々な利害関係者に開かれた会員制の組織である FSC による認証制度 ○森林／林地に適用される森林管理認証と CoC 認証がある
	SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議		○日本にふさわしい森林認証制度を創設するため、各界各層の幅広い分野から発起人 74 団体の賛同を得て発足した組織である「緑の循環」認証会議 (SGEC) が運営する森林認証システム ○SGEC 森林認証システムと SGEC 認証林産物流通システムがある

表 1-3 主な認証制度（つづき）

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
農産物の認証制度（生きものマーク）	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度（豊岡市）		○コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している
	ふゆみずたんぼ米（大崎市）		○蕪栗沼周辺に多数飛来するマガンなどの水鳥のねぐらを提供するため、冬期湛水を実施している水田で栽培された米を「ふゆみずたんぼ米」として販売している
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度（佐渡市）		○2008年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している
漁業認証制度	MSC (Marine Stewardship Council: 海洋管理協議会)		○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度 ○漁業者に対する認証（生産段階認証）と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、平成 20 年 9 月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得 ○平成 23 年 8 月現在、漁業の認証が 2 件
	MEL ジャパン（Marine Eco-Label Japan: 大日本水産会）		○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。第日本水産会事業部が事務局を務める。平成 19 年 12 月に発足。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。平成 23 年 11 月現在、漁業の認証が 13 件。加工流通の認証が 45 件。

④多様な主体の参画に向けた取組

○生物多様性地域連携促進法

市町村による地域連携保全活動計画の策定や地方公共団体による関係者間の連携及び協力のあっせんや情報の提供を行う拠点としての機能を担う体制の確保等を盛り込んだ、「地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」を平成 22 年 12 月に制定しました。

○地域生物多様性保全活動支援事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援するため、平成 20 年度より実施している「生物多様性保全推進支援事業」を、平成 22 年度より「地域生物多様性保全活動支援事業」として拡充しました。平成 22 年度は 39 ヶ所で実施し、平成 23 年度は 46 ヶ所で実施しました。

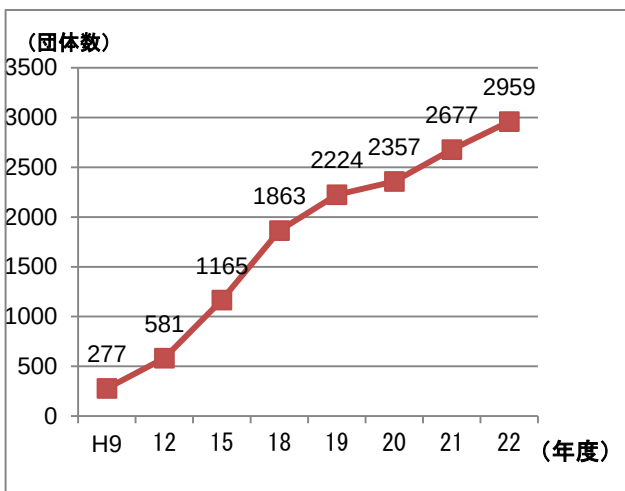
○グラウンドワーク活動

住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動を推進するため、研修会、人材育成支援、活動団体間の交流促進等を実施しました。これにより、平成 22 年度末までに参加団体数は 25 団体となり、ネットワークの構築が進みました。

○国民参加の森林づくり

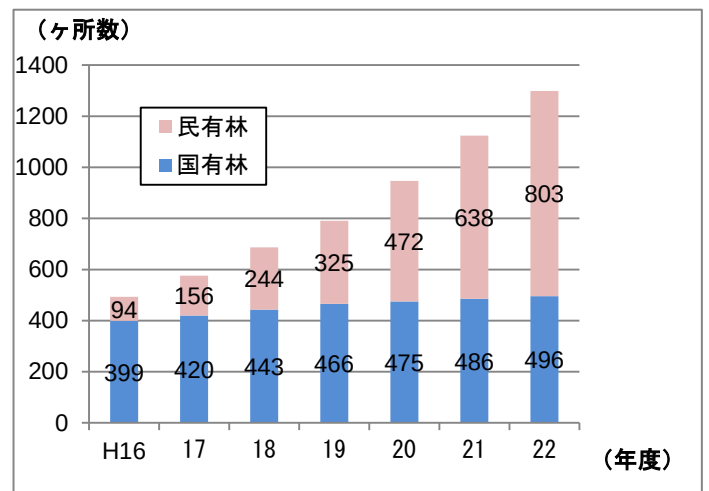
森林においては、企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進し、平成 22 年度末には森林ボランティア団体数は 2,959 団体、企業による森林づくり活動の実施個所は 1,299 箇所となり、着実に増加しています（図 1-8、図 1-9）。また、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」など、協定の締結により国有林のフィールドを提供することで多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進しました（表 1-4）。

図 1-8 森林ボランティア団体数の推移



出典：平成 22 年度森林・林業白書より作成

図 1-9 企業による森林づくり活動実施
ヶ所数の推移



出典：平成 22 年度森林・林業白書より作成

表 1-4 協定締結による国民参加の森林づくり^{もり}

制度の種類	制度の概要	実績箇所数 (平成 22 年度末)
ふれあいの森	ボランティア団体などの自主的な森林づくり活動 ^{もり} のフィールドを提供します	137
木の文化を支える森	地域の伝統文化などの継承に貢献するための国民参加による森林づくり活動へのフィールドを提供します ^{もり}	22
遊々の森	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、体験活動などへのフィールドを提供します	172

出典：林野庁資料

○市民参加型調査

身近な生きものの分布情報をウェブサイトなどを通じて収集する市民参加型調査「いきものみつけ」を平成 20 年 7 月から実施し、調査結果やとりまとめ結果をウェブサイト上で公開しました。平成 23 年度 10 月時点での報告数は 144,606 件に上ります。

また、毎年、住民との協働により全国水生生物調査を実施し、結果について公表しています。平成 22 年度は夏休み期間を中心として、多くの学校（小中学校等：約 46,000 人）や市民団体等（市民団体・子ども会・観察会等：約 22,000 人）から約 71,000 人の参加が得られました。

（４）教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換

①学校教育における取組

学校教育においては、生物多様性を含む環境教育に関する内容を充実した新学習指導要領について、一部を先行して実施しています。

生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識としていくためには、子どもの頃から自然や生きものを知り、体感することが大切です。このため、学校教育において、自然の中での宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進しました。平成 21 年度に実施した小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況調査において、宿泊を伴う体験活動のうち、全国の小学校の約 76%が自然に親しむ体験活動を行っているという結果が出ています。

また、太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備により、学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用していくエコスクールパイロット・モデル事業として、平成 23 年度に 109 校を認定し、これまでに合計で 1,235 校を認定しました。モデル事業により整備された学校施設を利用して、子どもたちが校内生きもののマップを作成するなど、環境教育の教材としてのエコスクールの活用が進んでいます。

さらに、教員の指導力向上に向けた取組として、教員等をはじめとする環境教育指導者に対する講習会を全国 7 ブロックで開催し、253 名が参加しました。また、都道府県教

育委員会などの指導主事、教員を対象とした研修を全国 2 ブロックで開催し、98 名が参加しました。

②学校外における取組

学校教育以外でも、子どもが放課後に地域の中で地域固有の自然に遊び、親しむことや、子ども以外も含めた地域の人々に対する社会教育も重要です。

平成 22 年度から、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進める「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、実証的共同研究を公募し、環境教育を中心とした取組として、平成 22 年度は 3 団体、平成 23 年度は 2 団体を採択しました。

また、社会教育施設としての博物館の役割も重要であり、博物館を活用したモデル的な学習プログラムの開発・普及、全国科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っています。

さらに、生物多様性の分野で国際的にも活躍できるよう、COP10 及び戦略計画 2011-2020 の指標に関する専門家会合等への派遣を行いました。また、国連大学高等研究所と連携し、アジアの環境大学院ネットワークである ProSPER.Net を立ち上げ、アジアの大学院レベルの教育・研究に持続可能性の教育を統合することを目指すネットワークを構築しました。

③エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法が平成 20 年 4 月に施行され、政府の基本方針「エコツーリズム基本方針」が同年 6 月に閣議決定されました。基本方針では、各地で組織するエコツーリズム推進協議会や全体構想の作成、認定に関する基本的事項等を定めています。

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の創意工夫を活かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発事業、ノウハウの確立、人材育成、地域の取組支援等を総合的に実施しました。

平成 22 年度に実施した第 6 回エコツーリズム大賞では、高知県柏島をまるごとフィールドにし、地域住民等の様々な主体とともに持続可能な里海づくりを持続的に展開している NPO 法人黒潮実感センターが大賞を受賞しました（表 1-5）。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設について Web サイト「エコツアー総覧」により紹介をしており、平成 22 年度は 911,457 件のアクセスがありました。

さらに、エコツーリズムに取り組む地域に向け、平成 22 年度はアドバイザーの派遣等を行うとともに、平成 23 年度は地域コーディネーターを活用したエコツアープログラムの作成等の取組に対し支援を行っています。

こうした取組を通じて、エコツーリズム推進全体構想策定の動きが徐々に活発化してきています。

表 1-5 第 6 回エコツーリズム大賞受賞者一覧

	受賞団体	活動概要
大賞	特定非営利活動法人 黒潮実感センター（高知県）	高知県西南端の島、柏島を「島が丸ごと博物館（ミュージアム）」と捉え、持続可能な里海づくりを目指して活動している。(1) 自然を実感する取組、(2) 自然を活かした暮らし作りのお手伝い、(3) 自然と暮らしを守る取組の 3 つを活動の柱としている。里海を「人が海からの豊かな恵みを享受するだけでなく、人も海を耕し、育み、守る」、人と海が共存できる海と捉え、これらの活動を地域住民や行政、大学等の様々な主体とともに進めている。
優秀賞	有限会社 リボン<エコツーリズム・ネットワーク>（東京都）	エコツーリズムを基盤とした旅行会社として創業 10 年。循環型社会を創造するために会社はどんな役割を果たせるか。ツアーディレクターとインタープリターの連携プレーにより、主たるテーマを楽しく安全に学び、遊ぶことを達成させている。そして地域の宝（自然資源や文化や人）を発見し、協働し、人々に繋ぐのが自分達のミッションではないかと考え活動している。
	宮津市エコツーリズム推進協議会（京都府）	天橋立と中山間地域の資源をつなごうと、2008 年に宮津市エコツーリズム推進協議会が設立された。「天橋立プラスワン事業（天橋立＋地域資源）」として、天橋立と天橋立を形成してきた周囲の海・里・山の豊かな自然のつながりを来訪者に体感していただく仕組みづくりに取り組んでいる。住民が主役となって観光地としての魅力づくりと周辺地域の地域振興を目指すエコツーリズムの仕組みづくりを進めている。
特別賞	尾瀬認定ガイド協議会（群馬県）	関係行政・自然保護団体・ガイド事業者で協議会を設立し、「尾瀬自然ガイド」と「尾瀬登山ガイド」の 2 種類の認定を行っている。認定されたガイドは、協議会が年 3 回のガイド向け研修を行う事で、認定後のスキルアップを図っている。
	社団法人 若狭三方五湖観光協会（福井県）	ラムサール条約登録地「三方五湖」を含めた、海湖川里山が全てそろった若狭特有の自然環境を活かし、「若狭三方五湖わんぱく隊」の活動を行っている。「若狭でしかできないエコツアー」を展開し、本年度で 21 年目を迎えている。
	特定非営利活動法人 霧ヶ峰基金（長野県）	霧ヶ峰を訪れた方に、その魅力をゆっくりと満喫していただける機会を提供している。生まれた利益などを霧ヶ峰の環境保全、魅力の維持・改善に役立てている。このように持続可能な形で、霧ヶ峰型エコツーリズムの普及をはかり、確立をしている。
	特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校（宮崎県）	豊かな自然と人間味あふれる人を主体とし、自然学校という手法を使って地域を活性化している。高齢化、少子化が急速に進む中で、放課後毎日子ども教室を開催し、地域の子どもたちに地域の大人が関わり育成する。その他体験型観光の確立、伝統芸能の継承などを行っている。

出典：環境省資料

④自然とふれあう機会の提供

子どもの豊かな心を育み、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、平成20年度から平成22年度までに、115地域の受入モデル地域の整備を行い、543校が活動を実施しました。

自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進することにより、青少年の自然体験活動の機会を拡充しました。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国に設置する27の国立青少年教育施設において、その立地する豊かな自然環境を活かしながら、青少年等に対し、自然とふれあい、その豊かさを実感できる機会を提供しました。また、環境教育事業や自然体験活動の指導者養成事業を47事業実施し、約2,000人が参加しました。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については1,429件（平成23年度）を採択しました。

子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の受入可能施設の増加に向けた働きかけと、活動実績、施設等に係る情報の収集・提供を実施しました。平成22年度においては、3県（8市町村）で森林環境教育の推進の場、林業体験学習の場等の森林及び施設の整備に対する支援を実施しました。

「子どもの水辺」再発見プロジェクトでは、地域の河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っています。平成22年度末の「子どもの水辺」登録箇所は290ヶ所となっています。

一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を開催し、環境保全・環境教育の推進を図っています。平成22年度は全国各地で13件開催しました。

生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施しました。

優れた自然環境を有する国立公園のビジターセンター等100ヶ所をめぐりながら、自然とふれあい、生物多様性を学ぶ「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施し、平成23年7月までに107,000人が参加しています。

2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

佐渡におけるトキの野生復帰及び奄美大島におけるジャワマングースの駆除については、達成率を正確に把握することは困難であるものの、計画的な事業の実施により着実に成果を挙げています。トキについては、平成 20 年以降毎年放鳥を続け、平成 23 年 7 月までに 4 回、計 60 羽の放鳥を行いました。野生下で確認されるトキの数は着実に増加していますが、現時点で野生下での繁殖は確認されていません。今後もトキの定着に向けて、生息環境の改善と計画的な放鳥を継続していきます。ジャワマングースの駆除については、平成 21 年度と比較し、平成 22 年度の単位捕獲努力量当たりの捕獲効率が 1/2 程度にまで減少するとともに、在来種の回復が確認されており、ジャワマングースが低密度になってきていると考えられます。低密度になるほど、捕獲は困難になるため、目標達成に向け着実な工程管理が必要です。都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画については、平成 23 年 4 月現在 117 となっています。

バイオマスの利活用に関する数値目標については、廃棄物系バイオマスの利用率が順調に増加している一方で、未利用バイオマスの利用率は 17%に留まっています。未利用バイオマスについては、効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面等で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が要因であると考えられます。また、バイオマスタウン構想の策定数については、平成 23 年 4 月末現在、318 地区で策定されるなど目標を上回っていますが、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在するなどの課題もあります。

表 2－1 基本戦略 2 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
エコファーマー認定件数	191,846 件 [H21. 9]	212,053 件 [H23. 3]	200,000 件 [H22. 3]	247%
国内希少野生動植物種数	－ (82 種) [H22. 3]	5 種増 (87 種) [H23. 7]	5 種増 (87 種) [H24. 10]	100%
トキ野生個体数	【参考】22 羽確認 [H22. 3]	【参考】37 羽確認 [H23. 7]	60 羽定着 [H27]	－
特定鳥獣保護管理計画策定数	107 計画 [H21. 11]	117 計画 [H23. 4]	170 計画 [H24. 12]	16%
奄美大島ジャワマングース	【参考】CPUE 0.028 [H21]	【参考】CPUE 0.014 [H22]	0 頭 [H26]	－
廃棄物系バイオマス利用率	74% [H21. 3]	86% [H22. 12]	80% [H22]	200%
未利用バイオマス	17% [H21. 3]	17% [H22. 12]	25% [H22]	0 %
バイオマスタウン構想	237 地区 [H22. 2]	318 地区 [H23. 4]	300 地区 [H23. 3]	128%

※CPUE：100 わな日あたりのマングース捕獲数

（２）里地里山の保全や野生鳥獣との共存

①里地里山の保全活用に関する事例収集及び情報発信等

里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成 22 年 9 月に「里地里山保全活用行動計画」をとりまとめました（図 2-1）。「里地里山保全活用行動計画」では、里地里山の重要性や保全活用の理念、方向性などの重要なポイントを示し、そのポイントを実践している具体的な事例を挙げて整理しています。

そのほか、地域の関心に応じた「目的・進め方」とその実現に向けた「手法」から、役立ちそうな取組事例集を作成するとともに、里ナビホームページ（<http://www.satonavi.go.jp/>）において、検索可能なデータベースとして国内外を併せて 479 事例を掲載しています。

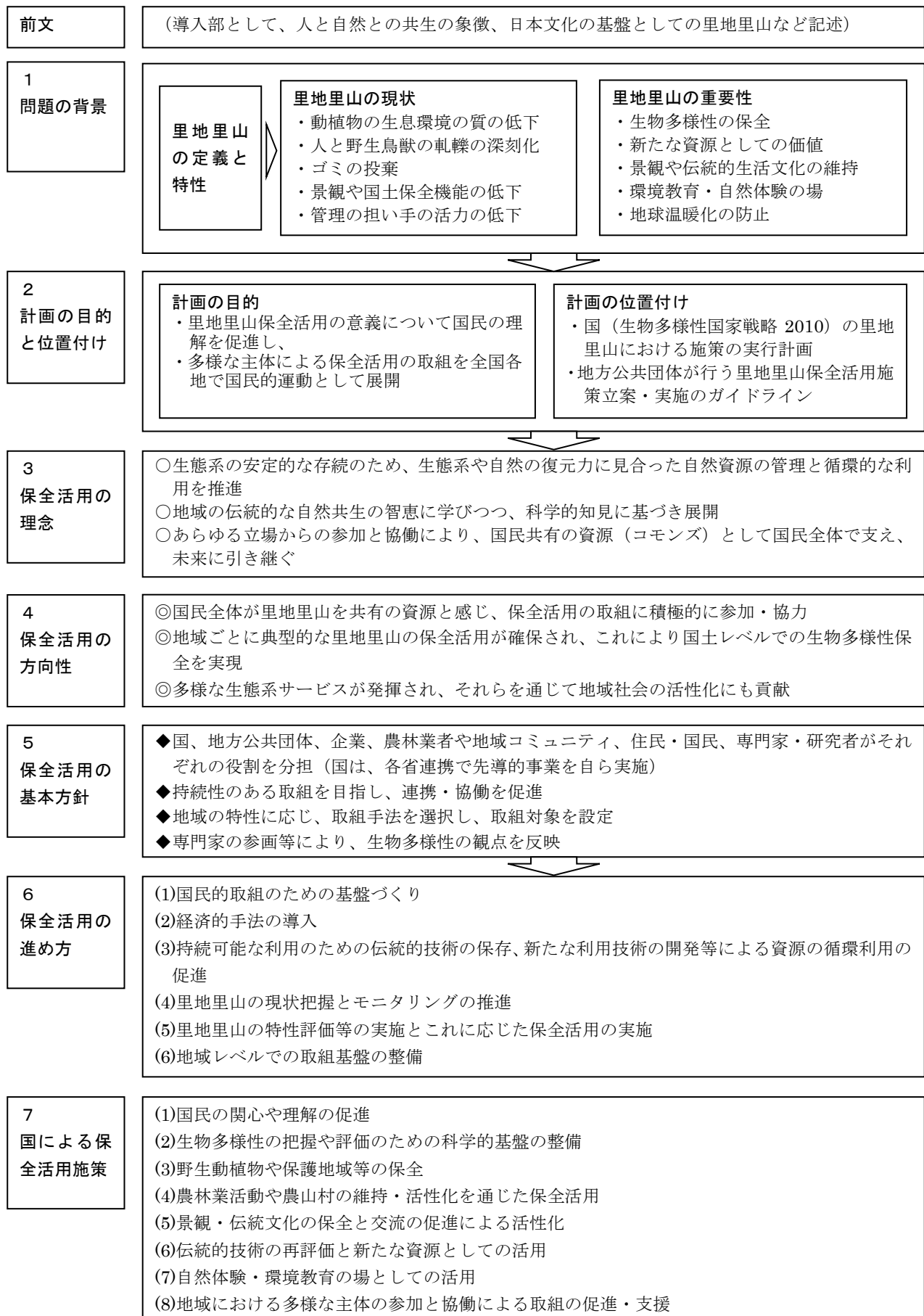
また、平成 22 年 9 月から 11 月にかけて、全国 10 ヶ所で保全活動団体を主な対象として、特徴的な取組の紹介、保全活動における技術的課題と解決手法、保全活動における工夫等、効果的かつ継続的な取組とするための技術的な方策についての講演と事例報告を行う里ナビ研修会を開催しました。

②新たな利活用方策の検討

平成 23 年 3 月に里地里山の新たな利活用方策として野生生物に着目し、特定の生きものをシンボルとした地域ブランドの創出、エコツーリズム、環境教育プログラムなどによる地域活性化について、実践している地域の事例を収集するなど、こうした取組を全国に適用可能とするための検討を開始しました。平成 23 年度には全国 10 地域において試行的取組を実践する予定です。

また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討も開始しています。

図 2-1 里地里山保全活用行動計画の全体構成

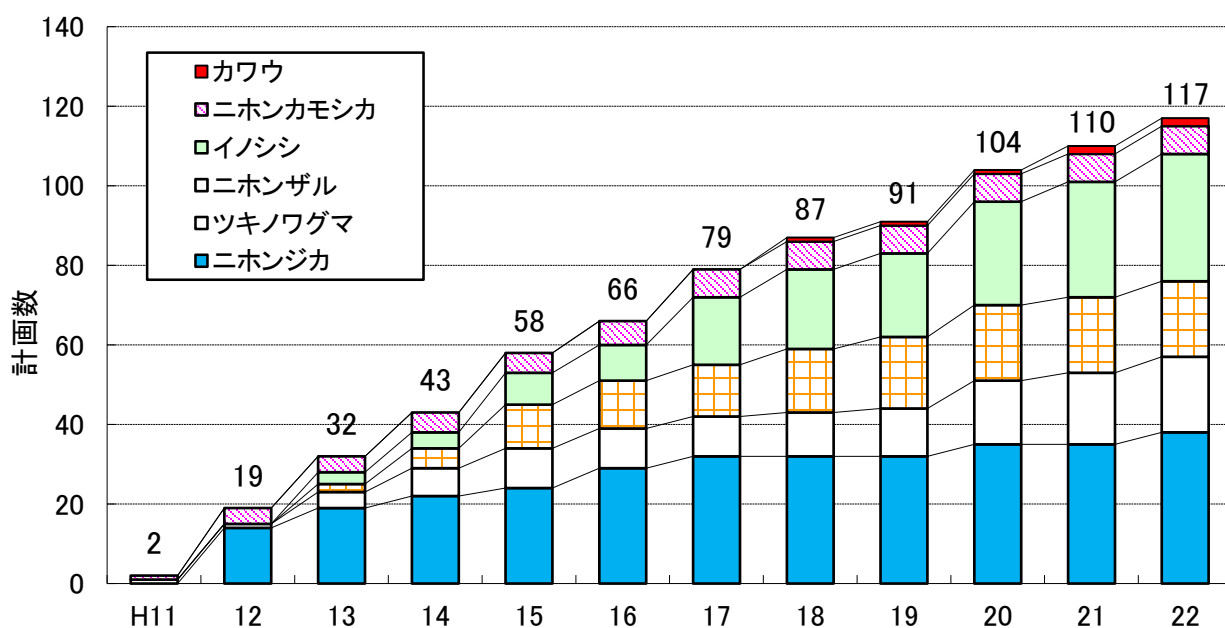


③野生鳥獣との共存

野生鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため、特定鳥獣保護管理計画に基づく取組や、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画（以下、被害防止計画）に基づく取組を進めています。

特定鳥獣保護管理計画については、最新の知見や現状を踏まえ、特定計画作成のためのガイドラインを改訂し、都道府県に対して積極的にマニュアルの普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進しました。平成 23 年 4 月現在で 117 計画が策定されています（図 2-2）。

図 2-2 特定鳥獣保護管理計画策定数の推移



出典：環境省資料

被害防止計画については、平成 23 年 4 月末現在で 1,128 市町村が計画を作成しており、鳥獣被害防止総合対策交付金により、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援しました。平成 22 年度は、全国 581 の地域協議会等における鳥獣被害防止対策の取組を支援しました。

個体群が広域的に分布または移動する鳥獣の保護管理に当たっては、単独の都道府県による取組だけでは十分な効果が望めないことから、広域的な保護管理を推進するため、カワウ 2 地域、クマ 1 地域、シカ 1 地域について広域保護管理指針を作成し、協議会の運営等を行っています。また、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、担当者会議等を通じた意見交換、情報収集等を実施しています。

国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方公共団体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、森林管理署職員自らによるくくりワナの設置による

シカの捕獲やエゾジカの捕獲を支援するための林道除雪など個体数管理に向けた取り組み、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進しました。また、シカの生息状況を踏まえた防護柵の設置や、野生鳥獣の生息環境整備のため針広混交林誘導、保護林や緑の回廊の設定・拡充を実施しました。さらに、クマによる剥皮被害実態や各種防除資材の効果調査、クマの餌となるブナの結実予測等を実施しました。

野生鳥獣の保護管理を行う担い手づくりとして、人材育成事業、各地方公共団体におけるわな猟免許取得の推進、特定計画の策定及び適切な実施の推進に向けた地方公共団体職員向けの研修を実施しています。平成 20 年度より、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録する事業を実施しており、平成 23 年 7 月現在 86 人が登録しています。国有林では、捕獲マニュアルの作成等による捕獲技術の向上を図っています。

また、平成 22 年度秋から 23 年度春にかけて、16 道府県において 60 羽の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づいて監視の強化、ウイルス保有状況調査等を実施しました。

（３）生物多様性の保全に貢献する農林水産業

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全は不可欠です。

このため、「農林水産省生物多様性戦略（平成 19 年 7 月）」に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。「農林水産省生物多様性戦略」については、COP10 の決議等を踏まえた見直しの検討を進めています。

生物多様性の保全をより重視した農業生産を推進するため、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、平成 22 年には全国 45 地区において支援を実施しました。さらに、生物多様性保全も含む、環境保全型農業に係る研究会・交流会を全国 7 ヶ所で開催しました。こうした、有機農業をはじめとする環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者や団体等を表彰する環境保全型農業推進コンクールを実施し、平成 22 年には 8 事例について農林水産大臣賞を授与しました（表 2－2）。

これらの取組に加え、平成 23 年度からは、冬期湛水管理など生物多様性保全等に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくため、当該営農活動に取り組む農業者に対する直接支援である環境保全型農業直接支援対策を開始しています。

これらの取組を効果的に推進するため、指標生物を用いて環境保全型農業の効果を把握できる評価手法の案を作成しました。評価手法案の作成にあたっては、平成 22 年度までに全国 274 地点において農法・農業技術の影響を最も受けやすい昆虫を中心に約 200 万個体を調査し、環境保全型農業に特異的に現れる生物を指標の候補として選抜しました。

また、山村等において、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしな

が行われている活動を再評価、応援するなどにより、幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進しました。平成 22 年度においては、NPO 法人等が行う、森林・山村体験や森林由来の地域資源を活用した山村地域におけるビジネス創出のための 28 件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施しました。

表 2－2 平成 22 年度環境保全型農業推進コンクール 農林水産大臣賞受賞者一覧

受賞団体	活動概要
J Aいわて中央りんご部会 (岩手県)	地域統一の防除体系により、取組面積が 717ha と面的な広がりをもった特別栽培（農薬・化学肥料を慣行の 5 割以上減らした栽培）の取組を行っている。部会全体で技術向上のために技術レベルをランキングし底上げを図り、病虫害の発生予察や隔年防除を実施している。
渡辺果樹園 (福島県)	化学肥料を一切使わず、自家製堆肥による土づくりを基礎として、樹勢を良好に保ち、病気にかかりにくい日本ナシの栽培技術を定着させた。地域で研究会を立ち上げ、技術の普及にも取り組んでいる。
三区町環境保全隊 (栃木県)	地域内の水稻農家の 9 割以上が化学肥料・化学合成農薬の栃木県慣行基準から 5 割削減し、生き物調査やビオトープの設置など、農村環境の保全に取り組んでいる。また、若手農業者組織により将来の地域の農業・農村環境の構想づくりが開始されている。
J A豊橋茄子部会 (愛知県)	ナスの草勢に応じた栄養診断の実施による肥培管理、太陽熱消毒や防虫ネットなどの従来からの技術に加えて天敵導入の実用性の検証を行い、IPM（総合的病虫害管理）が確立されつつある。また、部会が確立した技術が JA 内の他の部会にも広がっている。
美山有機農業推進協議会 (京都府)	栽培品目に応じて、地域にあった栽培技術を実践し、実証圃場の設置により新技術の検証を行い新たな知見や情報収集に尽力していること、美山農産物認証制度等を利用しブランド化を行うなど、当該地域以外の南丹市全域に広がりを見せている。
農事組合法人 有田コープファーム (和歌山県)	8 割以上の組合員がミカンでエコファーマーの認定を受け、化学合成農薬の 3 割以上削減を行い、有機質肥料の利用や土壌診断に基づく適正施肥、除草剤の使用削減のためのナギナタガヤの栽培に取り組んでいる。毎年 500 名以上の幅広い世代の消費者との交流を行っている。
泉 精一 (愛媛県)	柑橘栽培に養鶏を取り入れ独自の栽培体系を確立し循環型農業に取り組んでいる。土着微生物の発酵資材等を活用した技術をはじめとして創意工夫を行い、複数の技術を確立し実践している。「中島ゆうきの里」では研修生の受け入れによる有機農業の普及に取り組んでいる。
佐藤柑橘園 (佐賀県)	昭和 62 年より全圃場で無農薬、無化学肥料栽培の取組を開始し、現在面積を広げて有機栽培に取り組んでいる。草生栽培技術の実践により気象条件に左右されない高品質果実の生産を可能にしている。オーナー制度などにより積極的に消費者との交流を行っている。

出典：農林水産省資料

（４）多様な野生生物をはぐくむ空間づくり

①絶滅のおそれのある種の保護

平成 24 年頃を目途にレッドリストの見直しを予定しており、平成 22 年度は絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、個々の種のランクの検討を実施しました。平成 23 年 3 月には、レッドリストの中から、特に捕獲圧の高い昆虫 5 種を絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（以下、種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に追加しました（写真）。

また、平成 23 年度に、種の保存法をはじめとする各種関連制度による絶滅のおそれのある野生動植物の保全の状況を把握し、今後取り組むべき方向性を明らかにするための点検に着手しています。

写真 新たに国内希少野生動植物種に追加した希少昆虫（５種のうち３種）



ヨナグニマルバネクワガタ



マルコガタノゲンゴロウ



ヒョウモンモドキ

写真：環境省

トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなどの保護増殖を進め、野生復帰を進めるためには、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の保全整備が必要であり、こうした取組は多様な野生生物をはぐくむ空間づくりの象徴として重要です。

トキについては、佐渡トキ保護センター等における人工繁殖の取組により、平成 23 年 7 月現在で飼育下個体数が 188 羽にまで増加しました。また、平成 27 年ごろを小佐渡東部地域に 60 羽程度のトキを定着させることを目標として、関係省庁の連携の下で、トキの餌場環境の整備や営巣木の保存を実施し適切な生息環境の保全整備を図るなど野生復帰に向けた取組も進めています。平成 19 年に開設した野生復帰ステーションでの順化訓練を経て、平成 20 年 9 月から平成 23 年 3 月までに、計 4 回で 60 羽のトキを放鳥し、平成 23 年 7 月現在、野外で確認されている個体は 37 羽となっています（図 2－3）。

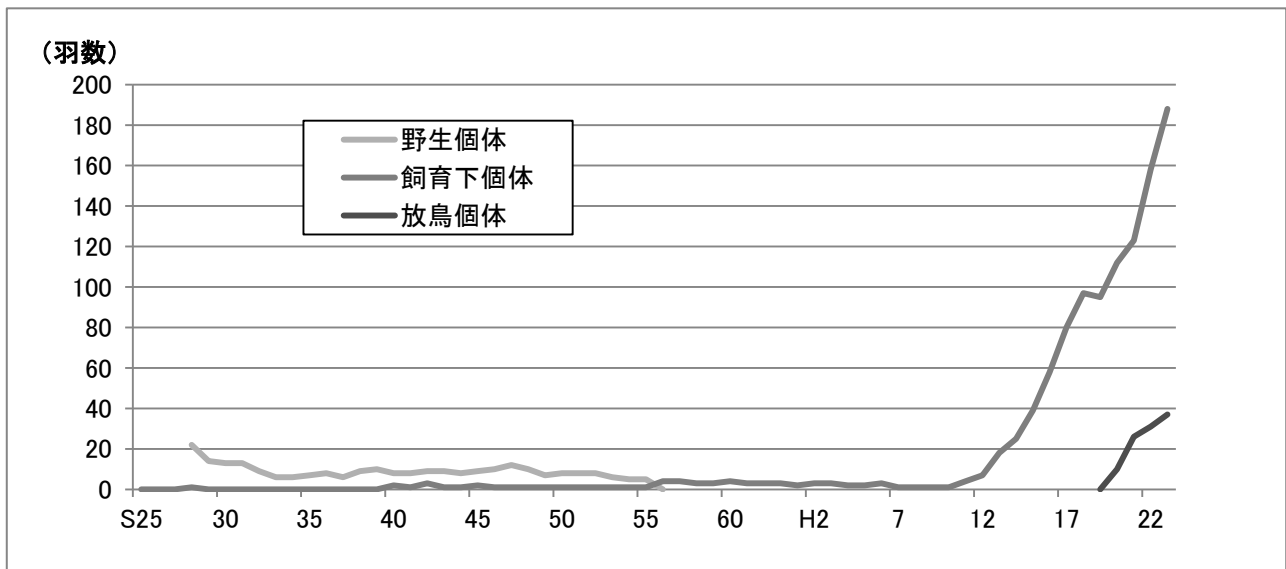
ツシマヤマネコについては、（社）日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、平成 23 年 7 月現在、5 つの動物園等にて 35 頭の飼育下繁殖個体を飼育しています。また、平成 23 年度に対馬の下島にて飼育下繁殖個体を野生復帰するための訓練を行う野生順化施設の整備に向け具体的な検討を行いました。

ヤンバルクイナについては、平成 20～22 年度に飼育下繁殖施設を設置し、平成 21 年度より飼育下繁殖に向けた取組を本格化しました。繁殖技術の確立等に努め、平成 23 年

6 月末現在で 60 羽程度のヤンバルクイナを飼育しています。

国有林においては、国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施し、ヒメバラモミについては、増殖・保存を行うため平成 17 年度から増殖してきたクローン苗を平成 22 年 5 月に植栽し、遺伝資源林 2 箇所 2 ha を造成しました。

図 2－3 トキ個体数の変遷



出典：環境省資料

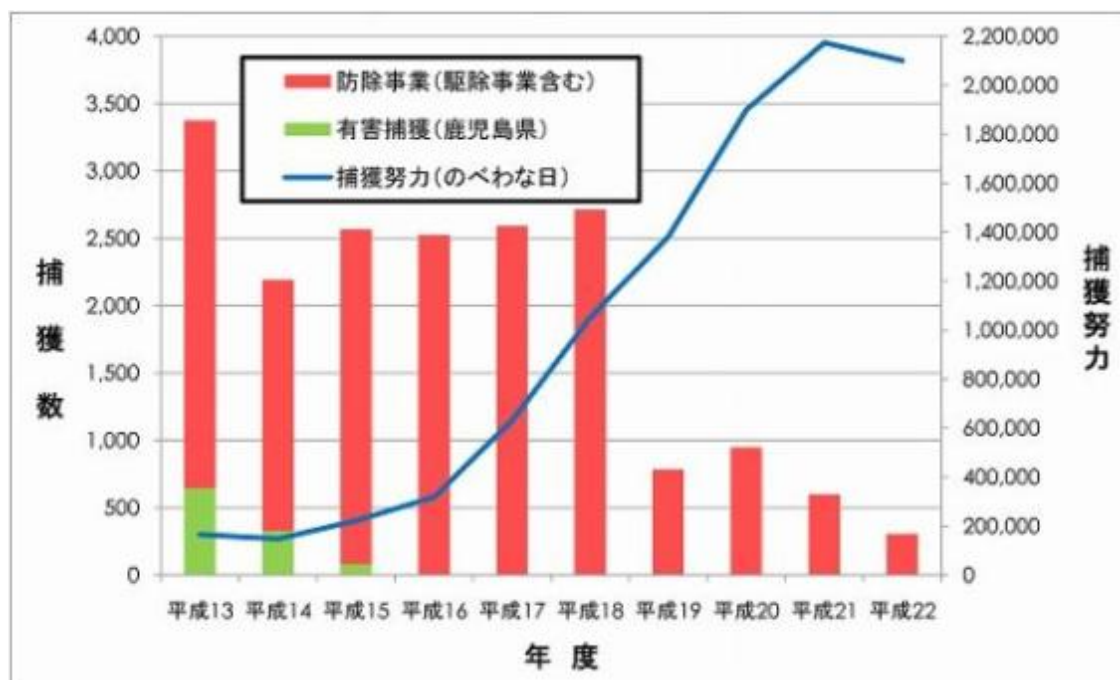
②外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、105 種類の特定外来生物（平成 23 年 7 月現在）の輸入、飼養等を規制しています。外来種による影響は、特に、固有の野生生物が生息・生育する島嶼部など特有の生態系を有する地域において大きいと見られ、防除などの対策を進めていきます（図 2－4、図 2－5）。

奄美大島、沖縄島北部地域（やんばる）において、平成 26 年度までの根絶を目標としたジャワマングースの防除事業を実施しています。その結果、年々、単位捕獲努力量当たりの捕獲数が減少していることから、低密度化しつつあると考えられています。

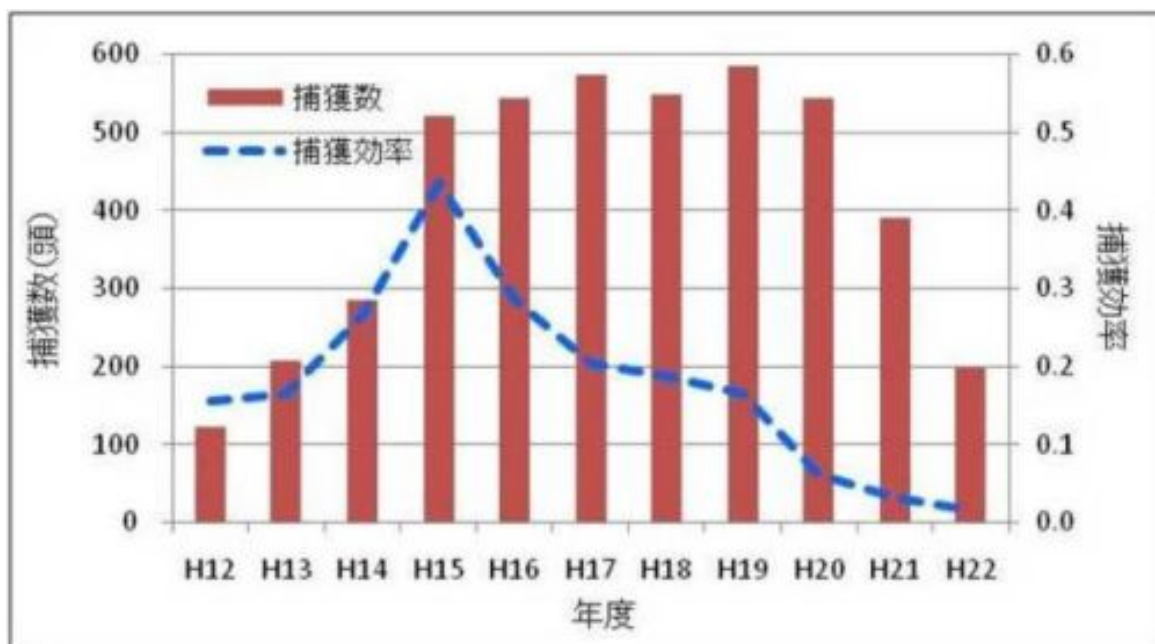
また、小笠原諸島の保安全管理にあたっては、世界自然遺産地域に係る管理計画に沿って外来生物対策を行っています。ネズミの駆除対策を実施した一部の島では陸産貝類や鳥類の生息環境が改善し、アカギ駆除を実施した地域ではトンボ類の生息環境が改善するなど、生態系管理に効果を確認しました。父島においては、ノネコ及びノヤギの希少野生動植物への影響を防止するための侵入防止柵を設置しています。国有林では新たな外来生物の侵入・拡散防止等を目的として、小笠原諸島森林生態系保護地域における立ち入りをあらかじめ指定したルートに限定するとともに、利用ルート入口に設置された外来種除去装置により外来種子等の除去を行うなどの利用のルールを徹底を図っており、関係機関が連携を図りながら効果的な保安全管理を推進しています。小笠原諸島は、国際的にも例外的といえるほどの外来生物対策の進展などが評価され、平成 23 年 6 月にわが国で 4 番目となる世界自然遺産に登録されました。

図２－４ 奄美大島におけるジャワマングースの捕獲頭数及び捕獲努力の経年変化（環境省による防除）



出典：環境省資料

図２－５ 沖縄県北部地域（やんばる）におけるジャワマングースの捕獲頭数と捕獲効率の経年変化（環境省と沖縄県による防除）



出典：環境省資料

（５）自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

① バイオマスの利活用

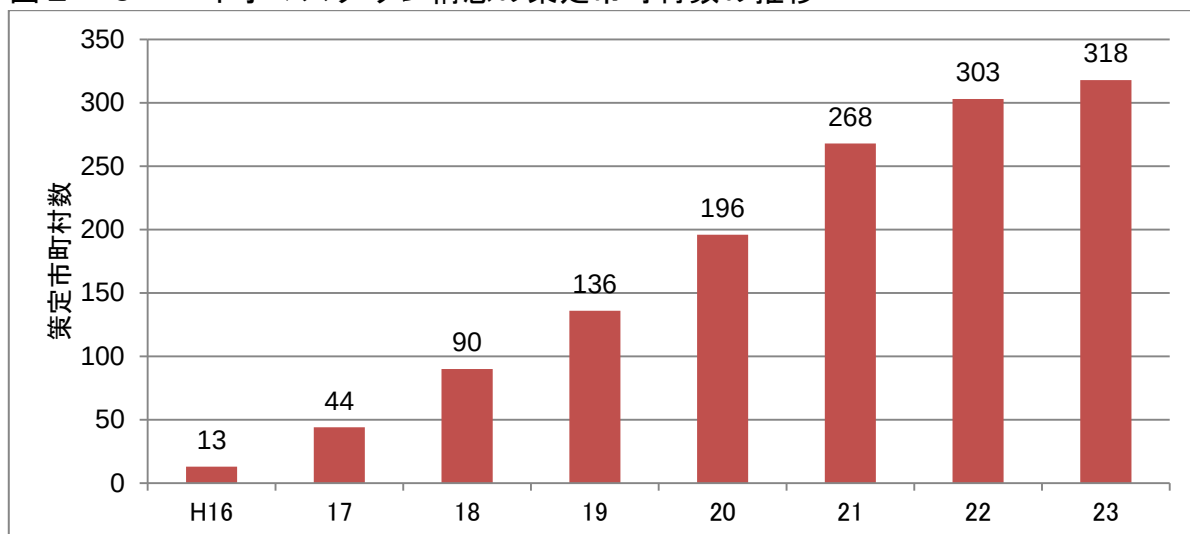
資源採取に伴う生息・生育環境の損失を防止し、自然界における適正な物質循環を確保するため、自然界での再生が可能であるバイオマスなどの持続可能な利活用を推進しています。

バイオマスの活用推進については、「バイオマス・ニッポン総合戦略（2002 年 12 月閣議決定、2006 年 3 月改訂）」に基づき、2010 年度を目標年度として、バイオマスをエネルギーや製品として、総合的に最大限活用するための取組を推進してきました。廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で 80%以上活用するという目標に対して、利用率が 86%となっており既に目標を上回る成果を上げています。一方で、未利用バイオマスについては、炭素量換算で 25%以上活用するという目標に対して、利用率は 17%に留まっています。また、市町村が中心となって作成するバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想」については、平成 23 年 4 月末現在、318 地区で策定されています（図 2－6）。

バイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、平成 22（2010）年 12 月には、バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）に基づき、バイオマスの活用を活用する施策についての基本的方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等を定めたバイオマス活用推進基本計画が閣議決定されました。この基本計画では、平成 32（2020）年までに国が達成すべき目標として、炭素量換算で年間 2600 万トンのバイオマスを活用すること、600 市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定すること、バイオマスを活用する約 5000 億円規模のバイオマスを活用することが掲げられており、今後その目標達成に向けて、バイオマスの生産、流通、利用の段階が有機的に連携し、事業として成立し得る利用体系を構築していくことが重要です。

（※従来のバイオマスタウン構想の募集・公表は平成 23 年 4 月 28 日をもって終了しています。）

図 2－6 バイオマスタウン構想の策定市町村数の推移



出典：農林水産省資料

3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

現在指定されているすべての国立・国定公園（国立 29、国定 56 公園）について、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から抽出した重要な地域との重複状況を分析し、今後 10 年間を目途に国立・国定公園の新規指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地を 18 地域選定しました。

保安林については、平成 35 年度末までに 1,269 万 ha を指定することを目標としています。平成 21 年 3 月末に 1,191 万 ha だった指定面積は、平成 23 年 3 月末には 1,202 万 ha となり、着実に増加しています。

平成 24 年にルーマニアで開催されるラムサール条約第 11 回締約国会議までに、国内の条約湿地を新たに 6 ヶ所増やすことを目標としており、国内法に基づく担保措置や地元の合意等を得るため、順次調整中です。登録が完了した湿地はないものの、進捗状況は良好です。

自然再生推進法に基づく自然再生推進協議会の設置数については、平成 24 年度までに新たに 8 ヶ所増やすことを目標としていますが、平成 23 年 7 月までに新たに設置した協議会は、上山高原自然再生協議会（兵庫県）と、三方五湖自然再生協議会（福井県）の 2 ヶ所です。このままでは目標を達成できない可能性が高いため、引き続き、各地の自然再生に係る取組事例の収集・提供等を行うほか、自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、よりの確に課題に対応した普及啓発活動を実施することが必要です。

表 3－1 基本戦略 3 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
国立・国定公園の指定状況の見直し	— [H19. 11]	全 85 公園を 対象に実施 [H22. 10]	全 85 公園を 対象に実施 [H25. 3]	100%
保安林指定面積	1,191 万 ha [H21. 3]	1,202 万 ha [H23. 3]	1,269 万 ha [H36. 3]	14%
ラムサール条約湿地登録数	— (37 ヶ所) [H22. 3]	0 ヶ所増 (37 ヶ所) [H23. 7]	6 ヶ所増 (43 ヶ所) [H24. 6]	0 %
自然再生協議会設置数	— (21 ヶ所) [H22. 3]	2 ヶ所増 (23 ヶ所) [H23. 7]	8 ヶ所増 (29 ヶ所) [H25. 3]	25%
漁業集落排水処理人口比率	41% [H19. 10]	49% [H22. 10]	概ね 60% [H24. 3]	42%

(2) 生態系ネットワークと保護地域及び自然再生

①生態系ネットワークの検討

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは損なわれた生物相の回復を図るため、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保された生態系ネットワークの形成を進めることが重要です。このため、持続的なエコロジカル・ネットワークの形成に向けたマネジメント手法の検討を行うとともに、取組効果の評価等を実施しました。平成 21 年度には、全

国エコロジカル・ネットワーク構想を策定し、その後、中部圏及び四国圏において生態系ネットワークの図化を行いました。

また、国有林は、溪流など水辺等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、農地、河川、海と言った森林以外の様々な生態系とも結びついています。このため、溪流沿い等水辺の森林等の適切な保全管理を推進するとともに、森林等の連続性の確保の観点から、野生動植物種の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、その取扱いについて検討しました。

②自然公園等による重要地域の保全

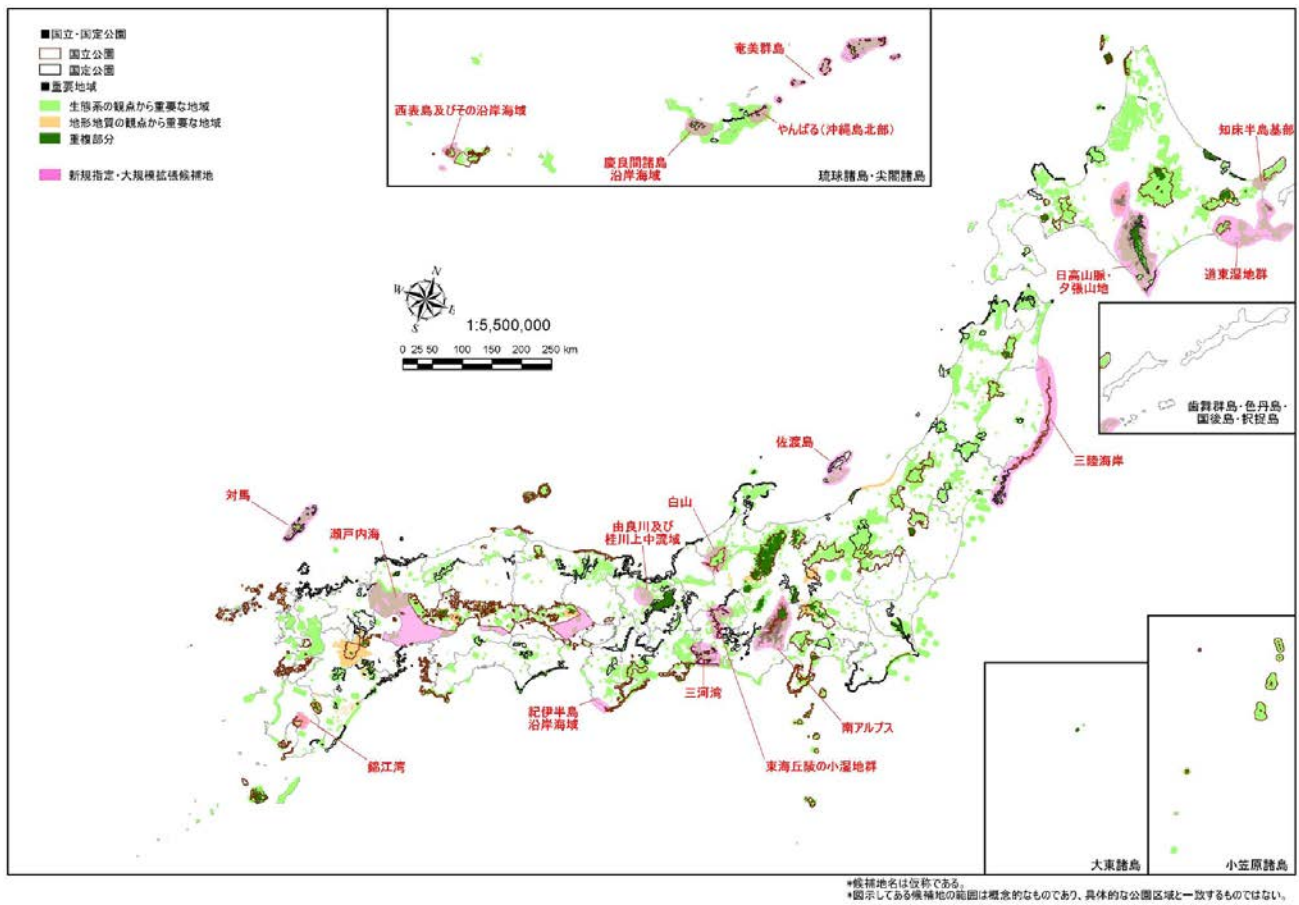
脊梁山脈を中心に国土の 14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要です。このような国立・国定公園について、知床国立公園で 3ha、上信越国立公園で 26ha、愛知高原国定公園で 32ha、蔵王国定公園で 0.4ha の拡張を行いました。

また、自然環境や社会状況の変化及び風景評価の多様化に対応して、国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、平成 22 年 10 月に「国立・国定公園総点検事業について」としてその成果を公表しました。その結果、新たな国立・国定公園の指定又は大規模な拡張を行う候補地として、鹿児島県の奄美群島や沖縄県のやんばる地域等を含む、18 地域が選定されました（図 3-1）。全国的に国立・国定公園の候補地を検討し、公表するのは昭和 46 年以来 39 年ぶりであり、科学的データに基づく分析は初めてのことです。候補地については、今後、利用のあり方、権利関係等を含めた調査、調整等を行い、これらを踏まえて 10 年間を目途に具体的な区域の指定を検討します。

国土面積の 2 割を占める国有林については、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしています。その中でも特に原始的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については「保護林」に設定するとともに、適切な保全・管理を実施しています。平成 22 年度には、日高山脈から大雪山系における森林生態系保護地域等の区域の見直しによる大幅な新設・拡張を行ったほか、九千部山植物群落保護林の新規設定や鳥海山植物群落保護林、鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林の拡張を行うなど、全国で 14 万 7 千 ha の「保護林」の新設・拡張を行いました。平成 23 年 4 月現在、全国で 840 ヶ所（903 千 ha）の「保護林」を設定しています。

また、「保護林」の設定状況を客観的に把握するため 5 年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査するとともに、適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルール確立とその内容の普及等を実施しました。

図3-1 生態系・地形地質の観点から重要な地域の分布と新規指定・大規模拡張候補地〔全国〕



出典：環境省資料

また、自然公園の一部の地域で発生している、シカによる自然植生等への食害、外来植物の進入による在来植物の駆逐などの深刻な問題に対応するため、生態系維持回復事業を実施しています。

平成 22 年に、知床国立公園、尾瀬国立公園、白山国立公園において関係省庁が連携して生態系維持回復事業計画を策定し、生態系維持回復事業に基づくシカの捕獲による個体数調整や仕切り柵の設置、外来植物の防除事業を実施しています（表 3－2）。

平成 23 年には、南アルプス国立公園の生態系維持回復事業計画の策定について、中央環境審議会において答申されました。また、霧島屋久国立公園の霧島地域及び屋久島地域における生態系維持回復事業計画については、平成 23 年度内を目途に策定を目指しています。

表 3－2 現在実施している生態系維持回復事業計画の概要及び実施状況

公園名	知床国立公園	尾瀬国立公園	白山国立公園
策定者	農林水産省 環境省	農林水産省 環境省	農林水産省 国土交通省 環境省
事業を行う区域	知床国立公園全域	尾瀬国立公園全域	白山国立公園全域
事業を行う期間	平成 22 年 10 月 21 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 10 月 21 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 1 月 25 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
事業の目標	エゾシカの防除等を行い、知床国立公園におけるエゾシカの採食圧による影響の低減を図ることにより、知床国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。	ニホンジカの防除等を行い、尾瀬国立公園におけるニホンジカの採食圧による影響の低減を図ることにより、尾瀬国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。	外来植物の防除等を行い、白山国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。
事業計画書	知床生態系維持回復事業計画	尾瀬生態系維持回復事業計画	白山生態系維持回復事業計画

出典：環境省資料

③生態的回廊の確保

国有林は、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、適切な保全・管理を実施しています。平成 22 年度には、地方自治体とも連携を図りながら、日高山脈から大雪山系における大幅な「保護林」や「緑の回廊」の区域の見直しを行い、7 千 ha の「緑の回廊」の新規設定を行いました。平成 23 年 4 月現在 24 ヶ所（586 千 ha）の「緑の回廊」を設定しています（図 3－2）。

また、「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動植物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹の積極的な保残や、猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施など、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を実施しました。

図 3－2 緑の回廊位置図（平成 23 年 4 月現在）



④自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、新たに2地域で設立され、平成23年7月現在、全国で23ヶ所設立されています。この中で、22ヶ所で自然再生全体構想が作成され、うち16ヶ所で自然再生事業実施計画が作成されました（図3-3、表3-3）。

図3-3 自然再生協議会の設置箇所
（平成23年7月現在）



表3-3 自然再生協議会の設置状況（平成23年7月現在）

	協議会名	位置	構成員数	設立日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	47	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	117	H15.11.15	○	○
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	62	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	36	H16.3.5	○	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	42	H16.5.25	○	○
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	36	H16.7.4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	56	H16.8.1	○	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	41	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	72	H16.11.6	○	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	30	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	47	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	39	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	16	H17.6.19	○	○
14	森古山麓高原自然再生協議会	秋田県	23	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	54	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	168	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	89	H18.2.27	○	○
18	竜串自然再生協議会	高知県	73	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	83	H19.6.30	○	—
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	38	H20.9.7	○	—
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	28	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	8	H22.3.21	○	—
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	52	H23.5.1	—	—

出典：環境省資料

（３）森林の保全・整備

①多様な森林づくりの推進

生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、川上側の取組として、適切な間伐の実施のほか、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、広葉樹林化など多様な森林づくりを推進しました。また、計画的かつ効率的な間伐等の実施に向けて作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発および実証を各地のモデル林で実施しました。さらには、国有林において、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林の整備・保全活動（モデルプロジェクト）を推進したほか、「保護林」や「緑の回廊」の設定や適切な保全管理を推進しました。

また、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、その適切な管理を一層推進するため、保安林の指定を進めており、保安林面積は平成 21 年 3 月末 1,191 万 ha から平成 23 年 3 月末 1,202 万 ha へと拡大しています。

川中・川下側の取組として、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化にむけて、木材の利用を一層推進するため、原木の安定供給体制の整備や品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給できる加工・流通体制の整備、木造による公共施設やモデル的な木造施設の整備等を実施するとともに、木質バイオマス利活用施設の整備等による木質バイオマスの利用を総合的に促進しました。

また、平成 23 年 3 月末までに 277 の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得し木材利用促進に取り組むなど、「木づかい運動」の取組を進めました。

研究・技術開発及び普及の分野においては、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、研究・技術開発を着実に実施するとともに、森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業を推進しました。また、森林・林業分野における遺伝資源の保存に関して、国有林では、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を設定し、希少・貴重な林木遺伝資源の保全管理を図っています。

適切な森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解・協力のもと、総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を促進しました。

②森林法の改正及び森林・林業基本法計画等の見直し

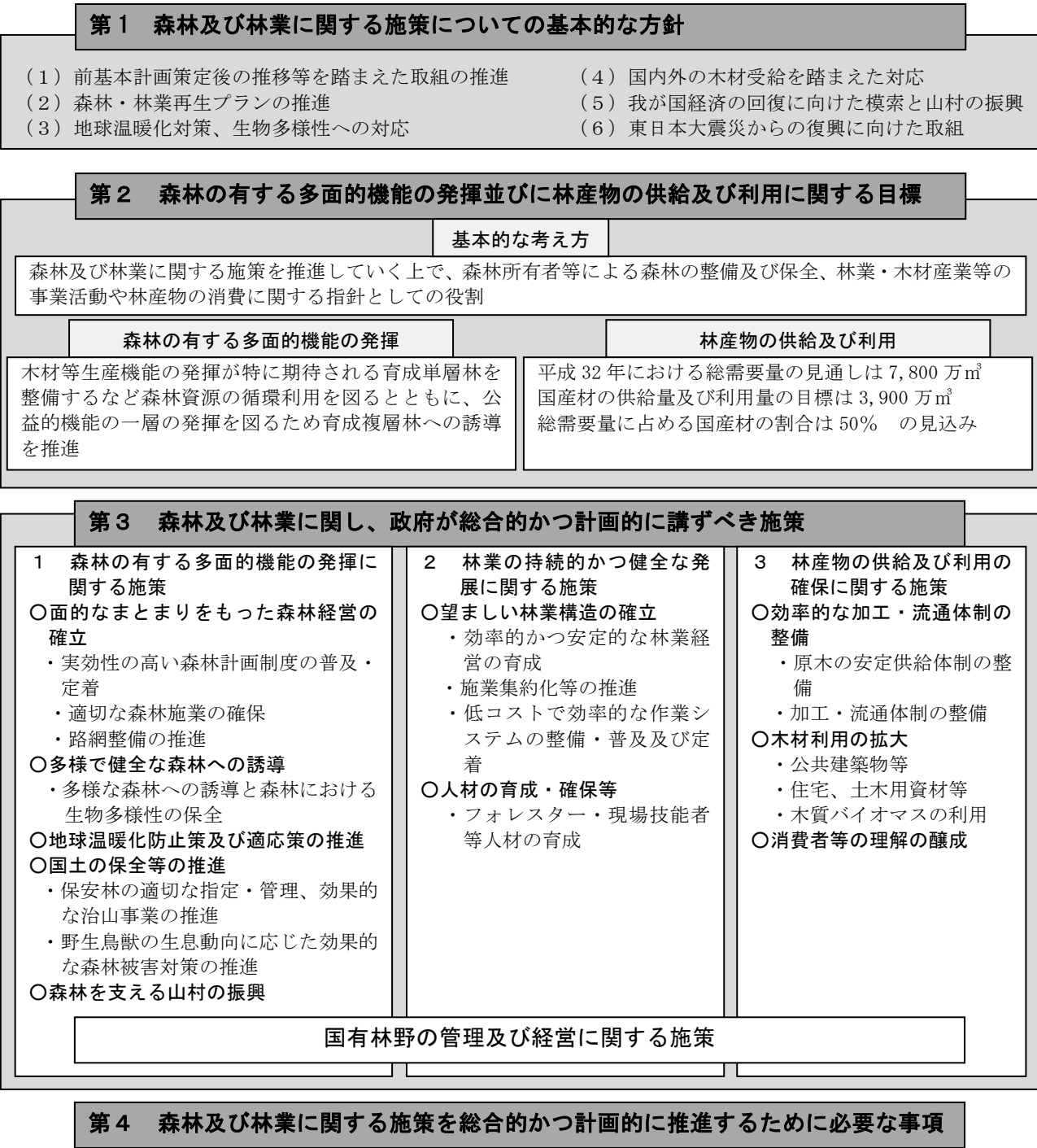
わが国においては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある一方で、国内の林業は路網整備等の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下していることなどから、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にあります。このため、わが国の森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」を平成 21 年 12 月に策定し、これを実現するため森林法の改正及び森林・林業基本計画等の見直しを行いました。

具体的には、平成 23 年 4 月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第 20 号）において、所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保、無届伐採に対して伐採の

中止や造林の命令が発せられる仕組みの新設、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画制度の創設等の改正が行われました。

平成 23 年 7 月 26 日に閣議決定された森林・林業基本計画においては、森林の機能に応じた望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全の基本方針について明記するとともに、機能のひとつとして、生物多様性保全機能を位置づけています（図 3－4）。

図 3－4 森林・林業基本計画の構成



また、同日に閣議決定された全国森林計画においては、生物多様性保全機能を高度に発揮するための森林整備及び保全の基本方針を新たに示すこととし、野生生物の営巣、餌場、隠れ家として重要な空洞木や枯損木などの保残に努めるとともに、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することなど、森林施業の実施に当たっての基準を明確化しました。

（４）都市緑地の保全・再生など

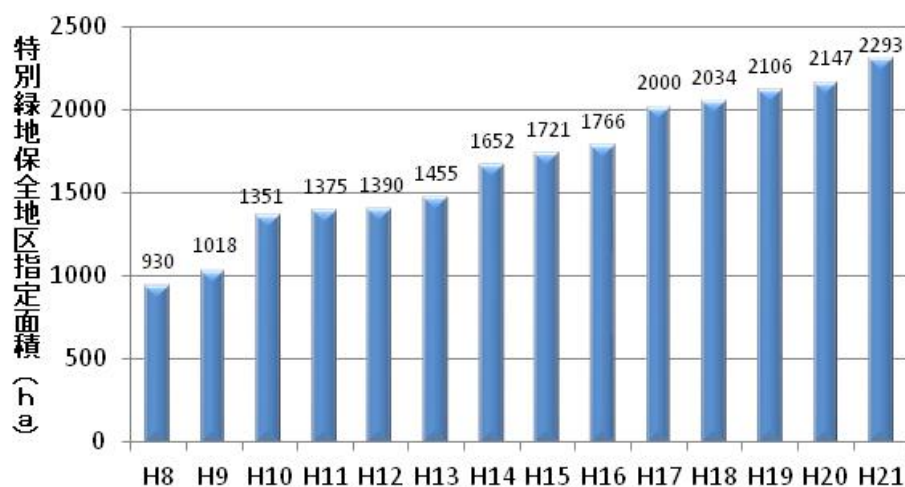
①都市における水と緑のネットワークの形成

都市における緑地は、都市に生きる生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークのかなめとなります。このため、都市周辺の緑地の保全・再生、都市公園の整備などを推進しました。

平成 22 年 3 月現在、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については 2,293ha、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域については 97,330ha、そのうち近郊緑地特別保全地区については 3,516ha が指定されているとともに、都市公園法に基づく都市公園等については、116,667ha が整備され、都市内もしくは都市近郊における、生物の貴重な生息・生育空間となる緑地を保全しています（図 3－5、図 3－6、図 3－7）。

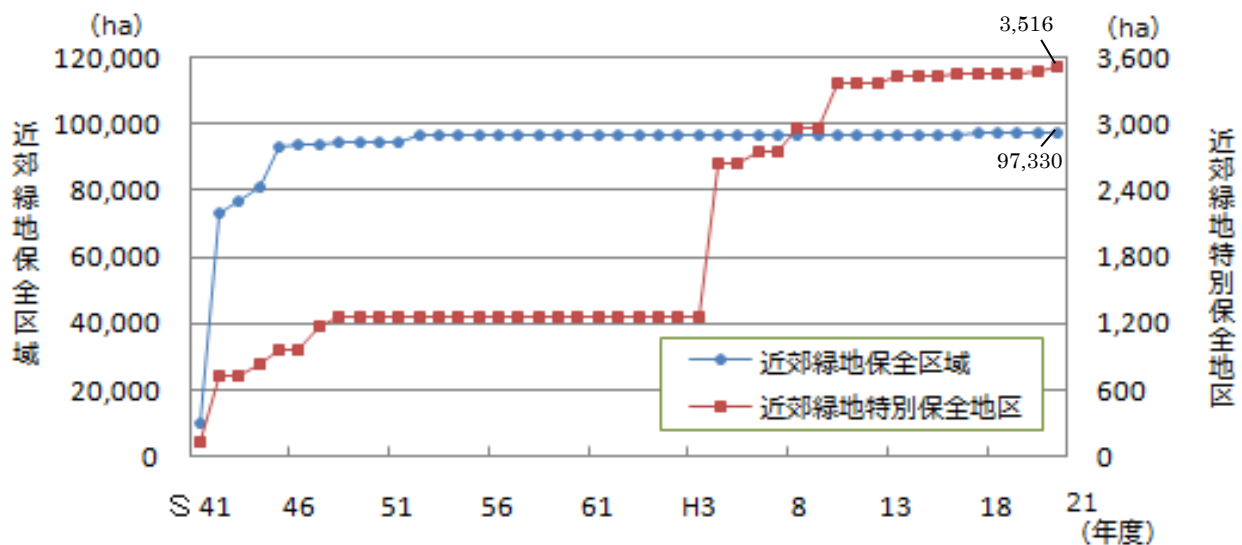
平成 23 年 10 月には、都市緑地法運用指針を改正し、生物多様性の確保に関する記載を追補しました。また、緑の基本計画の策定又は改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を作成しました。

図 3－5 特別緑地保全地区指定面積の推移



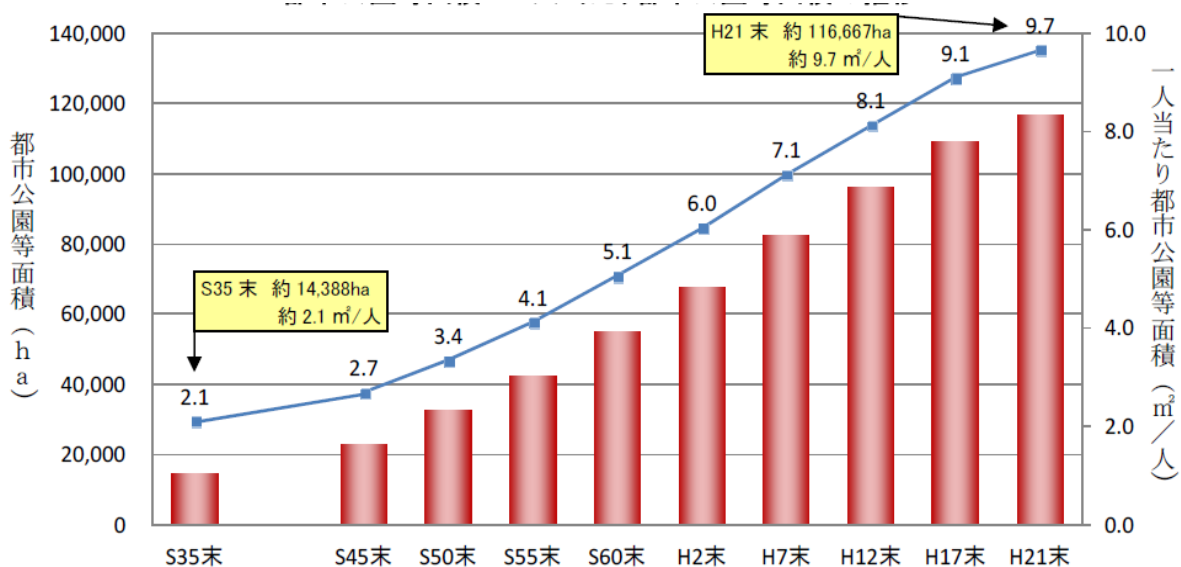
出典：国土交通省資料

図 3－6 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の推移



出典：国土交通省資料

図 3－7 都市公園等面積の推移



出典：国土交通省資料

②都市住民や企業の参画を促す取組

市民緑地制度、緑地協定制度的を活用し、市民緑地契約については平成 22 年 3 月現在で 148 件、81ha、緑地協定については平成 22 年 3 月現在で 1,883 件、6,011ha が締結されるなど、多様な主体による良好な緑地の保全・再生・創出・管理を推進しています。

また、社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）により、企業などが積極的に保全・再生・管理・活用に取り組む良好な緑地が認定され、生物多様性に配慮した事業者、企業の活動が促進されました。平成 22 年に新たに 4 サイトが認定され、29 サイトと

なりました。また、“生物多様性保全につながる企業のみどり 100 選”として、全 84 の取組が認定されました。

都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人により、緑化支援活動に関する環境整備及び、各自治体や企業等の実施している緑化推進に関する取組についての事例等が紹介されました。

③都市域における水辺の生物多様性

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、自治体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。

また、下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備を促進するため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」としてとりまとめました。手引きの活用により着実に雨水浸透施設の整備が進み、良好な水循環の維持・回復に寄与していると考えられます。

汚濁負荷低減の取組としては、汚水処理人口の増加及び浄化槽の設置に努めました。平成 21 年度末時点の汚水処理人口普及率は 85.7%で、そのうち浄化槽人口普及率は 8.8%です。また、合併処理浄化槽は 299 万基、単独処理浄化槽は 517 万基が設置されています。

(5) 河川・湿原などの保全・再生

①流域全体の生態系保全及びネットワーク形成

全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施し、河川全体を視野にいたした生態系ネットワークの形成を進めました。平成 18 年に「多自然川づくり基本指針」を策定し、平成 20 年には多自然川づくりの計画・設計技術の向上の為、「中小河川に関する河道計画の技術基準」を発出し、平成 22 年には同基準の改訂を行っています。

河川の連続性を確保するため、全国の河川において、各河川の状況を踏まえつつ魚類等の遡上・降下環境の改善を図る魚のすみやすい川づくりを進めています。

また、上流から下流への土砂移動が妨げられることにより、河川・溪流の河床の変化や、沿岸漂砂の流れの変化など、河川・海岸環境への影響が生じています。このため、河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進しています。

さらに、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性を確保することも重要であるため、樋門・樋管等の構造的な課題について改善策を検討しています。

②湿地の保全

水鳥などさまざまな生きものの生息域として重要な湿地については、重要湿地 500 のうち、「知床半島サケ・カラフトマス遡上河川」の一部を知床国立公園の区域に、「豊田市周辺中間湿原群」の一部を愛知高原国定公園の区域に編入するなど、保全に向けた取組を推進しました。

鳥類の生息環境が悪化した谷津干潟等の鳥獣保護区において、生息地の保護及び整備を図るため、保全事業等を実施しています。

国有林では、特定動物の繁殖地や生息地等となっている重要な湿地（原野）について、「保護林」に設定するなど適切な保全管理を行うとともに、保護林の設定状況の客観的な把握、森林や動物等の生息状況変化等についてモニタリング調査を行うなど、適切な保全のための情報収集を実施しています。また、釧路湿原上流部に位置する雷別地区の国有林では NPO やボランティア団体等との連携により、森林の再生を実施しました。

（６）沿岸・海洋域の保全・再生

①海洋の生物多様性保全施策の総合的推進

海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定（平成 20 年 3 月）を受け、海洋環境の統合的な保全と管理のための施策を推進しています。海洋基本法及び海洋基本計画を踏まえ、平成 23 年 3 月に海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的に推進するための海洋生物多様性保全戦略を策定しました。

保全施策の立案及び実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要です。このため、モニタリングサイト 1000 事業では、国内の主要な藻場、干潟、サンゴ礁等について生物相等に関する調査を実施しました。

また、生物多様性の観点から重要な海域の抽出検討に利用するため、海洋生物多様性に関する各種情報を総合的に収集し、関係機関や一般市民が利用しやすいよう Web ページ上に整理しました。

②海洋保護区

平成 22 年 10 月に公表した「国立・国定公園総点検事業について」では、今後 10 年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、紀伊半島沿岸海域や慶良間諸島沿岸海域などを選定しました。

また、平成 22 年度に、漁業者団体による取組などについて全国的な状況の情報収集、専門家へのヒアリング、事例研究を行い、海洋保護区のあり方についての検討などを行いました。これらの検討を踏まえ、平成 23 年 5 月には、総合海洋政策本部会合において「我が国における海洋保護区の設定のあり方」が了承されました。

③沿岸域（干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜など）の保全・再生

○干潟・藻場の保全・再生

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 ヶ年で 4,841ha 実施しました。これにより、平成 24 年 3 月までに 5,000ha 実施するという目標の達成率は 96.8%となりました。

漁業者や地域住民等からなる活動組織による漁場の耕うんなどの藻場・干潟等の保全が実施され、平成 22 年度は 30 道府県において取組が実施されました。

○サンゴ礁の保全・再生

平成 22 年度はサンゴ群集の再生・再生を目的として、国立公園内の石西礁湖及び竜串において自然再生事業を実施しました。また、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援をしました。また、平成 22 年度は 6 ヶ所の国立公園においてオニヒトデの駆除を実施しました。

陸域からの赤土などの流出もサンゴ礁生態系に影響を与える原因であることから、沖縄県及び奄美群島において、平成 21 年度までに圃場勾配修正や沈砂池の整備等による耕土流出防止対策を 54 地区で実施しました。平成 22 年度以降は、農山漁村地域整備交付金（平成 22 年度）及び地域自主戦略交付金（平成 23 年度以降）により、地方公共団体の裁量で地域のニーズに応じた整備が実施されています。

○砂浜の保全・再生

「渚の創生」事業として、平成 20 年度までに 19 箇所を実施地区として選定し、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図りました。

また、平成 22 年度は 3 ヶ所の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

○海鳥の繁殖地の保全

既存の研究報告や独自調査の結果に基づき、平成 22 年 11 月に大野原島、^{ただなえじま}祇苗島、冠島・^{くつじま}杣島、^{びろうじま}枇榔島及び与那国の 5 ヶ所を国指定鳥獣保護区に指定しました。いずれも海洋域の離島で独特の生態系をもっており、大野原島、祇苗島、冠島・杣島及び枇榔島については環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されている海鳥のカンムリウミスズメ、オーストンウミツバメ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の希少な海鳥の集団繁殖地となっています。

④持続可能な資源管理及び里海の再生

豊かな水産資源の持続可能な利用を図っていくため、主要魚種を対象に漁獲可能量を設定することにより漁獲量を管理しています。また、水産資源の回復を総合的に推進していくため、都道府県に対し資源回復計画作成、推進のための支援を行いました。資源回復計画は、平成 23 年 7 月現在、全国で 66 計画が作成されています。

また、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用を計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進めるため、対象資源の回復が見られはじめている資源回復計画を対象とした調査に支援を行いました。平成 22 年度より 2 計

画がポスト資源回復計画に移行しました。

里海の再生に向けては、地方公共団体が地域とともに行う先進的な里海創生活動をモデル事業として選定し、平成 20 年度から平成 22 年度に 8 地方公共団体（のべ 13 事業）において支援を行いました。同事業において、アマモ場再生の活動や生き物観察会、地域協議会の開催等の地域主体の里海づくりの活動が計 135 回行われるなど、里海づくりへの支援を図りました。

また、「里海づくりの手引書」の作成（平成 23 年 3 月）、里海づくりの情報サイト「里海ネット」の開設（平成 22 年 7 月）など、里海づくりのための支援を行いました。

⑤海洋汚染への対策

○漂流・漂着ごみ対策

平成 22 年 3 月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、地域の実情に応じた海岸漂着物対策を総合的に推進しました。

また、実態の把握と地域特性を踏まえた対策を検討するための漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施し、漂着したごみの分類、漂流経路や発生源の推定を行い、都道府県において地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃が実施できるよう海岸清掃事業マニュアルを策定しました。

都道府県においては、地域グリーンニューディール基金による支援を活用し、地域の実情を踏まえた地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策の取組が進められています。

国際的な対応としては、海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP 国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与しました。

○海洋汚染対策

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）の活動を積極的に支援しています。特に、「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画（NOWPAP）」のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、手法の案と手順書を策定するとともに、これを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。

また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

基本戦略4では、COP10の成功に向けた戦略や国際的な連携の推進に関することを挙げており、具体的な数値目標を設定しているものは少ないですが、COP10では、生物多様性に関する新たな世界目標となる愛知目標や、条約発効以来議論が続けられてきたABSに関する名古屋議定書が採択されるなど、わが国は議長国として世界の生物多様性の保全についてリーダーシップを発揮しました。

生物多様性の評価に関する数値目標である2万5千分の1の植生図の整備状況については、平成23年3月現在55%となっており、平成24年3月までに60%にするという目標の達成に向け、順調に整備が進んでいます。

表4-1 基本戦略4 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
1/25,000 植生図整備状況	50% [H22. 3]	55% [H23. 3]	60% [H24. 3]	50%

(2) COP10の成功と新たな戦略計画づくりへの貢献

①COP10の開催

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となりました。また、サイドイベントの開催や展示ブースの設置、エクスクーションの実施等により、我が国の生物多様性の保全に向けた取組を国内外に発信しました。COP10には世界各地から179ヶ国の締約国と関係機関、NGO等のオブザーバー、報道関係者、スタッフも含め、計13,000人以上が参加し、過去最大の締約国会議となりました。

わが国は議長国として、愛知県、名古屋市、経済団体等からなるCOP10支援実行委員会の協力を得ながら、生物多様性条約事務局とともに準備を進め会議を主催するとともに、国際的議論のとりまとめ努力を行いました。

②愛知目標

COP10では、2010年目標の評価結果を踏まえて、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標(ポスト2010年目標)を含む今後10年間の戦略計画が採択され、わが国は、この世界目標を「愛知目標」と呼ぶことを提案し、合意されました。

愛知目標は、2050年までの長期目標(Vision)と、2020年までの短期目標(Mission)、さらに短期目標を達成するための5つの戦略目標と20の個別目標(target)によって構成されます(図4-1)。

わが国は、国内の様々なステークホルダーと意見交換を行い、パブリックコメントを経て「ポスト2010年目標日本提案」をとりまとめ、平成22年1月に生物多様性条約事務局に提出するなど、国際的な議論を積極的にリードしました。愛知目標における長期

目標はわが国の提案を受けて取り入れられたものです。

図 4 - 1 戦略計画 2011-2020（愛知目標）の概要

■長期目標（Vision）＜2050 年＞ ○「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界	
■短期目標（Mission）＜2020 年＞ ○生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する	
■個別目標（Target）	
1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する 2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。 3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。 4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。 5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。 6：水産資源が持続的に漁獲される。 7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。 8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。 9：侵略的外来種が制御され、根絶される。 10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。 （2015 年まで）	11：陸域の 17%、海域の 10%が保護地域等により保全される。 12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。 13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、最小化される。 14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。 15：劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。 16：ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される。（2015 年まで） 17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。（2015 年まで） 18：伝統的知識が尊重され、主流化される。 19：生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。 20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

③遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）

ABS に関する国際的枠組み（議定書）については、事前の準備会合等においても議論が重ねられてきましたが、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、最終日まで議定書の採択が危ぶまれていました。

各国閣僚等からは議定書の合意に向けた強い期待が示され、交渉は連日未明まで及びましたが、事務レベルでは合意に至りませんでした。このため、最終日の朝に、COP10 議長である環境大臣から議定書の議長案を各国地域代表の閣僚等に対して提示し、この議長案をもとに閣僚級の議論が重ねられ、最終的には各締約国が互いに譲歩するかたちで、

「名古屋議定書」が採択されました。

名古屋議定書が発効することにより、締約国の国内制度の法的な確実性、明確性、透明性が確保され、円滑な遺伝資源の取得が可能になること、公正かつ衡平な利益配分が促進され、生物多様性の保全とその持続可能な利用が強化されること、提供国の ABS に関する国内制度の遵守が促進され、遺伝資源の適切な利用が推進されることなどが期待されています。わが国は平成 23 年 5 月に名古屋議定書に署名しました。

④COP－MOP5

COP10 に先立ち行われたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP 5）では、農林水産大臣が議長を務めました。本会議では、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」に関して、管理者の定義や対象の範囲等が主な論点となりました。

「責任及び救済」については、平成 16 年に交渉が開始され、6 年間に及ぶ議論を経て、今回の会議で、締約国が講じるべき措置を規定した「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。これにより、生物多様性に損害が発生した場合、締約国は、責任事業者を特定し、原状回復等の対応措置を命ずること等が定められました。

⑤生物多様性国際自治体会議

国内外の自治体が生物多様性に関する取組について情報交換し、今後の活動推進を図るため、愛知県及び名古屋市等の主催で「生物多様性国際自治体会議」が COP10 期間中に開催され、その成果として「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」が COP10 閣僚級会合で報告されました。会議には、30 カ国、249 団体、679 人が参加しました。

⑥国際的な取組の主導

平成 24 年にインドで開催される COP11 までの期間、わが国は議長国としての国際的なリーダーシップを継続して発揮し、さらに議長国期間以降も、愛知目標の達成のために国際的に貢献をしていく必要があります。

このため、わが国が 10 億円を拠出して生物多様性条約事務局に設置した「生物多様性日本基金」を通じて、愛知目標の達成に向けた途上国における生物多様性国家戦略の策定及び改定のための能力養成を支援しています。

また、途上国による愛知目標の達成に資するため、いのちの共生イニシアティブ等に基づき、効果的かつ効率的に生物多様性分野における国際協力を推進しました。

（3）里地里山など自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築と発信

長期目標「自然と共生する」世界の実現を目指すため、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」をわが国から提唱しました。

また、SATOYAMA イニシアティブの考え方に基づいた具体的な取組を進めていくため、

多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が COP10 期間中に発足しました。

COP10 では、SATOYAMA イニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMA イニシアティブを更に発展させるために IPSI に参画することを推奨すること等が決定されました。

IPSI 参加メンバーは徐々に増えており、平成 23 年 7 月末現在、14 ヶ国の政府機関を含む 91 団体となっています。

（４）生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施

①生物多様性総合評価

わが国における生物多様性の損失の状況を総合的に評価するため、各分野の専門家による生物多様性総合評価検討委員会を開催するとともに、日本生態学会におけるシンポジウムの実施、生物分野の専門家への意見照会などを行い、平成 22 年 5 月に生物多様性総合評価報告書を取りまとめました。その結果、この報告書では、1950 年代後半から 2010 年までのわが国の生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、全体的にみれば損失は今も続いていると結論づけられました。今後も総合評価を行うための基礎となる生物多様性に関する科学的なデータや知見の質と量を向上させていくことが必要です。（表 4-1）。

生物多様性総合評価では、生物多様性の状態の地域的な差異を明らかにし、各主体の具体的な行動を促すため、生物多様性の評価を地図化していくことが課題の一つとしてまとめられており、平成 22 年度より国土の生物多様性保全上重要な地域や優先的に保護すべき地域などを特定する、全国の生物多様性評価の地図化を実施しています。

また、平成 23 年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」を実施しており、国際的な生物多様性の評価にも貢献しています。

他国においても生物多様性総合評価を実施するよう呼びかけるため、COP10 サイドイベント及び平成 23 年 5 月に中国で開催されたワークショップで、わが国の生物多様性総合評価の成果について発表を行いました。

②自然環境データの充実と継続的な更新等

生物多様性総合評価を継続的に行っていくうえでは、自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上が基盤として必要になります。このため、モニタリングサイト 1000 事業により、ガンカモ類調査、シギ・チドリ類調査、主要なウミガメ類、海鳥の生息状況調査、主要な高山帯、森林、里地、陸水域、沿岸域（藻場、干潟、サンゴ礁）等における生物相調査などを実施しています。調査にあたっては、研究者、民間団体、ボランティア、地方公共団体等の協力を得て調査を行う体制を構築しています。また、調査結果の速報や報告書等をウェブサイトで提供しています。

国土の自然環境の基本情報図である縮尺 2 万 5 千分の 1 の植生図については、平成 23 年 3 月時点で国土の約 55%を整備しています。

表 4-1 2010 年までの生物多様性の損失（生物多様性総合評価）

	損失の状態と傾向		損失の要因（影響力の大きさ）と現在の傾向				
	本来の生態系の状態からの損失	1950 年代後半の状態からの損失と現在の傾向	第 1 の危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第 2 の危機 利用・管理 の縮小	第 3 の危機 外来種 化学物質	地球温暖化の危機	その他
森林生態系						 *1	
農地生態系	—						・農作物や家畜の地方品種等の減少
都市生態系	—			—			
陸水生態系					 *2		
沿岸・海洋生態系				—	 *3		・サンゴ食生物の異常発生 ・藻場の磯焼け
島嶼生態系				—			

凡例

評価対象	状態				要因			
	現在の損失の大きさ		損失の現在の傾向		評価期間における影響力の大きさ		要因の影響力の現在の傾向	
凡例	損なわれていない		回復		弱い		減少	
	やや損なわれている		横ばい		中程度		横ばい	
	損なわれている		損失		強い		増大	
	大きく損なわれている		急速な損失		非常に強い		急速な増大	

注：影響力の大きさの評価の破線表示は情報が十分ではない事を示す。

注：「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。

*1：高山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。

*2、*3：化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

中大型哺乳類に関しては、自然環境保全基礎調査において、既存の生息状況調査、捕獲情報等を解析し、全国の生息状況及び生息動向の把握手法を整理しました。また、都道府県を通じ、狩猟及び許可捕獲に関する位置情報をメッシュ単位で収集しました。収集した情報を地図帳に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成 20 年度に開発し、野生鳥獣保護管理の行政担当者を対象とした HP でテスト公開を行い、鳥獣の生息動向・生息状況を分析するために活用しました。

こうした調査により得られたデータについては、汎用的な WebGIS 上に表示できる仕組みの導入等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進め、相互利用、共有化の推進を図っています。

（５）生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応

①地球温暖化の防止に向けた生物多様性の保全及び森林の整備・保全

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の 14.3%を指定している自然公園には、こうした自然環境が多く含まれており、適切に保全することにより地球温暖化の緩和に貢献しています。

森林においては、温室効果ガスの吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐、長伐期施業等の推進を図りました。また、森林吸収源対策等のための財源については、平成 23 年度税制改正大綱において、「森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」する旨が明記されました。

②温暖化の影響モニタリング、適応方策の検討

平成 22 年 5 月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの変化が生じており、さらなる気温の上昇にともない生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁など特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制を充実することが必要です。このため、モニタリングサイト 1000 事業では、高山帯やサンゴ礁などにおいても継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化において、地球温暖化に対して脆弱な地域に関する評価地図を作成する予定です。

環境研究総合推進費では、地球温暖化に関連し懸念される海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を実施し、種によって二酸化炭素（CO₂）に対する応答に違いがあり、それが将来のサンゴ群集の種構成を変化させ、生態系変動を生む可能性を示唆するという結果が得られました。

また、世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界自然遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラム構築のベースとして、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施しています。

地球温暖化への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、エコロジカル・

ネットワークを形成し、温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることも重要です。

国有林では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路として「緑の回廊」を設定することにより、温暖化にも適応できる健全な森林生態系の確保を推進しています。

（６）国際協力の推進

①サンゴ礁、湿地、渡り鳥の保全における国際協力

○アジア太平洋地域のサンゴ礁保全

平成 22 年 6 月にタイで国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略 2010 の策定に主導的な役割を果たしました。また、その成果を ICRI 総会及び海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムにおいて報告しました。

アジア・オセアニア地域の海洋保護区データベースを拡充するとともに、サンゴ礁分布図マップを作成しました。

○東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップについては、国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的にも参加主体が増加しています。生物多様性国家戦略 2010 策定以降、バングラデシュ、タイ、モンゴル及び 2 つの国際 NGO が新たに参加主体となりました。また、湿地保全協力プロジェクトの実施により、マレーシアが新たに参加することが確実になっています。

○二国間渡り鳥条約・協定

中国、韓国との共同によりズグロカモメの衛星追跡調査を実施し、二国間渡り鳥会議の場を活用して、三国間での情報共有を進めています。そのほか、日中共同によるオオワシのねぐらと食性の解析、日韓共同によるツル類の調査を実施しています。

また、日米共同による人工衛星を用いたアホウドリの行動追跡を実施しています。

○ラムサール条約

水田決議国際ワークショップを滋賀県高島市及びシンガポールで開催し、事例の収集や情報共有を行いました。また、COP10 では、農業の生物多様性に関する決議において、特に、水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の「水田決議」を歓迎し、その実施を求めることなどが決定され、野生生物の生息地としての水田の役割の重要性の発信に努めました。

タイ、マレーシア、ミャンマーの 3 ヶ国におけるプロジェクトの実施により、タイではラムサール条約湿地への登録がほぼ確実なものとなっています。そのほか、ラムサール条約の実施する任意拠出金であるラムサール小規模無償基金を活用し、ネパールの湿地保全プロジェクトに対する支援を行いました。

②途上国における生物多様性ホットスポットの保全活動の支援

○クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）

CEPF が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援しています。平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの間、CEPF はアジアをはじめとする途上国の 19 の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性保全の取組を支援しました。支援対象団体数は平成 22 年末時点で 1,588 団体となっています。

③森林減少及び砂漠化への対応

○国連森林フォーラム（UNFF）、国際熱帯木材機関（ITTO）等

平成 22 年 9 月に開催された UNFF「持続可能な森林経営のための実施手段に関する非公式会合」、平成 22 年 12 月の ITTO 第 46 回理事会および平成 23 年 1～2 月に開催された第 9 回 UNFF 会合に出席し、持続可能な森林経営のための実施手段等に関する議論を行いました。また、平成 23 年 3 月に、インドネシア共和国との共催により UNFF の活動に貢献するための取組として国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催しました。

ITTO を通じ、平成 22 年度には、森林保全等を目的としたプロジェクト 14 件を支援しました。ITTO 統計によると、持続可能な森林経営がされている熱帯林は、2005 年の 3,640 万 k m²（統計対象地域 3.59 億 ha の 4.2%）から、2010 年には 5,330 万 k m²（統計対象地域 7.83 億 ha の 6.8%）に増加しています。

また、わが国は、モントリオール・プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～平成 20 年）、参加各国の第 2 回国別報告の作成（平成 21 年）、本プロセス総会開催（4 回、平成 19～22 年）等の活動を企画調整しました。

○途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）

平成 22 年 5 月に REDD+パートナーシップを立ち上げ、パプアニューギニアと初代共同議長を務め、平成 22 年 10 月には「気候変動と森林保全に関する閣僚級会合」を名古屋で開催し、REDD+の取組における国際的な連携・協力の強化に貢献しました。また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論について議論しました。

平成 22 年 8 月にインドネシアで開催されたアジア森林パートナーシップ（AFP）第 9 回会合においても、違法伐採対策に加えてコペンハーゲン後の REDD+及び森林ガバナンスに関する議論に貢献しました。

また、わが国は世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）における意思決定機関である参加者委員会のメンバーの一員として、基金の運営や支援計画の承認に関する議論に積極的に参加しました。

○国連砂漠化対処条約（UNCCD）

平成 23 年 2 月に、条約実施レビュー委員会（CRIC）第 9 回会合及び科学技術委員会（CST）第 2 回特別会合が開催され、10 年戦略の進捗状況の報告や科学技術委員会が砂漠化・土地の劣化及び干ばつの影響緩和に関する科学技術知識の世界的機関になるための手段について議論しました。

また、モンゴルにおける気候変動影響等を勘案した砂漠化対策に係る調査、アフリカにおける砂漠化対処技術の普及方策等に係る調査を実施しました。

（７）科学と政策の接点の強化・科学基盤の強化

①生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する IPBES の設立に向けて、UNEP が主催する政府間委員会においてわが国は主導的な役割を果たしてきました。COP10 において、国連総会に対し IPBES の早期設立の検討を奨励することが決定され、これを受け、平成 22 年 12 月の第 65 回国連総会において、UNEP に対し、できるだけ早期に IPBES 総会の開催を要請する決議が採択されました。平成 23 年 7 月には、IPBES の科学的な評価の進め方などに関する議論を促進するため、国連大学、南アフリカ政府と共同で国際ワークショップを開催しました。

平成 23 年 10 月及び年明けにケニア・ナイロビで開催される IPBES 総会において設立が決定されることとなっています。

②生態系と生物多様性の経済学（TEEB）

平成 21 年度から 23 年度までの 3 ケ年計画で「経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策オプションの研究」を実施しており、平成 22 年度までに、宮城県の蕪栗沼を対象に生態系サービスの経済的価値の評価を行うとともに、わが国における生態系の効果的・効率的な保全策の参考とするため、諸外国の PES（生態系サービスへの直接支払い）や生物多様性オフセット等の手法を整理・分析するなどの成果を挙げています。こうした生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等を、ワークショップ等を通じて提供するなど、TEEB の取りまとめ作業に連携・協力しました。

世界銀行は TEEB の成果を踏まえ、平成 22 年 10 月から途上国を含めた世界各国において、生態系サービスの経済的価値を国民経済計算に参入することを目的とした国際プロジェクトを開始しました。

③地球規模生物多様性情報機構（GBIF）

科学技術振興機構において、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国における GBIF の活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIF との連携を図っています。

④地球観測政府間会合生物多様性観測ネットワーク（GEO-BON）等

「GEOSS10 年実施計画」に基づき、国際的な連携による全球地球観測システム（GEOSS）構築に向けた活動を推進しました。GEOSS 推進のための組織である GEO の執行委員会メンバーを務めている他、「10 年実施計画」で掲げる目標を達成するための「2009 年－2011 年作業計画」に登録された、102 のサブタスクのうち、わが国は 49 のサブタスクをリード機関又は貢献機関として実施しています。

GEO の下には、GEO-BON、さらに、地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）が設立されています。平成 22 年 3 月には、AP-BON の国際ワーク

ショップを名古屋で開催し、各国での生物多様性に関する調査状況などの情報交換を行うなど、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築を支援しました。

⑤東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）

東・東南アジアにおける絶滅危惧種等についての保全施策に必要な情報を収集・整理しました。また、東・東南アジアの研究者等を対象に分類学能力構築のための研修を行いました。

2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の点検結果の各項目は以下の通りです。

■具体的施策

国家戦略 2010 に記載している具体的施策の内容です。

■進捗状況

平成 22 年 3 月から平成 23 年 7 月までの施策の実施状況を、できる限り実施の時期や数値を用いて記載しています。

■基本戦略への該当

国家戦略 2010 第 1 部第 4 章第 2 節の基本戦略に当該施策に関する記述がある場合、該当する基本戦略の番号を記載しています。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

<基本戦略>

- ① 生物多様性の社会への浸透
- ② 人と自然の関係の再構築
- ③ 森・里・川・海のつながりの確保
- ④ 地球規模の視野を持った行動

■当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況

該当する基本戦略に対する達成状況を記載しています。

■今後の課題・見直しの方向性

「具体的施策」のうち未達成事項がある場合は、その内容及び未達成の原因について記載しています。また、当該施策の実施に当たり、課題や見直しの必要性がある場合は課題の内容、見直しの方向性などについて記載しています。

■予算・税制等項目

当該施策に関する予算・税制等があればその名称を記載しています。

■当初予算（百万円）

当該施策に関する予算がある場合は、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度の当初予算を百万円単位で記載しています。当該施策のみに係る額を明示できない場合は、「○の内数」と記載しています。

■府省庁名

点検の記述を担当した府省庁名

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
第1章 国土空間的施策										
第1節 生態系ネットワークの形成										
1. 生態系ネットワークの形成の推進										
1. 1 生態系ネットワークの形成										
1	生態系ネットワークの計画手法や実現手法についての調査検討や、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画づくりに係る情報提供、普及啓発を進めることにより、全国、地方、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける生態系ネットワーク形成を促進します。（国土交通省、環境省、農林水産省）	持続的なエコロジカル・ネットワークの形成に向けたマネジメント手法の検討を行うとともに、取組効果の評価等を実施。	③	エコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出。	生態系サービスの評価を行うこと等により、エコロジカル・ネットワークの形成による利点を整理し、普及啓発を行うことが必要。	長期的な国土利用と生態系サービスの変化に関する調査	8	8	9	国土交通省
2	広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの具体的な図化を目指す。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成21年度に全国エコロジカル・ネットワーク構想を策定し、中部圏、四国圏について具体的に図化して以降、関係省庁連携のもとに新たな検討は行っていない。 生物多様性評価の地図化において、森林や河川の連続性を全国的に評価した地図を作成している。	③	広域圏レベルにおいて新たな生態系ネットワークの具体的な図化は行っていない。	関係省庁で連携し、中部圏、四国圏以外の広域圏の生態系ネットワークの具体的な図化の検討が必要。実効性のある図を作成する手法の検討から始める必要があることが課題。	生物多様性基本施策関係経費	49の内数	47の内数	47の内数	環境省
3	さまざまな空間レベルにおける生態系ネットワークに関する計画・構想をどのようなタイムスケジュールで具体化し、これに基づく取組を実施していくべきかについて検討を進めます。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成21年度に全国エコロジカル・ネットワーク構想を策定して以降、関係省庁連携のもとに新たな検討は行っていない。	—	—	関係省庁で連携し、具体的な検討を開始する必要がある。	—	—	—	—	環境省
4	十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第1章2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、国土の3分の2を占める森林については、陸域の動植物の多くがその生息・生育を依存していることを踏まえ、生態系ネットワークの根幹として適切な整備・保全を図るとともに、保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定をはじめ、溪流沿いや尾根筋の森林などの保護樹帯の充実による、より決め細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	脊梁山脈を中心に国土レベルで相当程度の面積をカバーしている国立公園については、知床及び上信越高原国立公園並びに愛知高原、蔵王及び八ヶ岳国立公園において、公園区域の指定、保護規制計画の強化等を行うとともに、知床、尾瀬及び白山国立公園において生態系維持回復事業計画の策定並びに知床国立公園において利用調整地区の指定を行うことにより、保護地域の拡大及び管理水準の向上を図った。また、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区等についても、科学的なデータに基づく指定、見直しを進めるとともに、生態系タイプに応じた保護管理の充実に努めている。	③	国立・国定公園の指定の拡大（知床国立公園：3haの拡張、上信越国立公園：26haの拡張、愛知高原国立公園：32haの拡張、蔵王国定公園：0.4haの拡張）等を図り、基本戦略の達成に貢献した。	国立・国定公園については、引き続き、指定の拡大等、生態系維持回復事業計画の策定、利用調整地区の指定等を推進し、管理水準を向上する。 その他の重要地域についても、引き続き、生態系ネットワークの核となるよう、指定、見直しを進めるとともに、保護管理の充実に努める。	国立・国定公園総点検事業費 国立公園内生物多様性保全対策費 国立公園等における大型獣との共生推進費	38 30 51	36 29 64	33 36 76	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		新たな全国森林計画（平成23年7月26日閣議決定）においては、生物多様性保全機能を高度に発揮するための森林整備及び保全の基本方針を新たに示すとともに、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要が有る場合には、所要の保護樹帯を設置することなど、森林施策を行うに当たっての基準を明確化。 国有林については、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については、「保護林」等に設定し、適切な保全・管理を実施している。 平成22年度、日高山脈から大雪山系における森林生態系保護地域や緑の回廊等の区域の見直しによる大幅な新設・拡張を行うなど、全国で10箇所（147千ha）の「保護林」を新設・拡張するとともに、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進した。 「保護林」相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進した。 「保護林」や「緑の回廊」に設定されていない溪流等の周辺に存する森林等についても、その連続性を確保し野生生物種の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、取扱いについて検討した。 全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月）		国有林では、平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の「保護林」、及び、24箇所（586千ha）の「緑の回廊」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。 多自然川づくりを実施することで、河川・湿原などの保全・再生が進んだ。 平成21年度には、新たに近郊緑地保全区域257ha、近郊緑地特別保全地区45ha、特別緑地保全地区147haが指定されるなど、生態系ネットワークの核となる地域の確保・保全を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	今後も引き続き、「保護林」や「保護林」相互を連結する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、溪流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能、役割の維持・増進に努める。 引き続き災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。 緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	森林保全管理等に必要な経費 古都及緑地保全事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
							4,405 の内数	456 の内数	362 の内数	国土交通省
							5,458 の内数	637 の内数	67 の内数	
							747,854 の内数	600,899 の内数	602,597 の内数	
							32,946 の内数	26,279 の内数	24,288 の内数	
							—	2,200,000 の内数	1,753,870 の内数	
							—	—	512,024 の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
5	緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者による重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。（国土交通省、農林水産省、環境省）	国が管理する1級水系のうち65水系で河川整備計画を策定し、その中で河川環境の整備と保全に関する事項を定めている。（平成23年4月1日現在） 緑の基本計画策定済み市町村 641市町村（平成22年3月） 新たな全国森林計画（平成23年7月26日閣議決定）においては、生物多様性保全機能を高度に発揮するための森林整備及び保全の基本方針を新たに示すとともに、渓流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要と有る場合には、所要の保護樹帯を設置することなど、生物多様性保全に資する森林施策の方法を明記。 国有林においては、地域管理経営計画等において、緑の回廊や保護樹体の適切な設定について記載している。	①③	平成21年度は、新たに5市町村が緑の基本計画を策定し、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。 — 国有林野事業の実施にあたり、生態系ネットワークの形成等生物多様性保全への認識が高まり、保全に向けた取組の計画的実行が進められている。	今後河川整備計画を策定する水系についても、引き続き策定にあたって河川環境の整備と保全に配慮した内容とする。 緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進。 引き続き、各種計画に基づき生物多様性の保全に関する取組を計画的に推進する。 引き続き、各種計画に基づき生物多様性の保全に関する取組を計画的に推進する。	公園事業特定計画調査費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金 — 国有林森林計画に必要な経費	34,485の内数	—	—	国土交通省
							—	2,200,000の内数	1,753,870の内数	農林水産省
							—	—	512,024の内数	
							—	—	—	
							857の内数	857の内数	992の内数	
6	第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を関係機関が横断的な連携を図りながら総合的に進めます。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成22年度、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業（9地区）に対して自然環境整備交付金により支援。 全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。 釧路港において海流の変化や生息環境の変化を少なくするための島防波堤を整備し、モニタリングを実施。 都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	自然再生協議会等において関係機関との連携を図りながら、生態系のつながりを考慮した自然再生事業を推進。 多自然川づくりを実施することで、河川・湿原などの保全・再生が進んだ。 水生生物の増加	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。 引き続き災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。 引き続き、島防波堤の整備、モニタリング調査を実施 緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	自然公園等事業費 都市公園・緑地保全等事業 港湾整備事業費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省
							105,071の内数	36,846の内数	33,199の内数	国土交通省
							219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	
							747,854の内数	600,899の内数	602,597の内数	
							32,946の内数	26,279の内数	24,288の内数	
							—	2,200,000の内数	1,750,000の内数	
							—	—	512,024の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		国有林については、国土保全上重要な奥地有梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については、「保護林」等に設定し、適切な保全・管理を実施している。 国有林では、平成22年度、日高山脈から大雪山系における森林生態系保護地域や緑の回廊等の区域の見直しによる大幅な新設・拡張を行うとともに、北海道の道有林とも連携を図りながら野生生物の生息・生育地の連続性の確保を推進した。また、民有林との連携による「緑の回廊」の設定等を実施した。 国有林では、知床世界自然遺産区域において、河川工作物の改良によるサケ科魚類遡上調査を実施するとともに、シマフクロウへの影響調査を実施した。 40道県において、漁港漁場整備事業を実施。	③	国有林では、平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の「保護林」、及び、24箇所（586千ha）の「緑の回廊」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。 海洋の生物の生息環境に配慮した漁港漁場整備事業を推進することによって、生物多様性を保全。	今後も引き続き、「保護林」や「保護林」相互を連結する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、溪流沿いなど溪畔周辺の森林の保全及びその機能、役割の維持・増進に努める。	森林保全管理等に必要な経費 水産基盤整備事業費	1,791の内数	1,656の内数	1,814の内数	農林水産省
7	「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI：International Coral Reef Initiative）による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回避ルートの保全に関連して国際的に議論されている海洋保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。（環境省）〔再掲（2章4節2.10.3.1、3.2）〕	「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」国際事務局へ提出して事業を支援している他、パートナー会議への参加等を通じて積極的にネットワークの維持、推進に寄与している。 平成22年6月にタイでICRI東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の策定に主導的な役割を果たした。	④	副議長国として積極的にフライウェイ・パートナーシップ推進に関わり、アジアにおける渡り鳥保全においてリーダーシップを発揮した。 ICRI東アジア地域会合において東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010が策定されるなど、国際的なサンゴ礁保全が進化した。	事務局の体制構築基盤強化、業務内容等について、引き続き支援、推進していく必要がある。 海洋保護区データベースなどを基礎情報とし、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を関係国と連携して推進する。	アジア地域における生物多様性保全推進費 アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	40の内数	47の内数	43の内数	環境省
第2節 重要地域の保全										
1. 自然環境保全法に基づく保全										
1. 1 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域										
8	国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などの科学的知見や既存の都道府県自然環境保全地域の指定状況などを踏まえ、全国的に生物多様性を保全するうえでの見地から配置や規模などについてレビューを行い、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます。（環境省）	平成21年改正の自然環境保全法の内容をふまえ、生物多様性保全の観点からレビューを行うために必要な調査、情報収集を実施しているところ。	③	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の現地調査や情報収集等について、3地域で実施、2地域で着手した。（平成23年7月）	引き続き、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適切な安全管理に努める。	原生的な自然環境の危機対策事業	—	10	13	環境省
9	既存指定地域においては、モニタリングサイト1000などを活用して、地球温暖化による影響を含めた生態系の変化をモニタリングし、管理に必要なデータの蓄積を図ります。また、保全状況や利用状況などの現況把握を継続的に行うとともに、標識などの整備や巡視の強化などにより適正な管理を進めます。（環境省）	既存指定地域においては、モニタリングサイト1000事業などにより、各生態系のモニタリングを実施しているところ。また、継続的に利用状況等の把握に努めるとともに、標識の整備等を実施している。	③	既存指定地域においては、モニタリングサイト1000事業により、崎山湾自然環境保全地域では温暖化による影響を含めたサンゴ礁生態系のモニタリングを、白神山地自然環境保全地域では陸生鳥類等のモニタリングを実施中。 また、継続的に利用状況等の把握に努めるとともに、標識の整備等を実施している。	既存指定地域におけるモニタリング、管理に必要なデータの蓄積を続ける。また、標識整備や巡視の強化等を通じて、適正な管理に努める。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 特定地域自然林保全整備費	250の内数	270の内数	250の内数	環境省
							3	2	13の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2	都道府県自然環境保全地域									
10	地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、国土全体を通じて多様な生態系を確保するうえで非常に重要であることから、都道府県と連携し、指定地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。（環境省）	都道府県の協力を得て、都道府県自然環境保全地域の指定状況などを把握している。	③	都道府県自然環境保全地域の指定状況などについて、とりまとめの上、平成23年3月に公表した。	引き続き、都道府県の協力を得て、都道府県自然環境保全地域の指定状況などの把握に努める。	—	—	—	—	環境省
11	今後とも、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行います。（環境省）	都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行っている。	③	都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行っている。	引き続き、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行う。	—	—	—	—	環境省
2.	自然公園									
2. 1	自然公園の指定など									
12	自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、平成24年度までに全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。（環境省）	平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」として、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施するとともに、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地（照葉樹林、里地里山、海域を含む）を選定した。	③	国立・国定公園総点検事業により、国立・国定公園の全国的な指定状況を見直した。	国立・国定公園の再編、再配置を進める。	国立・国定公園総点検事業費	38	36	33	環境省
13	自然林と自然草原（植生自然度9、10）の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度とあいまって、長期的に地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った地域を保護の対象とすることを目指し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。（環境省）	知床国立公園において、公園区域の拡張、保護規制の強化を行った。	③	自然度の高い地域における国立公園の指定の拡大（知床国立公園：3haの拡張）等を図り、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き国立・国定公園の指定の拡大等を推進する。	—	—	—	—	環境省
14	海域については、干潟や藻場、サンゴ礁など、従来海中公園地区として指定してこなかった生物多様性が豊かな近海域などを、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、自然公園法改正により創設された海域公園として新規指定するなど、保護を推進します。また、採捕を規制する指定動植物の見直しを行います。（環境省）	平成22年11月に、全ての国立・国定公園の海域公園地区における採捕等を規制する動植物種について、最新の科学的知見に基づき科名・種名等の見直し、指定した。	③	海域公園地区における適切な管理を推進することにより、基本戦略の達成に貢献した。	海域公園地区の指定を進めるとともに、指定動植物の見直しを必要に応じて行う。	海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	6	95	96	環境省
15	自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。（環境省）	知床、磐梯朝日、尾瀬、上信越高原及び白山国立公園並びに蔵王、八ヶ岳及び愛知高原国定公園について公園区域または公園計画を見直し、変更した。	③	国立・国定公園の指定の拡大等を図り、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き国立・国定公園の指定の拡大等を推進する。	—	—	—	—	環境省
16	地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。（環境省）	古座川県立自然公園（和歌山県）、多良間県立自然公園（沖縄県）、阪南・岬府立自然公園（大阪府）が新たに指定された。 都道府県立自然公園担当者会議等において、必要な助言を行った。	③	自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の参画により進めたこと、都道府県立自然公園の指定の拡大等を図ったことにより、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き都道府県に対して必要な助言を行う。	—	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 2	自然公園の保護管理									
17	国立公園の保護管理にあたっては従来の自然保護官（レンジャー）に加えて、平成17年から自然保護官補佐（アクティブ・レンジャー）の配置を進めており、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を引き続き充実・強化するとともに、適正な保護管理を進めます。（環境省）	全国62箇所しに85名の自然保護官補佐（アクティブレンジャー）を配置し、自然保護官（レンジャー）と共に活動を展開することで、国立公園等と地域のつながりが一層深まるなどの大きな成果を上げている。	—	—	今後とも必要な現地職員の確保や対象能力の向上に努めていく。	国立公園等管理体制強化費（アクティブレンジャー）	230	298	303	環境省
18	自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、国立公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。（環境省）[再掲（2章3節3. 1）]	研修等を実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援した。（平成22年度研修参加者数847人）	①	自然公園指導員やパークボランティアがスキルアップしたことで、多くの人が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会の提供に寄与している。	今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、国立公園の適正な利用とその保全活動の充実を図る。	自然公園等利用ふれあい推進事業	3 の内数	3 の内数	3 の内数	環境省
19	国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）により、高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施し、管理水準の向上を図ります。（環境省）	平成13年度から、国立公園等において、約2万人を雇用し、野生生物の保護・保全、外来種対策、美化清掃や海岸漂着ゴミ対策等生物多様性の保全と国立公園の管理のグレードアップを図っている。	①②	毎年度、NGO、地域住民等、約2万人を雇用し、野生動植物の保護管理、野生生物に大きな影響を与えている外来種の除去作業等を実施している。	今後も、引き続き、地域住民等の雇用により、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施し、管理水準の向上を進める。 また、平成23年度より、国立公園の様々な専門的課題を解決するため、専門家の参画を得て、生物多様性を生かした地域の活性化を促進するグリーン・エキスパート事業を開始している。	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー：GW）事業 生物多様性の保全と活用による国立公園活性化（グリーン・エキスパート：GE）事業	270	270	269	環境省
20	山岳環境等浄化・安全対策事業により、国立公園内に位置する山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地域などで有効なし尿処理技術に関する実証実験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及に努めます。（環境省）	平成11年度から平成22年度まで、107箇所の山小屋等のし尿・排水施設を整備した。	①③	国立公園は生物多様性の屋台骨としての役割を担っていることから、地方公共団体、民間山小屋事業者とともに、平成22年度までに、国立公園、県立公園等において、107箇所のし尿処理施設の整備を進め、優れた自然の風景地の保護を実施した。	山岳環境等浄化・安全対策事業は平成22年度の環境省内の行政レビューにより廃止された。 し尿処理対策については、公共的な機能を持つ山小屋に対して、限定的かつ限定的に助成することで、早急な改善をうながす必要があることから、平成23年度より、山岳地域環境保全対策支援事業を開始した。	山岳環境等浄化安全対策事業（平成22年度で廃止） 山岳地域環境保全対策支援事業（平成23年度より開始）	120	120	150	環境省
21	多くの関係者の協働による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施していきます。（環境省）	平成22年度は、富士山、五島などの5国立公園において、多様な主体との協働による管理運営体制構築を目指す事業を実施した。 また、国内・海外事例の抽出、学識経験者ヒアリング等により、日本の国立公園における協働型管理運営体制の在り方について検討を行っている。	①②	順次各国立公園において協働型管理運営体制構築を行い、生物多様性保全へつながる質の高い公園管理、人と自然をつなげる魅力的な国立公園づくりを進めている。	引き続き各国立公園における協働型管理運営体制の構築を推進する。	広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業（～H21） 国立公園等における協働型管理運営推進事業（H22～）	26 の内数	55 の内数	83 の内数	環境省
22	地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し、より実態に即したきめ細やかな管理を支援します。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動の場を増やすことにより、より一層の国立公園内の風景地の保全・管理を図ります。（環境省）	平成22年度は、白山国立公園において公園管理団体指定を目指す団体の支援を行った。	①②	既存公園管理団体や風景地保護協定により、きめ細やかな公園管理を行うとともに、住民・民間団体による公園管理への自発的な自然環境の保全・管理を進めており、自然環境保全への意識啓発も行われている。	引き続き、公園管理団体の指定を目指す団体の支援、既存公園管理団体の活動支援を行い、住民や民間団体の自発的な公園管理を推進するとともに、風景地保護協定の締結促進に向けた取組を進める。	広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業（～H21） 国立公園等における協働型管理運営推進事業（H22～）	26 の内数	55 の内数	83 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
23	国立公園の核心部でシカによる植生被害などが生じている地域においては、科学的データに基づき、自然公園法改正により創設された生態系維持回復事業により、植生防護柵の設置やシカの捕獲による個体数調整などの対策を順応的に実施していきます。（環境省）〔再掲（２章１節２．３）〕	平成22年に知床国立公園、尾瀬国立公園において生態系維持回復事業を策定し、生態系維持回復事業に基づく試験捕獲による個体数調整や仕切り柵を設置しているところ。	②	生態系維持回復事業計画の策定により国立公園の核心地でのシカ対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能になり、達成へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定された箇所でのシカ対策の短期での収束が課題。	国立公園等における大型獣との共生推進費	51	64	76	環境省
24	国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種についても、生態系維持回復事業などにより、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出の規制を行います。国立公園内の法面緑化などに用いられる緑化植物種についても、外来植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進していきます。（環境省）	外来種対策について白山国立公園で生態系維持回復事業計画を平成22年に策定し、小笠原国立公園や西表石垣国立公園ではグリーンアノールやオオヒキガエル等の特定外来生物について防除事業を行っているところ。また、緑化植物のリスク評価や対策にかかる研究について実施している。	②	生態系維持回復事業計画の策定により国立公園の核心地での外来種対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能になった。また、従来から実施している外来種の駆除事業により生態系へ影響を軽減を図られ、生物多様性の保全へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定された箇所での外来種対策の短期での収束が課題。 また、多様性に配慮した緑化については、知見・研究成果とも平成19年時から変化しており方針についても知見・研究成果を反映した見直しを行う。	国立公園内生物多様性保全対策費 特定外来生物防除等推進事業（一部） 公害防止等試験研究費（緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究）	13 の内数 327 の内数 12	24 の内数 349 の内数 8	19 の内数 372 の内数 8	環境省
25	自然公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進します。（環境省）	平成22年度、国立公園内において、自然再生事業（７地区）を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業（９地区）に対して自然環境整備交付金により支援。	③	生物の生息・生育地をつなげる主体的な回廊（コリドー）の確保をめざして島状に植栽する取組を支援するなど生態系ネットワークのを確保に向けた自然再生事業を実施した。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
2. 3 自然公園の利用の推進										
26	優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察会の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをパンフレットやホームページなどを活用して国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。（環境省）〔再掲（２章３節３．１）〕	国立公園などをフィールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するパンフレットやホームページの情報を新しくするなど、情報提供に努めた。	②	国立公園をフィールドに自然環境保全や適正な利用に対する普及啓発が行を行っている。	引き続き、ホームページに最新の情報を掲載するなど、各公園利用者のニーズに応える情報の発信を図る。	—	—	—	—	環境省
27	環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。（環境省）〔再掲（２章３節３．１）〕	平成22年度は自然公園等における利用適正化に係る支援を実施するとともに、当該地域を含む全国各地へのアドバイザーの派遣を行った。なお、事業仕分けの指摘を踏まえ本件に係る平成23年度の予算計上を見送っているところ。	①	自然公園等におけるエコツーリズムの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	利用者の増加に伴う自然環境への負荷が増大しているため、引き続き利用の適正化が必要である。	エコツーリズム総合推進事業	126 の内数	126 の内数	—	環境省
28	自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。（環境省）〔再掲（２章３節３．１）〕	知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。 大台ヶ原の西大台利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。	③	自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の参画により進めたことにより、基本戦略の達成に貢献した。特に知床五湖及び西大台において、風致景観の維持と利用者が集中しないようにすることを目的として、利用調整を実施した。	引き続き利用調整地区の指定等を推進する。	国立公園内生物多様性保全対策費	30	29	36	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
29	利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）〔再掲（2章3節3.2）〕	国立公園における利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱などを防止するための整備として、平成22年度には、知床国立公園において生態系維持回復事業を実施し、知床岬におけるシカ侵入防止柵整備のための調査設計を行った。 また、14の国立公園において植生破壊の防止に資する木道等を整備した。	③	生態系維持回復事業計画の策定により国立公園の核心地でのシカ対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能になり、達成へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定された箇所でのシカ対策の短期での収束が課題。	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
30	国立・国定公園内の利用の集中する場所でマイカー規制の取組を支援することで、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。（環境省）	平成22年度は全国18国立公園の29地区においてマイカー規制等の自動車利用適正化対策が実施された。	②	新たな地区におけるマイカー規制の実施や期間延長等、マイカー規制の取り組みが進められている。	引き続き、自動車利用適正化対策の支援等を実施。	—	—	—	—	環境省
31	自然への理解を深め、適正な利用を進める観点から、情報提供施設、登山道や園地など、自然とのふれあいのための施設整備を図ります。また、誰もが安心・快適に利用できるよう国立公園の集団施設地区などにおいて、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。（環境省）	自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、平成22年度には全国で29の国立公園において、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、利用拠点における施設のユニバーサルデザイン化、その他利用の基幹となる施設を整備した。	—	—	—	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
2.4 自然公園の整備										
32	国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域において、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など）、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化を推進します。また、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについて整備を実施するとともに、自然とのふれあいの推進や自然情報を提供する施設の充実を図ります。（環境省）〔再掲（2章3節3.2）〕	自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、平成22年度には全国で29の国立公園において、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、利用拠点における施設のユニバーサルデザイン化、その他利用の基幹となる施設を整備した。 また、国定公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進、自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成22年度には36都道府県に自然環境整備交付金を交付した。	—	—	—	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
33	平成20年3月に宮内庁から環境省へ所管換された、日光国立公園内の旧那須御用邸用地については、平成23年度「みどりの月間」での一般共用開始を目指し、環境省が作成した「日光国立公園「那須の森（仮称）」保全整備構想」に沿って、保全整備を進めます。（環境省）	平成23年5月21日に「那須平成の森」として開園し、ガイドウォーク等を実施している。	②	「那須平成の森」を自然と人間との共生のあり方を学ぶ場として位置づけ、フィールドセンター、ガイド等を活用した自然体験、自然学習を進めている。	引き続き、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶ場所にあふらしい利用環境を確保・維持していく。	日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	—	—	48	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
34	自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。（環境省）〔再掲（２章３節３．２）〕	平成22年度、国立公園内において、自然再生事業（７地区）を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業（９地区）に対して自然環境整備交付金により支援。 地域生物多様性保全活動支援事業により、NPO自然再生センターに対して、中海における干潟・浅場・コアマモ場の再生を目的とする自然再生実施計画の策定を支援。	③	生物多様性保全のため重要な生態系である森林、湿原、干潟、藻場などの再生を推進。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費 地域生物多様性保全活動支援事業	11,048 の内数 130 の内数	10,718 の内数 242 の内数	10,012 の内数 242 の内数	環境省
35	国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。（環境省）〔再掲（２章３節３．２）〕	国立公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成22年度には36都道府県に自然環境整備交付金を交付した。	—	—	—	自然公園等事業費	1,358	1,200	678	環境省
3. 鳥獣保護区										
3. 1 鳥獣保護区〔再掲（２章１節２．１）〕										
36	鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）〔再掲（２章１節２．１）〕	平成22年11月に国指定鳥獣保護区について、既存の研究報告や独自調査の結果に基づき5箇所を指定した。（大野原島、祇苗島、冠島・杓島、枇榔島、与那国） いずれも海洋域の離島で独特の生態系をもっており、大野原島、祇苗島、冠島・杓島及び枇榔島については環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されている海鳥のカムリウミスズメの集団繁殖地となっているほか、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているオーストンウミツバメ、同絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の希少な海鳥の集団繁殖地である。	③	海鳥の繁殖地を鳥獣保護区に指定することにより、沿岸・海洋域の保全に寄与した。	今後も引き続き、鳥獣の生息環境を確保し、生物多様性の維持回復や向上に資するため、保護上重要な区域の指定を推進していく。	国指定鳥獣保護区管理強化費	37	36	34	環境省
37	国立公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。（環境省）〔再掲（２章１節２．１）〕	平成22年３月～平成23年7月までの間に集団渡来地の鳥獣保護区の新規指定はない。平成22年は、ガンカモ・ハクチョウ類の渡来地である佐潟鳥獣保護区の更新を行った。	③④	引き続き、渡り鳥の渡来地の保全を行った。	今後も渡り鳥の集団渡来地などについて、保護上重要な地域について指定を推進していく。	国指定鳥獣保護区管理強化費	37	36	34	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
38	鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとに定めている保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、湖沼などの水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。（環境省）〔再掲（2章1節2.1）〕	国指定鳥獣保護区において定期的な巡視や生息状況の調査等を行うとともに、マスタープランを策定し適切な管理を実施。 また、鳥獣の生息環境の悪化が著しい6箇所の国指定鳥獣保護区において保全事業を実施。	②	マスタープランについて、平成22年度に6箇所の国指定鳥獣保護区で策定した。 6箇所の国指定鳥獣保護区において、平成22年度に侵入防止柵の設置、マングローブ林の伐採等の保全事業を実施し、野生鳥獣の生息環境の改善を図った。	引き続き、鳥獣保護区において野生鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進する。	国指定鳥獣保護区管理強化費の一部 自然公園等事業費の一部	37 の内数 11,048 の内数	36 の内数 10,718 の内数	34 の内数 10,012 の内数	環境省 環境省
4.	生息地等保護区									
4.1	生息地等保護区									
39	絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）〔再掲（2章1節1.2）〕	既存の生息地等保護区の管理を実施し、生息地等保護区の指定が必要と思われる種について、新規指定の検討を行った。	③	生息地等保護区の管理により、希少野生動植物種の保全を行った。	生息地等保護区の指定が必要な種の生息状況や生息環境などに関する科学的知見を収集し指定を推進していく。	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	11	環境省
40	生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）〔再掲（2章1節1.2）〕	各生息地等保護区において、保護の指針に基づき、当該種が生息できるよう植生管理等の適切な管理や水質改善の検討等の生息・生育環境の維持改善を実施した。 分布状況が新たに把握された種について、区域の見直しを見据えた分布調査を実施することを検討した。	—	—	今後も引き続き、生息地等保護区の適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を実施するとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討していく。	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	11	環境省
5.	名勝・天然記念物、文化的景観									
5.1	名勝・天然記念物									
5.1.1	指定と保存管理									
41	わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観や自然地域を対象として、自然的名勝・天然記念物の指定を推進します。（文部科学省）	平成22年3月から平成23年7月にかけて、自然的名勝については、1県で計2件指定した。 平成22年3月から平成23年7月にかけて、天然記念物については、5県で計6件指定した。	②	全国の自然的名勝の指定件数は133件。平成22年3月～23年7月で1.5%増加し、効果を上げている。 全国の天然記念物の指定件数は985件。平成22年3月～23年7月で0.6%増加し、効果を上げている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	文化財の保存・活用の推進	2 の内数	2 の内数	2 の内数	文部科学省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
5. 1. 2	保存管理計画と復元・再生									
42	指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）	自然的名勝の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 16件 の内数 交付金額 62百万円 の内数 天然記念物の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 91件 の内数 交付金額 356百万円 の内数	②	平成22年度における全国の自然的名勝の国庫補助交付件数は前年度比114%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の自然名勝の国庫補助金額は前年度比148%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助交付件数は前年度比101%で、同水準を維持し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助金額は前年度比102%で、同水準を維持し、効果を上げている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策）	3,909の内数	4,118の内数	3,638の内数	文部科学省
5. 1. 3	活用									
43	適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）	自然的名勝の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 7件 の内数 交付金額 49百万円 の内数 天然記念物の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 29件 の内数 交付金額 128百万円 の内数	②	平成22年度における全国の自然的名勝の国庫補助の交付件数は前年度比233%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の自然名勝の国庫補助金額は前年度比279%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助交付件数は前年度比107%で、同水準を維持し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助金額は前年度比96%で、同水準を維持し、効果を上げている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生）	5,827の内数	6,036の内数	7,151の内数	文部科学省
5. 2	文化的景観									
44	自然と人間とが関わりながらはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進します。（文部科学省）	平成22年3月から平成23年7月にかけて、重要文化的景観については、5件選定した。	②	平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は24件。平成22年3月～23年7月で26.3%増加し、効果をあげている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（文化的景観関係）	120の内数	140の内数	200の内数	文部科学省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
45	文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。（文部科学省）	文化的景観の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 49件の内数 交付金額 148百万円 の内数	③	平成16年度の制度発足より、延べ24件に対して、累計 612百万円（の内数）の事業を実施しており、重要文化的景観国庫補助金額は前年度比約117%と増加し、効果をあげている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（文化的景観関係）	120 の内数	140 の内数	200 の内数	文部科学省
46	文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。（文部科学省）	文化的景観の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 49件の内数 交付金額 148百万円 の内数	①	平成16年度の制度発足より、延べ24件に対して、累計 612百万円（の内数）の事業を実施しており、重要文化的景観国庫補助金額は前年度比約117%と増加し、効果をあげている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（文化的景観関係）	120 の内数	140 の内数	200 の内数	文部科学省
6. 保護林、保安林										
6. 1 保護林、保安林										
47	保護林においては、設定目的に応じ自然の推移にゆだねた管理などを行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うほか、新たな設定を推進するなど引き続き貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めます。（農林水産省）	国有林のうち「保護林」においては、希少野生動植物の保護管理や外来種対策、巡視活動等を実施した。また、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施した。 「保護林」の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。	③	国有林では、平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の保護林を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
48	緑の回廊では、人工林の抜き伐りにより、希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施策のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。（農林水産省）	国有林のうち「緑の回廊」では、人工林内の広葉樹の積極的な保残や、猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施等、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。 森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	③	国有林では、平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の保護林を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
49	水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成35年度末の計画量である1,269万haに基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。（農林水産省）	保安林の指定：平成20年度末1,191万ha→平成22年度末 1,202万ha	③	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	保安林整備事業委託費等	642	642	578	農林水産省
7. 特別緑地保全地区など										
7. 1 特別緑地保全地区など										
50	行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。（国土交通省）	近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに特別緑地保全地区：147ha、近郊緑地保全区域：257ha、近郊緑地特別保全地区：45ha が指定され、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	古都及び緑地保全事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	4,405 の内数 5,458 の内数 — —	456 の内数 637 の内数 2,200,000 の内数 —	362 の内数 67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
51	首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。（国土交通省）[再掲（1章7節2. 5）]	保全すべき区域について、必要に応じて調査・検討を実施。	③	平成21年度には、「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地保全区域257ha、近郊緑地特別保全地区45haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	大都市圏政策の推進に必要な経費、近郊緑地における管理活動推進のための経費	36 の内数	35 の内数	12 の内数	国土交通省
52	多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。（国土交通省）[再掲（1章7節2. 4）]	管理協定締結状況 1地区（2契約） 1.1 ha （平成23年1月）	③	平成21年度には、新たに1.1haの緑地で管理協定が締結され、緑地を保全・管理する活動を支援。	緑の基本計画に基づき引き続き取り組みを推進。	社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	— —	2,200,000 の内数 —	1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
8.	ラムサール条約湿地									
8. 1	ラムサール条約湿地									
53	ラムサール条約第9回締約国会議（2005年（平成17年））に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地に加え、最新の「国際的に重要な湿地の基準」や平成20年のラムサール条約第10回締約国会議で決議された「水田における生物多様性の向上」などを踏まえた新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、ラムサール条約第11回締約国会議（2012年（平成24年）開催予定）までに国内の条約湿地を新たに6か所増やすことを目指します。（環境省）[再掲（2章4節2. 2）]	現在6箇所以上の登録に向けて候補地を絞り地元との合意形成をはじめ、調整中。	③	ラムサール条約湿地の増加により、＜河川・湿原などの保全・再生＞に寄与。	今後も引き続き、候補地との調整を進めていく。	—	—	—	—	環境省
54	ラムサール条約締約国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）を図っていきます。（環境省、国土交通省）[再掲（2章4節2. 2）]	ラムサール条約40周年記念事業をはじめ、世界湿地の日に伴う各種普及啓発事業の実施、ラムサール条約COP10にて採択された水田決議のフォローアップワークショップの開催、普及啓発ツールの作成等を実施。また、ラムサール湿地の情報をまとめてラムサール情報票の更新を行った。 釧路湿原（北海道）等の湿地の再生等を実施。	③	湿地の情報収集、賢明な利用についての普及啓発活動等を行うことにより、＜河川・湿原などの保全・再生＞に寄与。 湿地の再生等を実施し、河川・湿原などの保全や再生が進んだ。	今後も引き続き、現在の活動を続けていく必要がある。 引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	アジア地域における生物多様性保全推進費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	40 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	47 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	43 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
9.	世界遺産									
9. 1	世界自然遺産									
55	屋久島、白神山地及び知床については、地方公共団体などと連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省、文部科学省）	世界自然遺産地域の保護の根幹をなす各種法制度を適切に運用することなどにより、適切な保全管理を実施。 各地域について、植生、希少野生動植物、野生動物による食害、利用状況などに関するモニタリング調査を実施。 知床については、平成21年12月に、世界遺産推薦時に策定した管理計画を全面的に見直し、世界遺産委員会やIUCNからの勧告事項を踏まえた世界遺産地域の管理計画を策定した。	③	自然公園や自然環境保全地域を含む世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 各世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を設定している。 屋久島 1 0千ha 白神山地 1 7千ha 知床 4 6千ha	引き続き、各種保護担保制度の適切な運用が必要。 世界遺産の管理システムの根幹である管理計画は、必要に応じて見直しを行うなど、継続的な発展が必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 1,791 の内数	108 の内数 1,656 の内数	84 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
56	世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域連絡会議などを通じて、各機関や関係する地方公共団体や地元団体の進める保全管理の取組と連携、調整を図り、地域の合意を図りながら管理を進めるとともに、利用者から森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民各層とも連携した管理を一層推進します。（環境省、農林水産省）	屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島について、地元自治体や地元関係団体を地域連絡会議の構成員に加えるなど、より地元の意見を適切に管理に反映できるよう体制の強化を図った。	③	自然公園や自然環境保全地域を含む世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 各世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を設定している。 屋久島 1 0千ha 白神山地 1 7千ha 知床 4 6千ha 小笠原諸島 5千ha	引き続き、地元の関係団体などの意見を世界遺産の保全管理対策に反映させる仕組みの維持・発展が必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 1,791 の内数	108 の内数 1,656 の内数	84 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
57	世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。（環境省、農林水産省）〔再掲（2章6節1. 1）〕	モニタリング体制及びプログラムの構築するためのベースとして、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施中。	③④	世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施中。	引き続き、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を推進。	森林環境保全総合対策事業	158 の内数	305 の内数	267 の内数	農林水産省
58	知床及び屋久島においては、既に設置された世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づく適切な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省）	知床については、世界遺産委員会からの勧告事項を踏まえ、気候変動に関する専門家を構成委員に加えるなど体制の強化を図った。 知床、屋久島についてシカの生息頭数の適正化へ向けた密度操作実験や生息密度調査等を行いシカの管理体制を整えたところ。	③④	世界自然遺産地域において、気候変動以外の環境へのストレスを軽減する取組を進めた。 健全な生態系を維持回復するため、捕獲や防護策の設置によるエゾシカやヤクシカの保護管理を進めた。 関係行政機関、関係団体、専門家などと連携し、生息状況や繁殖力など総合的に勘案し、急激に増加した個体群による生態系被害の対策を進めた。	引き続き、科学委員会を通じて最新の科学的知見を世界遺産地域の保全管理対策に反映させることが必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 国立公園等における大型獣との共生推進費	78 の内数 51 の内数	108 の内数 64 の内数	84 の内数 74 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		知床については、世界遺産委員会からの勧告事項を踏まえ、気候変動に関する専門家を構成委員に加えるなど体制の強化を図った。また、国有林において、河川工作物の改良によるサケ科魚類遡上調査を実施するとともに、シマフクロウへの影響調査を実施した。 屋久島については、平成22年度に科学委員会の下にワーキンググループ（ヤクシカWG）を新たに設置し、ヤクシカの適正な密度管理・目標頭数の具体化等の検討を行った。また、国有林において、植生の垂直分布の変化等についてモニタリング調査・分析を実施した。また、ヤクシカの食害による植生への影響を軽減するため、民有林と連携しながら、括りワナによる捕獲（平成22年度：501頭）等を実施した。 遺産地域の隣接地域の国有林において、エゾシカの食害による植生への影響を軽減するため、囲いワナによる捕獲等を実施した。		各世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を設定している。 屋久島 10千ha 知床 46千ha	引き続き、科学委員会を通じて最新の科学的知見を世界遺産地域の保全管理対策に反映させることが必要。 継続的にモニタリング調査を実施し、過去の調査との比較・評価、必要な対策の検討等が必要。 引き続き、世界自然遺産の植生に大きな影響を与えるシカの食害対策として、個体数調整を含む、野生鳥獣との共存に向けた生息環境等の整備を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
59	白神山地においても、管理体制の充実を図るとともに、モニタリングの結果を科学的知見に基づき適切に評価したうえで、遺産地域の保全管理対策に反映させる順応的な保全管理の充実を図ります。（環境省、農林水産省）	白神山地については、平成22年6月に学識経験者からなる科学委員会を設置し、モニタリング結果を踏まえ最新の科学的な知見を管理に反映する順応的な保全管理体制を整えた。 国有林において、気候変動による原生的なブナ林の動態変化や、入林者による自然環境への影響を明らかにするため、各種モニタリング調査を実施した。	③	自然公園や自然環境保全地域を含む白神山地世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 白神山地世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を17千ha設定している。	新たに設置された白神山地世界自然遺産地域科学委員会を通じて最新の科学的地検を世界遺産地域の保全管理対策に反映させることが必要。 継続的にモニタリング調査を実施し、過去の調査との比較・評価、必要な対策の検討等を推進する。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 特定地域自然林保全整備 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 13 の内数 1,791 の内数	108 の内数 13 の内数 1,656 の内数	84 の内数 13 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
60	知床については、平成20年のIUCNと世界遺産センターによる保全状況調査の勧告を踏まえ、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に沿って、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。（環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省）	海と陸の統合的管理の統合的管理に資するため、世界遺産の管理計画の見直しに際して、世界遺産の管理計画の下に海域の管理計画を位置付けた。 管理計画に基づき、遺産登録時の勧告事項で指摘されたダム等河川工作物の改良工事を進め、河川遡上性の魚類の生息環境を改善した。 知床世界自然遺産地域科学委員会・河川工作物WGにより魚類の生息環境に配慮した改良が適当であると判断された河川工作物について、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」の「河川環境の保全」で改良の実施を位置づけた。 治水事業としての砂防えん堤については羅臼川の砂防えん堤1基が対象であり平成20年度より事業着手済みである。	③	海洋生態系と陸上生態系の一体的な管理を進めるために「知床世界自然遺産地域管理計画」の下に「多利用型統合的流域管理計画」を位置付けたところ。この管理計画に基づいて、各機関がダム等の河川工作物の撤去・改修を進めており、サケ科魚類の産卵環境が改善するなどの効果が得られている。 知床世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を46千ha設定している。 魚類等生きものの生息の基盤となっている場所のつながりを確保することができる。	引き続き、管理計画に基づき、地元の関係団体との一定の合意形成を図りながら、最新の科学的知見を踏まえた保全管理対策を進めることが必要。 当該事業は道が定めている社会資本総合整備計画に基づき、適切に実施されている。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費 砂防事業費 社会資本整備総合交付金	78 の内数 1,791 の内数 128,889 の内数 —	108 の内数 1,656 の内数 — 2,200,000 の内数	84 の内数 1,814 の内数 — 1,753,870 の内数	環境省 農林水産省 国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
61	知床について、平成16年12月に策定した「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」及び平成17年9月に策定した「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」に基づき、「知床半島先端部地区利用の心得」及び「知床半島中央部地区利用の心得」などの利用ルールの普及を進め、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。（環境省、農林水産省）	知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。 平成22年6月より「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」を設置し、適正な利用の推進のための総合的な検討を開始。 平成22年6月、「知床世界自然遺産地域連絡会議」及び知床世界自然遺産地域科学委員会の構成員からなる「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」が新たに設置され、地域関係団体、学識経験者、関係行政機関等により「知床エコツーリズム戦略」の作成を検討した。	③	自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の参画により進めたことにより、基本戦略の達成に貢献した。特に知床五湖において、風致景観の維持と利用者が集中しないようにすることを目的として、利用調整を実施した。 知床世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を46千ha設定している。	引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、知床における適正な利用を推進する。 引き続き、関係機関により「知床エコツーリズム戦略」を検討し、平成23年度中の策定を目指す。	国立公園内生物多様性保全対策費 森林保全管理等に必要な経費	30 1,791の内数	29 1,656の内数	36 1,814の内数	環境省 農林水産省
62	平成19年1月にわが国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携して進めてきた保護担保措置の充実、外来種対策や希少種の保全などの取組に一定の見通しがついたことから、平成22年1月に推薦し、平成23年の世界遺産一覧表記載を目指します。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（1章9節1.5）（2章4節2.4）〕	平成22年1月に推薦書を提出し、平成23年6月の世界遺産委員会において、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載を果たした。	②③	自然公園や自然環境保全地域を含む小笠原諸島世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 小笠原諸島世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を5千ha設定するとともに保全管理を実施している。	世界遺産委員会における決議において、外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来植物対策等に各機関と連携・協調して取り組むことが必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	78の内数 1,791の内数 158の内数	108の内数 1,656の内数 305の内数	84の内数 1,814の内数 267の内数	環境省 農林水産省
63	小笠原諸島の保全管理にあたっては、「世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画」に沿って、小笠原国立公園におけるクマネズミなどの外来動物対策や、小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物対策や利用のルール徹底など、各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理を進めます。（環境省、農林水産省）	ネズミの駆除対策を実施した一部の島では陸産貝類や鳥類の生息環境が改善し、アカギ駆除を実施した地域ではトンボ類の生息環境が改善するなど、生態系管理に効果を確認した。 父島においてノネコ及びノヤギの希少鳥類や希少植物への影響を防止するための侵入防止柵を設置した。 「世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画」に沿って、小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物対策や利用のルール徹底など、各機関と連携・協調して実施し、効果的な保全管理を実施した。	②③	固有の野生生物に絶滅のおそれが生じないよう、防除のための取組を継続的に進めた。 小笠原諸島世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を5千ha設定している。	世界遺産委員会における決議において、外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来植物対策等に各機関と連携・協調して取り組むことが必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 自然公園等事業費 特定外来生物防除等推進事業 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	78の内数 11,048の内数 32の内数 1,791の内数 158の内数	108の内数 10,718の内数 3の内数 1,656の内数 305の内数	84の内数 10,012の内数 37の内数 1,814の内数 267の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
64	「琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（1章9節1．5）（2章4節2．4）〕	海外専門家の意見を踏まえつつ、琉球諸島のもつ世界自然遺産としての価値を整理したところ。 重要地域の保護措置の充実について、地元自治体をはじめとする関係者と調整を進めており、平成23年度に西表石垣国立公園の保護の強化を図るために、作業を進めている。 重要地域の保護担措置の拡充については、国有林において、関係者と調整しつつ、既存の保護林の拡充に向け、森林生態系保護地域の指定も視野に入れた検討を実施した。	②③	琉球諸島については、世界自然遺産としての価値の分析評価等を行っている。 現在、当該地域では、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「保護林」を次のとおり設定している。 西表 12千ha 奄美群島 0.3千ha	引き続き、各機関が連携・協調して、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた取組を推進する。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 奄美地域国立公園指定推進調査費 やんばる地域国立公園指定推進調査費 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 24 6 1,791 の内数	108 の内数 24 6 1,656 の内数	84 の内数 19 6 1,814 の内数	環境省 農林水産省
65	既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。（環境省）	平成22年度は世界遺産地域等における利用適正化に係る支援を実施するとともに、当該地域を含む全国各地へのアドバイザーの派遣を行った。なお、事業仕分けの指摘を踏まえ本件に係る平成23年度の予算計上を見送っているところ。	①	世界遺産地域等におけるエコツーリズムの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	利用者の増加に伴う自然環境への負荷が増大しているため、引き続き利用の適正化が必要である。	エコツーリズム総合推進事業	126 の内数	126 の内数	—	環境省
10. 生物圏保存地域										
10. 1 生物圏保存地域										
66	既存の4地域については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取りまとめた「MAB生物圏保存地域カタログ」の第2版が平成19年に作成されていますが、今後とも適正な保全・管理を推進するとともに、モニタリングを継続し、その成果を公表し、生物多様性の保全と持続的発展のために活用します。（文部科学省、環境省）	平成22年10月26日、CBD COP10サイドイベント「持続発展教育(ESD)とユネスコ人間と生物圏(MAB)計画における我が国の取組に関するシンポジウム」を開催し、教育分野における生物多様性等をテーマとした、生物圏保存地域を活用等について、発表や意見交換等を行った。	—	—	引き続き生物多様性の保全と持続的発展のための活用方法について検討を行う。	—	—	—	—	文部科学省
67	世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。（文部科学省、環境省）〔再掲（2章4節3．3）〕	日本ユネスコ国内委員会自然科学及び人文・社会科学合同小委員会を開催し、生物圏保存地域の推進体制等について検討を行った。	—	—	引き続き新規指定候補地の選定を含む、生物圏保存地域の活用の施策について検討を行う。	—	—	—	—	文部科学省
11. 地域の自主的な管理区域										
11. 1 地域の自主的な管理区域										
68	NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく管理区域が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携・協働のあり方などについて検討します。（環境省）	平成22年度、漁業者団体による取組などについて全国的な状況についての情報収集、専門家へのヒアリング、事例研究を行い、海洋保護区のあり方についての検討等に活用した。	③	地域の合意に基づく自主的な資源管理の取組や海洋保護区などの生物多様性の保全施策のあり方についての検討が進んだ。	生物多様性条約第10回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35 の内数	58 の内数	44	環境省
69	海洋基本計画に基づき、わが国における海洋保護区のあり方の検討を行う中で、漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す事例なども参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海洋保護区のあり方についても検討を行います。（環境省、関係府庁）〔再掲（1章9節1．2）〕	平成23年3月、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした海洋生物多様性保全戦略を策定。5月には、総合海洋政策本部会合においてわが国における海洋保護区の設定のあり方について了承を得た。	②③	②海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に向け、基本的視点と施策の展開すべき方向性を示した。 ③海洋生物多様性保全戦略を策定した。 ③海洋保護区設定の推進に先立ち、わが国の海洋保護区の考え方をまとめた。	生物多様性条約第10回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35 の内数	58 の内数	44	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
第3節 自然再生										
1. 自然再生の着実な実施										
1. 1 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積										
70	森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、釧路湿原やサロベツにおける湿原の再生、樫野川河口域における干潟、石西礁湖におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）	平成22年度、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業（9地区）に対して自然環境整備交付金により支援。 国有林では、 ①釧路湿原上流部に位置する雷別地区について、NP0やボランティア団体等との連携による森林の再生活動 ②サロベツについて、稚内内砂丘林自然再生事業実施計画作成に関する調査・検討の実施、上サロベツ自然再生協議会における実施計画の協議 ③竜串について、流域の森林における間伐等の森林整備及び高知県と連携した特定流域総合治山事業等を実施している。 釧路湿原（北海道）等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河岸の再生等の実施。 埼玉県くぬぎ山地区において、自然再生協議会の取組として、平地林保全活動の取組方針（案）を作成。	②③	生物多様性保全のため重要な生態系である森林、草原、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁などの再生を推進。 国有林では、地域の主体と連携した生物多様性の保全・再生の活動を行った。また、流域全体の生態系管理の視点からの保全・再生の取組を実施した。 湿地の再生等を実施し、河川・湿原などの保全や再生が進んだ。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。 引き続き、多様な主体との連携による自然再生事業の取組を推進する。	自然公園等事業費 森林保全管理等に必要な経費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	11,048 の内数 1,791 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	10,718 の内数 1,656 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	10,012 の内数 1,814 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 農林水産省 国土交通省
71	自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。（環境省、農林水産省、国土交通省）	自然再生専門家会議での実施計画の審議のほか、自然再生協議会情報連絡会議や自然再生専門家会議現地調査を実施し、事業の進め方やモニタリング手法等についての意見や情報交換を実施。 国有林では、NP0やボランティア団体との連携により、自然再生等を実施するにあたり、地元自治体や有識者等による検討会を実施した。 これまで取り組んできた自然再生事業における科学的知見等の集積を実施。	③	自然再生事業の順応的な管理手法について、自然再生の取組に関する実施事例を調査し、具体的な検討・整理を実施した。 国有林では、流域全体の生態系管理の視点からの保全・再生の取組を実施した。 自然再生事業における科学的知見等を集積し、河川・湿地などの保全や再生に寄与した。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。 引き続き、多様な主体との連携による自然再生事業の取組を推進する。 引き続き自然再生事業の進捗を通じて得られた科学的知見の的確な集積とその体系化の検討を実施。	自然再生活動推進費 自然公園等事業調査費 森林保全管理等に必要な経費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	35 の内数 11,048 の内数 1,791 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	35 の内数 10,718 の内数 1,656 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	26 の内数 10,012 の内数 1,814 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 農林水産省 国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
72	自然再生事業において想定されるさまざまな効果について、適切に評価する手法を整備するため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。（環境省）	平成22年度に、自然再生事業の効果把握手法について、事例に基づく調査を実施。	—	—	引き続き、自然再生事業の適切な評価手法の整備に向けた検討に努める。	自然公園等事業調査費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進										
73	自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成24年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに8か所増やすことを目指します。（環境省）	自然再生の取組に関する情報を収集し、ホームページを通じて提供するとともに、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 自然再生推進法に基づき、2つの自然再生協議会が設立。（平成23年7月現在、累計で23協議会が設立）。	③	自然再生活動への理解を促進するため、環境教育プログラムの作成や自然再生に関する学習会を実施し、自然環境学習の推進を図った。	引き続き、各地の自然再生に係る取組事例の収集と提供を行うほか、自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、よりの確に課題に対応した普及啓発活動を実施する。	自然再生活動推進費	35 の内数	35 の内数	26 の内数	環境省
2. 自然再生の新たな取組の推進										
2. 1 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進										
74	全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構想を踏まえつつ、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進。 平成19年度から、広域的視点に基づく自然再生推進のあり方についての検討を実施し、基礎的情報収集のあり方や、自然環境の状態を把握する手法の検討等を実施。	③	関係省庁で構成する自然再生推進会議幹事会を開催し、生態系ネットワークの確保をめざした自然再生の取組について情報の共有や実施状況の確認を行った。 自然再生推進のあり方についての検討を実施し、河川・湿地などの保全や再生に寄与した。	生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえて、引き続き取組を進める。 我が国の生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえて、引き続き取組を進めることが必要。	自然再生活動推進費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	35 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	35 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	26 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 国土交通省
75	これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	平成22年度に、自然再生事業実施中の効果把握手法について、事例に基づく調査を実施。 平成19年度から、広域的視点に基づく自然再生推進のあり方についての検討を実施し、基礎的情報収集のあり方や、自然環境の状態を把握する手法の検討等を実施。	③	自然再生推進のあり方についての検討を実施し、河川・湿地などの保全や再生に寄与した。	生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえて、引き続き検討を進める。 我が国の生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえて、引き続き取組を進めることが必要。	自然公園等事業費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	11,048 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	10,718 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	10,012 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2.	2 民間団体など及び民有地において実施する	自然再生活動などへの支援								
76	民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。（環境省）	自然再生の取組に関する情報を収集し、ホームページを通じて提供。 地域生物多様性保全活動支援事業により、民間団体による自然再生実施計画の策定・実証を支援（平成22年度：策定2団体・平成23年度：策定1団体・実証1団体）。	—	—	引き続き、取組事例の収集と提供や民間団体への支援を行うほか、特に民有地において自然再生に取り組む場合のより効果的な手法の検討に努める。	自然公園等事業費 地域生物多様性保全活動支援事業	11,048 の内数 130 の内数	10,718 の内数 242 の内数	10,012 の数 242 の内数	環境省
第4節 農林水産業										
1. 農林水産業と生物多様性										
1. 1 農林水産業と生物多様性										
77	地域別の生物多様性保全の取組 農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。（農林水産省） ① 田園地域・里地里山の保全（第1章第6節に詳述） ② 森林の保全（第1章第5節に詳述） ③ 里海・海洋の保全（第1章第9節に「里海・海洋における漁業」として詳述）	田園地域・里地里山、森林及び里海・海洋の保全に対して総合的に施策を推進するため、平成19年度に策定した農林水産省生物多様性戦略を基に各種施策を実施している。	①	農林水産関連施策において、生物多様性保全を推進するための指針として当該戦略を策定したことにより総合的な施策の推進に貢献した。	生物多様性条約COP10の決議等を踏まえ、農林水産省生物多様性戦略を見直しを行っている。	—	—	—	—	農林水産省
78	森・川・海を通じた生物多様性保全の推進 「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能などを有するとともに、栄養塩類などを、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与しています。また、海の栄養塩類はサケなどの遡上によって森林に運ばれてきます。また、田園地域・里地里山における生産活動も農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能です。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要があり、森・川・海を通じた生物多様性保全を推進します。（農林水産省）	国有林において、溪流等の周辺に存する森林等の適切な保全管理を推進するとともに、森林の連続性の確保の観点から、野生動植物種の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、その取扱いについて検討した。 平成22年度は、46都道府県で間伐や広葉樹林の造成等を実施。	③	我が国の森林面積の約3割、国土面積に対し約2割を占める国有林野について、人工林における適切な間伐の実施に加え、立地特性に応じた、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりが促進された。 漁場保全に資する森づくりを推進することにより、森・川・海を通じた生物多様性を保全。	引き続き、適切な間伐の実施等による多様な森林の整備を推進するとともに、溪流等の周辺に存する森林等については、天然林は適切に保全管理するとともに、人工林は積極的に広葉樹の導入による広葉樹林への誘導を推進する。	森林保全管理等に必要な経費 地域自主戦略交付金	1,791 の内数 119,860 の内数	1,656 の内数 150,000 の内数	1,814 の内数 512,000 の内数	農林水産省
79	遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（第2章第1節、第2節に詳述） 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。（農林水産省）	カルタヘナ法に基づき、科学的な評価を行い、遺伝子組換え農作物等の使用を承認した。 また、未承認の遺伝子組換えパパイヤ種苗の流通が疑われたため、早急に検査法を開発し、栽培圃場や水際での検査を実施している。検査により遺伝子組換え体であると特定されたパパイヤについては廃棄、伐採等適切に処理するよう指導し、我が国の生物多様性への影響を防止している。	—	—	海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況の的確な把握や水際検査に必要な検出方法の開発等を行うとともに、使用の承認の可否にかかる審査体制の充実・強化を図る。	遺伝子組換え農作物リスク管理強化事業委託費	26	23	18	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
80	農林水産分野における地球環境保全への貢献（第2章第4節に詳述） 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）	平成20年度より、アフリカの農村における土地・水資源の劣化防止手法の開発、アジアにおいて地球温暖化に適応した灌漑排水施設管理や水管理手法の開発を実施継続中。 平成20～22年度において、国連食糧農業機関（FAO）及びメコン河委員会（MRC）に資金を拠出し、アジア地域の持続的水資源利用に係る分析を実施継続中。 平成21～25年度において、国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT）に資金を拠出し、温室効果ガス排出や地下水汚染問題の削減を図るため、作物の生物学的硝酸化成抑制に関する研究を実施中。 森林・林業分野の二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、（独）国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。同様に、多国間協力については、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣。 その他の森林・林業分野の国際協力として、開発途上国にとける持続可能な森林経営を推進するため、アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援、衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施。	④	海外での現地調査・研究を通じて、「土地・水資源の劣化防止」、「地球温暖化対策」、「水資源の持続可能な利用」といった地球規模の課題を解決するための技術・手法を開発中。 熱帯地域にある国際機関において、温室効果ガス排出や地下水汚染問題といった地球規模の課題を解決するため、作物がもつ生物学的硝酸化成抑制に関する研究を行った。 FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	開発した技術・手法に関するマニュアルが多く、多くの国で利用されるよう更なる普及を推進する。 試験ほ場において、生物学的硝酸化成抑制能があるとされるスイートソルガムの窒素施肥効率を向上させるための研究を推進する。 今後も引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進する。 今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	海外農業農村地球環境問題等調査事業 持続的水資源利用分析検討調査 国際農業研究機関拠出金 国際連合食料農業機関拠出金 国際熱帯木材機関拠出金 途上国森づくり事業 森林・水環境保全のための実証活動支援事業 森林減少防止のための途上国取組支援事業 REDD推進体制緊急整備事業	438の内数 98 55 51 126 — 11 45 —	412の内数 48 47 50 122 85の内数 10 55 300	294の内数 — 26 45 110 92の内数 9 50 270	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
81	農林水産業の生物多様性指標の開発（第2章第5節に詳述） 農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠です。 しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進するうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）	平成22年度までに全国274地点において農法・農業技術の影響を最も受けやすい昆虫を中心に約200万個体を調査し、環境保全型農業に特異的に現れる生物を指標の候補として選抜した。 これらの指標候補を用い、環境保全型農業の効果を把握できる評価手法の案を10科目について作成した。 本施策における調査で得られたデータを効率的に蓄積するとともに、国土全体において農地における生物多様性を総合的に解析するためデータベースシステムを構築した。 全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査のほか、データ整理・分析等を実施した。 我が国沿岸域の藻場や干潟において生物多様性の指標候補とするバクテリアやメイオバントスについてDNA解析等を用いた簡便な同定手法等を検討した。また、その手法を用いて種数や分布等の調査を実施するとともに、実際の漁場の生産性と比較し、指標としての妥当性の検討などを行っている。	①②③	生物多様性の保全をより重視した農業生産を効果的に推進するため、その取組の効果を定量的に把握するための評価法の案が作成された。 農業に有用な生物多様性指標の開発に関する取組と指標生物の候補が選抜されたことをCOP10の展示ブースやサイドイベントで発表し、国民的及び国際的な理解を深めるよう努めた。	評価手法を検証し、最終的な指標生物及びそれを用いた評価手法を決定する。それらは都道府県の普及指導員や病害虫防除所職員、篤農家等を対象としてマニュアル化し、農業現場への普及を図る。 データベースについては登録者がデータの閲覧及び登録ができる形にし、一般に公開する。 平成24年度末までに森林における生物多様性の状態を表す指標を開発する。森林生態系のもつ不確実性を踏まえた順応的管理の考え方が重要であることから、森林資源のモニタリングと連携した指標の活用を促進することにより、植物構造の変化等に対応した森林の適切な整備及び保全を推進する。 引き続き、我が国沿岸域において生物多様性の指標候補とする生物の種数や分布等を調査するとともに、実際の漁場の生産性と比較し、指標としての妥当性の検討などを行う。	農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 森林環境保全総合対策事業 漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち漁場環境・生物多様性評価手法等開発事業	218 158 の内数 49	193 305 の内数 49	55 267 の内数 31	農林水産省
82	生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きもののマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民的理解を促進します。また、COP10を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1.1）（2章3節1.1）〕	全国各地で取組が行われている生きもののマークを活用した取組事例を紹介したガイドブック及び食料生産と生物多様性保全を両立する取組として特徴的な事例についても現地での課題等も含め紹介した冊子を作成し、イベント等を活用して、普及に努めた。 また、COP10の期間中には、農林水産業の生物多様性保全への貢献について、サイドイベントやパネル展示を通じて、消費者や国内外の関係者へ情報発信を行った。	①	農林水産業の営みが生物多様性保全に貢献していることを、消費者のほか、国内外の関係者に対して、資料の配付や説明を行うことにより、理解を深めることができた。	引き続き、消費者や関係者に対して、生物多様性保全に貢献する農林水産業の取組への理解を促進していくとともに、生物多様性保全に資する農林水産業の取組が拡大していくよう、各種イベント等を通じて普及を図っていく。	農林水産生きもののマークモデル事業 生物多様性向上農業拡大事業	10 —	— 30	— —	農林水産省
第5節 森林										
1. 森林										
1.1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方										
83	森林・林業基本計画において、「水土保全林」、「森林と人との共生林」並びに「資源の循環利用林」の3区分の望ましい森林の姿を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）	平成23年7月26日に閣議決定された森林・林業基本計画及び全国森林計画を踏まえ、今後は地域主導で発揮を期待する機能毎の区域を設定できるようになった。機能のひとつとして、生物多様性保全機能も位置付け、機能に応じた望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全の基本方針について明記。	③	各機能区分に応じた森林の整備・保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献	機能ごとの望ましい森林の姿に向け、今後着実に森林計画制度を推進。	—	—	—	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
84	3区分の望ましい森林の姿への誘導への考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、それぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）	平成23年7月26日に閣議決定された森林・林業基本計画及び全国森林計画を踏まえ、今後は地域主導で発揮を期待する機能毎の区域を設定できるようになった。機能のひとつとして、生物多様性保全機能も位置付け、機能に応じた望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全の基本方針について明記。	③	各機能区分に応じた森林の整備・保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献	機能ごとの望ましい森林の姿に向け、今後着実に森林計画制度を推進。	—	—	—	—	農林水産省
1. 2 多様な森林づくりの推進										
85	広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林に向けた整備を推進するため、森林所有者などが施業を選択する際の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成や対象適地の選定などの取組の推進とその全国的な普及を図るとともに、帯状又は群状の伐採などの効率的な施業を推進します。また、森林所有者の負担の軽減を図るため、造林・保育の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着を図ります。（農林水産省）	森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進。 森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業を推進。	③	適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化など空間的にも時間的にも多様な森林づくりを推進。	森林整備事業 林業普及指導事業交付金	161,735 520	118,197 520	118,197 443	農林水産省
86	林道などの路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着を推進します。（農林水産省）	平成22年3月までに作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発および実証を各地のモデル林で実施。 森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業を推進。	③	低コスト・高効率な作業システムの開発等により、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	—	低コスト作業システム構築事業 林業普及指導事業交付金	153 520	— 520	— 443	農林水産省
87	路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。（農林水産省）	林道、森林作業道等を整備	—	—	引き続き林道、森林作業道等の整備を推進。	森林整備事業 農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金（森林基盤整備）	161,735の内数 — —	118,197の内数 150,000の内数 —	118,197の内数 31,761の内数 512,000の内数	農林水産省
88	計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、林業事業者などによる森林施業の集約化に必要となる「森林情報の収集活動」、森林所有者などによる森林施業の実施に必要となる「施業実施区域の明確化作業」などの地域における活動を確保するための支援措置を実施します。（農林水産省）	H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業者等による森林施業の集約化、境界の確認等の諸活動に対して重点的に支援を実施	—	—	今後も引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	森林整備地域活動支援交付金	5,437	—	3,000	農林水産省
89	国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業者による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。（農林水産省）	森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進。 治山事業により山地災害から保全される森林の面積（68千ha）。	③	公的主体による森林整備を必要に応じて実施することで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進するとともに、治山事業により保安林の整備等を行う。	森林整備事業 治山事業費	161,735 99,190	118,197 68,833	118,197 60,845	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
90	植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するための対策を推進します。（農林水産省）	森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を行うとともに、平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第20号）において、無届による伐採に対して造林の命令が発せられる仕組みを新たに措置。	③	適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	改正森林法（H24. 4施行）の適切な運用等を通じて引き続き無秩序な伐採の防止や伐採後の適確な更新を図る。	—	—	—	—	農林水産省
91	将来の森林、林業及び木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発及び林木育種並びにそれらの成果の計画的かつ効果的な普及などを図るため、適切で効率的な森林の整備及び保全、木材産業の競争力の強化などに向け、達成目標などを明確化した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、国、独立行政法人が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間などとの産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発を効率的かつ効果的に推進します。（農林水産省）	「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、多様な森林づくりに資する「広葉樹林化ハンドブック2010 人工林を広葉樹林へと誘導するために」を発行。	③	森林・林業分野の研究・技術開発の実施により、多様な森林づくりを推進し森林の有する多面的機能の発揮が図られている。 適切で効率的な森林の整備及び保全の実施により、多様な森林づくりを推進し森林の有する多面的機能の発揮が図られている。	引き続き、森林・林業分野の研究・技術開発を推進する。 針広混交林化等の施業事例を収集し、最終報告書の取りまとめ。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数 —	10,124の内数 —	9,973の内数 —	9,765の内数 —	農林水産省
92	研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業の集約化に取り組む林業事業体を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。（農林水産省）	森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業を推進。	③	森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進することにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を推進した。	引き続き林業普及指導事業を推進する。	林業普及指導事業交付金	520	520	443	農林水産省
93	必要な優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。（農林水産省）	採取源の確保や苗木生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を推進。	③	多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、必要な優良種苗の確保を図り、多様な森林づくりを推進する。	—	—	—	—	農林水産省
94	平成19年に策定された「林木育種戦略」に基づき、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、必要な遺伝的特性を持つ品種、国土保全、水源かん養などに資する品種など国民のニーズに対応した新品種の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。（農林水産省）	国土保全、水源かん養及び自然環境保全機能向上に資する品種の開発・普及を実施。	③	必要な遺伝的特性を持つ品種、国土保全、水源かん養などに資する品種など国民のニーズに対応した新品種の開発の実施により、多様な森林づくりを推進し森林の有する多面的機能の発揮が図られている。	引き続き、国民のニーズに対応した新品種の開発を推進する。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,124の内数	9,973の内数	9,765の内数	農林水産省
95	絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源などを確保し、その有効活用を図るため、それら林木遺伝資源の収集・保存、特性評価、情報管理及び配布を行います。（農林水産省）	育種素材として価値の高いものや絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集、増殖・保存、特性評価、情報管理及び配布を実施。 国有林において、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」を設定している。平成22年度には、新たに2箇所について区域を拡張し、平成23年4月現在で、全国325箇所・約9千haを設置している。	③	希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集、増殖・保存、特性評価、情報管理及び配布の実施により、多様な森林づくりを推進し森林の有する多面的機能の発揮が図られている。 国有林では、平成23年4月現在で、全国325箇所・約9千haの「林木遺伝資源保存林」をはじめ、林木遺伝資源の保存を目的とした「保護林」を全国で840箇所（903千ha）設置しており、希少・貴重な林木遺伝資源の保全管理が図られている。	引き続き、希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集、増殖・保存、特性評価、情報管理及び配布を推進する。 引き続き、「林木遺伝資源保存林」の設定等を推進するとともに、モニタリング等を通じた適切な保全・管理を推進する。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数 森林保全管理等に必要な経費	10,124の内数 1,791の内数	9,973の内数 1,656の内数	9,765の内数 1,814の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
96	水源の森づくりなどの森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金などの活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用などへの利用料金の徴収、ボランティア活動による対応などのさまざまなものがありますが、今後、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、社会経済情勢の変化なども踏まえ、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して的確に選択していくことについてさらなる検討を行います。（農林水産省）	森林吸収源対策等のための財源については、平成23年度税制改正大綱において、「森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」する旨明記。 都道府県による森林環境税等については、平成15年度に高知県で導入後、平成23年度までに31県で導入。	②③④	—	平成23年度税制改正大綱に基づき、森林吸収源対策等に必要な財源確保が図られるよう更に検討。	—	—	—	—	農林水産省
97	京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C（炭素トン）を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。（農林水産省）〔再掲（2章6節1.1）〕	木造による公共施設やモデル的な施設整備や、未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を実施。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立や、公共施設、一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	③	木造による公共施設やモデル的な施設整備や、未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を実施。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を着実に推進するとともに、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用を拡大。 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を前提としつつ、発電所における未利用間伐材等の利用や地域の熱電気併給システムの構築等を図る。	森林・林業・木材産業づくり交付金 木質バイオマス利用加速化事業 地域材供給倍増事業	13,222の内数 — —	7,085の内数 622 —	1,610の内数 — 856の内数	農林水産省
98	森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。（農林水産省）〔再掲（2章6節1.1）〕	平成20年に指標の改定作業を完了し、当初の67指標は54指標に簡素化。 同プロセスの事務局国である我が国が主導し、参加各国と第2回概要レポートを作成。 第2回国別森林レポート（我が国分）を作成。	—	—	—	—	—	—	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 3	「美しい森林づくり推進国民運動」の促進									
99	所有者への施策提案などによる施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化などを推進することによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構造改革を図ります。（農林水産省、関係省庁）	施業の集約化を担う森林施業プランナーを育成するため、平成22年度に5回の研修（参加者150名）等を実施。平成23年度は、フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業において、引き続きプランナーの育成に努めることとしている。 H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業者等による森林施業の集約化、境界の確認等の諸活動に対して重点的に支援を実施	—	—	施業集約化に取り組む事業者の実践体制の評価や森林施業プランナーの認定評価の仕組みづくりを検討。 今後も引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	施業集約化供給情報集積事業 フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業 森林整備地域活動支援交付金	524 — 5437	610 — 0	— 236の内数 3000	農林水産省
100	住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及などの取組を推進します。（農林水産省、関係省庁）	23年3月末までに、277の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。	③	平成23年3月末までに、277の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。	木材の良さに対する国民の理解を一層醸成するため、木づかい運動を拡充。	森林・林業・木材産業づくり交付金 木材利用によるグリーンコーポレート対策事業 地域材供給倍増事業	13,222の内数 — —	7,085の内数 148 —	1,610の内数 — 856の内数	農林水産省
101	U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。（農林水産省、関係省庁）	施業の集約化を担う森林施業プランナーを育成するため、平成22年度に5回の研修（参加者150名）等を実施。平成23年度は、フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業において、引き続きプランナーの育成に努めることとしている。 H22年度は、「緑の雇用担い手対策事業」により、1,598人の新規就業者を確保・育成。 H23年度からは、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業により、6月以降、各都道府県において順次、研修を開始。 新たに林業経営を手がける森林所有者の経営力や技能の向上を図るとともに山村への定着を促進するため、林業技術を修得するための研修やアドバイザーによる助言等により新規参入者の支援を実施。	—	—	施業集約化に取り組む事業者の実践体制の評価や森林施業プランナーの認定評価の仕組みづくりを検討。	施業集約化供給情報集積事業 フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業 緑の雇用担い手対策事業 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 林業経営者育成確保事業	524 — 6000 — 91	610 — 2858 — 121	— 236の内数 — 5530 55	農林水産省
102	優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の受入体制の整備などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。（農林水産省、関係省庁）	平成22年度においては、NPO法人等が行う、森林・山村体験や森林由来の地域資源を活用した山村地域におけるビジネス創出のための28件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施した。	②	国産材の利用、担い手・地域づくりなどを総合的に推進し、「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を促進した。	山村の資源を活用した地域住民の自主的な起業や山村と都市との交流促進を支援してきた山村再生総合対策事業の成果の普及を図るとともに、山村地域の主要産業である林業の再生を通じた雇用の創出を図るなど、引き続き山村地域の活性化を推進。	山村再生総合対策事業	295	177	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
103	企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解の醸成などを図ることによって、森林整備・保全への幅広い参画を進めます。（農林水産省、関係省庁）	森林づくり活動への支援数：39団体 企業の森づくりフェアへの参加者数：355人（2会場） 森林づくり活動支援組織への支援数：17団体	①②③④	森林ボランティア団体数：平成21年度2,677団体→平成22年度2,959団体 企業の森設置箇所数（民有林）：平成21年度638箇所→平成22年度803箇所 森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数：平成21年度23団体→平成22年度25団体	引き続き森林整備・保全への幅広い参画を推進。	美しい森林づくり活動推進事業 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	182の内数 128の内数 －	－ － 121の内数	－ － 60の内数	農林水産省
104	森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。（農林水産省、関係省庁）	平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第20号）において、森林の多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画制度を創設。 平成22年度末において、民有林と国有林が一体となった森林共同施業団地を75団地設定した。	②③	適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。 森林共同施業団地の設定を通じ、林業・木材産業の活性化による間伐などの森林の適切な整備・保全が、関係者との連携により推進された。	－ 平成24年4月からの森林経営計画の着実な策定を進めるとともに、引き続き、森林共同施業団地の設定を推進するほか、人材育成のためのフィールド提供等を通じた林業事業体の育成に貢献する。	－ 国有林森林計画に必要な経費	－ 857の内数	－ 857の内数	－ 992の内数	農林水産省
1. 4 森林の適切な保全・管理の推進										
105	特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進（平成35年度末計画量1,269万ha）します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。（農林水産省）	保安林の指定：平成20年度末1,191万ha→平成22年度末 1,202万ha 衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備。	③	保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献	公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現況や規制に関する情報を効率的に管理することで保安林の適切な管理を一層推進する。	保安林整備事業委託費等	642	642	578	農林水産省
106	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。（農林水産省）	治山事業により山地災害から保全される森林の面積（68千ha）。	③	治山事業により治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献	荒地等での復旧整備等を実施することにより、今後とも引き続き森林の保全を確保する。	治山事業費	99,190	68,833	60,845	農林水産省
107	松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携協力及びナラ枯れ対策の推進など、森林病虫害防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発及び開発した品種の普及を促進します。（農林水産省）	森林病虫害防除対策の推進、林野火災の予防による森林の保全を推進した。 マツノサイセンチュウ抵抗性品種の開発を推進。	－	－	森林病虫害等防除事業を推進	森林病虫害等防除事業費補助金 森林病虫害等防除損失補償金 森林病虫害等防除事業費補助金 森林・林業・木材産業づくり交付金 独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	186 3 744 13,222の内数 10,124の内数	186 3 744 7,085の内数 9,973の内数	167 2 707 1,610の内数 9,765の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 5	野生鳥獣による森林被害対策の推進									
108	野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。（農林水産省）〔再掲（2章1節2. 3）〕	鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進している。 国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 また、地元自治体等と連携し、誘導柵や保護柵の設置をするとともに、エゾシカ捕獲を支援するための林道除雪、森林管理署の職員自らによるくくりワナの設置等による積極的な個体数管理の実施や、シカ捕獲マニュアルの作成等による捕獲技術の向上を図った。 シカの捕獲に関しては、平成22年度には、くくりワナを活用した職員実行による捕獲（1,159頭）、委託による捕獲（204頭）、林道除雪支援による捕獲（1,023頭）を実施した。 さらに、平成22年度に、防護柵設置等（285km）、食害チューブ設置（195ha）を実施した。	②	森林における鳥獣被害対策を適切に実施することにより、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを推進している。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き関係省庁等と連携を図っていく。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	森林・林業・木材産業づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林保全管理等に必要な経費	13,222の内数 — 1,791の内数	7,085の内数 303の内数 1,656の内数	1,610の内数 267の内数 1,814の内数	農林水産省
109	関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。（農林水産省）〔再掲（2章1節2. 3）〕	鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進している。 国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 また、シカの生息状況を踏まえた防護柵の設置、生息環境整備のため針広混交林誘導、保護林や緑の回廊の設定・拡充等を実施した。	②	森林における鳥獣被害対策を適切に実施することにより、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを推進している。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き関係省庁等と連携を図っていく。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	森林・林業・木材産業づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林保全管理等に必要な経費	13,222の内数 — 1,791の内数	7,085の内数 303の内数 1,656の内数	1,610の内数 267の内数 1,814の内数	農林水産省
110	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を全国8か所のモデル地域で進めます。（農林水産省）〔再掲（同節1. 11）（2章1節2. 3、2. 4）〕	国有林では、平成22年度、全国11箇所において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進している。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791の内数	1,656の内数	1,814の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 6 担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進										
111	森林の保全・整備に意欲を有する若者を対象に「緑の雇用担い手対策事業」を実施し、新規就業者の確保・育成に取り組みます。（農林水産省）	H22年度は、「緑の雇用担い手対策事業」により、1,598人の新規就業者を確保・育成。 H23年度からは、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業により、6月以降、各都道府県において順次、研修を開始。	—	—	引き続き、新規就業者の確保・育成を推進する。	緑の雇用担い手対策事業 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	6,000 —	2,858 —	— 5,530	農林水産省
112	基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化、特産物の開発など森林資源を活かした新たなビジネス（森業・山業）の創出、都市の企業などと山村との協働による新たな森林資源の活用などによる多様な就業機会の確保を図ります。（農林水産省）	平成22年度においては、2件の木質バイオマスを活用した取組を含め、山村地域のNPO法人等が行う、森林由来の地域資源を活用したビジネス創出のための28件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施した。 平成22年度においては、木質バイオマスの供給者と需要者の間の安定供給協定について、18件の締結をマッチングし、6,655tのバイオマス利用を促進した。	②	自然界での再生が可能であるバイオマスなどの持続可能な利活用を推進した。	山村の資源を活用した地域住民の自主的な起業や山村と都市との交流促進を支援してきた山村再生総合対策事業等の成果の普及を図るとともに、山村地域の主要産業である林業の再生を通じた雇用の創出を図るなど、引き続き山村地域の活性化を推進。	山村再生総合対策事業 社会的協働による山村再生対策構築事業	295 350	177 290	— —	農林水産省
113	用排水施設などの生活環境施設の整備の推進、都市と山村とが連携して行う意欲的・先導的な取組の支援、山村活性化に資する人材育成などを実施します。（農林水産省）	平成22年度においては、NPO法人等が行う、森林・山村体験や森林由来の地域資源を活用した山村地域におけるビジネス創出のための28件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施した。	②	地域の創意工夫と地域でつちかわれてきた知識や技術を活かしながらい行われている活動の支援により幅広い国民の参加のもと総合的に生物多様性の保全を推進した。	山村の資源を活用した地域住民の自主的な起業や山村と都市との交流促進を支援してきた山村再生総合対策事業等の成果の普及を図るとともに、山村地域の主要産業である林業の再生を通じた雇用の創出を図るなど、引き続き山村地域の活性化を推進。	山村再生総合対策事業	295	177	—	農林水産省
114	山村の魅力を活かした森林体験や教育関係機関との連携による森林環境教育、森林を活用した健康づくりなどにより、都市と山村の交流の拡大を促進します。（農林水産省）	平成22年度においては、NPO法人等が行う、森林・山村体験や森林由来の地域資源を活用した山村地域におけるビジネス創出のための28件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施した。	②	地域の創意工夫と地域でつちかわれてきた知識や技術を活かしながらい行われている活動の支援により幅広い国民の参加のもと総合的に生物多様性の保全を推進した。	山村の資源を活用した地域住民の自主的な起業や山村と都市との交流促進を支援してきた山村再生総合対策事業等の成果の普及を図るとともに、山村地域の主要産業である林業の再生を通じた雇用の創出を図るなど、引き続き山村地域の活性化を推進。	山村再生総合対策事業	295	177	—	農林水産省
1. 7 施業現場における生物多様性への配慮										
115	森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。（農林水産省）	森林・林業基本計画・全国森林計画（ともに平成23年7月26日閣議決定）において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施業について配慮事項を記述。	③	適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	適正な森林計画制度の運用を推進。	—	—	—	—	農林水産省
1. 8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進										
116	企業やNPOなどによる森林の整備・保全活動を促すため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、フィールドや技術などの各種情報収集・提供など企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備します。（農林水産省）	森林づくり活動への支援数：39団体 企業の森づくりフェアへの参加者数：355人（2会場） 森林づくり活動支援組織への支援数：17団体	①②③④	森林ボランティア団体数：平成21年度2,677団体→平成22年度2,959団体 企業の森設置箇所数（民有林）：平成21年度638箇所→平成22年度803箇所 森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数：平成21年度23団体→平成22年度25団体	引き続き企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備。	美しい森林づくり活動推進事業 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	182の内数 128の内数 —	— — 121の内数	— — 60の内数	農林水産省
117	国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。（農林水産省）	「法人の森林」の設定実績496箇所（平成22年度末現在） 「ふれあいの森」の協定実績137箇所（平成22年度末現在） 「木の文化を支える森」の協定実績22箇所（平成22年度末現在）	①②	「法人の森林」21箇所、「ふれあいの森」5箇所、「木の文化を支える森」2箇所の増加 上記により、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりにへの参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き「法人の森林」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	—	—	—	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
118	全国植樹祭、緑の募金などの国土緑化運動や「みどりの日」（５月４日）、「みどりの月間」（４月15日～５月14日）を中心とした緑化活動の一層の展開を図ります。（農林水産省）	全国植樹祭の参加者数：8,000人 全国育樹祭の参加者数：6,000人 緑の募金額：25億円	①②③④	森林ボランティア団体数：平成21年度2,677団体→平成22年度2,959団体 企業の森設置箇所数（民有林）：平成21年度638箇所→平成22年度803箇所 森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数：平成21年度23団体→平成22年度25団体	引き続き緑化活動の一層の展開を図る。	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	128の内数 —	— 121の内数	— 60の内数	農林水産省
119	自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された全国各地の「緑の少年団」などの活動を核とした次代を担う子どもたちに対する森林の重要性の普及啓発を図ります。（農林水産省）	緑の少年団全国大会参加団数：84団 全国緑の少年団活動発表大会参加団数：45団	①②③④	子どもたちに対する森林の重要性の普及啓発の実施により多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き子どもたちに対する森林の重要性の普及啓発を図る。	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	128の内数 —	— 121の内数	— 60の内数	農林水産省
120	巨樹・古木林や、里山林などの市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発を推進します。（農林水産省）	愛知県岡崎市（トヨトミナシ）、大分県佐伯市（キンモクセイ）、福岡県築上郡築城町（ソテツ）の3箇所、樹勢回復のための治療等を実施。	①②③④	市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発の実施により多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発を推進	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	128の内数 —	— 121の内数	— 60の内数	農林水産省
1. 9 森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実										
121	森林環境教育を推進するために必要な人材の育成や普及啓発などを推進します。（農林水産省）	企画・調整能力を有する人材を育成するための研修を森林組合員や森林所有者等を対象に実施した。	①	環境保全の活動に携わる人々を対象とした森林環境教育や体験活動に関する研修などの取組を推進した。	森林環境教育推進総合対策事業の成果を活用し森林環境教育活動を推進する。	森林環境教育推進総合対策事業	11	—	—	農林水産省
122	国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。（農林水産省）	全国12地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所（平成22年度末現在） 教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数12万人（平成22年度実績） 「ふれあいの森」の協定実績137箇所（平成22年度末現在） 平成22年度は「「学校林・遊々の森」全国子どもサミット in 東北」を開催	①②	これまで全国18地域でフィールドの整備等実施 「遊々の森」21箇所、「ふれあいの森」5箇所の増加 森林環境教育参加者数1万人増加 これまで子どもサミット4回開催 上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」、「ふれあいの森」の設定等を推進する。	地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策	73	618の内数	780の内数	農林水産省
123	森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。（農林水産省）	「美しい森林づくりニュース」のメールマガジンの配信（No157～No184計28号、各3000件） 「フォレストサポーターズ」のメールマガジンの配信（計25号、各6000件）	①②③④	国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めたことにより多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。	美しい森林づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	182の内数 —	— 121の内数	— 60の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 10	国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展									
124	施業の集約化などを通じて、国産材を低コストで生産し、安定的に供給できる体制の整備を推進します。（農林水産省）	施業の集約化を担う森林施業プランナーを育成するため、平成22年度に5回の研修（参加者150名）等を実施。 平成23年度は、フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業において、引き続きプランナーの育成に努めることとしている。 国産材の安定供給に資するため、平成22年度に国産材安定供給協議会を全国段階で2回、地域ブロック段階で14回（7箇所）開催。23年度は地域における木材生産者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、安定供給に向けた取組に対し支援。	—	—	施業集約化に取り組む事業体の実践体制の評価や森林施業プランナーの認定評価の仕組みづくりを検討。	施業集約化供給情報集積事業 フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業 地域材供給倍増事業	524	610	—	農林水産省
125	製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。（農林水産省）	平成21、22年度に木材加工流通施設47箇所の整備等を実施。	—	—	木材利用及び木材産業体制整備推進。 大型製材工場等を中心とした加工流通体制の整備に加え、中小製材工場と中核工場との連携や、外材から国産材への転換等を推進することが必要。	森林・林業・木材産業づくり交付金	13,222の内数	7,085の内数	1,610の内数	農林水産省
126	企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。（農林水産省）	23年3月末までに、277の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立や、公共施設、一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組む、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	③④	平成23年3月末までに、277の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組む、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	木材の良さに対する国民の理解を一層醸成するため、木づかい運動を拡充。 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を前提としつつ、発電所における未利用間伐材等の利用や地域の熱電気併給システムの構築等を図る。	木材利用によるグリーンコーポレート対策事業 木質バイオマス利用加速化事業 地域材供給倍増事業	—	148	—	農林水産省
							—	622	—	
							—	—	856の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1.	1.1	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進								
127	多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の推進を図るほか、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い針広混交林へ誘導するなど、多様な森林の整備を推進します。（農林水産省）	森林施策の基礎となる森林計画等の作成に当たっては、森林計画区単位での森林の面的広がりにおいて、異種異齢等の林相構造の多様性が確保されるよう配慮するとともに、施業の実施に当たっては、森林生態系の過度な錯乱を抑制しつつ、丁寧できめ細やかな施業を実施した。 地球温暖化の進行が生物多様性に大きく影響することも踏まえ、吸収源対策となる間伐を計画的かつ効率的に実施したほか、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業等を実施した。 平成22年6月、国有林野における多様な森林の整備を一層推進するため、国有林野部長通達「国有林野における生物多様性保全に向けた今後の施策展開について」を発出した。 生物多様性保全に向けた取組の成果を国民に分かりやすく提示することを目的に、国有林野における取組の効果を定量化・視覚化する手法の検討を実施した。 生物多様性保全に配慮した国有林野事業の実施を行うことを目的に、国有林のGISデータと希少動植物種の分布情報や生態に関する情報を格納した「希少動植物種データ」	①②③④	①丁寧で分かりやすい情報提供・情報発信に努めるとともに、生物多様性を身近なものとして感じてもらうための取組を推進した。 ②国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動を推進した。 ③人工林における適切な間伐の実施に加え、立地特性に応じた、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進した。 ④温室効果ガスの吸収源としての機能及び生物多様性の保全機能が十分に発揮される適切な整備保全を推進した。	引き続き、適切な間伐の実施等による多様な森林整備事業を推進する。	国有林野森林整備事業費	75,049の内数	65,182の内数	61,926の内数	農林水産省
		平成22年10月に開催されたCOP10において、サイドイベントを開催するとともに、展示ブースの設置、エクスカージョンの実施等、国有林における生物多様性の保全に向けた取組を国内外に発信した。 多面的機能を発揮するための間伐や針広混交林へ誘導するため抜き伐りなど、多様な森林の整備を実施。		多面的機能を発揮するための間伐や針広混交林へ誘導するため抜き伐りなど、多様な森林の整備を実施。	引き続き、多様な森林の整備を実施していく。	森林整備事業に関する経費	75,049の内数	65,182の内数	61,926の内数	
128	国有林野は国土保全、水源かん養などを図るうえで重要な位置にあり、国有林野面積の約9割にあたる679万ha（平成20年度末）が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保全管理を行います。（農林水産省）	過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を引き上げ、治山事業による森林整備を積極的に推進。	③	過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を引き上げ、治山事業による森林整備を積極的に推進。	引き続き、機能が低下した保安林の整備等を推進する。	国有林野内治山事業費	29,369の内数	24,879の内数	22,063の内数	農林水産省
129	「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。（農林水産省）	国土の保全、水源のかん養等の機能発揮が特に必要な保安林などにおいて治山事業を推進。	③	国土の保全、水源のかん養等の機能発揮が特に必要な保安林などにおいて治山事業を推進。	荒廃地等の復旧整備等を実施することにより、今後とも引き続き森林の保全を確保する。	国有林野内治山事業費	29,369の内数	24,879の内数	22,063の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
130	地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷(あかや)プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の自然環境保全のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。（農林水産省）	国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。 「赤谷プロジェクト」では、平成21年度に地域協議会、自然保護団体及び関東森林管理局の中核3団体で合意した「赤谷の森基本構想」を基に、地域住民からの意見も聴いた上で、実施地区を含む利根上流森林計画区の地域管理経営計画の別冊として「赤谷の森管理経営計画」を平成23年4月に策定した。また、「三国山地／赤谷川・生物多様性復元計画」の推進のための協定を平成23年4月に更新した。 「綾プロジェクト」では、平成22年度に、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地域協議会と連携したボランティアによる森林整備活動のほか、事業説明会等を開催するなど積極的な普及啓発活動を実施した。	②	国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動が推進された。	引き続き、市民団体や地域住民と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
131	京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で薪炭林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。（農林水産省）	京都東山の国有林において、地域の景観として求められるアカマツを主体とした林分とするため、平成23年2～3月に、残存するアカマツと競合する樹木の除伐及びアカマツの天然更新を促す地掻き作業を実施した。また、地域住民や地元協議会等との連携による森林環境教育活動等を実施した。	②	国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動が推進された。	引き続き、市民団体や地域住民と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
132	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を全国8か所のモデル地域で進めます。（農林水産省）〔再掲（同節1.5）（2章1節2.3、2.4）〕	国有林では、平成22年度、全国11地域において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
133	国有林野には原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されており、このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移にゆだねるなどの取扱いを進めます。また、設定後の保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やシカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。（農林水産省）	平成22年度、日高山脈から大雪山系における森林生態系保護地域や緑の回廊等の区域の見直しによる大幅な新設・拡張を行うなど、全国で10箇所（147千ha）の「保護林」を新設・拡張した。 「保護林」においては、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施した。 「保護林」の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。	③	平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の「保護林」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
134	保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。また、溪流沿いや尾根筋の森林などの保護樹帯の充実による、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保全するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がり確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。（農林水産省）	引き続き、「保護林」相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。緑の回廊においては、人工林内の広葉樹を積極的に保全するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	③	平成23年4月現在、全国で24箇所（586千ha）の緑の回廊を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
135	貴重な野生動植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握のための巡視、生息・生育環境の維持、整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取扱方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。 例えば、長野県南信地域において、ハチ岳と南アルプスの限られた地域だけに生育する絶滅危惧種ヒメバラムミを保護するため、接ぎ穂を採取し、苗木の育成に取り組むなどの保護・保全活動を関係機関と連携して実施します。 また、北海道において、学識経験者などからなる検討会を開催し「クマゲラ生息森林のための取扱方針」を定めており、これに基づく森林の整備・保全を進めます。（農林水産省）	国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。 中部森林管理局では、ヒメバラムミの増殖・保存を行うため、平成17年度から増殖してきたクローン苗を平成22年5月に植栽し遺伝資源林2箇所2haを造成した。 北海道森林管理局では、「クマゲラ生息森林のための取扱方針」に基づいた森林の適切な管理経営を実施した。	②	国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。	引き続き、希少野生動植物種の保護管理に必要な事業を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
136	森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施します。（農林水産省）	森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を実施。 入込利用者の増加や登山利用の集中化に伴う植生荒廃等を防止するため、グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）を雇用し、巡視及び入込利用者等への指導・啓発活動を実施した。	①③	森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を実施。 地域の主体と連携した生物多様性の保全・再生の活動を行った。	引き続き森林保全管理等を推進。 引き続き、地域の主体と連携した巡視や普及啓発活動を推進する。	森林保全管理等に関する経費 森林病虫害等防除に必要な経費等 森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数 396 の内数 1,791 の内数	1,656 の内数 396 の内数 1,656 の内数	1,814 の内数 387 の内数 1,814 の内数	農林水産省
137	世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行います。（農林水産省）	世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。	①	地域の主体と連携した生物多様性の保全・再生の活動を行った。	引き続き、地域の主体と連携した巡視や普及啓発活動を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
138	白神山地など世界自然遺産に登録された森林を適切に保全管理するために、入山者から、立木の損傷や伐採などの異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供いただく「森林情報ポスト」を設置し、国民各層と連携し国有林野の適切な管理を一層推進します。（農林水産省）	白神山地、屋久島及び知床の世界自然遺産地域において、「森林情報ポスト」を設置し、国民と連携して国有林野の適切な管理を推進した。	②	世界遺産区域等において国民との連携による生物多様性の保全の取組が促進された。	より一層の国民各層への浸透が必要である。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
139	木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。（農林水産省）	林産物の持続的、計画的な供給を実施。 国有林の収穫量 7 7 6 万 m3（平成 2 2 年度）	②	林産物の持続的、計画的な供給を実施。 国有林の収穫量 7 7 6 万 m3（平成 2 2 年度）	引き続き自然環境の保全に配慮した、林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	—	—	—	—	農林水産省
140	国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。（農林水産省）	森林土木工事における木材利用を推進した。 森林土木工事における木材使用量 55千m3（平成22年度実績）。	①	森林土木工事における木材利用を推進した。 森林土木工事における木材使用量 55千m3（平成22年度実績）。	引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	—	—	—	—	農林水産省
141	自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。（農林水産省）	「ふれあいの森」の協定実績137箇所（平成22年度末現在）	①②	「ふれあいの森」5箇所増加により、森林づくりへの参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き「ふれあいの森」の設定等を推進する。	—	—	—	—	農林水産省
142	分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。（農林水産省）	「法人の森林」設定実績496箇所（平成22年度末現在）	①	平成21年度、22年度ともに、10箇所前後の新規設定に取り組み、企業や団体等の森林づくりへの参画を促進した。	引き続き「法人の森林」の設定を推進する。	—	—	—	—	農林水産省
143	歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。（農林水産省）	「木の文化を支える森」の協定実績22箇所（平成22年度末）	①②	「木の文化を支える森」2箇所増加により、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	—	—	—	—	農林水産省
144	学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めいただく「遊々の森」の設定を推進します。（農林水産省）	全国12地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所（平成22年度末現在）	①②	これまで全国18地域でフィールド等整備 「遊々の森」21箇所増加 上記により、自然体験や自然学修、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに「遊々の森」の設定等を推進する。	地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策	73	618 の内数	780 の内数	農林水産省
145	「レクリエーションの森」については、これから利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。（農林水産省）	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進した。	①②	自然とのふれあい、自然の豊かさを実感できる機会を提供した。	引き続き利用者ニーズに対応したリフレッシュ対策を推進する。	森林空間総合利用事業の内数	87 の内数	87 の内数	86 の内数	農林水産省
146	「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。（農林水産省）	「森林環境保全ふれあいセンター」等において、NPOやボランティア団体との連携により、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。 教育関係機関等との連携による森林環境教育の参加者数：117千人（平成22年度）	①	地域の主体と連携した生物多様性の保全・再生の活動を行った。	引き続き、地域の主体と連携した森林保全課業や普及啓発活動を実施する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1.	2 森林資源のモニタリングの推進									
147	全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。（農林水産省）〔再掲（2章5節2.7）〕	平成21年度より、全国3巡目の調査を実施 平成22年度より、生物多様性に関する調査内容を充実して実施。	③	モニタリングプロセスの基準・指標に基づく分析を行った。	引き続き、調査結果について林野庁等を通じて公表するとともに、森林の生物多様性の保全及び持続的利用の推進に向けた施策展開を図る。	森林計画推進委託費 国有林森林計画等経費のうち森林資源モニタリング調査費	209 150	409 150	364 150	農林水産省
148	森林資源モニタリング調査の二巡目までの結果などに基づき、モニタリング・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。（農林水産省）〔再掲（2章5節2.7）〕	モニタリング・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009年第2回国別レポート」を2009年に作成し公表した。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	森林の状態やその変化を継続的に把握するため、基準・指標に基づき、データを引き続き収集分析を行う。	森林資源調査データによる動態変化解析事業	83	69	54	農林水産省
149	森林資源モニタリング調査結果や衛星画像、デジタル空中写真などの空間情報データを用いた森林の動態解析手法を開発します。（農林水産省）	高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術を開発中。	③	1巡目、2巡目、3巡目（1巡するのに5年）の森林資源モニタリング調査の結果により、植生や病虫害の被害について時系列的な把握を行った。	デジタル空中写真等の次世代の森林計測技術の利用し、現地に赴くことなく森林生態系のデータを把握できるプログラムの開発及び普及	デジタル森林空間情報利用技術開発事業	—	293	264	農林水産省
150	森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。（農林水産省）〔再掲（2章5節2.7）〕	森林資源モニタリング調査の調査結果をKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。	③	森林の動態変化を視覚的にわかりやすく把握することが可能となった。	森林資源モニタリング調査の結果について、森林計画制度を通じた生物多様性の保全を図る取組に活用していく。	森林資源調査データによる動態変化解析事業 森林GIS活用体制整備事業	83 166	69 166	54 —	農林水産省
151	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000など、他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。（環境省、農林水産省、国土交通省）〔再掲（2章5節2.7）〕	自然環境保全基礎調査として、縮尺1/25,000植生図を作成し、公開している。 森林資源モニタリング調査の調査結果を地図データとのリンクが可能なKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 河川水辺の国勢調査の結果については、一般の方々へ提供できるよう、電子化、GIS化し、HP上に公開している。	③	—	時系列の分析を通じて全国的な森林の動態変化を把握し、森林の適切な整備・保全に活用していく。 河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト削減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	自然環境保全基礎調査 森林資源調査データによる動態変化解析事業 森林GIS活用体制整備事業 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	250の内数 83 166 747,854の内数 32,946の内数 — —	270の内数 69 166 600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	250の内数 54 — 602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	環境省 農林水産省 国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
153	モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、2007年（平成19年）1月からわが国が事務局を務めており、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（2章4節3. 4）〕	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～2008年）、参加各国の第2回国別報告の作成（2009年）、本プロセス総会開催（4回、2007～2010年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス（ITTO、フォレスト・ヨーロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、我が国で実施（2011年）。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	事務局として、基準・指標に沿って収集されたデータのわかりやすい表示方法について検討を行い、世界の持続可能な森林経営の推進に向け、他プロセスや国際機関と連携した国際的取組を強化する。	—	—	—	—	農林水産省
156	熱帯林などの適正な保全と利用、緑の再生など開発途上国などの持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。（農林水産省）	熱帯における有用樹種の増殖に資するため、優良な系統の選抜や交配技術の開発について開発途上国との共同開発などを実施。成果を踏まえ、「アカシア属の育種技術マニュアル」の作成（ホームページ上で公開）等を行った。	④	持続可能な森林経営に関する協力を推進した	開発途上国等からのニーズを踏まえ。林木育種に関する技術協力を引き続き実施する。	—	—	—	—	農林水産省
第6節 田園地域・里地里山										
1. 田園地域・里地里山										
1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進										
157	農業・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取組むべき農業環境規範の普及・定着を図ります。（農林水産省）	農林水産省の補助事業について、平成17年度以降、可能なものから農業環境規範への取組を要件化する等の関連付けを行っている。	②	農業環境規範の普及・定着が図られ、平成23年度の関連付け事業は43事業となった。	引き続き、農業環境規範の補助事業への関連付けを進める。	—	—	—	—	農林水産省
158	農業については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。（農林水産省）	各種試験の検査結果に基づき、適切な農薬使用基準を定めて登録している。また、農薬危害防止運動や研修会・講習会等を毎年実施し、農薬の適正使用の推進を図っている。	—	—	農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き続き農薬使用基準を適切に設定するとともに、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進する。	消費・安全対策交付金のうち農薬の適正使用等の総合的な推進	2,314の内数	2,686の内数	3,023の内数	農林水産省
159	「農薬取締法」に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。（環境省）〔再掲（2章1節3. 2）〕	平成22年3月から平成23年7月にかけて、新たに45の農薬について水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を設定した（累計137農薬）。	②	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を通じて、農薬が市場に出回る前に水産動植物への影響を評価し、当該基準に適合する一定の安全性が確認された農薬のみ使用を認めることにより、生物の生息・生育環境としての田園地域や里地里山における持続可能な農業の推進に寄与している。	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、農薬取締法により、個別の農薬ごとに定めることとされており、今後も、的確かつ迅速に基準値を設定していく必要がある。	登録保留基準設定費	117の内数	117の内数	109の内数	環境省
160	農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。（環境省）〔再掲（2章1節3. 2）〕	農薬による陸域生態系へのリスクの評価・管理法を開発することを目的とし、陸域生物のうち鳥類について、ばく露評価モデルの作成に必要なデータ収集と毒性試験法の検証試験等を実施した。	②	陸域生態系については、農薬による水域生態系への影響評価に比べて技術的に検討課題が多く、陸域生物の農薬によるリスクの評価・管理法の開発の進展により、農薬の適切な使用等を通じた生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に寄与することが期待される。	これまで、水域生態系における農薬のリスク評価は、特定の指標生物種の室内毒性試験データを基に行われており、また、陸域生態系については、代表種として鳥類の室内毒性試験データを活用したリスク管理手法を開発してきた。しかしながら、生物多様性の保全のためには、個別の生物だけではなく、各地域の固有の生態系に対する農薬の影響を的確に把握した上で、生物多様性リスクの低減に適した農薬を選択し、適切な使用方法を選択することが不可欠である。このため、地域レベルで活用可能な試験法を開発し、それを地域の生物多様性に配慮した農薬やその使用方法の選択を支援するためのツールとして活用することで、生物多様性リスクの低減に具体的に資するよう、事業内容の見直しを行う必要がある。	農薬陸域生態リスク評価事業	55の内数	55の内数	64の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
161	農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。（環境省） 〔再掲（2章1節3．2）〕	農薬による生物多様性への影響に関する総合的な評価手法の開発を目的とし、生物群集に対する影響について実験生態系レベルでの調査を行った。	②	農薬による生物への影響について、一般環境中での水域生物への安全性は農薬取締法で一定程度担保されている一方、農用地内及びその周辺環境での生態系全体への影響については知見に乏しい状況にあり、農薬の生物多様性への影響評価手法の開発の進展により、農薬の適切な使用等を通じた生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に寄与することが期待される。	これまで、水域生態系における農薬のリスク評価は、特定の指標生物種の室内毒性試験データを基に行われており、また、陸域生態系については、代表種として鳥類の室内毒性試験データを活用したリスク管理手法を開発してきた。 しかしながら、生物多様性の保全のためには、個別の生物だけではなく、各地域の固有の生態系に対する農薬の影響を的確に把握した上で、生物多様性リスクの低減に適した農薬を選択し、適切な使用方法を選択することが不可欠である。 このため、地域レベルで活用可能な試験法を開発し、それを地域の生物多様性に配慮した農薬やその使用方法の選択を支援するためのツールとして活用することで、生物多様性リスクの低減に具体的に資するよう、事業内容の見直しを行う必要がある。	農薬による生物多様性への影響評価事業	55 の内数	55 の内数	64 の内数	環境省
162	たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な営農活動に対して支援を実施した。 平成23年度より、環境保全型農業直接支援対策を開始し、生物多様性保全等に取り組む農業者等に対する直接支援を実施している。	化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な営農活動に対して支援を実施した。 平成23年度より、環境保全型農業直接支援対策を開始し、生物多様性保全等に取り組む農業者等に対する直接支援を実施している。	②	平成22年度の化学肥料・農薬の5割低減の取組は、全国約2千9百の活動組織が約8万4千haで実施した。	今後は、化学肥料・農薬の5割低減の取組とセットで行う生物多様性等の環境保全型効果の高い営農活動の取組に対して支援を行っていく。	農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援交付金 環境保全型農業直接支援対策	[所要額] 2,771	[所要額] 3,530	—	農林水産省
163	化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを多く含む有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省） 〔再掲（2章7節1）〕	全国段階での有機農業を推進するため、全国7ヶ所での普及啓発事業を実施した。（83千人が参加） 有機農業への参入促進のための相談窓口の設置、有機農業への参入希望者に対する研修等の事業を実施した（21箇所です1.8千人から参入相談）。 地域段階の有機農業の取組を推進するため、有機農業により産地の収益力向上に取り組む地区協議会に対して支援を実施した。（22年度：45地区）	②	地域段階では、43都道府県において有機農業推進計画を策定した。（平成22年12月） 191市町村において有機農業推進体制を整備した。（平成23年4月）	有機農業に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、新たな基本方針を策定し、中長期的目標設定を今後行う予定。	有機農業総合支援対策 生産環境総合対策事業 産地活性化総合対策事業の内数	452 — —	— 108 6,515 の内数	— 104 10,704 の内数	農林水産省
164	土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、平成21年度末までの認定件数の目標を200,000件（平成21年9月現在で191,846件）としていますが、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワーク化を推進します。（農林水産省）	平成21年より、エコファーマーネットワーク整備事業を行い、エコファーマーの全国ネットワーク化の推進について支援を行っている。	②	平成21年度末のエコファーマーの認定件数は、196,848件となり、目標（200,000件）に対して98.4%の達成となった。なお、平成22年度末には212,053件まで増加した。 全国エコファーマーネットワークが設立された（平成22年11月）。	引き続き、エコファーマーの認定件数の拡大を図る。 引き続き、全国エコファーマーネットワークへの参加者の拡大を図るとともに、ネットワークを活用し、技術の向上、消費者・流通業者との交流を図る。	施肥体系緊急転換対策のうちエコファーマーネットワーク整備事業 生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策の内数	20 —	— 307 の内数	— 251 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
165	以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、農薬・肥料などの適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法である農業生産工程管理（GAP）の導入が有効です。今後は取組のさらなる拡大と取組内容の向上を図るため、GAPの共通基盤部分に関するガイドラインを作成することとしています。（農林水産省）	平成22年4月に野菜、米、麦を対象とし、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を策定。その後、平成23年3月に他の作物及び林産物を対象に追加するため、6月に「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」が策定されたことに伴い、本ガイドラインを一部改定。 平成27年度までにGAP導入産地を3,000産地、ガイドラインに則したGAP導入産地を1,600産地とすることを目標としている。このうち、GAP導入産地は平成22年3月時点で1,984産地。	—	—	今後も引き続き、農業生産工程管理（GAP）の更なる取組の拡大と取組内容の高度化を進める。	消費・安全対策交付金 技術革新波及対策事業のうち、先進的総合生産工程管理体制構築事業 産地活性化総合対策事業	2,314の内数 633 —	2,686の内数 — 6,515の内数	3,023の内数 — 10,704の内数	農林水産省
166	野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、結果をCOP10やラムサール条約第11回締約国会議などの国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（農林水産省、環境省）〔再掲（2章4節1. 3）〕	生物多様性条約COP10では農業の生物多様性に関する決議において、特に、水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の「水田決議」を歓迎し、その実施を求めることなどが決定され、野生生物の生息地としての水田の役割の重要性の発信に努めた。 水田決議国際ワークショップを滋賀県高島市、及びシンガポールで開催し、事例の収集や情報共有を行った。また、CBD COP10の決定X/34（農業の生物多様性）について我が国等の働きかけにより水田決議が盛り込まれ採択された。	②③④	— 湿地システムとして適正な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び向上を推進することで、生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進に寄与。また、アジアを中心に日本の取組みを優良事例として各国に発信。	— 今後も引き続き、現在の活動を続けていく必要がある。	— アジア地域における生物多様性保全推進費	— —	— 47の内数	— 43の内数	農林水産省 環境省
167	生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者が取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きもののマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、COP10を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）〔再掲（1章4節1. 1）（2章3節1. 1）〕	全国各地で取組が行われている生きもののマークを活用した取組事例を紹介したガイドブック及び食料生産と生物多様性保全を両立する取組として特徴的な事例についても現地での課題等も含め紹介した冊子を作成し、イベント等を活用して、普及に努めた。 また、COP10の期間中には、農林水産業の生物多様性保全への貢献について、サイドイベントやパネル展示を通じて、消費者や国内外の関係者へ情報発信を行った。	①	農林水産業の営みが生物多様性保全に貢献していることを、消費者のほか、国内外の関係者に対して、資料の配付や説明を行うことにより、理解を深めることができた。	引き続き、消費者や関係者に対して、生物多様性保全に貢献する農林水産業の取組への理解を促進していくとともに、生物多様性保全に資する農林水産業の取組が拡大していくよう、各種イベント等を通じて普及を図っていく。	農林水産生きもののマークモデル事業 生物多様性向上農業拡大事業	10 —	— 30	— —	農林水産省
1. 2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進										
168	土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壌・作物診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壌微生物の生息数、多様性など土壌の生物学的性質を維持・向上させることなどにより、地方の維持・増進に努めます。（農林水産省）	堆肥による土づくりの促進を図るため、強い農業づくり交付金において有機物等供給施設の整備支援を行った。 平成22年8月に全国7ヶ所で農業生産環境施策に係るブロック会議を行い、施肥の適正化に向けた取組の推進について各県を対象に説明会及び意見交換を行った。 施肥体系転換推進のための施肥指導体制の強化及び土壌診断等を活用した施肥低減の取組等の適正施肥の取組の支援を行った。（土壌診断による施肥低減の取組実施地区数：227地区。減肥栽培試験の実施県数：23、作物の種類：10）	②	土づくりを行うための有機物等供給施設（1地区）の整備を決定。 合理的な施肥を行うための減肥基準を33県で、有機物の施用量に対応した減肥基準を37県で策定。	引き続き、堆肥を利用した土づくりの促進を図るとともに、堆肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案するなどの合理的施肥を推進。	強い農業づくり交付金 生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策の内数	24,416の内数 1,181の内数	14,385の内数 307の内数	3,127の内数 251の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
169	土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働き の 解明などの基盤技術の開発を推進します。（農林水産省）	従来の手法（培養法）では解析困難な土壌中の微生物相の解析を可能とする標準的な手法（PCR-DGGE法）を開発し、様々な農地で解析可能であることを明らかにした。 土壌微生物相と土壌病害虫との関係を解析するためのデータベースシステム（農耕地eDNAデータベース）を構築し、日本の主要な土壌、地域、作目等をカバーするために目標として設定した3,000件強のデータを蓄積した。データベースはH23年3月末に一般公開した。	②	生物多様性への影響が懸念される農業の不適切な使用を防ぐための土壌診断の基礎的技術を開発した。	土壌微生物相解析のための標準的解析技術が開発されたので、基盤技術開発は平成22年度で終了する。	土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発	108	95	—	農林水産省
170	病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用や畑状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。（農林水産省）	平成17年度からIPMの全国的な普及・定着を図るために、病害虫の防除の推進を支援する事業を開始しており、都道府県におけるIPM実践指標の策定経費を助成している（平成22年度までに238種類のIPM実践指標策定。平成23年度：28種類〔策定・更新〕）。また、併せて都道府県におけるIPM実践地域の育成経費を助成している（平成22年度まで：16都県51農業者団体、平成23年度：7県14農業者団体）。 平成22年7月8日に農水省において「第16回農作物病害虫防除フォーラム」を開催し、都道府県や関係団体等（一般参加者含む。）向けに革新的なIPM技術に関する情報提供を行うとともに、講演資料を農水省ホームページに掲載した。	—	—	今後も引き続き都道府県等に対して、IPM実践指標の策定及び実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行う。 農業抵抗性が発達し問題となっている病害虫に対する農業に頼らない防除体系の確立、効率的・効果的な防除を実施するための適切な発生調査及び発生予察の手法の確立、IPMの実施効果を測定・評価する手法の確立が必要。	消費・安全対策交付金のうち病害虫の防除の推進	2,314の内数	2,686の内数	3,023の内数	農林水産省
171	このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものはぐくむさまざまな農業技術が見られることから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。（農林水産省）	環境保全型農業推進コンクールを実施し、8事例について農林水産大臣賞を授与した。 環境保全型農業推進シンポジウムを開催し、取組事例について情報提供した。	②	平成22年度の環境保全型農業推進コンクールを通じ、国段階で51件の取組事例を収集し、情報提供した。	環境保全型農業推進コンクールにおいて、有機農業や生物多様性の取組に係る応募者の拡大を図る。	有機農業総合支援対策のうち有機農業等指導推進事業の内数 生産環境総合対策事業のうち有機農業普及・参入促進支援の内数	52の内数 —	— 108の内数	— 104の内数	農林水産省
172	以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進します。（農林水産省）	農林水産省生物多様性戦略に基づき生物多様性保全に配慮した農業技術の普及に努めた。	—	—	—	—	—	—	—	農林水産省
1. 3 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進										
173	農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進します。（農林水産省、環境省）	市町村の被害防止計画に基づく、農地に隣接した藪の刈払い等の里地里山の整備・保全の取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援した。	②	被害防止計画を1,128市町村が作成済（平成23年4月末）。 全国581の地域協議会等における鳥獣被害防止対策の取組を支援（平成22年度）。	引き続き、市町村における被害防止計画の作成を推進し、計画に基づく取組を総合的に支援する。	鳥獣被害防止総合対策交付金 産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）	2,800 —	2,278 —	11,283 10,704の内数	農林水産省
174	鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備などによる生息環境管理の対策、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援します。（農林水産省）	鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害防止総合対策交付金により、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援した。	②	被害防止計画を1,128市町村が作成済（平成23年4月末）。 全国581の地域協議会等における鳥獣被害防止対策の取組を支援（平成22年度）。	引き続き、市町村における被害防止計画の作成を推進し、計画に基づく取組を総合的に支援する。	鳥獣被害防止総合対策交付金 産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）	2,800 —	2,278 —	11,283 10,704の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 4	水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進									
175	森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援します。（農林水産省）	地域の要望に応じて、農業用水路などに水の流れを再生するための取組について支援を行っている。（平成21年度14地区、平成22年度13地区、平成23年度12地区）	③	農業用水路などに水の流れを再生するために必要となる調査が18地区で実施され、「地域水ネットワーク再生協議会」の設置による地域の協力体制の整備が進められている。	事業を着実に実施することにより、水と生態系のネットワークの形成を推進する。	地域水ネットワーク再生事業	120	40	40	農林水産省
1. 5	農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興									
176	適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行うとともに、農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPOなどに対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動へ支援します。（農林水産省）	平成19年度に支援制度を創設し、平成22年度は全国で約2万の活動組織が143万haの農地を対象に農地・農業用水等の保全を図る共同活動に取り組み、2千9百の活動組織が8万4千haの農地を対象に先進的な営農活動に取り組んでいる。 グラウンドワーク活動を推進するため、平成23年3月までに研修会や人材育成支援、活動団体間の交流促進等を実施し、平成22年度をもって事業を廃止した。	①②	平成23年3月に実施したアンケートによると、農業者・非農業者等多様な主体の参画による生態系保全や水質保全等の取組により、地域の環境が保全・向上していると93%の活動組織が回答するなど、効果を発揮。 また、環境保全型農業に取り組むエコファーマー数は、約21万件まで増加（H18年度末は約13万件）。 グラウンドワーク活動を推進する企業や地域住民等関係者のマッチングを行った結果、活動の参加団体数が25団体となり、ネットワークの構築が進んだ。	農地・水保全管理支払交付金の共同活動支援については、平成23年度を持って対策期間が終了することから、今後のあり方について、平成24年度の概算要求までに整理・検討。 環境保全型農業に対する支援については、平成23年度から環境保全型農業直接支援対策において、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する直接支援を実施している。 引き続き、住民・企業・行政が協働して行う農村環境の活用の取組を推進する。	農地・水・環境保全向上対策 農地・水保全管理支払交付金 環境保全型農業直接支援対策 グラウンドワーク推進支援事業	26,115 — — 41	27,275 — — 41	— 28,497 4,807 —	農林水産省
177	農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進します。（農林水産省）	平成22年度に7地区における取組を支援した。	—	—	引き続き、全国各地の都市農村交流等の促進を図ることが必要。	広域連携共生・対流等整備交付金 食と地域の交流促進対策交付金の一部	192 —	96 —	— 1,703の内数	農林水産省
178	グリーン・ツーリズム施設の年間のべ宿泊者数については平成20年度の844万人となっていますが、平成21年度には880万人とすることを目標とします。（農林水産省）	平成21年度グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数の実績は、848万人となり目標値に対し70.9%となっている。	—	—	引き続き、全国各地の都市農村交流等の促進を図ることが必要。	—	—	—	—	農林水産省
1. 6	希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進									
179	生物多様性の保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。（農林水産省）〔再掲（2章3節3. 2）〕	9地区で実施中。	①	現在、9地区で事業を実施中であり、施策の効果を今後フォローアップしていく。	引き続き、地域の意向を踏まえながら生物多様性保全の視点を取り入れた事業を推進する。	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	434	177	180	農林水産省
180	有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊びの場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。（農林水産省）	地域段階の有機農業の取組を推進するため、有機農業により産地の収益力向上に取り組む地区協議会に対して支援を実施した。（22年度：45地区） 地域段階での環境保全型農業への理解を深めるため、研究会・交流会を実施した。	②	化学肥料、農業を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、全国45地区において推進。 生物多様性保全も含む、環境保全型農業に係る研究会・交流会を全国7カ所で開催。	有機農業に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、新たな基本方針を策定し、中長期の目標設定を今後行う予定。 生物多様性保全も含む、環境保全型農業の理解を深める取組を進める。	有機農業総合支援対策 産地活性化総合対策事業の内数 施肥体系緊急転換対策のうちエコファーマーネットワーク整備事業 生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策の内数	452 — 20 —	— 6,515の内数 — 307の内数	— 10,704の内数 — 251の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
181	都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうらおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。（農林水産省）〔再掲（2章3節3.2）〕	平成22年度18団体、23年度17団体（7月現在）に対して、市民農園の開設促進に向けた取組や体験農園の全国的な普及を図る取組等を支援した。	—	—	引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供などの多面的機能を促進し、都市農業の活性化を図ることが必要。	広域連携共生・対流等対策交付金の一部 食と地域の交流促進対策交付金の一部	638の内数 —	653の内数 —	— 1,703の内数	農林水産省
182	水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として位置付け、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図ります。（農林水産省、環境省）〔再掲（2章3節3.1、4.2）〕	平成21年度は、水田や水路で「田んぼの生きもの調査」を、約600団体が実施。	①②	生物多様性の保全の取組を進めるために、平成13年度以降、延べ約3,900団体と「田んぼの生きもの調査」を実施したことにより、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を一層推進した。	平成22年5月の行政刷新会議「事業仕分け第2弾」での結論「事業の廃止（目的・内容・実施主体を整理した上で実施を検討）」をふまえ、事業を廃止するとともに、目的に応じた新たな調査の仕組みを検討中。	広域農業基盤整備管理調査のうち農業基盤管理調査の一部	407の内数	—	—	農林水産省、環境省
183	里地里山保全再生モデル事業（平成16年度～19年度）の成果と里地里山保全・活用検討会議での検討を踏まえ「里地里山保全・活用行動計画（仮称）」を策定し、全国での里地里山の保全再生活動の展開につなげます。（環境省）	パブリックコメントを踏まえるとともに、各分野の専門家で構成する里地里山保全・活用検討会議での検討を踏まえ「里地里山保全・活用行動計画（仮称）」を策定し、全国での里地里山の保全再生活動の展開につなげます。（環境省） 同行動計画を関係機関や活動団体及び各種イベント等で配布するとともに、平成22年9月より環境省のホームページに掲載した。 平成23年7月に里地里山保全・活用検討会議において「里地里山保全活用行動計画」の推進に向けた具体的な取組についての検討を開始した。	②	里地里山に関わるさまざまな主体に対し、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針及びそのその進め方を提示するとともに、国が実施する保全活用施策を具体的に示し、里地里山の保全活用の取組が全国各地で展開されるよう促した。	今後も、引き続き、里地里山保全活用行動推進事業を活用し「里地里山保全活用行動計画」の啓発普及を行うとともに、当該計画を推進するために必要な各種検討を実施する。	里地里山保全活用行動推進事業	92の内数	91の内数	91の内数	環境省
184	全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信します。また、各地域の取組の課題を解決するため、平成19年度に策定した「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用を推進しつつ、研修会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	平成22年度の里地里山保全・活用検討会議において特徴的な取組事例について選定し、平成23年3月にその取組事例について、地域の関心に応じた「目的・進め方」とその実現に向けた「手法」から、役立ちそうな取組事例を検索可能とした事例集として取りまとめるとともに、里なびホームページにおいて検索可能とするデータベースとして掲載した。 平成22年9月から11月にかけて全国10ヶ所で保全活動団体を主な対象として特徴的な取組の紹介、保全活動における技術的課題と解決手法、保全活動における工夫等、効果的かつ継続的な取組みとするための技術的な方策についての講演と事例報告を行う里なび研修会を開催した。	②	里地里山の保全活動の取組の参考とするため、持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例を収集・分析し、地域の関心に応じた「目的・進め方」とその実現に向けた「手法」から、役に立ちそうな取組事例を検索可能とした事例集を作成した。 当該事例を検索可能なデータベースを作成し、事例集とともに里なびホームページに掲載した。（平成23年3月）	今後も、引き続き、全国の特徴的な取組事例を収集し、取組事例集とデータベースの充実に努めるとともにこれら情報の啓発普及に努める。 また、引き続き全国各地で技術研修会の開催や講師の派遣による助言等を行うとともに、その結果について取りまとめ技術情報として発信を行う。	里地里山保全活用行動推進事業	92の内数	91の内数	91の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
185	里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）〔再掲（2章7節1）〕	平成23年3月に里地里山に存する野生生物に着目した地域活性化に資する利活用方策について具体的な地域での試行的な取組を行うための検討計画について策定した。また、H23年9月からは全国10地域において試行的取組を実施する予定。 平成22年3月に多くの主体が協働で取り組んでいる全国の事例を分析し、多様な主体の参加における参加形態と課題等についての整理を行った。 平成23年7月に里地里山保全・活用検討会議において多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築に向けた検討を開始した。	②	里地里山の新たな利活用方策として野生生物に着目し、特定の生きものをシンボルとした地域ブランドの創出、エコツーリズム、環境教育プログラムなどによる地域活性化について具体的な地域での試行的な取組を行うための検討計画を策定。（平成23年4月から） 都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討を開始した。（平成23年7月、里地里山保全・活用検討会議において検討）	新たな利活用方策の検討にあたっては、試行的取組を行うためのモデル地域の選定、検討体制の整備、利活用方法の設定及び取組方法などの具体的な実施計画の策定が必要。 土地法制、資源管理など、いくつかの観点からコモンズの概念を整理した上で、「新しいコモンズ」の位置づけについて検討し、多様な主体が参加できるよう仕組みづくりを検討することが必要。	里地里山保全活用行動推進事業	92 の内数	91 の内数	91 の内数	環境省
186	里地里山の保全再生活動の担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修を実施します。（環境省）	平成22年10月に里なびホームページに新たに5つ活動団体（全44団体）の登録を行った。 平成22年9月から11月にかけて全国10ヶ所で保全活動団体を主な対象として特徴的な取組の紹介、保全活動における技術的課題と解決手法、保全活動における工夫等、効果的かつ継続的な取組みとするための技術的な方策についての講演と事例報告を行う里なび研修会を開催した。	②	全国10ヶ所で開催した里なび研修会において示された里地里山の保全活動における技術的課題と解決方法や保全活動における工夫等の効果的かつ継続的な取組についてとりまとめ、里なびHPにて発信することにより全国的な保全再生活動が図られるよう促した。	里なびホームページに登録している活動団体の閲覧状況、活動団体への保全活動参加者の増加状況等の実態を把握し、結果を踏まえたフォローアップを行う。 里なび研修会への参加団体に対し実施したアンケート調査を行いその結果を踏まえたフォローアップを行う。	里地里山保全活用行動推進事業	92 の内数	91 の内数	91 の内数	環境省
187	里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。（環境省）	不法投棄等の未然・拡大防止対策を強化するため、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定する等、国、都道府県や市民等が連携して不法投棄等の撲滅に向けた取組を実施している。	—	—	不法投棄等の一層の未然・拡大防止を図るため、監視活動の強化等に努めることが必要。	（小）産業廃棄物適正処理推進費（孫）不法投棄等の未然防止等対策	15	100	7	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 7	草地の整備・保全・利用の推進									
188	生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。（農林水産省）	草地の整備改良や関連施設の一体的整備を平成21年度に156地区、平成22年度に113地区、平成23年度に全国で90地区採択し実施中。	—	—	引き続き、放牧の推進や草地の整備・保全に対する支援をすることが必要。	草地畜産基盤整備事業費 戸別所得補償実施円消化基盤整備事業費	12,131 の内数 —	5,434 の内数 —	— 33,041 の内数	農林水産省
189	草地における生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、例えば阿蘇の草原においては、①多様な動植物が生息・生育できる草原環境の保全と再生、②理解・愛着を持つ人々を増やす草原環境学習を推進します。また、牧野の保全に配慮した土地利用と管理の推進を図るため、草地の整備・保全・利用に向けた取組を進めます。（環境省、農林水産省）	阿蘇くじゅう国立公園内において、二次的草原の保全と再生を目的とした自然再生事業を実施。 平成22年度、地域生物多様性保全活動支援事業により、(財)阿蘇グリーンストックに対して、阿蘇草原に点在する湿地の保全・再生を目的とした自然再生実施計画の策定を支援。	—	—	引き続き、草原環境の保全と再生に向けた事業を推進する。	自然公園等事業費 地域生物多様性保全活動支援事業	11,048 の内数 130 の内数	10,718 の内数 242 の内数	10,012 の内数 242 の内数	環境省
1. 8	里山林の整備・保全・利用活動の推進									
190	林業の振興を図る中で多様な生物の生息・生育環境を保全します。（農林水産省）	我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」を平成21年12月に策定し、これを実現するため森林法の改正を行うとともに、森林・林業基本計画の見直しを行った。	③	—	「森林・林業再生プラン」の実現に向けた施策を着実に推進する。	—	—	—	—	農林水産省
191	地域とボランティア、NPOなどとの連携による植栽、下刈、間伐、里山林の多面的利用にむけた整備活動などを通じた国民参加の森林づくり活動を推進します。（農林水産省）	平成22年度においては、里山林の自立・継続的な再生方策を策定・普及するため、3地域で実践活動を支援した。 森林づくり活動への支援数：39団体	①②③④	人間のさまざまな働きかけを通じて自然環境が維持されてきた里山林については、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地所有者、企業など多くの主体が協働して、地域に根づいた方法で里山林の利用・保全活動が持続的に進められるよう、その方策を検討した。 森林ボランティア団体数：平成21年度2,677団体→平成22年度2,959団体	平成22年度の実践地域のノウハウを検証するとともに新たな実践地域での多様な活動を支援し、マニュアルを作成し、全国への普及を図る。 引き続き里山林の整備活動の重要性への理解を広める。	森林総合利用推進事業 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	— 128 の内数 —	50 — 121 の内数	45 — 60 の内数	農林水産省
192	森林と親しみ生物多様性保全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との交流活動を行う森林ボランティア団体などへの支援などにより、里山林の整備活動の重要性への理解を広めます。（農林水産省）	森林づくり活動への支援数：39団体	①②③④	森林ボランティア団体数：平成21年度2,677団体→平成22年度2,959団体	引き続き里山林の整備活動の重要性への理解を広める。	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	128 の内数 —	— 121 の内数	— 60 の内数	農林水産省
第7節 都市										
1. 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定										
1. 1 緑の基本計画										
193	未策定市町村における緑の基本計画の策定の推進を図るとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。（国土交通省）	緑の基本計画策定済み市町村 641市町村（平成22年3月） 緑の基本計画見直し実施市町村 100市町村（平成22年3月）	③	緑の基本計画については、平成21年度は新たに、5市町村において策定、34市町村において見直しが実施され、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定および見直しをより一層推進。	公園事業特定計画調査費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	34,485 の内数 — —	— 2,200,000 の内数 —	— 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
194	緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑化の推進や緑地の保全を進めます。（国土交通省）	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、都市公園等の整備面積：約1,677ha、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：45ha、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取り組みを推進	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071の内数 — —	36,846の内数 2,200,000の内数 —	33,199の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
195	さまざまな空間レベルに配慮しつつ、生物多様性保全に適切に対応した緑の基本計画の策定が行えるよう、計画指針を作成します。（国土交通省）	都市緑地法運用指針について、生物多様性の確保に関する記載を追補するとともに、同指針の参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を作成。（平成23年10月）	③	生物多様性の確保に配慮した計画策定に関する情報提供を行った。	左記の改正都市緑地法運用指針及び技術的配慮事項に関し、周知を図り、緑の基本計画における生物多様性の確保への配慮をより一層推進することが必要。	—	—	—	—	国土交通省
2. 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進										
2. 1 都市公園の整備										
196	都市緑化植物園、環境ふれあい公園などについて、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていきます。（国土交通省）	国営公園事業及び都市公園事業により、「みどり」の活動拠点としての機能を持つ都市公園整備を推進。 都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに都市公園等が約1,677ha増加し、「みどり」の活動拠点相互間のネットワークを強化し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進した。	引き続き「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を持つ都市公園の整備を推進することが必要。	国営公園整備費 都市公園事業費補助 都市公園防災事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	21,147の内数 34,485の内数 27,657の内数 — —	16,306の内数 2,312の内数 5,626の内数 2,200,000の内数 —	17,359の内数 712の内数 3,259の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
197	埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。（国土交通省）	自然再生緑地整備事業を含む都市公園事業により、生物多様性の確保に資する自然的環境基盤の整備を推進。 都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに都市公園等が約1,677ha増加し、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進した。	生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	都市公園事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	34,485の内数 — —	2,312の内数 2,200,000の内数 —	712の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
198	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。（国土交通省）〔再掲（同第2．4、2．5）〕	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、都市公園等の整備面積：約1,677ha、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：45ha、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071の内数 — —	36,846の内数 2,200,000の内数 —	33,199の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
2．2 道路整備における生物多様性の保全への配慮										
199	自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。（国土交通省）〔再掲（2章8節2．2）〕	環境と調和した道路の整備を進めるために、計画を策定する段階において、地元住民や関係機関等から環境面の意見も聞きながら、手続を進めた。	—	—	路線の選定等の段階における自然環境の配慮の充実を図るため、収集可能な既存情報の整備状況の把握、評価手法の検討等を進める。	道路事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	1,746,636の内数 — —	1,335,736の内数 2,200,000の内数 —	1,341,464の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
200	動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。（国土交通省）〔再掲（2章8節2．2）〕	道路において希少な動物の生息地が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止策、注意標識の設置により、生息地の分断回避とロードキルの回避を図った。	—	—	各地の事例を収集・解析し、新たな事業箇所の検討に活かせるようにすると共に、効果的な横断施設の計画や効果の確認が実施できるように一層推進する。	道路事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	1,746,636の内数 — —	1,335,736の内数 2,200,000の内数 —	1,341,464の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
201	道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。（国土交通省）〔再掲（2章8節2．2）〕	高速道路の盛土のり面など、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。	—	—	モニタリング調査により効果を確認しつつ、今後も引き続き推進する。	道路事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	1,746,636の内数 — —	1,335,736の内数 2,200,000の内数 —	1,341,464の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
202	地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組みます。（国土交通省）〔再掲（2章8節2．2）〕	自然公園内を通る道路やエコロードののり面植栽などにあたっては、周辺の自然と一体となった動植物の生息・生育環境が形成できるような取組を推進した。	—	—	モニタリング調査により効果を確認しつつ、今後も引き続き推進する。	道路事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	1,746,636の内数 — —	1,335,736の内数 2,200,000の内数 —	1,341,464の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 3	下水道事業における生物多様性の保全への取組									
203	過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を提供します。（国土交通省）	地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水再生水や雨水をせせらぎ用水として有効利用する事業や河川事業等との連携・共同事業を行うことによりせせらぎ水路の整備を図る事業等に対して財政的支援を実施。	①	国による財政的支援の実施により、自治体において着実に都市内水路の整備・保全が進み、都市内の身近な自然空間の増加につながっていると考えられる。	水辺整備における住民との連携を進めつつ、引き続き施策を推進していく。 自治体への財政的支援を今後も継続するとともに、水辺整備における住民との連携を進め、都市内の身近な自然空間の増加のための検討を引き続き検討を進めていく。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	632,772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
204	生態系への配慮が必要な水域において、なじめ放流（放流先の生態などに配慮（水質、水温、発泡防止）した下水処理水の放流形態（自然浄化、貯留池、浸透など））などの検討を推進します。（国土交通省）	水生生物に配慮し、かつ水域内の水質環境基準を遵守するという視点から、下水処理水が放流先水域に与える影響について検討した。	③	陸域からの栄養塩が主に下水処理場から供給される水域の場合、下水処理場からの放流水が栄養塩供給に影響を与えることが示された。	必要に応じて、下水処理場からの栄養塩供給による放流先の生態系への影響を配慮した処理方式・放流形態の検討を行う。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	632,772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
205	下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、「水環境改善緊急行動計画」による河川事業と連携した水質改善、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善、ノンポイント対策を推進します。（国土交通省）	現状を把握するため、高度処理率及び合流改善率について、社会資本重点整備計画に定める基準に適合するよう一定の改善対策を完了 高度処理共同負担制度について実行可能性調査を行った。	②	平成21年度末 高度処理実施率29% 平成21年度末 合流改善率36% 高度処理共同負担制度を取り入れることで経費の削減が図られる可能性が示された。	引き続き下水処理場の高度処理化および合流改善を推進。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	632,772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
206	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。（国土交通省）〔再掲（2章7節1）〕	地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施。 下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備の促進のため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」としてとりまとめた。	③	国による財政的支援の実施により、自治体において着実に下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられる。 「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」の活用により着実に雨水浸透施設の整備が進み、良好な水循環の維持・回復に寄与していると考えられる。	自治体への財政的支援を今後も継続するとともに、国内外における雨水・下水処理水の再利用や雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、引き続き検討を進めていく。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	632,772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
207	下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。（国土交通省）	ベトナム、インドネシア、サウジアラビア、ブルガリア等において、下水道マスタープランの策定、下水再生水活用の推進、管渠の改築等について政策面、技術面での支援・協力を実施。	①	海外での下水道事業に対する協力を通じ、生物多様性の浸透に貢献。	我が国の優位技術を核とした個別具体のプロジェクトを形成していく。	行政経費	29	48	79.2	国土交通省
2. 4	緑地保全地域、特別緑地保全地区									
208	行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。（国土交通省）	近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：45ha が増加し、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	古都及び緑地保全等事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	4,405の内数 5,458の内数 — —	456の内数 637の内数 2,200,000の内数 —	362の内数 67の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
209	生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。（国土交通省）	制度の活用に向けた普及推進を図っているところ。	③	制度の普及啓発を行い、地方公共団体における取組を支援した。	引き続き活用化に向けて普及推進を図る。	古都及び緑地保全等事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	4,405の内数 5,458の内数 — —	456の内数 637の内数 2,200,000の内数 —	362の内数 67の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
210	多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度的な適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。（国土交通省）〔再掲（1章2節7.1）〕	管理協定締結状況 1地区 1.1 ha （平成23年1月）	③	平成21年度には、新たに、1.1haで管理協定が締結され、緑地を保全・管理する活動を支援した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	— —	2,200,000の内数 —	1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
211	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。（国土交通省）〔再掲（同節2.1、2.5）〕	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、都市公園等の整備面積：約1,677ha、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：45ha、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071の内数 — —	36,846の内数 2,200,000の内数 —	33,199の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
2.5 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区										
212	行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。（国土交通省）	近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに近郊緑地保全区域257ha、近郊緑地特別保全地区45haが指定されるなど、生物の多様性を確保する観点から、近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	古都及び緑地保全事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	4,405の内数 5,458の内数 — —	456の内数 637の内数 2,200,000の内数 —	362の内数 67の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
213	首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。（国土交通省）〔再掲（1章2節7.1）〕	保全すべき区域について、必要に応じて調査・検討を実施。	③	平成21年度には、「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地保全区域257ha、近郊緑地特別保全地区45haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	大都市圏政策の推進に必要な経費、近郊緑地における管理活動推進のための経費	36の内数	35の内数	12の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
214	近郊緑地保全区域では、生物多様性やその他さまざまな目的のための活動が行われており、行為規制だけでなく管理協定制度の活用や多様な主体との連携により、近郊緑地の適切な管理・保全を図ります。（国土交通省）	管理協定制度の活用や多様な主体との連携に向けた普及推進を図っているところ。	③	近郊緑地保全区域内で、保全管理活動を行う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理・保全の方策を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	近郊緑地における管理活動推進のための経費	20 の内数	20 の内数	12 の内数	国土交通省
215	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。（国土交通省）〔再掲（同節2. 1、2. 4）〕	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地保全区域指定状況 97,330ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、都市公園等の整備面積：約1,677ha、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：45ha、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071 の内数 — —	36,846 の内数 2,200,000 の内数 —	33,199 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
2. 6 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区										
216	生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備に対し、支援を行います。（国土交通省）	古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市（8市1町1村） 歴史的風土保存区域指定状況：22,487ha 歴史的風土特別保存地区指定状況：8,832ha（平成22年3月）	③	歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。	古都及び緑地保全事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	4,405 の内数 5,458 の内数 — —	456 の内数 637 の内数 2,200,000 の内数 —	362 の内数 67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
217	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都における歴史的風土の保存などを支援します。（国土交通省）	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、都市公園等の整備面積：約1,677ha、特別緑地保全地区指定面積：147ha、近郊緑地保全区域の指定面積：257haが増加。歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、都市における水と緑のネットワーク形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071 の内数 — —	36,846 の内数 2,200,000 の内数 —	33,199 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
2. 7 風致地区										
218	風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度的確な運用を図り、指定の促進を図るための取組を進めます。（国土交通省）	風致地区指定状況 169,595ha（平成22年3月）	③	樹林地、水辺地など、良好な自然環境の維持・創出に資する風致地区の指定を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 8	市民緑地									
219	平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生息・生育域の保全・再生・創出を推進します。（国土交通省）	緑地協定締結件数 1,883件、6,011ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月） 保存樹指定本数 70,394本（平成22年3月） 保存樹林指定件数 8,558件（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、緑地協定締結件数：23件、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、生きものの生育・生息空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	5,458 の内数 — —	637 の内数 2,200,000 の内数 —	67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
2. 9	生産緑地地区									
220	都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができるため、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。（国土交通省）	生産緑地地区指定面積 14,248ha（平成22年3月）	③	生物の生息・生育環境に資する生産緑地地区の指定を推進し、生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	—	—	—	国土交通省
2. 10	屋敷林、雑木林などの保全									
221	市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。（国土交通省）	緑地協定締結件数 1,883件、6,011ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月） 保存樹指定本数 70,394本（平成22年3月） 保存樹林指定件数 8,558件（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：147ha、市民緑地の指定面積：1.74haが増加し、民有地における緑地保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	5,458 の内数 — —	637 の内数 2,200,000 の内数 —	67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
2. 11	民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進									
222	緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及に努めます。（国土交通省）	緑化地域指定状況 2地区（2都市）（平成22年3月） 緑化施設整備計画認定状況 26件（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに2件の緑化施設整備計画認定制度の活用が増加し、民有地における緑化を推進した。	制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	—	—	—	—	国土交通省
223	屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）〔再掲（2章6節1. 1）（2章7節1）〕	屋上緑化施工面積 273ha（平成22年3月） 壁面緑化施工面積 32ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、屋上緑化施工面積：27.9ha、壁面緑化施工面積：6.4haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	—	—	—	国土交通省
3. 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など										
3. 1	緑に関する普及啓発の推進									
224	全国「みどりの愛護」のつどいについて、国営公園又は全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。（国土交通省）	平成23年度実施状況 ①第22回全国「みどりの愛護」のつどい（平成23年5月14日富山県富岩運河環水公園（富山県）） ②第28回全国都市緑化フェア／花かごしま2011（平成23年3月18日～5月22日（鹿児島県、鹿児島市））	①③	地域住民による緑化活動など、さまざまな普及啓発活動を通じて、国民のみどりに対する意識の向上および生物多様性についての理解を促進した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	国土交通省
225	開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。（国土交通省）	社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）2010年認定件数 29サイト “生物多様性保全につながる企業のみどり100選”特別認定件数 84サイト（平成22年10月）	①③	2010年には新たに、4サイトが認定された。また、“生物多様性保全につながる企業のみどり100選”として、全84の取組が認定される等、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者、企業の活動を	制度のより一層の活用を促進する。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
226	緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。（国土交通省）	都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人により、緑化支援活動に関する環境整備及び、各自治体や企業等の実施している緑化推進に関する取組についての事例等を紹介。	③	多様な主体による取組の推進に向けた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	国土交通省
3. 2 下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発										
227	地域住民や教育関係者、NPOと連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、住民への理解に努めていきます。（国土交通省）	下水道分野の環境学習の推進のために、学習指導案の作成、ポータルサイトの創設・運営、環境学習の実施に必要な経費の助成金支援制の創設、パンフレットの作成：・配布、処理場見学会などの施策を実施。	①	環境学習の推進を通じ、生物多様性の社会への浸透に貢献	引き続き環境学習等を推進する。	—	—	—	—	国土交通省
第8節 河川・湿原など										
1. 生物の生息・生育環境の保全・再生										
1. 1 多自然川づくり										
228	多自然型川づくりとして集計された施工延長は直轄、補助を合わせて約3,500km（平成18年度末まで）に達しており、新たに多自然川づくりとしてその推進を図っていきます。（国土交通省）	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。 平成18年には「多自然川づくり基本指針」を策定し、平成20年には多自然川づくりの計画・設計技術の向上の為、「中小河川に関する河道計画の技術基準」を发出し、平成22年には同基準の改訂を行うなど、多自然川づくりを推進。	③	多自然川づくりを実施することで、河川・湿原などの保全・再生が進んだ。	引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
229	これまでに見られた課題の残る川づくりを解消させていくために以下のような施策に取り組んでいきます。（国土交通省） ・多自然川づくりの既往の知見の取りまとめ ・多自然川づくりの技術的支援の実施 ・多自然川づくりの評価体制の構築 ・多自然川づくりの実施体制の見直し ・市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築 ・多自然川づくりの普及 ・多自然川づくりを推進するための人材育成	全国の河川整備事業を対象として、施策の観点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	—	—	引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
230	川づくり全体の水準を向上させていくためには、次のような方向で取り組んでいきます。（国土交通省） ・多自然川づくりの計画・設計技術の向上 ・多自然川づくりの河川管理技術の向上 ・河川環境のモニタリング手法と川づくりの目標設定手法の確立 ・改変に対する環境の応答の科学的な解明	多自然川づくりの計画・設計技術の向上の為、平成20年に「中小河川に関する河道計画の技術基準」を发出し、平成22年には同基準の改訂を行うなど、全国の河川整備事業を対象として各施策に取り組んでいるところ。	—	—	引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2	自然再生事業									
231	失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（国土交通省）	釧路湿原（北海道）等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河岸の再生等の実施。	③	湿地の再生等の実施により、河川・湿原などの保全が進んだ。	引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
232	事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。（国土交通省）	全国の河川整備事業を対象として、施策の視点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	—	—	引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
233	自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。（国土交通省）	全国の河川整備事業を対象として、施策の視点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	—	—	引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
234	現在実施している、湿地環境の再生（釧路川）、河口干潟の復元（鵠川、荒川、木曾三川）、蛇行河川の復元（釧路川）、湖岸環境の再生（霞ヶ浦）、礫河原の再生（多摩川）などについても以上の点に留意して完了を目指していきます。（国土交通省）	釧路湿原（北海道）等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河岸の再生等の実施。	③	湿地の再生等の実施により、河川・湿原などの保全が進んだ。	引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 3	河川・湿地などにおける連続性の確保									
1. 3. 1	河川の上下流の連続性の確保									
235	河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。（国土交通省）	全国の河川において、各河川の状況を踏まえつつ魚類等の遡上・降下環境の改善を図る魚のすみやすい川づくりを進めている。	③	各河川の状態を踏まえつつ魚類等の遡上・降下環境の改善を図り、生態系ネットワークの形成に寄与した。	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民・NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
1. 3. 2	河川と流域との連続性の確保									
236	魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入出する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性（エコロジカル・ネットワーク）を改善していきます。（国土交通省、農林水産省、環境省）	河川と周辺地域（水路、池、田んぼなどの水域）の連続性を改善するため、樋門・樋管等の構造的な課題について改善策を検討している。 釧路湿原等において、自然再生協議会における関係機関の連携により、水域の連続性を考慮した自然再生事業を実施。	③	河川と周辺地域の連続性の改善策を検討し、生態系ネットワークの形成に寄与した。 自然再生協議会等において関係機関との連携を図りながら、生態系のつながりを考慮した自然再生事業を推進。	関係機関との連携により流域全体としての連続性を改善することが必要。 引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 自然公園等事業費	747,854の内数 32,946の内数 — — 11,048の内数	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 — 10,718の内数	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数 10,012の内数	国土交通省 環境省
1. 4	ダム整備などにあたっての環境配慮									
237	ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。（国土交通省）〔再掲（2章8節2.1）〕	現在事業中のダム全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置等を実施している。	—	—	引き続き、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていく。	—	—	—	—	国土交通省
238	水源地域の自然環境の保全を進めるため、水源地域ビジョンなどに基づいて、地域の環境保全や流域における源流域と下流域との交流などを推進していきます。（国土交通省）	水源地域の自然環境の保全を進めるため平成13年に「水源地域ビジョン」を創設し、現在108ダム（平成23年3月）で策定している。	—	—	今後も引き続き、水源地域ビジョンなどに基づき、地域の環境保全や流域における源流域と下流域との交流などを推進。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 5	渓流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮									
239	都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、ビオトープ空間の保全・再生・創出など良好な景観の保全に寄与します。また、里地里山地域においては、荒廃流域を復元し斜面からの土砂流出を抑制するための対策を推進し、自然環境や生物多様性の保全に寄与します。（国土交通省）	山腹工や砂防林の整備、既存樹木を活かした斜面整備等によるグリーンベルト整備を実施。	①②	当該施策を実施するにあたり、市民・企業等と連携し樹林帯を整備することで社会への浸透及び住民と自然の関係の再構築が推進されと考えられる。	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における住民、関係団体及び地方公共団体等と十分連携し、引き続き実施する。	砂防事業費 地すべり対策事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854 の内数（治水） — —	600,899 の内数（治水） 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数（治水） 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
240	優れた自然環境や社会的環境を持つ地域にある渓流において、良好な緑地と水辺の空間を確保することにより、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復などを図るため、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。（国土交通省）	それぞれの渓流毎に自然的、社会的条件を踏まえて、個々の渓流の特色を生かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな渓流づくりを実施。	③	当該施策により、個々の渓流の自然的、社会的条件を踏まえて、自然環境の保全を考慮した施設整備、人々が山、川、森と親しみ、集い憩える水と緑豊かな空間を創出することにより、森・里・川・海のつながりの確保を推進しているものと考えられる。	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における住民、関係団体及び地方公共団体等と十分連携し、引き続き実施する。	砂防事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854 の内数 — —	600,899 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
241	豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため有害な土砂を止めるとともに、平常時の渓流環境の連続性及び、土砂移動によりつちかわれる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、渓岸侵食の防止に配慮しつつ進めます。（国土交通省）	土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地での山腹工等、透過型砂防堰堤を施工中。	③	当該施策により、透過型砂防堰堤を設置することで平常時の渓流環境の連続性が促進され、森・里・川・海のつながりの確保を推進しているものと考えられる。	透過型砂防堰堤等の生物多様性に及ぼす影響を把握し、効率的な事業を引き続き実施する。	砂防事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854 の内数 — —	600,899 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
1. 6	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理									
242	河川・渓流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組みます。（国土交通省、農林水産省）	河川・渓流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進している。	③	技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組に努めている。	技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。	河川事業費 砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 農山漁村地域整備交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854 の内数（治水） 64,592 の内数 — — —	600,899 の内数（治水） 27,245 の内数 2,200,000 の内数 150,000 の内数 —	602,597 の内数（治水） 26,371 の内数 1,753,870 の内数 31,761 の内数 512,024 の内数	国土交通省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
243	下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進している。	適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進するとともに、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進している。	③	砂防堰堤の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保に努めている。	砂防堰堤の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保を引き続き推進する。	河川事業費 砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854 の内数（治水）	600,899 の内数（治水）	602,597 の内数（治水）	国土交通省
244	これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。（農林水産省、国土交通省）	土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、シミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を推進している。	③	土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の検討・評価に努めている。	土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を引き続き推進する。	河川事業費 砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 農山漁村地域整備交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数（治水）	600,899 の内数（治水）	602,597 の内数（治水）	国土交通省 農林水産省
1. 7 湿地の指定・保全										
245	国立・国定公園の総点検事業（平成19年度～）により、生物多様性の保全の観点も踏まえ、評価方法を見直し、湧水地群やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湿地や優れた景観を有する湿原について、国立・国定公園として評価しうるものがあるか検討を進めていきます。（環境省）	平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」として、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施するとともに、今後10年間を目標に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地（湿地、湿原を含む）を選定した。	③	国立・国定公園総点検事業により、国立・国定公園の全国的な指定状況を見直した。	国立・国定公園の再編、再配置を進める。	国立・国定公園総点検事業費	38	36	33	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
246	国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている釧路、サロベツなどの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組みます。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成22年度、釧路湿原及びサロベツ湿原の国立公園内において、湿原生態系の保全と再生を目的とする自然再生事業を実施。 釧路湿原（北海道）において土砂流入対策等による湿地の再生を実施。 釧路湿原上流部に位置する雷別地区の国有林では、NPOやボランティア団体等との連携により、森林の再生を実施した。 サロベツでは、稚咲内砂丘林自然再生事業実施計画作成に関する調査・検討を実施し、上サロベツ自然再生協議会で実施計画の協議を行っている。	②③	さまざまな生き物の生息域として重要な湿原の再生を推進。 河川・湿地への土砂流入対策等により、河川・湿地の保全・再生に寄与した。 地域の主体と連携した生物多様性の保全・再生の活動を行った。 流域全体の生態系管理の視点からの保全・再生の取組を実施した。	引き続き、湿原生態系の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。 引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。 引き続き、多様な主体との連携による自然再生事業の取組を推進する。	自然公園等事業費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 森林保全管理等に必要な経費	11,048 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — — 1,791 の内数	10,718 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 — 1,656 の内数	10,012 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数 1,814 の内数	環境省 国土交通省 農林水産省
247	重要湿地500のうち、保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めます。（環境省）	重要湿地500のうち、知床国立公園の区域に「知床半島サケ・カラフトマス遡上河川」の一部を、愛知高原国定公園の区域に「豊田市周辺中間湿原群」の一部を編入した。 国有林では、特定動物の繁殖地や生息地等となっている重要な湿地（原野）について、「保護林」に設定するなど適切な保全管理を行うとともに、「保護林」の設定状況の客観的な把握、森林や動物等の生息状況変化等についてモニタリング調査を行うなど、適切な保全のための情報収集を実施している。	③	重要湿地500の地域に係る国立・国定公園の指定の拡大（知床国立公園：3haの拡張、愛知高原国定公園：32haの拡張）等を図り、基本戦略の達成に貢献した。 国有林では、特定動物の繁殖地や生息地等の保護を図ること等を目的とした「保護林」を設定し、保全管理を推進している。	公園計画の点検等にあわせて、引き続き検討を求めていく 引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。 引き続き、必要に応じて「保護林」の設定を検討するとともに、適切な保全管理を推進する。	— 森林保全管理等に必要な経費	— 1,791 の内数	— 1,656 の内数	— 1,814 の内数	環境省 農林水産省
248	渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持を通じて、保全や地域住民への普及啓発を図ります。（環境省）	国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的にも参加主体が増加している。	④	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップなどの枠組みを活用した渡り鳥保全の推進	引き続き、普及啓発やネットワークを発展させて行く必要がある。	アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	16 の内数	20 の内数	19 の内数	環境省
249	モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。（環境省）	モニタリングサイト1000事業のガンカモ類調査、シギ・チドリ類調査、沿岸域調査、陸水域調査で重要湿地についての調査を実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
1. 8 内水面における漁場の保全【再掲（1章9節2. 9）】										
250	漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息・生育環境を改善します。（農林水産省）	排砂や簡易な工作による魚道の機能維持、付着堆積物の除去による天然産卵床の機能維持活動、河川清掃といった生育環境改善の活動を行った。	③	内水面漁業関係者が行う資源保護や生態系保全に係る活動が促進され、生育環境改善に貢献した。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、河川清掃、魚道の機能維持、天然産卵床の機能維持活動といった取組が必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業	44 の内数	44 の内数	40 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
251	生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）	カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行い、外来魚については、刺し網、投網、池干し等による駆除を行った。 アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等の水産疾病について、検査及び発生状況調査等を実施し、必要なまん延防止措置を講じ	②	カワウ・外来魚の駆除活動により、個体数や分布域の拡大が抑えられた。	現行の取組を引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制対策や効果的な外来魚駆除を集中的に行うことが必要。 引き続き、水産疾病のまん延防止のための検査及び調査等を行う。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業 消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	200 2,314の内数	200 2,686の内数	180 3,023の内数	農林水産省
252	産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）	種苗生産施設の整備を行うとともに、河川利用者と地域住民等に生態系保全及び漁場利用のルール等の講習会や種苗放流体験等の啓発普及活動を行った。	①	内水面の生態系保全に関する国民の理解が醸成され、資源保護や生態系保全に係る普及啓発活動が促進された。	内水面の生物多様性を保全するため、引き続き種苗生産施設を整備するとともに河川利用者と地域住民等に生態系保全等に関する啓発普及活動を行うことが必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業 強い水産業づくり交付金のうち資源増養殖目標及び産地水産業強化支援事業	44の内数 7,674の内数	44の内数 5,045の内数	40の内数 3,552の内数	農林水産省
1. 9 河川・湿原などにおける外来種対策										
253	近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。（国土交通省、環境省）	河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。また、河川における外来植物や外来魚の効果的な対策を検討している。 オオクチバス等防除モデル事業やカミツキガメ防除モデル事業を実施した。	②	河川管理者、市町村、地域住民等の共同による外来種対策の実施。 モデル事業において、オオクチバス等の防除を実施することにより、湖沼、河川のタイプごとに適切な防除手法を検討した。	外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。 オオクチバス等については、モデル事業実施地域においては一定の効果が得られた地域があった一方、依然として広域に定着していることから全国的な防除を推進するため、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 特定外来生物防除等推進事業（一部）	747,854の内数 32,946の内数 — — 327の内数	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 — 349の内数	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数 372の内数	国土交通省 環境省
2. 水環境の改善										
2. 1 河川・湖沼などにおける水質の改善										
2. 1. 1 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定及びその達成										
254	国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理したうえで、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っています。（環境省）〔再掲（2章1節3. 2）〕	国が類型指定を行う水域のうち、阿武隈川等10水域について新たな類型指定の検討を行い、平成22年6月に環境大臣へ第4次答申がなされた。 また、平成22年6月より、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において、東京湾の類型見直し及び伊勢湾の新たな類型指定の検討を行っている。	—	—	国が類型指定の検討を行うべき47水域のうち、残る8水域についても引き続き、対象水域の情報を収集・整理した上で、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議を行っていく。	水質環境基準検討調査費	91の内数	37の内数	237の内数	環境省
255	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は平成19年11月で4水域ですが、平成23年度末には40水域とすることを目標とします。（環境省）	平成22年6月の第4次答申を踏まえ新たに10水域の類型を指定し、合計38水域（河川・湖沼37水域、海域1水域）の指定を行った。	—	—	国が類型指定の検討を行うべき47水域のうち、残る8水域についても引き続き、対象水域の情報を収集・整理した上で、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議を行っていく。 また、本年度中に、海域について1水域（東京湾）の見直しと、新たに1水域の指定を行う予定。	水質環境基準検討調査費	91の内数	37の内数	237の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
256	「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知（平成18年6月）により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。（環境省）〔再掲（2章1節3.2）〕	13道府県において水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定が行われた。	—	—	必要に応じて、通知等により類型指定の更なる普及を図る。	水質環境基準検討調査費	91 の内数	37 の内数	237 の内数	環境省
257	毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。（環境省）〔再掲（2章1節3.2）〕	文献調査と魚類毒性試験を実施し、14物質（39生物群）について、有害性評価作業を実施。 1物質（全類型8生物群）について、有害性評価作業を完了。	—	—	新たな水質環境基準策定のため毒性試験の充実が必要である。	水質環境基準検討調査費	91 の内数	37 の内数	237 の内数	環境省
258	水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。（環境省）〔再掲（2章1節3.2）〕	水生生物の保全の維持・達成に関する排水規制について適切に講じるとともに、平成23年中の亜鉛の暫定基準の見直しに向け、知見の集積に努めているところ。 また、平成22年11月に常時監視の結果を取りまとめた「平成21年度公共用水域水質測定結果」を公表。	—	—	排水規制について、平成23年度も暫定排水基準の見直しに向けた検討を引き続き実施していく。 また、ホームページ等による常時監視の結果等の情報の公開を迅速かつ的確に行う必要がある。	排水対策推進費の一部	73 の内数	106 の内数	92 の内数	環境省
259	「今後の河川水質管理の指標について（案）」（平成21年3月改訂）に基づき、河川における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の視点から調査を実施していきます。（国土交通省）	平成17年より「豊かな生態系の確保」の視点から河川の水質調査を実施、結果を公表。平成22年度は約54%（151地点/280地点）で最も高い年間総合評価ランクが得られた。 「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月）を策定し、湖沼についても「豊かな生態系の確保」の視点から水質調査を開始。	—	—	調査結果に基づき、河川・湖沼水質管理の活用を図る。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
2. 1. 2 水質浄化対策										
260	引き続き、下水道、浄化槽などによるし尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施します。また、下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善、ノンポイント対策の実施により水質改善のための取組を行います。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成21年度末汚水処理人口 汚水処理人口普及率 85.7% 内、浄化槽人口普及率 8.8% 平成21年度末浄化槽設置基数 合併処理浄化槽 299万基 単独処理浄化槽 517万基	③	汚水処理人口普及率85.7%（平成21年度末） 下水道処理人口普及率73.7%（平成21年度末） 良好な水環境創造のための高度処理実施率29.0%（平成21年度末） 合流式下水道改善率36%（平成21年度末）	今後も、都道府県及び市町村と連携し、合併処理浄化槽のさらなる普及と、単独処理浄化槽からの転換による、生活排水処理の適正な処理の推進に取り組む。 今後も引き続き、効率的な汚水処理施設の整備、下水処理場の高度処理化、合流式下水道の改善、ノンポイント対策の実施等を進める。	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） 汚水処理施設整備交付金（内閣府計上分の内数） 下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	14,344 144,608 632,772 — —	11,688 103,389 49,629 2,200,000 の内数 —	10,527 62,000 11,261 1,753,870 の内数 512,024 の内数	環境省 国土交通省
261	農地、市街地などの面源負荷対策（流出水対策）、湖辺環境保護地区制度の利用、新設・既設の工場・事業場への負荷量規制などの水質汚濁対策を実施します。（環境省、農林水産省）	流出水対策地区に関する既存報告書の整理、水質データの取りまとめ、各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証。 また、小規模事業場の排出実態の調査を実施。	—	—	湖沼の効果的な水質汚濁防止施策を推進するため、引き続き、面源負荷対策、湖沼環境保護地区制度の利用、事業場への負荷対策に係る調査、検討を実施。	湖沼水質保全対策等調査費 湖沼環境保全対策費	—	13	15	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
262	生活雑排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽の転換など、合併処理浄化槽のさらなる整備を促進します。（環境省）	平成21年度末汚水処理人口 汚水処理人口普及率 85.7% 内、浄化槽人口普及率 8.8% 平成21年度末浄化槽設置基数 合併処理浄化槽 299万基 単独処理浄化槽 517万基	—	—	今後も、都道府県及び市町村と連携し、合併処理浄化槽のさらなる普及と、単独処理浄化槽からの転換による、生活排水処理の適正な処理の推進に取り組む。	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） 汚水処理施設整備交付金（内閣府計上分の内数）	14,344 144,608	11,688 103,389	10,527 62,000	環境省
263	湖沼の水質については、流入汚濁負荷量の削減にもかかわらず、顕著な水質改善が見られないことから、より効果的・効率的な対策を推進するため、汚濁メカニズムの解明に一層取り組みます。（環境省）	汚濁メカニズム解明のうち、定量的な解明が図られていない難分解性有機物、内部生産について調査、検討を実施。 また、水質障害、生態系の変化等を誘因する湖沼の窒素・りん比の水質との関係解明、管理手法の調査、検討を実施。	—	—	湖沼における汚濁メカニズムを解明し、湖沼の効果的な水質汚濁防止施策の推進に資するため、引き続き、主要湖沼を対象に調査、検討を実施。	湖沼水質保全対策等調査費 湖沼環境保全対策調査費	44	55	115	環境省
264	河川の水質浄化対策を引き続き行うとともに、水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて水質改善に積極的に取り組んでいる地元市町村などと河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的に水量、水質を対象とした行動計画（水環境改善緊急行動計画）を作成し重点的に水質改善のための取組を行います。（国土交通省）	水環境改善緊急行動計画等に基づき、河川・湖沼・ダム貯水池及びその流域において、関係機関と連携して水質改善のための取り組みを実施。	—	—	引き続き河川浄化施設や下水道施設の整備等による水質浄化対策を行うことにより、河川・湖沼・ダム貯水池の水質改善を図る。	河川事業費 （うち国費） 社会資本整備総合交付金 下水道事業費	1,073,945 の内数 (680,527 の内数) 0 632,772 の内数	860,392 の内数 (667,035 の内数) 2,200,000 の内数 49,629 の内数	858,789 の内数 (643,434 の内数) 1,750,000 の内数 11,261 の内数	国土交通省
265	平成12年度を目標とする第1期計画（清流ルネッサンス21）の対象河川など30か所においては、水質の改善などにより、仁淀川支川の宇治川のように生物の生息・生育環境が改善されアユが戻った事例や、松江市松江堀川のように都市内の水辺の再生により新たな観光資源を生み出した例などが報告されています。平成13年度及び14年度には第2期計画（清流ルネッサンスⅡ）の対象河川など34か所を選定しており、関係者と連携しながら、引き続き積極的に取組を推進します。（国土交通省）	水環境改善緊急行動計画等に基づき、河川・湖沼・ダム貯水池及びその流域において、関係機関と連携して水質改善のための取り組みを実施。	—	—	引き続き河川浄化施設や下水道施設の整備等による水質浄化対策を行うことにより、河川・湖沼・ダム貯水池の水質改善を図る。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
266	農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稻の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する循環かんがい施設の整備などを引き続き推進します。（農林水産省）	水質保全施設の整備を平成21年度までに全国36地区で実施済。平成22年度以降は、農山漁村地域整備交付金（平成22年度）及び地域自主戦略交付金（平成23年度以降）により、地方公共団体の裁量で地域のニーズに応じた整備が実施されている。	③	水質保全施設整備は、全国36地区（平成21年度迄）で実施された後も、地方公共団体の裁量により継続して実施されており、河川や湖沼へ流出する水質の浄化を通じた生物多様性の保全に寄与している。	水質保全施設を適切に維持管理していくための体制整備を推進する必要がある。	平成21年度：水質保全対策事業（一般型）の一部 平成22年度：農山漁村地域整備交付金 平成23年度：地域自主戦略交付金	21 — —	— 150,000 の内数 —	— — 512,024 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
267	従来の水質保全対策に加え、近年においても水質改善の状況が芳しくない湖沼を取り上げ、平成19年度から、湖沼の自然環境と地域とのつながりを再生し、生態系の保全・再生、水質改善を図るといった新たな取組を、霞ヶ浦や印旛沼において試行します。（国土交通省）	霞ヶ浦等において、沈水植物の再生等を活用した水質改善対策を試行。 霞ヶ浦・印旛沼等の実験的な取組や先行事例を整理し、導入する際の考え方や留意点等を資料集として取りまとめた、「自然の浄化力を活用した新たな水質改善手法に関する資料集（案）」（平成22年3月、国土交通省河川局河川環境課）を公表し、湖沼等の現場の技術者、地方自治体の環境部局、NPO等に活用いただいているところ。	—	—	引き続き、湖沼等における新たな水質改善の取り組みを推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
268	閉鎖性水域などの水質改善を図るため、湖沼における水位操作や水辺エコトーンの再生を実施し、総合的に湖沼やダム貯水池などの水質改善に取り組みます。（国土交通省）	霞ヶ浦等において、沈水植物の再生等を活用した水質改善対策を試行。 霞ヶ浦・印旛沼等の実験的な取組や先行事例を整理し、導入する際の考え方や留意点等を資料集として取りまとめた、「自然の浄化力を活用した新たな水質改善手法に関する資料集（案）」（平成22年3月、国土交通省河川局河川環境課）を公表し、湖沼等の現場の技術者、地方自治体の環境部局、NPO等に活用いただいているところ。	—	—	引き続き、湖沼等における新たな水質改善の取り組みを推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
269	地下浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。（国土交通省、環境省）	流域貯留浸透事業により、雨水を一時的に貯留する施設を整備するほか、雨水浸透施設の設置を促進している。 地方公共団体が実施する貯留浸透による流出抑制等に対して財政的支援を実施。 下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備の促進のため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」としてとりまとめた。 工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されていることから、地下水汚染の未然防止の在り方について検討を行い、平成23年6月に水質汚濁防止法の一部を改正する法律が成立し、同月に公布された。 また、地盤沈下が顕著な地域において、地下水利用と地盤沈下に関する現地観測を実施し、要因等について検討した。	③	国による財政的支援の実施により、自治体において着実に雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられる。 「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」の活用により着実に雨水浸透施設の整備が進み、良好な水循環の維持・回復に寄与していると考えられる。 法改正により、事業者による地下水汚染の未然防止を図る新たな制度を導入したことで、水循環の上で重要な役割を担う地下水の水質環境のより効果的な保全の促進に寄与した。 また、地下水利用と地盤沈下に関する現地観測を行ったことで、健全な水循環を確保するための地下水の保全管理の検討の促進に寄与した。	雨水浸透施設の設置について、引き続き促進を図る。 自治体への財政的支援を今後も継続するとともに、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、引き続き検討を進めていく。 改正水質汚濁防止法が地下水の未然汚染防止のための実効的な制度となるよう、政令、省令の制定に向け、中環審での検討を行う。 また、地下水流域を単位とした地下水位、地下水質、地盤沈下量、地下水採取量、とりわけ生物多様性の保全の観点からも重要と考えられる湧水地点等の情報の統合を図り、地下水流域全体を視野においた適正な地下水の保全と利用の管理方策の検討を行う。	地域河川事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金 下水道事業関連予算 地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費 地盤沈下等水管理推進費	166,787 の内数 — — 632,772 11 10 の内数	— 2,200,000 の内数 — 49,629 11 39 の内数	— 1,642,800 486,423 の内数 — 17 24 の内数	国土交通省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 1. 3 ダム貯水池における水質保全対策										
270	冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。（国土交通省）	選択取水設備を設置したダムにおいて適切に運用し、冷水放流対策を行った。	—	—	今後も引き続き、選択取水設備等の設置・運用などにより、冷水放流対策を促進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
271	濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流できる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低くなった流入水について貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めます。（国土交通省）	選択取水設備や清水バイパスを設置したダムにおいて適切に運用し、濁水放流期間の短縮に努めた。	—	—	今後も引き続き、選択取水設備や濁水バイパス等の設置・運用などにより、濁水放流期間の短縮を促進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
272	富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図ります。（国土交通省、農林水産省）	曝気循環装置等を設置したダムにおいて適切に運用し、富栄養化防止に努めた。	—	—	今後も引き続き、曝気循環装置等の設備の設置・運用などにより、富栄養化対策を促進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
2. 2 河川などにおける清流の確保										
2. 2. 1 正常流量の設定										
273	一級水系において、平成20年度までに、全109水系で河川整備基本方針を策定し、そのうち、95水系で正常流量を設定し、新規水利権許可の判断基準やダム施設などからの補給流量の根拠などとして利用しています。また、正常流量を確保していくために、ダムなどの既存施設の有効活用や水利利用の合理化などを検討していきます。（国土交通省）	正常流量を設定できていない一級水系において、流況調査、環境調査等の河川や流域における諸調査を実施しつつ、関係機関とも調整しながら検討を行っている。 正常流量を確保のために、ダムなどの既存施設の有効活用や関係機関との調整による水利利用の合理化などを実施している。	—	—	引き続き、川の生物の生息・生育環境の改善が図られるよう、正常流量の設定や確保のための調整等を実施する。	河川事業費	747,854の内数	600,899の内数	602,597の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 2. 2 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復										
274	清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組みます。（国土交通省）	平成22年度は27のダムにおいてダムの弾力的管理試験に取り組んでいる。 環境改善により効果的な放流方法を検討するために、モデルダムを選定し、実証実験に向けた調査・検討を実施している。 昭和63年より発電水利権者の協力を得て取組を開始して以来、平成22年度末時点で約5,300kmの区間において流況が回復している。	—	—	引き続き、川の生物の生息・生育環境の改善が図られるよう、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進する。 モデルダムにおける実証実験に向けて調査・検討を進める。 引き続き、発電水利権者の協力を得ながら、対象発電所の水利権更新の機会などをとらえ進めていく。	河川事業費	747,854の内数	600,899の内数	602,597の内数	国土交通省
2. 2. 3 環境用水の導水による水路の清流の復活										
275	これまでも、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきていましたが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進め、「都市の水辺整備ガイドブック」（平成21年2月）を作成しています。また、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成18年3月）により、河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要なとる、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、地域の特徴に応じた清流の再生が期待されています。（国土交通省）	環境用水の水利使用については、各地での要望に対し、実現に向けて河川管理者と要望者との間で調整中。	—	—	引き続き、環境用水の水利使用については、各地での要望に対し、実現に向けて河川管理者と要望者との間で調整を実施していく。	—	—	—	—	国土交通省
276	農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の清流を再生させる取組を支援します。（農林水産省）	地域の要望に応じて、農業用水路などに水の流れを再生するための取組について支援を行っている。（平成21年度14地区、平成22年度13地区、平成23年度12地区）	③	農業用水路などに水の流れを再生するために必要となる調査が18地区で実施され、「地域水ネットワーク再生協議会」の設置による地域の協力体制の整備が進められている。こうした中、農業用水路の環境を改善するために必要な用水が2地区において取得された。	事業を着実に実施することにより、地域の清流の再生を推進する。	地域水ネットワーク再生事業	120	40	40	農林水産省
2. 3 ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善										
277	ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。（国土交通省）	平成22年度は27のダムにおいてダムの弾力的管理試験に取り組んでいる。 環境改善により効果的な放流方法を検討するために、モデルダムを選定し、実証実験に向けた調査・検討を実施している。	—	—	引き続き、川の生物の生息・生育環境の改善が図られるよう、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進する。 モデルダムにおける実証実験に向けて調査・検討を進める。	河川事業費	747,854の内数	600,899の内数	602,597の内数	国土交通省
3. 住民との連携・協働										
3. 1 住民との連携・協働による川づくり										
278	引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めます。（国土交通省）	生物のモニタリング調査等において、住民との連携・協働による取組を実施。	—	—	引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
4.	河川を活用した環境教育や自然体験活動									
4. 1	「子どもの水辺」再発見プロジェクト									
279	子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、引き続き「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進めます。（国土交通省、文部科学省、環境省） 〔再掲（２章３節３．１、４．２）〕	河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となる子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成22年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所290箇所となっている。	①	「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより、自然を学ぶ体験学習に貢献した。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
4. 2	市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進									
280	全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する「指導者養成」、安全は自分で確保するものという観点から危機管理の基礎知識について体験学習を通して学ぶ「子どもの水辺安全講座」、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進します。（国土交通省）	各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。	—	—	引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
281	国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランを作成し、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施します。（国土交通省）	各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 4.7 都道府県において「川の防災情報」（ http://www.river.go.jp/ ）上で河川防災情報等のデータ提供を実施	—	—	引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。 また、全ての都道府県において「川の防災情報」（ http://www.river.go.jp/ ）上で河川防災情報等のデータ提供を実施。	総合流域防災対策事業費	6,409 の内数	6,210 の内数	6,447 の内数	国土交通省
4. 3	こどもホタルエンジャー									
282	次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こどもホタルエンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会により、これらの活動事例が、各地域で取り組まれている水環境保全活動の一層の啓発となるよう引き続きこどもホタルエンジャーの取組を推進していきます。（環境省）	毎年３月に活動事例について表彰。平成22年度は環境大臣賞2団体、優秀賞4団体を決定した。	①	水辺に生息する生きものに着目したこどもたちの水環境保全活動の優秀な事例を表彰し、各地域の先進的な活動等を全国にフィードバックし、水環境保全に関する普及・啓発を促進することによって、こどもたちが自然や生きものとふれあい、その中で生物多様性について関心をもつきっかけを提供した。	指導者研修等の工夫を行いながら、引き続きこどもホタルエンジャーの取組を推進。	水環境保全活動普及促進事業	21 の内数	21 の内数	10	環境省
5.	河川環境に関する調査研究									
5. 1	河川水辺の国勢調査									
283	河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。（国土交通省）	魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	—	—	河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
284	全国の水辺の国勢調査の情報すべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々に提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。（国土交通省、環境省、農林水産省）〔再掲（2章5節2.8）〕	河川水辺の国勢調査の結果においては、一般の方々へ提供できるよう、電子化、GIS化し、HP上に公開している。	—	—	河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
285	平成19年3月に河川水辺の国勢調査のマニュアルを改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査についてはおおむね5年、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類など調査についてはおおむね10年でこれらの調査を1巡できるように進めるとともに、重点的かつ緊急的に把握する必要がある基礎情報を収集整備する「テーマ調査」、国民の水辺環境への関心と理解を深めるため流域の市民団体などからの調査協力により実施する「モニター調査」を導入しました。今後、改定されたマニュアルに従い、さらなる充実した調査を進めます。（国土交通省）	魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	—	—	河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
5. 2 河川生態学術研究										
286	フィールドには、流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く美しい砂州が形成されている木津川、河川激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われていた北川、自然復元型川づくりによって河道の蛇行再生を実施している標津川、広大なヨシ原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川が対象とされてきました。今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。（国土交通省）	岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川の4河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	—	—	これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
5. 3 自然共生研究センター										
287	現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂還元などの具体的施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。（国土交通省）	正常流量の設定や土砂還元を実施する際の基礎資料として流量や土砂供給量に関する調査結果を活用している。	—	—	引き続き、川の生物の生息・生育環境の改善が図られるよう、付着藻類等の調査を実施し、活用する。。	河川事業費	1,073,945 の内数	860,392 の内数	858,789 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
5. 4	水生生物調査									
288	市民一般の河川環境への関心を高める機会として、引き続き住民との協働による水生生物調査を実施します。（国土交通省、環境省）〔再掲（2章3節3. 1）〕	住民と協働し、毎年水生生物調査を実施し、結果について公表。 平成22年度の全国水生生物調査は約7万1千人の参加を得て行われ、夏休み期間を中心として、多くの学校（小中学校等：約46,000人）や、市民団体等（市民団体・子供会・観察会等：約22,000人）から参加が得られた。 全国の調査地点3,000地点のうち、全体の57%の地点でサワガニやカワゲラ等の指標生物の生息が確認され、「きれいな水」と判定された。	①	川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで水質（水のよごれの程度）を判定する調査を実施することによって、人と自然・生きもののふれあいの機会をつくり、その中で生物多様性についての関心をもつきっかけを提供した。	引き続き、河川等における水生生物調査を実施。 水生生物調査に利用するパンフレット、下敷きの見直しを行う。	河川事業費（うち国費） 社会資本整備総合交付金 水質関連情報利用基盤整備費 水質環境基準検討費	1,073,945の内数 (680,527の内数) — 4 —	860,392の内数 (667,035の内数) 2,200,000の内数 4 144の内数	858,789の内数 (643,434の内数) 1,750,000の内数 3 237の内数	国土交通省 環境省
第9節 沿岸・海洋										
1. 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全										
1. 1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全										
289	藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況など海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図ります。（環境省）	海洋生物多様性情報のWebページを作成し、海洋生物多様性に関する情報の収集整備を図った。	④	海洋生物多様性に関する情報がweb上で整理され、関係機関や一般市民が利用しやすくなった。	海洋の生物多様性に関する調査を継続的に実施できるよう、調査体制を維持。 収集整備した情報の継続的な更新と、新たな情報の追加。	海洋生物多様性情報整備	18	19	—	環境省
290	海流、気候、地理的条件などをもとに海洋生態系の地域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生息や繁殖にとって重要な海域などに着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにします。（環境省）	生物多様性の観点から重要な海域の抽出検討に利用するため、海洋生物多様性に関する各種情報を総合的に収集した。	③	海洋生物多様性の保全に向けた施策の立案や実施にあたり必要となる、科学的知見や総合的なデータが集積された。	重要な海域の抽出に関する検討は、平成22年度末までに収集整理した情報を基に、23年度以降、専門家の意見を聴きながら進める予定。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35の内数	58の内数	44	環境省
291	海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋生物多様性の情報を踏まえ、海洋生物多様性保全戦略を策定するとともに、生物多様性上重要な海域の危機要因を分析し、必要な対策を検討します。（環境省）	平成23年3月に海洋生物多様性保全戦略を策定し、そのなかで人間活動が海洋生物多様性に与える影響について整理した。	②③	②海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に向け、基本的視点と施策の展開すべき方向性を示した。 ③海洋生物多様性保全戦略を策定した。 ③海洋保護区設定の推進に先立ち、我が国の海洋保護区の考え方をまとめた。	平成23年度以降行う重要な海域の抽出検討と並行して、危機要因についての情報収集・分析に取り組む。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35の内数	58の内数	44	環境省
292	沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進めます。（環境省、関係省庁）	海洋生物多様性に関する各種情報を、関係各省が整理したものも含め総合的に収集するとともに、基礎情報等についてホームページに掲載した。	③	海洋生物多様性の保全に向けた施策の立案や実施にあたり必要となる、科学的知見や総合的なデータが集積された。	引き続き、関係各省と連携しながら情報収集・整理を行う。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35の内数	58の内数	44	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2	海洋生物多様性の保全のための保護区									
293	海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省が連携して、わが国における海洋保護区の設定のあり方を明確化したうえで、その設定の推進に努めます。その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとともに、順応的管理の考え方のもとに各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域多利用型統合的 海域管理計画の事例なども参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海洋保護区 のあり方について検討を行います。 （環境省、関係省庁）〔再掲（1章2節11. 1）〕	平成23年3月、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした海洋生物多様性保全戦略を策定。5月には、総合海洋政策本部会合において我が国における海洋保護区の設定のあり方について了承を得た。	③	海洋生物多様性保全戦略を策定した。 海洋保護区設定の推進に先立ち、我が国の海洋保護区の考え方をまとめた。	生物多様性条約第10回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。	海洋生物多様性保全関係経費（－H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23－）	35 の内数	58 の内数	44	環境省
294	生物多様性保全の観点なども踏まえ、国立・国定公園の総点検事業（平成19年度～）により、優れた海域の評価方法を見直します。また、関係機関と調整を図りながら、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海域公園地区の指定を進めます。さらに、海域公園地区については、必要に応じて捕獲規制の対象となる種を定め、保全を推進します。 （環境省）	平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」として、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施するとともに、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地（海域を含む）を選定した。	③	国立・国定公園総点検事業により、国立・国定公園の全国的な指定状況を見直した。	国立・国定公園の再編、再配置を進める。	国立・国定公園総点検事業費	38	36	33	環境省
295	国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生に取り組みます。 （環境省）	平成22年度は6つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、3つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。	③	保護地域である公園内の重要な海域におけるオニヒトデの駆除、清掃、モニタリング等の適切な管理を進めた。	引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	－	－	－	環境省
296	国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓発を推進します。 （環境省）	4の国立公園の沿岸において、14回自然観察会を開催。 3つの国立公園について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。	①③	国立公園において、自然観察会を実施することにより、多くの日地が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供することにより、基本戦略の達成に貢献した。 保護地域である公園内の重要な海域におけるオニヒトデの駆除、清掃、モニタリング等の適切な管理を進めた。	引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。	海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	－	－	－	環境省
297	海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。 （環境省、関係省庁）	足摺宇和海国立公園において、竜串湾内に流入する河川流域の水質モニタリングを実施するとともに、西表石垣国立公園の石西礁湖において、水質や赤土堆積の影響を把握・予測するためのモニタリングを実施。	③	平成22年度は、足摺宇和海国立公園の竜串湾内において、サンゴ類の生育に影響を与える濁度箇所について泥土除去を実施することにより、海洋汚染の防止を図った。	引き続き、海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす発生源対策を行うための対策の検討に努める。	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
298	鳥獣保護区及び同特別保護地区について、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）	平成22年11月に国指定鳥獣保護区について、既存の研究報告や独自調査の結果に基づき5箇所を指定した。（大野原島、祇苗島、冠島・杓島、枇榔島、与那国） いずれも海洋域の離島で独特の生態系をもっており、大野原島、祇苗島、冠島・杓島及び枇榔島については環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されている海鳥のカンムリウミスズメの集団繁殖地となっているほか、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているオーストンミツバメ、同絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の希少な海鳥の集団繁殖地である。	③	海鳥の繁殖地を鳥獣保護区に指定することにより、沿岸・海洋域の保全に寄与した。	今後も引き続き、鳥獣の生息環境を確保し、生物多様性の維持回復や向上に資するため、保護上重要な区域の指定を推進していく。	国指定鳥獣保護区管理強化費	37	36	34	環境省
1. 3 藻場・干潟の保全・再生										
299	自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。（環境省）	海洋生物多様性情報のWebページを作成し、藻場・干潟に関する情報の収集整備を図った。 モニタリングサイト1000事業で、国内の主要な藻場、干潟、サンゴ礁について生物相等に関する調査を実施。	③④	海洋生物多様性に関する情報がweb上で整理され、関係機関や一般市民が利用しやすくなった。 沿岸域の生物・生態系に係るデータをさらに充実させた。	収集整備した情報の継続的な更新と、新たな情報の追加。 モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	海洋生物多様性情報整備 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	18 297の内数	19 247の内数	— 254の内数	環境省
300	「1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。（環境省）	平成23年3月、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした海洋生物多様性保全戦略を策定。5月には、総合海洋政策本部会合において我が国における海洋保護区の設定のあり方について了承を得た。 平成22年度は6つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、3つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。 4の国立公園の沿岸において、14回自然観察会を開催。 3つの国立公園について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。 足摺宇和海国立公園において、竜串湾内に流入する河川流域の水質モニタリングを実施するとともに、西表石垣国立公園の石西礁湖において、水質や赤土堆積の影響を把握・予測するためのモニタリングを実施。	①②③	海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に向け、基本的視点と施策の展開すべき方向性を示した。 海洋生物多様性保全戦略を策定した。 海洋保護区設定の推進に先立ち、我が国の海洋保護区の考え方をまとめた。 国立公園において、自然観察会を実施することにより、多くの日地が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供することにより、基本戦略の達成に貢献した。 公園内の重要な海域における適切な管理を進め、海域の保全強化を図ることにより、基本戦略の達成に貢献した。	生物多様性条約第10回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。 引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—） 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	35の内数 6	58の内数 95	44 96	環境省
301	宮城県蒲生干潟において干潟の再生を実施しており、これを含め引き続き国立・国定公園内及び国指定鳥獣保護区内における干潟の自然再生を推進します。（環境省）	平成22年度、宮城県が実施した蒲生干潟の自然再生事業に対して、自然環境整備交付金により支援。なお、蒲生干潟では、東北地方太平洋沖地震による津波の影響で、干潟の地形等が大きく変化したことにより、平成23年度は事業を中断し、経過観察中。	③	生物多様性保全のため重要な生態系である干潟の再生を推進。	引き続き、干潟の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
302	海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。（農林水産省）〔再掲（同節2．1）〕	平成19年度から平成22年度までの4ヶ年で4,841haを整備。 平成22年度、30道府県において取組を実施。	②/③	藻場・干潟の再生・修復を図る取組を推進したことから、目標達成率は96.8%であった。 漁業者や地域住民等からなる活動組織による藻場・干潟等の保全が実施された。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、藻場・干潟の再生・修復及び保全に係る取組が必要。 引き続き、漁業者を中心とする多様な担い手による漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進することが重要。	水産基盤整備事業費 環境・生態系保全対策	119,860の内数 1,217の内数	82,227の内数 761の内数	72,367の内数 588の内数	農林水産省
303	港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）〔再掲（同節4．1）〕	浚渫土砂を有効活用し、堺泉北港において干潟の創出、博多港で藻場の創出、東京湾や三河湾において深掘跡の埋め戻しを実施。	③	干潟・藻場の創出により水生生物が増加し、また深掘跡の埋め戻しにより青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深掘跡の埋め戻しを推進。	港湾整備事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	219,500の内数 — —	165,489の内数 2,200,000の内数 —	166,649の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
304	生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸からの水質負荷低減に取り組めます。（農林水産省）〔再掲（同節2．1）〕	農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成22年度までに全国約5,300地区で農業集落排水施設が整備された。平成23年度は全国230箇所で開催している。	—	—	本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。	地域自主戦略交付金の一部 農山漁村地域整備交付金の一部 地域再生基盤強化交付金の一部 農業集落排水事業 村づくり交付金の一部	— — 144,608の内数 12,456 19,535の内数	— 150,000の内数 103,389の内数 — 3,667の内数	512,000の内数 — 62,000の内数 — —	農林水産省
305	漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPOなどが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節2．1）〕	アンケートや実態調査で得られた情報をHP等で公表。 平成21年度までに効率的なリサイクル技術を取りまとめ、平成22年度以降はリサイクル技術の普及を推進。	③	漁業系資材の圧縮・減容処理による運搬・処理経費の削減を達成し、海岸環境の改善に寄与した。	漂流・漂着物のリサイクル技術の普及のため、更なるコストダウンの検討が必要。	漁場環境・生物多様性保全総合対策のうち漁場環境保全活動促進事業費 漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業	6 60	— 72	— 61	農林水産省
306	赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節2．1）〕	海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害拡大防止に資する研究・調査を実施。	③	海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害拡大防止に資する研究・調査を継続的に実施することにより、赤潮等の発生源の一因である海洋汚染の防止・低減にも寄与した。	引き続き、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害防止・防除に資する効果的な研究・調査を実施していくことが重要。	水産物安定供給対策事業委託費	77	155	147	農林水産省
307	漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までにおおむね25万haで実施します。（農林水産省）〔再掲（同節2．1）〕	平成19年度から平成22年度までの4ヶ年で31.3万haを整備。	③	漁場の効用回復に資する取組を推進したことから、目標達成率は、125.2%であった。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、漁場の効用を回復するためのたい積物の除去等に係る取組が必要。	水産基盤整備事業費	119,860の内数	82,227の内数	72,367の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 4	サンゴ礁の保全・再生									
308	既存の指針や活動状況を踏まえ、保護区の設定、保全・再生のあり方、病気への対応、利用ルール、モニタリングなどの課題に関してわが国のサンゴ礁保全行動計画を策定し、多様な主体の連携によるサンゴ礁生態系の保全・再生や持続可能な利用を推進します。（環境省）	平成22年4月、サンゴ礁生態系の保全及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続的な発展を図ることを目的とした「サンゴ礁生態系保全行動計画」を策定。	—	—	サンゴ礁生態系保全行動計画について、実施状況の点検及び必要に応じて計画の見直しを行う。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35 の内数	58 の内数	44	環境省
309	「サンゴ礁生態系保全連絡会議（仮称）」を開催し、継続的にさまざまな保全と持続可能な利用の取組や地域経済に資する優良事例などについて情報共有を行なうとともに、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標の検討を行います。（環境省）	平成22年度に会議開催に向けた準備の中で、様々な主体によるサンゴ保全と利用の取組についてアンケート調査を実施し、結果を公開。社会経済的な変動把握のための評価指標の検討も実施。	—	—	平成23年度より、平成22年4月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況点検等とあわせ、会議を開催する。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—）	35 の内数	58 の内数	44	環境省
310	自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。（環境省）	モニタリングサイト1000事業で、国内の主要なサンゴ礁について、サンゴ被度等に関する調査を実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
311	「1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。（環境省）	平成23年3月、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした海洋生物多様性保全戦略を策定。5月には、総合海洋政策本部会合において我が国における海洋保護区の設定のあり方について了承を得た。 平成22年度は6つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、3つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。 4つの国立公園の沿岸において、14回自然観察会を開催。 3つの国立公園について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。 足摺宇和海国立公園において、竜串湾内に流入する河川流域の水質モニタリングを実施するとともに、西表石垣国立公園の石西礁湖において、水質や赤土堆積の影響を把握・予測するためのモニタリングを実施。	①②③	海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。 海洋生物多様性保全戦略を策定し、我が国の海洋保護区の考え方をまとめた。海洋生物多様性に関する情報を総合的に収集した。 国立公園において、自然観察会を実施することにより、多くの日地が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供することにより、基本戦略の達成に貢献した。 公園内の重要な海域における適切な管理を進め、海域の保全強化を図ることにより、基本戦略の達成に貢献した。	生物多様性条約第10回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。 引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。	海洋生物多様性保全関係経費（—H22） 海洋生物多様性保全推進事業費（H23—） 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	35 の内数	58 の内数	44	環境省
312	沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。（環境省）	平成22年度、サンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖、竜串で自然再生事業を実施。また、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援。	③	生物多様性保全のため重要な生態系であるサンゴ礁の再生を推進。	引き続き、サンゴ礁の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
313	沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。（農林水産省）	沖縄県及び奄美群島において、圃場勾配修正や沈砂池の整備等による耕土流出防止対策を、平成21年度までに54地区で実施済。平成22年度以降は、農山漁村地域整備交付金（平成22年度）及び地域自主戦略交付金（平成23年度以降）により、地方公共団体の裁量で地域のニーズに応じた整備が実施されている。	③	赤土等流出防止対策は、整備量が5,572ha（平成21年度迄）に達した後も、地方公共団体の裁量により継続して実施されており、農用地及びその周辺からの土壌流出が軽減され、農村地域、河川、沿岸海域の水質保全を通じた生物多様性の保全に寄与している。	施設の適切な維持管理と併せて、営農面での対策を推進していく必要がある。	水質保全対策事業（耕土流出防止型） 農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	2050 — —	— 150,000の内数 —	— — 512,024の内数	農林水産省
314	沖縄における赤土等の発生源での流出防止を推進するため、赤土等の流出状況の把握、流出防止技術の検討及び流域協議会による普及啓発活動などの調査研究事業などを実施します。（内閣府）	赤土等の堆積による環境負荷調査及び赤土等流出源実態調査を平成21年度から平成23年度まで実施。	—	—	赤土等の流出防止対策を総合的・計画的に実施するため、平成23年度までの調査で策定した「赤土等に係る環境保全目標（案）」と流出源毎の流出量から算出される県全体の「赤土等流出削減目標量」を活用し、沖縄県が「沖縄県赤土等流出防止基本計画（仮称）」を平成24年度に策定予定。平成24年度以降は、「沖縄県赤土等流出防止基本計画（仮称）」に基づき、赤土等流出防止対策事業を実施予定。	沖縄における赤土等の発生源対策推進事業	124	136	86	内閣府
315	ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。（環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕	環境研究総合推進費により、地球温暖化に関連し懸念される海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を実施した。本研究は2010年に終了し、種によってCO2に対する応答に違いがあり、それが将来のサンゴ礁の種構成を変化させ、生態系変動を生む可能性を示唆するという結果が得られた。	④	地球温暖化がサンゴ礁生態系に及ぼす影響に対する効果的・効率的な適応の方法を検討するうえでの基礎研究が進展した。	気候変動がサンゴ礁に及ぼす影響に関する知見を更に蓄積するとともに、知見を基に気候変動に対する適応策を検討していく必要がある。	地球環境研究総合推進費（—H22） 環境研究総合推進費（H23—）	3,955の内数	5,269の内数	—	環境省
316	サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ島島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。（農林水産省）	平成22年5月、7月および平成23年5月に沖ノ島島にて現地調査・モニタリング・稚サンゴ移植（746基質材：60,000群体）を実施した。 平成22年5月から8月にかけて、沖ノ島島産サゴ 3種類 224,441群体、慶良間産サゴ 5種 87,798群体、石垣産サゴ 2種 4,717群体の種苗生産（着床幼体数）を実施した。 サゴ増養殖技術の他地域への普及方策の検討として、沖縄海域の現地調査を行った。	—	—	引き続き、沖ノ島島での調査・モニタリング・稚サンゴ移植並びに種苗生産技術の検討を行うと共に、サンゴ移植後生産率、種苗生産生残率（1歳令）の向上を目指した技術開発を進める。 沖ノ島島でのサンゴ増殖技術を活用し、沖縄海域において増殖技術の普及を図る。	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費のうち厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業費	290	250	238	農林水産省
1. 5 島嶼（とうしょ）生態系の保全										
317	種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、トキ、ツシマヤマネコについて飼育下繁殖個体群の確立・野生復帰に向けた取組を強化するほか、ヤンバルクイナについて平成21年度より本格的な飼育下繁殖の取組を開始するなど、引き続き事業の充実・強化を図ります。（環境省）	トキについては平成20年9月に10羽放鳥を皮切りに、平成23年3月までに合計4回、合計60羽の放鳥を実施した。 ツシマヤマネコについては、飼育下繁殖個体群の確立を図るため、新たな飼育園舎を加えるなど飼育の体制を強化し、また野生復帰に向けた野生順化施設整備の検討を行った。 ヤンバルクイナについては、平成20～22年度に飼育下繁殖施設を設置し、平成21年度より飼育下繁殖に向けた取組を本格化。	②	トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ等の生息域内の保全や飼育下繁殖個体群の確立・野生復帰に向けた取組を強化する事で、多様な野生生物をはぐくむ空間作り、共生する地域社会作り等を進めた。	飼育下繁殖や野生復帰のための知見と技術の集積が必要。 ツシマヤマネコについては野生復帰に向けた準備を進める。	希少野生動物野生順化特別事業 野生生物保護管理施設等整備費	90の内数 —	99の内数 —	94の内数 40	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
318	北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。（環境省）	種の保存法の保護増殖事業計画の策定されている海鳥3種（アホウドリ、ウミガラス、エトビリカ）について、繁殖地の保全に係る各種保護増殖事業を実施。	②	繁殖地が漁業地域と近いエトビリカについては、刺し網自粛海域における漁協による巡視や海鳥保護の普及啓発、ウミガラスについては、北海道海鳥センターにおいて、海鳥保護の普及啓発など、漁業や住民との共生のための事業を実施した。	引き続き、専門家や関係機関と連携し、生息状況のモニタリングや繁殖地の保全、普及啓発等の実施が必要。	特定野生生物保護対策費	278 の内数	293 の内数	301 の内数	環境省
319	最新のレッドリストにおいて特に保護の優先度が高いとされた種について、詳細に情報収集を実施し、種の保存法に基づく対応を含め、状況に応じた適切な対応を行います。（環境省）	平成23年3月にレッドリストの中から特に捕獲圧の高い昆虫5種を種の保存法国内希少野生動植物種に追加。	②	種の絶滅を回避する取組を強化したことにより、種の多様性の保全が進展した。	絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集が必要。	希少野生動植物種保存対策推進費	13 の内数	25 の内数	27 の内数	環境省
320	絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種のうち、特に生息環境の悪化が懸念される島嶼（とうしょ）地域や里地里山に生息・生育する種を中心に、その生息状況などについての総合点検及び緊急対策事業を実施します。また、現在47種について実施している保護増殖事業についても、その実施状況などを総合的に点検・評価し、効果的な事業の推進についての検討を行います。（環境省）〔再掲（2章1節1.2）〕	平成22年度に島嶼地域（琉球諸島）や里地里山（阿蘇、中国四国）に生息・生育する種のおそれのある種について緊急対策事業を実施。 シマフクロウ及びミヤコタナゴを対象に効果的な事業の推進のための方針の検討を実施。	②	島嶼地域等希少種の生息地域で関係者が協力して生息環境づくりや方針の検討を進めた。	シマフクロウ及びミヤコタナゴで実施した保護増殖事業を効果的に実施する方針の検討について、他の種も同様に実施していくことが必要。	希少固有動植物等保全特別総合点検事業	25	25	—	環境省
321	小笠原において海洋島に残された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外来種に攪乱（かくらん）された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き自然公園内における海洋島独特の島嶼（とうしょ）生態系の自然再生事業を推進します。（環境省）	平成22年度、小笠原国立公園内において、植生の復元、外来種の駆除を目的とする自然再生事業を実施。	②	小笠原諸島世界自然遺産候補地域連絡会議で地域関係者と協力しながら島嶼生態系の再生を推進。	引き続き、島嶼生態系の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費	11,048 の内数	10,718 の内数	10,012 の内数	環境省
322	奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。（環境省、農林水産省）〔再掲（2章1節3.1）〕	奄美大島及び沖縄本島やんばる地域におけるマングース防除のほか、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、琵琶湖、蘭牟田池などのラムサール登録湿地においてオクチパス等防除モデル事業を実施した。 国有林の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、ジャワマングースの防除に資する情報収集等を実施した。	①②	奄美大島及び沖縄本島やんばる地域においてはこれまでの防除事業の成果によりマングースの生息密度が低下している。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効率的な捕獲手法の開発を行う。 引き続き、国有林においても希少種への脅威となっているジャワマングース等外来種の防除に資する取組を推進する。	特定外来生物防除等推進事業（一部） 森林保全管理等に必要な経費	327 の内数 1,791 の内数	349 の内数 1,656 の内数	372 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
323	利尻、礼文島において、オオハングソンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。（環境省）	平成16年度から、継続して事業を実施しており、同様の事業は他の5つの国立公園でも実施している。 （事業実施国立公園：利尻礼文サロベツ、支笏洞爺、十和田八幡平、磐梯朝日、中部山岳、阿蘇くじゅう）	①②	利尻島、礼文島を含め、全国の6国立公園において、地域住民を雇用し、野生生物に大きな影響を与えている外来植物の除去作業等を実施している。	自然公園法の改正により、生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図ることとする。	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）	270 の内数	270 の内数	269 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
324	小笠原諸島、南西諸島などの島嶼（とうしょ）など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。（環境省、農林水産省）〔再掲（２章１節３．１）〕	小笠原諸島については、世界遺産の推薦にあたって関係機関が共同で策定した管理計画及び生態系保全のアクションプランに基づき、外来種対策を実施した。 国有林においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。また、空中写真の分析等による外来植物分布図及び外来植物除去優先度マップを作成した。 小笠原諸島について、世界遺産登録時の世界遺産委員会の勧告を踏まえ、外来種の侵入・拡散を防止する措置を検討し、実施しているところ。 小笠原諸島の父島、母島の国有林（森林生態系保護地域）において、利用による森林生態系への影響の軽減を図るための「利用ルール」を導入している。これは、立入りをあらかじめ指定したルートに限定するとともに、利用講習を受講し許可を受けたガイド等の同行を条件とするものであり、「利用ルール」の適切な運用を図っている。 屋久島において、外来種であるアブラギリについて、平成２２年度に国有林への侵入状況を調査した。 奄美大島、沖縄本島やんばる地域において、ジャワマングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 また緑化に用いられる外来植物については、自然公園における法面緑化指針(案)において特別の配慮を払うよう明記。	②③	固有の野生生物に絶滅のおそれが生じないよう、防除のための取組を継続的に進めた。 小笠原諸島については、基本戦略の達成に向けて、世界遺産の推薦にあたって関係機関が共同で策定した管理計画及び生態系保全のアクションプランに基づき、外来種対策を実施した。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効率的な捕獲手法の開発を行う。 外来種対策について新たな侵入を防ぐ対策が課題。 また、多様性に配慮した緑化については、知見・研究成果とも平成19年時から変化しており方針についても知見・研究成果を反映した見直しを行う。	自然公園等事業費 特定外来生物防除等推進事業 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	11,048の内数 32の内数 1,791の内数 158の内数	10,718の内数 35の内数 1,656の内数 305の内数	10,012の内数 37の内数 1,814の内数 267の内数	環境省 農林水産省
325	平成19年１月にわが国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携して進めてきた、保護担保措置の充実、外来種対策や希少種の保全などの取組に一定の見通しがついたことから、平成22年１月に推薦し、平成23年の世界遺産一覧表記載を目指します。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（１章２節９．１）（２章４節２．４）〕	平成22年１月に推薦書を提出し、平成23年6月の世界遺産委員会において、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載を果たした。	②③	自然公園や自然環境保全地域を含む小笠原諸島世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 小笠原諸島世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を５千ha設定するとともに保全管理を実施している。	世界遺産委員会における決議において、外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来植物対策等に各機関と連携・協調して取り組むことが必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	78の内数 1,791の内数 158の内数	108の内数 1,656の内数 305の内数	84の内数 1,814の内数 267の内数	環境省 農林水産省
326	「琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（１章２節９．１）（２章４節２．４）〕	海外専門家の意見を踏まえつつ、琉球諸島のもつ世界自然遺産としての価値を整理したところ。 重要地域の保護措置の充実について、地元自治体をはじめとする関係者と調整を進めており、平成23年度に西表石垣国立公園の保護の強化を図るために、作業を進めている。 重要地域の保護担保措置の拡充については、国有林において、関係者と調整しつつ、既存の保護林の拡充に向け、森林生態系保護地域の指定も視野に入れた検討を実施した。	②③	琉球諸島については、世界自然遺産としての価値の分析評価等を行っている。 現在、当該地域では、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「保護林」を次のとおり設定している。 西表 １２千ha 奄美群島 ０．３千ha	引き続き、各機関が連携・協調して、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた取組を推進する。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 奄美地域国立公園指定推進調査費 やんばる地域国立公園指定推進調査費 森林保全管理等に必要な経費	7の内数 24 6 1,791の内数	108の内数 24 6 1,656の内数	84の内数 19 6 1,814の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 6	海洋生物の保護・管理									
327	引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況をはじめ、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。（環境省、農林水産省）	モニタリングサイト1000事業で、国内の主要なウミガメ類、海鳥の生息状況について調査を実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
328	野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。（農林水産省）〔再掲（同節2. 7）〕	希少水生生物について、資源状況調査データの総合的分析、保全手法の開発を実施している。	—	—	引き続き、希少水生生物について、保全手法の開発を実施する。	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち希少水生生物保全事業	11 の内数	11 の内数	10 の内数	農林水産省
329	サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。（農林水産省）〔再掲（同節2. 7）〕	まぐろ延縄漁業において、航海ごとの混獲生物調査票等の提出を求めているほか、トリラインや加重枝縄等の混獲回避技術の開発、評価等を実施している。 また、漁業者等に対し、国や公益法人等が混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの教育を目的としてパンフレットやガイドブックを利用した指導・普及啓発活動を実施している。	①④	漁獲対象以外の生物に対する漁獲圧力を下げる事により、生物多様性の保持につながる。 指導・普及啓発活動により混獲問題に対する漁業者の意識の向上に資する。	引き続き、混獲回避技術の開発、評価等を実施するとともに、漁業者等に対し、混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの指導・普及啓発活動を実施する。	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業	11 の内数	11 の内数	10 の内数	農林水産省
330	希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節2. 8）〕	トドについて、効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等の被害防止対策を実施している。	②	被害防止対策により、トドによる漁業への被害の軽減、防止が図られた	引き続き、トドについて、効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等の被害防止対策を実施する。	有害生物漁業被害防止総合対策事業費	890 の内数	1912 の内数	722 の内数	農林水産省
331	鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節2. 8）〕	鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）等において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところ。	①④	南極海や北西太平洋における鯨類捕獲調査等を通じ、鯨類の科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会への科学的データの提供等を行った。	引き続き、鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努める。	鯨類捕獲調査円滑化事業費 日本沿岸域鯨類調査事業費 鯨資源調査等対策推進費	795 — 404	795 265 404	715 265 364	農林水産省
2.	里海・海洋における漁業									
2. 1	漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進									
332	海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 3）〕	平成19年度から平成22年度までの4ヶ年で4,841haを整備。 平成22年度、30道府県において取組を実施。	②③	藻場・干潟の再生・修復を図る取組を推進したことから、目標達成率は96.8%であった。 漁業者や地域住民等からなる活動組織による藻場・干潟等の保全が実施された。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、藻場・干潟の再生・修復及び保全に係る取組が必要。 引き続き、漁業者を中心とする多様な担い手による漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進することが重要。	水産基盤整備事業費 環境・生態系保全対策	119,860 の内数 1,217 の内数	82,227 の内数 761 の内数	72,367 の内数 588 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
333	生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。（農林水産省）〔再掲（同節1. 3）〕	農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成22年度までに全国約5,300地区で農業集落排水施設が整備された。平成23年度は全国230箇所で開催している。	—	—	本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。	地域自主戦略交付金の一部 農山漁村地域整備交付金の一部 地域再生基盤強化交付金の一部 農業集落排水事業 村づくり交付金の一部	— — 144,608の内数 12,456 19,535の内数	— 150,000の内数 103,389の内数 — 3,667の内数	512,000の内数 — 62,000の内数 — —	農林水産省
334	漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPOなどが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 3）〕	アンケートや実態調査で得られた情報をHP等で公表。 平成21年度までに効率的なリサイクル技術を取りまとめ、平成22年度以降はリサイクル技術の普及を推進。	③	漁業系資材の圧縮・減容処理による運搬・処理経費の削減を達成し、海岸環境の改善に寄与した。	漂流・漂着物のリサイクル技術の普及のため、更なるコストダウンの検討が必要。	漁場環境・生物多様性保全総合対策のうち漁場環境保全活動促進事業費 漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業	6 60	— 72	— 61	農林水産省
335	赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 3）〕	海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害拡大防止に資する研究・調査を実施。	③	海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害拡大防止に資する研究・調査を継続的に実施することにより、赤潮等の発生源の一因である海洋汚染の防止・低減にも寄与した。	引き続き、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害防止・防除に資する効果的な研究・調査を実施していくことが重要。	水産物安定供給対策事業委託費	77	155	147	農林水産省
336	漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までにおおむね25万haで実施します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 3）〕	平成19年度から平成22年度までの4ヶ年で31.3万haを整備。	③	漁場の効用回復に資する取組を推進したことから、目標達成率は、125.2%であった。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、漁場の効用を回復するためのたい積物の除去等に係る取組が必要。	水産基盤整備事業費	119,860の内数	82,227の内数	72,367の内数	農林水産省
2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進										
337	漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成24年3月までに、おおむね7万5千haの魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などをおおむね25万ha実施します。（農林水産省）	平成19年度から平成22年度までの4ヶ年で魚礁や増養殖場を4.1万ha整備するとともに、漁場の効用の回復に資するたい積物の除去などを31.3万ha実施。	③	自然環境に配慮した漁港漁場の整備の推進により、魚礁や増養殖場整備の目標達成率は、54.7%であった。一方、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などの目標達成率は、125.2%であった。	引き続き、水産動植物の生育環境を創出するための魚礁や増養殖場の整備及び漁場の効用を回復に資するたい積物の除去などに係る取組が必要。	水産基盤整備事業費	119,860の内数	82,227の内数	72,367の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
338	力強い産地づくりを推進するべく、水産物流通拠点や中核的に生産活動や操業準備活動などが行われる地区を対象として、そこで取り扱われる水産物の衛生管理対策などに必要な施設整備を重点的に推進することとしており、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努めるとともに、事業の実施にあたっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸など魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜などの整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進します。（農林水産省）	平成22年度は27地区で事業を実施。	③	自然環境に配慮した漁港漁場の整備の推進により、自然環境に配慮した整備を推進。	引き続き、水産動植物の生育環境を保全するため、自然環境に配慮した漁港漁場の整備に係る取組が必要。	水産基盤整備事業費	119,860の内数	82,227の内数	72,367の内数	農林水産省
339	漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成24年3月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率をおおむね60%まで推進します。（農林水産省）	漁村の漁業集落排水処理施設の整備を行うことにより、漁村の処理人口比率は平成21年3月末時点で49%（実績値）である。（平成22年度末実績値は集計中）	③	生物多様性を育むうえで重要な水質の汚濁負荷の低減を図る漁業集落排水処理施設の整備を推進。	水産動植物の生育環境を保全するため、引き続き、水質の汚濁付加の提言を図る漁業集落排水処理施設の整備が必要。	地域自主戦略交付金	11,370の内数	154,949の内数	512,000の内数	農林水産省
2. 3 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進										
340	豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。（農林水産省） 〔再掲（2章3節3. 1）〕	モデル事業を21年度17地区、22年度11地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	—	—	地域主導の活力ある漁村づくりの誘発	漁村地域力向上事業費	104	67	55	農林水産省
341	国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。（農林水産省） 〔再掲（2章3節3. 2）〕	モデル事業を21年度17地区、22年度11地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	—	—	地域主導の活力ある漁村づくりの誘発	漁村地域力向上事業費	104	67	55	農林水産省
2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進										
342	水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進するとともに、結果を公表します。（農林水産省）	調査計画に基づき、調査船による種々の調査を実施した。 平成23年3月に我が国周辺水域の漁業資源評価、同年4月に国際漁業資源の資源評価を水産庁のホームページに掲載した。	—	—	—	我が国周辺水域資源調査推進事業、国際資源対策推進事業（H21,H22） 我が国周辺水域資源評価等推進事業、国際資源評価等推進事業（H23）	1,970	1,970	1,981	農林水産省
343	資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除に取り組みます。（農林水産省）	主な取り組みとして、中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC）年次会合で平成20年に決定されたメバチの漁獲を削減する措置及び平成22年に決定されたクロマグロの管理措置を実施。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）についても、平成22年の年次会合でクロマグロの漁獲枠を削減する保存管理措置が決定。 みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）についても、平成21年の年次会合で漁獲枠の削減等の保存管理措置が決定。	—	—	マグロ類の適切な持続的利用・管理を行うため、統一的な資源管理措置の導入や、横断的IUUリスト・正規許可船リストの作成等に取り組むことが必要。	—	—	—	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
344	鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めます。（農林水産省）	鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）等において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところ。	①④	南極海や北西太平洋における鯨類捕獲調査等を通じ、鯨類の科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会への科学的データの提供等を行った。	引き続き、鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努める。	鯨類捕獲調査円滑化事業費 日本沿岸域鯨類調査事業費 鯨資源調査等対策推進費	795 0 404	795 265 404	715 265 364	農林水産省
345	資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、これらの漁業活動により海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。（農林水産省）	まぐろ類地域漁業管理機関の保存管理措置に従った海鳥の混獲回避措置（トリポールの使用等）を導入。さらに混獲回避装置の改良に向けて、実証試験中。 平成23年3月、トリポールやネムリ針の適切な使用を促進するため、パンフレットを作成し、関係漁業者等に配布した。 平成23年6月～8月にかけて、海外の研究者、日本の漁船が共同して海鳥混獲回避に有効な漁具（加重枝縄）の開発のための試験を行った。また、試験結果を、地域漁業管理機関の会合等で発表した。 平成22年10月の生物多様性条約COP10では、持続可能な水産資源の管理や漁業者が自ら率先して行っている水産資源や漁場環境の保全の取組について、サイドイベントとブース展示を行い、世界に発信を行った。	④	生物多様性条約COP10（13,000人以上が参加）において、人手をかけることで生物多様性を保持し持続的な漁業生産を行うという我が国古来からの人と海とのつきあい方について、多くの出席者が理解を深めた。	引き続き調査研究を進め、漁業活動による海洋生物の多様性の保全と持続的利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図る。また、海鳥の種ごとの性質や生息海域に応じた混獲回避手法の検討を進めるとともにその成果を関係国際会議等に示していく。	H21、H22 国際資源対策推進事業、H23 国際資源評価等推進事業 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業	897 の内数 11 の内数	897 の内数 11 の内数	1,100 の内数 10 の内数	農林水産省
346	わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大することにより、漁業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。（農林水産省）	平成22年12月現在、二国間・多国間による漁業協定数は52協定に増大。	—	—	水産資源の持続的利用と適切な管理を図るため、現在の協定数（52協定）以上の維持・増大に努める。	—	—	—	—	農林水産省
2. 5 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入										
347	平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量（TAC）を設定し、平成14年からは、緊急に資源回復が必要な魚種やそれらを対象とした漁業種類を対象として減船・休漁の漁獲努力量削減や、種苗放流、漁場環境改善の取組を総合的に推進する政策として資源回復計画を引き続き推進するとともに、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識のもとに計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進めます。（農林水産省）	主要魚種を対象に漁獲可能量制度を実施。 資源回復計画の作成、推進のため都道府県等に対し支援を行った。 ポスト資源回復計画の導入を進めるため、対象資源の回復が見られはじめている資源回復計画を対象とした調査に支援を行った。	③	漁獲量が多く経済的価値が高く、漁獲可能量を決定するに足る科学的知見がある7魚種を対象に、国が年間の漁獲量上限を設定し資源管理を実施。 資源回復計画は、全国で66計画を作成し、実施中（平成23年7月1日現在）。22年度より2計画をポスト資源回復計画に移行。	引き続き、漁獲可能量の適切な設定・管理及び資源回復計画の推進を図る。 また、平成23年度からは新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況等に即した適切かつ計画的な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理体制を実施する体制の整備等を進め、また、基本的に全ての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促す。	合理的資源管理推進事業 強い水産業づくり交付金 資源回復計画等の作成及び普及の推進事業 ポスト資源回復計画移行調査事業	223 7,674 の内数 42 17	203 5,045 の内数 41 17	192 — — —	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
348	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、民間における取組を促進します。（農林水産省）	白書等を通じて国内の消費者等への情報提供につとめている。 平成19年12月に日本独自のエコラベルであるMEL Japanが発足（平成23年8月現在、漁業の認証が8件。加工流通の認証が39件）。 平成20年9月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めてMSC（海洋管理協議会）の生産段階認証を取得（平成23年8月現在、漁業の認証が2件。）。	①	平成19年12月に日本独自のエコラベルであるMEL Japanが発足（平成23年8月現在、漁業の認証が8件。加工流通の認証が39件）。 平成20年9月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めてMSC（海洋管理協議会）の生産段階認証を取得（平成23年8月現在、漁業の認証が2件。）。	引き続き、白書等を通じて国内の消費者等への情報提供につとめる。	—	—	—	—	農林水産省
2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産										
349	放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。（農林水産省）	効率的かつ効果的な水産資源の造成を図るため、広域的に連携した取組を通じて海域レベルでの適地放流や放流効果調査を実施。 複数の都道府県の漁業者が利用する資源で、早急な回復・安定が求められており、関係者間の調整が困難な広域種について、集中的な種苗放流を行うことにより、再生産を含めた「資源造成型」栽培漁業を推進。 必要な経費及び効率的な放流種苗の確保に必要な共同種苗生産・放流体制の構築をおこなった。 種苗放流については全国6海域に広域的な栽培漁業を推進する海域栽培漁業推進協議会が設立された。	②	第6次栽培漁業基本方針を平成22年12月24日に公表。 放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全との両立に努めている。特に、国及び水研センターは、水研センターの研究成果等に基づき、遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を作成し、当該指針の種苗生産現場への普及を図っている。	引き続き、放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全との両立に努める。	H21、H22栽培漁業資源回復等対策事業、H23種苗放流による資源造成支援事業	129	113	143	農林水産省
350	養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。（農林水産省）〔再掲（2章7節1）〕	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合は平成23年1月時点で7割6分に達している。	—	—	平成23年度の目標値を当初の7割から8割に変更し、引き続き計画策定を促進。	—	—	—	—	農林水産省
351	炭素や窒素などの安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進します。（農林水産省）〔再掲（2章7節1）〕	魚類や貝類等を組み合わせた複合養殖の技術や魚粉代替原料を使用した低魚粉飼料の開発を行った。	②	複合養殖に関する技術が進展した。また、魚粉使用量を40％以下に削減した低魚粉配合飼料の技術が実用化段階に到達した。	今後の成長が予想される新しい養殖魚種について低環境負荷資料の開発の推進が必要。	H21、H22持続的養殖生産・供給推進事業、H23クロマグロ養殖用飼料高度化促進事業	98	84	71	農林水産省
352	さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。（農林水産省）	各道県に対し、放流数を毎年一定あるいは削減することで北太平洋の生態系に影響を与えないように指導。また、ふ化放流のための人工授精については、河川系群を維持するために、同一河川に遡上した親魚を使用し、さらに多様性を保つため、雄親魚の使用率を定めた受精を推進。なお、天然魚との共存については、現在サケ親魚の遡上が見られなくなった上流域にサケ稚魚の輸送放流を実施。	②③	ふ化放流のための人工授精については、河川系群を維持するために、同一河川に遡上した親魚を使用し、さらに多様性を保つため、雄親魚の使用率を定めた受精を推進することにより、生物多様性の保全に貢献。 サケ親魚の遡上が見られなくなった上流域にサケ稚魚の輸送放流を実施することにより、森・里・川・海のつながりの確保に貢献。	民間ふ化場の種苗生産については、資源量が多い場合は生物多様性に配慮したふ化事業が実施されているが、資源量が少ない場合には他河川由来の稚魚を放流することが一部の民間ふ化場において見受けられる。このため、資源の安定が生物多様性の見地からも重要と捉え、さけます資源の維持・安定を目的に、効率的・効果的なふ化放流事業を推進する。また、天然魚との共存に向けた放流技術の高度化については、上流域にサケ稚魚の輸送放流を実施したことから、今後は河川環境等のモニタリングを行いながら、回帰親魚を確認する予定。なお、排水処理施設については、民間ふ化場にも導入されつつあり、今後も普及促進を図る。	広域連携さけ・ます資源造成推進事業 さけ・ます資源高品質化推進事業 強い水産業づくり交付金 （独）水産総合研究センター運営費	619	528	—	農林水産省
							—	—	238	
							7,674の内数	5,045の内数	3,552の内数	
							13,930の内数	13,420の内数	13,510の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
353	平成23年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成18年の6割から7割に推進します。（農林水産省）	平成23年1月時点で7割6分に達している。	—	—	平成23年度の目標値を当初の7割から8割に変更し、引き続き計画策定を促進。	—	—	—	—	農林水産省
2. 7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進										
354	野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。（農林水産省）〔再掲（同節1. 6）〕	希少水生生物について、資源状況調査データの総合的分析、保全手法の開発を実施している。	—	—	引き続き、希少水生生物について、保全手法の開発を実施する。	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち希少水生生物保全事業	11の内数	11の内数	10の内数	農林水産省
355	サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。（農林水産省）〔再掲（同節1. 6）〕	まぐろ延縄漁業において、航海毎の混獲生物調査票等の提出を求めているほか、トリラインや加重枝縄等の混獲回避技術の開発、評価等を実施している。 また、漁業者等に対し、国や公益法人等が混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの教育を目的としてパンフレットやガイドブックを利用した指導・普及啓発活動を実施している。	①④	漁獲対象以外の生物に対する漁獲圧力を下げる事により、生物多様性の保持につながる。 また、指導・普及啓発活動により混獲問題に対する漁業者の意識の向上に資する。	引き続き、混獲回避技術の開発、評価等を実施するとともに、漁業者等に対し、混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの指導・普及啓発活動を実施する。	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業	11の内数	11の内数	10の内数	農林水産省
2. 8 野生生物による漁業被害防止対策の推進										
356	環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。（農林水産省）	カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行い、外来魚については、刺し網、投網、池干し等による駆除を行った。	②	本事業のカワウ・外来魚の駆除活動により、個体数や分布域の拡大が抑えられた。	現行の取組を引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制対策や効果的な外来魚駆除を集中的に行うことが必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	200	200	180	農林水産省
357	希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 6）〕	トドについて、効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等の被害防止対策を実施している。	②	被害防止対策により、トドによる漁業への被害の軽減、防止が図られた	引き続き、トドについて、効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等の被害防止対策を実施する。	有害生物漁業被害防止総合対策事業費	890の内数	1912の内数	722の内数	農林水産省
358	鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（同節1. 6）〕	鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）等において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところ。	①④	南極海や北西太平洋における鯨類捕獲調査等を通じ、鯨類の科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会への科学的データの提供等を行った。	引き続き、鯨類資源について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会（IWC）において科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努める。	鯨類捕獲調査円滑化事業費 日本沿岸域鯨類調査事業費 鯨資源調査等対策推進費	795 0 404	795 265 404	715 265 364	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 9	生物多様性に配慮した内水面漁業の推進〔再掲（1章8節1. 8）〕									
359	漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによりコイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息・生育環境を改善します。（農林水産省）	排砂や簡易な工作による魚道の機能維持、付着堆積物の除去による天然産卵床の機能維持活動、河川清掃といった生育環境改善の活動を行った。	③	本事業の取組により、内水面漁業関係者が行う資源保護や生態系保全に係る活動が促進され、生育環境改善に貢献した。	水産動植物の生育環境を改善するため、引き続き、河川清掃、魚道の機能維持、天然産卵床の機能維持活動といった取組が必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業	44 の内数	44 の内数	40 の内数	農林水産省
360	生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）	カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行い、外来魚については、刺し網、投網、池干し等による駆除を行った。 アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等の水産疾病について、検査及び発生状況調査等を実施し、必要なまん延防止措置を講じたところ。	②	本事業のカワウ・外来魚の駆除活動により、個体数や分布域の拡大が抑えられた。	現行の取組を引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制対策や効果的な外来魚駆除を集中的に行うことが必要。 引き続き、水産疾病のまん延防止のための検査及び調査等を行う。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業 消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	200 2,314 の内数	200 2,686 の内数	180 3,023 の内数	農林水産省
361	産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）	種苗生産施設の整備を行うとともに、河川利用や地域住民等に生態系保全及び漁場利用のルール等の講習会や種苗放流体験等の啓発普及活動を行った。	①	本事業の取組により内水面の生態系保全に関する国民の理解が醸成され、資源保護や生態系保全に係る普及啓発活動が促進された。	内水面の生物多様性を保全するため、引き続き種苗生産施設を整備するとともに河川利用や地域住民等に生態系保全等に関する啓発普及活動を行うことが必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業 強い水産業づくり交付金のうち資源増養殖目標及び産地水産業強化支援事業	44 の内数 7,674 の内数	44 の内数 5,045 の内数	40 の内数 3,552 の内数	農林水産省
3.	海岸環境									
3. 1	海岸環境の保全・再生・創出									
362	海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。（国土交通省）	「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進。	②	地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて海岸環境の保全・再生を図ることにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を引き続き推進	海岸事業費（国土交通省分） 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	46,627の内数 — —	22,345の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 —	22,318の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
363	養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。（農林水産省、国土交通省）	海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進。	②	自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
364	「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用（サンドバイパス）を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。（農林水産省、国土交通省）	「渚の創生」事業として、平成20年度までに19箇所を実施地区として選定し、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図る。	③	効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ることにより、生物生息域の保全と創出に寄与。	構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
365	ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業を推進します。（農林水産省、国土交通省）	エコ・コースト事業として、平成20年度までに50箇所を実施地区として選定し、海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成する。	②	必要に応じ住民等の参加を得ながら施設の配置や構造の工夫を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
366	ウミガメの産卵地などの海浜や自然度の高い海岸植物群落については、国立・国定公園の指定などによる保護区の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づく特別地域内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗入れをしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。（環境省）	知床国立公園において自然度の高い海岸植物群落を公園区域として拡張した。また、既に指定されている車馬などの乗入れ規制区域の運用や利用者に対する指導等を行った。	③	自然度の高い海岸植物群落を有する国立公園の指定の拡大（知床国立公園：3haの拡張）等を図り、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	—	—	—	—	環境省
367	海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線の防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。（農林水産省、国土交通省）	海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線の防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進	②	環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線の防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
368	すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上を図るとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）	自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定し、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」）を推進。	—	—	白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」）を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
369	平成21年7月に、海岸漂着物対策の円滑な処理とその発生抑制を図るため、海岸漂着物処理推進法が議員立法により制定されたことを受け、同法に基づく国の基本方針の策定を行い、海岸漂着物対策を総合的に推進します。（環境省）	平成22年3月に、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、地域の実情に応じた、海岸漂着物対策を総合的に推進しているところ。	③	「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的に推進することで、漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、各種施策を総合的に実施していく必要がある。	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業	196の内数	220の内数	125の内数	環境省
370	海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めます。具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めます。（農林水産省、国土交通省）	エコ・コースト事業として、平成20年度までに50箇所を実施地区として選定し、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進。	②	計画段階からの住民等の参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
371	大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）	平成20年度に、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を拡充。	③	漂着ゴミや流木の状況を把握し、被害が著しい地域への対策を推進することにより、森・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながり、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与	海岸保全施設の機能阻害の原因となる海岸漂着ゴミについて、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による処理を引き続き推進	災害関連事業	—	—	—	国土交通省 農林水産省
372	漂着状況の調査と地域特性を踏まえた対策を検討するため、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施します。漂着したごみの分類、漂着経路や発生源の推定を行うとともに、地元のボランティアの参加方法など効果的・効率的な清掃処理処分方法、当該海域でごみが漂着する状況をモニタリングし、漂着メカニズムの解析や効果的な清掃の頻度、方法などの検討を行います。また、各検討会を実施するほか、NGOなどとの意見交換を行い、関係者間の連携の推進及び効果的な対策検討に活用します。さらに、海岸保全区域外に漂着したごみを処理する市町村に対する支援を実施します。（環境省）	漂着状況の調査と地域特性を踏まえた対策を検討するため、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施し、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源の推定結果等を報告書として取りまとめた。また、都道府県において地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃が実施できるよう海岸清掃事業マニュアルを策定した。	③	漂着ごみの実態把握、発生源対策及び適切な回収・処理方法に関する知見を提供し、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されることで、漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	漂着ごみの全国的・経年的な状況把握を行い、また、特定の地域の主要漂着ごみを対象に原因究明調査・発生源対策の検討を行う。また、代表的地域における漂流・海底ごみについて、実態と影響を把握し、更なる対策の必要性等を検討する。あわせて、漂流・海底ごみに関する調査を行い、発生原因の推定と生態系にも配慮した効率的な回収実施のための技術的検討を行い、漂流・漂流・海底ごみの総合的な対策を講じる必要がある。	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業	196の内数	220の内数	125の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
373	都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を行います。（環境省）	地域グリーンニューディール基金による支援を活用し、都道府県により地域の実情を踏まえて地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策について地域の実情を踏まえた取組が進められているところ。	③	各都道府県等を通じたり漂着ごみ回収・処理、発生抑制に向けた取組が推進され、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されることで、漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	引き続き、基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、国としても各種施策を総合的に実施していく必要がある。	平成21年度第1次補正予算	5,960	— (H21～H23で執行)	— (H21～H23で執行)	環境省
374	国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、グリーンワーカー事業による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。（環境省）	平成13年度から、国立公園内の海岸、8国立公園の16地区でグリーンワーカー事業による清掃作業等を実施している。	①③	グリーンワーカー事業において、平成21年度は地域住民、NPO等を、約3千人を雇用し漂流ごみの誤飲などによる動物への影響を避けるため、除去作業を実施し、沿岸における生物多様性の保全に寄与している。	海岸漂着ゴミは社会問題化している上、東日本大震災による影響で、海岸及び海底にガレキが蓄積しており、対策の一層の推進を図る必要。	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）	270 の内数	270 の内数	269 の内数	環境省
375	安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（農林水産省、国土交通省）	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を実施。	②	自然共生型海岸づくりを踏まえた、生態系に配慮した海岸整備について調査検討を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～) 農山漁村地域整備交付金(H22～)	64,592 の内数 — — —	27,245の内数 (交付金除く) 2,200,000 の内数 — 150,000 の内数	26,371の内数 (交付金除く) 1,753,870 の内数 512,024 の内数 31,761 の内数	国土交通省 農林水産省
376	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）〔再掲（2章5節3.5）（2章6節1.1）〕	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討	④	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討することにより、地球規模の視野を持った気候変動への適応策として寄与	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進	海岸事業費	64,592 の内数	27,245 の内数	26,371 の内数	国土交通省
377	これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後とも引き続き行います。（農林水産省、国土交通省、環境省）	海岸における生物多様性の確保に向けた取組を実施。	③	海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行うことにより、生物生息域の保全と創出に寄与。	海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き推進。	海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～) 農山漁村地域整備交付金(H22～)	64,592 の内数 — — —	27,245の内数 (交付金除く) 2,200,000 の内数 — 150,000 の内数	26,371の内数 (交付金除く) 1,753,870 の内数 512,024 の内数 31,761 の内数	国土交通省 農林水産省
4.	港湾環境									
4.1	港湾環境の保全・再生・創出									
378	海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。（国土交通省）	東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施	③	汚泥の浚渫により、水生生物が増加し、また青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き海底に堆積した汚泥の浚渫を推進。	港湾整備事業費	219,500 の内数	165,489 の内数	166,649 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
379	港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）〔再掲（同節1．3）〕	浚渫土砂を有効活用し、堺泉北港において干潟の創出、博多港で藻場の創出、東京湾や三河湾において深掘跡の埋め戻しを実施。	③	干潟・藻場の創出により水生生物が増加し、また深掘跡の埋め戻しにより青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深掘跡の埋め戻しを推進。	港湾整備事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	219,500の内数 — —	165,489の内数 2,200,000の内数 —	166,649の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
380	リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。（国土交通省）	リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾、広島湾において現地実証試験施設を整備し、モニタリングを実施中。	③	現地実証実験により、水生生物が増加し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続きリサイクル材の干潟造成への活用に向けた検討を実施。	港湾整備事業費	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省
381	広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。（国土交通省）	瀬戸内海において、浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置。	③	現地実証実験により、水生生物が増加し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	港湾整備事業費	219,500の内数	—	—	国土交通省
382	多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。（国土交通省）	青森港や那覇港等において港湾緑地の整備を実施。	③	港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	港湾整備事業費 社会資本整備総合交付金	219,500の内数 —	165,489の内数 2,200,000の内数	166,649の内数 1,753,870の内数	国土交通省
383	老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。（国土交通省）	新潟港において老朽化した矢板護岸を消波効果のある環境共生護岸へ改良し、モニタリングを実施中	③	生物共生機能を付加させた港湾構造物を導入することにより、水生生物が増加し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続きモニタリングを実施。	港湾整備事業費	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省
5. 海域汚染対策										
5. 1 海上における活動に起因する汚染対策										
384	バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、環境省、外務省）〔再掲（2章1節3．1）（2章4節2．9）〕	IMOにおける条約発効に向けた議論に積極的に参加。	①④	IMOにおける条約発効に向けた議論に積極的に参加した。	引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。	—	—	—	—	国土交通省
385	条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）〔再掲（2章4節2．9）〕	IMOが示したバラスト水管理条約に関する14項目のガイドラインについて検討を実施するとともに、バラスト水交換海域を設定するための基礎資料となる海洋環境調査を実施。	①③	バラスト水管理条約に付随するガイドラインの検討、外国の動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施することで、バラスト水等（船体付着を含む）による外来生物の移入等の海洋生態系への影響を防止し、もって海洋環境の保全を図ることにより沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。 バラスト水に起因する環境影響等の情報の収集が行われた。	引き続き、バラスト水管理条約に付随するガイドラインの検討、外国の動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施し、バラスト水管理条約の批准に向けた国内体制の確立を推進する。 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。	海洋環境関連条約対応事業費 —	10 —	9 —	54の内数 —	環境省 国土交通省
386	油に加えて有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱図の拡充、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群（魚類・底生生物）や生態区分（干潟、藻場など）を取り入れた脆弱図の更新を行います。（環境省）〔再掲（2章4節2．5）〕	OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図（ESIマップ）及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図（HNS-ESIマップ）を作成した。	③	緊急時の海洋汚染による生態系への影響を避けるため、周辺海域における脆弱な環境に関する状況を継続的に把握することで緊急時対応に必要な情報を整備し、油や有害化学物質の流出事故に迅速に対応する体制を構築することにより、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	脆弱沿岸海域図について、平成9年度以降に変更・追加されたラムサール条約による指定地域及び自然公園に係る情報の更新、国際バルクケミカルコード（IBCコード）等の追加・変更等を踏まえた有害危険物質データベースの更新等を行う。	海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	12	12	5	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
387	水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。（環境省）〔再掲（2章1節2．6）（2章4節2．5）〕	水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施。	—	—	引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	水鳥救護研修センター維持費	8	8	8	環境省
5. 2 海域における水質浄化対策										
388	汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び放置座礁船の処理などの水質浄化対策を推進します。（国土交通省）	東京港において汚泥浚渫を実施。放置座礁船処理など、水質浄化対策を実施。衣浦湾北部海岸において、汚泥浚渫を実施。	③	汚泥の浚渫により、水生生物が増加し、また青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き汚泥浚渫等を推進。	港湾整備事業費 海岸事業費（国土交通省分）	219,500の内数 46,627の内数	165,489の内数 2,200,000の内数（社会資本整備総合交付金） 150,000の内数（農山漁村地域整備交付金）	166,649の内数 1,753,870の内数（社会資本整備総合交付金） 512,024の内数（地域自主戦略交付金）	国土交通省
5. 3 閉鎖性海域の水環境保全										
389	モデル事業での水質・生物調査や市民参加型のモニタリングなどを実施するとともに、「里海」づくりマニュアルの作成、シンポジウムなど広報を通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。（環境省）	地方公共団体が地域とともに行う先進的な里海創生活動をモデル事業に選定し支援を行った（平成20年度：4事業、平成21年度：6事業、平成22年度：3事業）。 里海づくりの支援のため、平成23年3月に「里海づくりの手引書」を作成した。また、里海づくりの情報サイト「里海ネット」を平成22年7月に開設した。 平成22年10月のCOP10において、里海についてのサイドイベントを開催するとともに、同年12月に国際里海ワークショップを開催し、国内外への情報発信に努めた。	②	平成20年度から平成22年度に実施した里海創生支援事業により8地方公共団体（のべ13事業）において、アマモ場再生の活動や生き物観察会、地域協議会の開催等の地域主体の里海づくりの活動が計135回行われるなど、里海づくりへの支援が図れた。	今後も、里海づくりに取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている地方自治体等に対する情報提供や交流促進に努め、豊かな里海づくりの活動を引き続き支援していくことが必要。	里海創生支援事業	21	20	0	環境省
390	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量削減を着実に実施します。また、外海水の及ぼす影響など汚濁メカニズムを調査するとともに、今後の閉鎖性海域の環境改善対策を総合的に推進していくため、水域ごとの長期目標を設定するなど中長期ビジョンの策定に取り組みます。（環境省）	汚濁負荷の削減目標および下水道整備や産業排水対策等をはじめとした目標達成のための方途等を定めた総量削減計画に基づき、関係20都府県において第6次水質総量削減を実施した。 底層DO等の閉鎖性海域の目指すべき水環境の目標等を示した中長期ビジョンを平成22年3月に策定した。 第7次水質総量削減について、平成22年3月に中央環境審議会から在り方答申を受け、これを踏まえ、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減の基本方針を平成23年6月15日に策定した。	③	関係20都府県における計画的取組により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における陸域からの汚濁負荷量（COD、窒素及びりん）の削減が着実に図られ、閉鎖性海域の水環境の改善に寄与した。また、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減の取組の方向性が示された。	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海について、第7次水質総量削減基本方針策定を受け、関係20都府県において総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行い、取組を着実に進める必要がある。また、栄養塩バランスの劣化等の新たな課題に対応するための検討を実施する必要がある。	総量削減状況解析等把握 等	76	84	66	環境省
391	閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（国土交通省）	浚渫土砂を有効活用し、堺泉北港において干潟の創出	③	干潟の創出により、水生生物が増加し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟の再生を推進。	港湾整備事業費	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2	希少野生動植物種の保存									
397	レッドリストの見直しなどにに基づき、絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、その状況を改善するために必要な措置を種ごとに明らかにします。（環境省）	平成23年度中に種の保全の政策点検を行うこととしており、絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析に着手した。	②	これまでの絶滅のおそれのある種の状況等を把握し、今後の取り組むべき方向性を明らかにするための点検に着手した。	平成23年度中に点検を終了し、当該点検の結果を踏まえて、絶滅のおそれのある種の保全のために必要な措置を講じていく。	今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	—	—	10	環境省
398	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定による捕獲などの規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施などの保護の効果を評価して、その効果が認められるものはその措置をさらに推進し、十分な効果が上がっていないものについてはその要因を分析して効果的な保全対策を種ごとに明らかにするなど、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方を検討し、必要な対策を講じていきます。（環境省）	平成23年度中に、種の保全の政策点検を行う事としており、当該点検事業を開始した。	②	これまでの種の保全関連政策の効果等を把握し、今後の取り組むべき方向性を明らかにするための点検に着手した。	平成23年度中に点検を終了し、当該点検の結果を踏まえて、種の保全のために必要な対策を講じていく。	今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	—	—	10	環境省
399	レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。具体的には、特に脊椎動物でもっとも絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに5種程度の指定を目指します。（環境省）	平成23年3月にレッドリストの中から特に捕獲圧の高い昆虫5種を種の保存法国内希少野生動植物種に追加。	②	昆虫5種を国内希少野生動植物種に追加し、種の絶滅を回避する取組を強化したことにより、種の多様性の保全が進展した。	絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集が必要。	希少野生動植物種保存対策推進費	13 の内数	25 の内数	27 の内数	環境省
400	絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種について、生息状況などについての総合点検を実施します。特に生息環境の悪化が懸念される島嶼（とうしょ）地域及び里地里山に生息・生育する種については、重点的な点検と対策を行います。また、現在実施している47種の保護増殖事業についても、その実施状況などを点検・評価し、効果的な事業の推進について検討を行います。（環境省）〔再掲（1章9節1.5）〕	平成22年度に島嶼地域（琉球諸島）や里地里山（阿蘇、中国四国）に生息・生育する絶滅のおそれのある種について緊急対策事業を実施。 シマフクロウ及びミヤコタナゴを対象に効果的な事業の推進のための方針の検討を実施。	—	—	シマフクロウ及びミヤコタナゴで実施した保護増殖事業を効果的に実施する方針の検討について、他の種も同様に実施していくことが必要	希少固有動植物等保全特別総合点検事業	25	25	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
401	国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、個体の繁殖の促進及び生息地などの整備の事業を推進することが必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの事業を実施します。（環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）	平成22年度に新たにオガサワラオオコウモリ保護増殖事業計画を策定。 必要な調査・検討を行った上で、希少野生生物の生息環境保全のための湿地再生等、自然再生を実施。	②③	オガサワラオオコウモリと人の共生する社会づくりを進めた。今後は、この計画に沿って、事業を展開する。 平成22年7月現在、48種の希少や野生動植物種について保護増殖事業計画を策定している。 湿地の再生等を実施し、河川・湿原などの保全や再生が進んだ。	引き続き絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集を行い、関係機関と連携を図りながら国内希少野生動植物種に指定し、保護増殖事業計画を策定することが必要。 引き続き、希少野生生物の生息環境保全のための湿地再生等、自然再生を推進。	特定野生生物保護対策費 森林保全管理等に必要な経費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	— 1,791 の内数 747,854 の内数 32,946 の内数 — —	— 1,656 の内数 600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	201 の内数 1,814 の内数 602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	環境省 農林水産省 国土交通省
402	絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、個体の繁殖の促進及び生息地などの整備の事業を推進することが必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの事業を実施します。（環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）	平成22年3月～平成23年7月までの間に生息地等保護区の新規指定はないが、生息地等保護区の指定が必要と思われる種について、新規指定の検討を進めている。	—	—	生息地等保護区の指定が必要な種の生息状況や生息環境などに関する科学的知見を収集し指定を推進していく。	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	11	環境省
403	生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）〔再掲（1章2節4.1）〕	各生息地等保護区において、保護の指針に基づき、当該種が生息できるよう植生管理等の適切な管理や水質改善の検討等の生息・生育環境の維持改善を実施した。 分布状況が新たに把握された種について、区域の見直しを見据えた分布調査を実施することを検討した。	—	—	今後も引き続き、生息地等保護区の適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を実施するとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討していく。	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	11	環境省
404	生物多様性総合評価により選定される重要地域（ホットスポット）については、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、その保全と回復に努めます。（環境省）〔再掲（2章5節1.2）〕	平成22年5月に公表した生物多様性総合評価に引き続き、平成22年度より国土の生物多様性保全上重要な地域の特定など、全国の生物多様性評価の地図化を実施している。	④	平成23年度中に、生物多様性保全上重要な地域、生物多様性の危機要因等を示した評価地図を40種類程度作成し、公表する予定。	生物多様性の状況を適切に評価するためには、その基礎となる全国網羅的な自然環境に関する科学的データの整備を継続的に実施していくことが必要。 生物多様性評価の地図化を行うだけでなく、具体的な保全施策につなげていくことが重要。	生物多様性基本施策関係経費	49 の内数	47 の内数	47 の内数	環境省
405	高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物種の生息・生育状況の変化については、モニタリングサイト1000なども活用して、重点的な注視を続けます。（環境省）〔再掲（2章5節2.2）（2章6節1.1）〕	モニタリングサイト1000事業で、国内の主要な高山帯において、生物相の変化等に関する調査を実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
406	「保護林」において、希少な野生動植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き伐りによる希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業などのほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。（農林水産省）	「保護林」においては、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。 「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動植物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を実施した。	③	平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の「保護林」、及び24箇所（586千ha）の「緑の回廊」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が推進されている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や「保護林」相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
407	希少植物の保全については、市民や研究者などのさまざまな主体で構成されるNGOが主体となっており、2002年（平成14年度）のCOP6で採択された「世界植物保全戦略」を受けた日本の植物保全の進捗状況のレビューが進められていることから、この取組への必要な支援を行います。（環境省）	日本の植物保全の進捗状況のレビューを進めるための会合へ出席。	—	—	引き続き、市民や研究者と協働の取組を支援する。	—	—	—	—	環境省
408	絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の改訂などの取組を進めます。（環境省）	絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の改訂に取り組んでいる。	—	—	今後も引き続き、「猛禽類保護の進め方」の改訂などの取組を進めていく。	希少野生動植物種保存対策推進費 希少猛禽類保護指針策定調査費	9 —	12 —	— 27 の内数	環境省
409	ジュゴンについては、引き続き、生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組を進めます。（環境省）	ジュゴンについては、引き続き生息環境のモニタリング及び漁業者等の地域住民との共生に向けた取組を実施。	②	ジュゴンの生息箇所は沿岸域に近いため、漁業者をはじめ地域住民とともに調査や勉強会をおこない、ジュゴンと共生する地域社会作りを進めた。	ジュゴンのより詳細な生息状況等の把握とそれを元にした地域住民との共生への取組の推進が必要。	ジュゴン保護他作特別事業（～H22） 特定海棲哺乳類との共生推進事業（H23～）	15 —	15 —	— 15	環境省
1. 3 生息域外保全										
410	本来の生息域内における保全施策だけでは種を存続させることが難しいと思われる希少野生動植物種のうち、特に必要性が認められる種については、動物園や植物園、昆虫館、研究機関などの関係する主体との連携を深め、技術の確立や知見の充実を図るためのモデル事業を実施するなど、生息域外保全の取組を強化します。（環境省、関係省庁）	平成22年度に「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を策定し、動物3事業、植物2事業について野生復帰をテーマとした生息域外保全モデル事業を実施。	—	—	平成20年度に公表した「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」、平成22年度に公表した「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する考え方」の普及啓発に努め、適切な生息域外保全を推進することが必要。	希少固有動植物野生回復促進特別事業	22	22	20	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
411	トキについては、平成11年に中国から贈呈されたペアから飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図ってきました。飼育個体群の維持に目途が立ってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図ることとしており、平成20年には第1回目の放鳥に着手しました。平成21年に実施した第2回目の放鳥では、一定期間飼育した仮設ケージから放鳥する「ソフトリリース」で行うことにより、周囲の環境に慣れて、仲間を認識して群れで行動することを目指しています。放鳥したトキは、モニタリングを行い、科学的知見の収集に努めています。これらの取組を継続し、平成27年頃に小佐渡東部地域（佐渡島の一部）に60羽程度を定着させることを目標とします。また、平成15年度に署名された「日中共同トキ保護計画」に基づき、中国とトキ保護協力の取組を進めます。（農林水産省、国土交通省、環境省）	平成19年にトキ野生復帰ステーションを開設し、野生順化訓練を開始した。佐渡トキ保護センターにおける人工繁殖の取り組みにより、飼育下のトキは188羽となっている（2011年7月現在）。平成23年3月までに合計60羽を放鳥した。なお、中国との保護協力については、日中間で行われるワークショップへの参加、関係者の訪中・訪日時での保護協力の促進要請などを行っている。 国有林では、トキ営巣候補木等の保全整備に取り組み、マツクイムシの被害木除去や薬剤の樹幹注入による営巣候補木の保存等を実施した。	②	野外で確認されている個体数は、現時点（平成23年7月）で37羽。トキの野生復帰に向けた取組を実施し、多様な野生生物をはぐくむ空間作り、共生する地域社会作り等を進めた。	平成23年3月までに合計60羽のトキを放鳥したが、野生下での繁殖行動には至っていない状況である。今後とも関係者と調整を行いつつ、計画的に放鳥を継続し、佐渡への定着に向けた取り組みを進める。中国との保護協力については、JICAプロジェクトへの協力を含め、引き続き推進する。 引き続き、トキの放鳥区域での適切な生息環境の保全事業の取組を推進する。	トキ生息環境保護推進協力費 特定野生生物保護対策費 希少野生動物野生順化特別事業費 森林業害虫等防除に必要な経費等	24	22	20	環境省
412	ツシマヤマネコについては、（社）日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成16年度策定の「再導入基本構想」を踏まえて平成23年に野生順化訓練を開始することを目指し、野生復帰に向けた取組を強化します。（環境省）	（社）日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、5つの動物園館等にて35頭の飼育下繁殖個体を飼育するとともに、H23年度において対馬の下島にて飼育下繁殖個体を野生復帰するための訓練を行う野生順化施設の整備に向け具体的な検討等を行った。	②	ツシマヤマネコの野生復帰の拠点となる野生順化訓練施設の整備に向け具体的な検討を図り、その周辺の野生復帰候補地の生息環境の改善に向け検討を行った。	飼育下繁殖技術の確立を図る。また具体的な野生復帰実施計画の検討を図り、同時に野生復帰候補地において生息環境の改善等を図る事が必要。	希少野生動物野生順化特別事業 野生生物保護管理施設等整備費	90	99	134	環境省
413	ヤンバルクイナについては、平成21年度より本格的な飼育下繁殖を開始し、飼育下繁殖技術の確立や、飼育下における生態的知見の把握、一定規模の飼育下個体群の維持を図ります。（環境省）	平成20～22年度に飼育下繁殖施設を設置。平成21年度より飼育下繁殖に向けた取組を本格化し、繁殖技術の確立等に努め、60羽程度のヤンバルクイナを飼育している（H23.6末現在）。	—	—	飼育下繁殖技術の確立をはかる。また外来種の防除等による生息域内における種の減少要因の除去をはかることが必要。	希少野生動物野生順化特別事業	90	99	94	環境省
414	平成22年3月に生じた訓練施設へのテンの侵入によるトキの死亡事故の原因などを十分検証し、希少野生動物の生息域外保全の取組の推進にあたっては、外敵の侵入や病原体の感染などを防止するため、飼育施設の点検や改善、管理体制の充実を徹底し、安全な状態で飼育下繁殖や野生復帰訓練が行えるよう万全を期します。（環境省）	平成22年3月の事故を受け、4月に「トキの死亡事故にかかる検証委員会」を開催し、専門家の指導を得て、平成22年7月までに順化ケージの改修工事を終えた。	—	—	改修後の飼育施設の点検や改善、管理体制の充実を徹底し、安全な状態で飼育下繁殖や野生復帰訓練が行えるよう万全を期す。	—	—	—	—	環境省
415	絶滅のおそれのある植物種については、新宿御苑において温室などを活用した栽培を行っています。今後さらに取組を強化し、平成23年度に完成予定の新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めます。（環境省）	絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖を行う栽培温室は平成21年度に完成し、ハナシノブ等の系統保存を行っている。また、絶滅危惧植物の展示を行う観賞温室は現在、建替工事を行っている。	—	—	継続して実施することが重要。	希少固有動植物野生回復促進特別事業 国立公園等整備費	22 の内数 1,000	22 の内数 900	20 の内数 800	環境省
416	植物については、種子での収集・保存を行うことが種及び種内の遺伝的多様性の減少リスクの回避のために効果的です。そのため、新宿御苑が中心となって種子の保存体制を構築し、（社）日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。（環境省）	（社）日本植物園協会及び各植物園等と連携して絶滅危惧植物の種子の保存を行うとともに、環境省においても独自に絶滅危惧植物の種子収集業務を実施している。平成23年3月31日現在で、自生地の由来情報を持つ、絶滅危惧植物を158種保存している。	—	—	継続して実施することが重要。	希少固有動植物野生回復促進特別事業	22 の内数	22 の内数	20 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2.	野生鳥獣の保護管理									
2. 1	鳥獣保護区の指定と管理〔再掲（1章2節3. 1）〕									
417	鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）	平成22年11月に国指定鳥獣保護区について、既存の研究報告や独自調査の結果に基づき5箇所を指定した。（大野原島、祇苗島、冠島・杵島、枇榔島、与那国） いずれも海洋域の離島で独特の生態系をもっており、大野原島、祇苗島、冠島・杵島及び枇榔島については環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されている海鳥のカンムリウミスズメの集団繁殖地となっているほか、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているオーストンウミツバメ、同絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の希少な海鳥の集団繁殖地である。	—	—	今後も引き続き、鳥獣の生息環境を確保し、生物多様性の維持回復や向上に資するため、保護上重要な区域の指定を推進していく。	国指定鳥獣保護区 管理強化費	37	36	34	環境省
418	自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。（環境省）	平成22年3月～平成23年7月までの間に集団渡来地の鳥獣保護区の新規指定はない。平成22年は、ガンカモ・ハクチョウ類の渡来地である佐潟鳥獣保護区の更新を行った。	③④	引き続き、渡り鳥の渡来地の保全を行った。	今後も渡り鳥の集団渡来地などについて、保護上重要な地域について指定を推進していく。	国指定鳥獣保護区 管理強化費	37	36	34	環境省
419	鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとに定めている保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、土砂の除去や水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。（環境省）	国指定鳥獣保護区において定期的な巡視や生息状況の調査等を行うとともに、マスタープランを策定し適切な管理を実施。 また、鳥獣の生息環境の悪化が著しい6箇所の国指定鳥獣保護区において保全事業を実施。	②	マスタープランについて、平成22年度に6箇所の国指定鳥獣保護区で策定した。 6箇所の国指定鳥獣保護区において、平成22年度に侵入防止柵の設置、マングローブ林の伐採等の保全事業を実施し、野生鳥獣の生息環境の改善を図った。	引き続き、鳥獣保護区において野生鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進する。	国指定鳥獣保護区 管理強化費の一部 自然公園等事業費の一部	37 の内数 11,048 の内数	36 の内数 10,718 の内数	34 の内数 10,012 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 2	野生鳥獣の捕獲の規制									
420	鳥獣の適正な生息数を維持するために一定の区域に入猟する狩猟者の数を調整する入猟者承認制度を活用して、鳥獣の保護管理の一層の推進を図ります。（環境省）	基本指針に基づき、各都道府県において状況に応じて適宜活用を推進するために指導を実施。 （狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行う。）	—	—	引き続き、制度の活用等について都道府県への助言・指導を実施する。	—	—	—	—	環境省
421	休猟区であってもシカやイノシシなどの特定の鳥獣を捕獲できることとした休猟区における特例制度が有効に活用され、狩猟を活用した鳥獣の個体数管理が推進されるよう努めます。（環境省）	都道府県に状況に応じて策定される特定計画において、適切に活用されている。	—	—	引き続き、制度の活用等について都道府県への助言・指導を実施する。	—	—	—	—	環境省
422	鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した網猟免許・わな猟免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます。（環境省、農林水産省）	各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。	②	わな猟免許の取得を推進することにより、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めた。	引き続き、都道府県への助言・指導を実施するとともに、担い手確保の方策を検討する。	—	—	—	—	環境省
423	猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などわなによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。（環境省）	狩猟開始前等に各都道府県及び関係団体を通じて指導。	—	—	引き続き、都道府県や関係団体への助言・指導を実施する。	—	—	—	—	環境省
424	狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定を見直します。（環境省）	狩猟鳥獣等のモニタリング調査を定期的に実施。	—	—	引き続き、モニタリング調査を推進し、狩猟鳥獣の指定を見直す。	特定鳥獣等保護管理実態調査	41	37	36	環境省
425	有害鳥獣による被害防止を効率的かつ適正に行うため、鳥獣保護員については、適切な人選や配置、計画的な研修などを推進し、これまで以上の効果的な活動が行われるよう努めます。（環境省）	都道府県の実況に応じて適宜対応。	—	—	引き続き、都道府県への助言・指導を実施する。	—	—	—	—	環境省
2. 3	科学的・計画的な保護管理									
426	野生鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。（環境省、農林水産省）	鳥獣の生息環境管理の手法等について、モデル地域での調査及びガイドラインの作成を実施するとともに、鳥獣保護管理に係る人材育成事業を推進。 国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 また、シカの捕獲に関しては、平成22年度には、くくりワナを活用した職員実行による捕獲（1,159頭）、委託による捕獲（204頭）、林道除雪支援による捕獲（1,023頭）を実施した。	②	生息環境管理の手法等についてモデル地域での調査及びガイドラインの作成や、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めることにより、地域における人と自然との新しい関係づくりを進めた。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、調査や人材育成事業を推進する。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	特定鳥獣等保護管理実態調査 鳥獣保護管理に係る人材育成事業 森林保全管理等に必要な経費	41 40 1,791の内数	37 48 1,656の内数	36 42 1,814の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
427	シカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業被害や生態系の攪乱(かくらん)などの問題が生じている種については、特定計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。（環境省、農林水産省）	最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進。 国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 北海道森林管理局では、エゾジカの食肉有効活用を図るため、地元の食肉加工業者等との連携体制を整備した。	②	特定計画の作成を進めることにより、里山の保全や野生鳥獣と共存できる地域作りを推進。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	特定鳥獣保護管理 実態調査 森林保全管理等に必要な経費	41 1,791 の内数	37 1,656 の内数	36 1,814 の内数	環境省 農林水産省
428	カワウやクマなど都道府県を越えて広域に移動する野生鳥獣については、国及び関係都道府県が特定計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針の作成を推進するため、協議会の設立など関係都道府県の連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係都道府県で整合性が図られた保護管理を推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）	広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ1地域、シカ1地域について広域保護管理指針を作成し、協議会の運営等を行っている。 国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 関東森林管理局塩埕署、日光署では、クマによる剥皮被害実態の把握や、各種防除資材の効果調査を実施している。 東北森林管理局では、ブナの結実予測と結実調査を実施している。	②	複数の都道府県にまたがって移動する野生鳥獣について、広域指針に基づく取組を進めることにより、広域的な保護管理を推進。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域指針の作成を検討する。 引き続き、多様な主体と連携しながら、被害対策を含む総合的な保護管理対策を推進する。	広域分布型鳥獣保護管理対策事業 森林保全管理等に必要な経費 国有林森林計画に必要な経費	45 1,791 の内数 857 の内数	39 1,656 の内数 857 の内数	32 1,814 の内数 992 の内数	環境省 農林水産省
429	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を全国8か所のモデル地域で進めます。（農林水産省）〔再掲（1章5節1.5、1.11）（同節2.4）〕	国有林では、平成22年度、全国11地域において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省
430	南アルプス国立公園、霧島屋久国立公園などでシカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、それを抑制するため、科学的データに基づく保護管理計画を作成し、植生防護柵の設置や個体数調整などの個体数管理を順応的に実施していきます。（環境省）〔再掲（1章2節2.2）〕	平成23年に南アルプス国立公園については生態系維持回復事業計画が審議会において答申されたところ、また、霧島屋久国立公園の霧島地域及び屋久島地域において生態系維持回復事業計画について平成23年度内を目途に策定を目指している。 南アルプス国立公園、霧島屋久国立公園においては試験捕獲を実施している。	②	生態系維持回復事業計画の策定を進め国立公園のシカ対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能になり、達成へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定される箇所でのシカ対策の短期での収束が課題。	国立公園等における大型獣との共生推進費	51	64	76	環境省
431	蓋付き容器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発を進めます。（環境省）	カラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。	②	国民からのカラス被害に対する問い合わせに対し、カラス対策マニュアル等により対処方法の普及啓発を行った。	引き続き、カラス対策マニュアル等の普及に努める。	—	—	—	—	環境省
432	関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の作成数を平成24年までに170とすることを目標とします。（環境省）	最新の知見や現状を踏まえ、特定計画作成のためのガイドラインを改訂。都道府県に対して積極的に当該マニュアルの普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進。なお、平成23年4月1日現在で117計画が作成されている。	②	特定計画の作成を進めることにより、里山の保全や野生鳥獣と共存できる地域作りを推進。	引き続き、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	特定鳥獣保護管理 実態調査	41	37	36	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
433	鳥獣の保護管理の担い手を確保するため、地方公共団体職員向けの研修や狩猟者育成などの事業をさらに推進するとともに、鳥獣保護管理に関する専門家や高い技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を進めます。（環境省、農林水産省）	地方公共団体職員向けの研修（特定計画の策定及び適切な実施の推進）を実施するとともに、平成20年度から鳥獣保護管理に係る人材の登録事業を実施。 なお、現在の登録数は86(名)。	②	鳥獣保護管理に係る研修等を実施することにより、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めた。	引き続き、人材育成事業を推進する。	鳥獣保護管理に係る人材育成事業	40	48	42	環境省
434	平成18年に鳥獣保護法を改正し、網・わな猟免許を、網猟免許及びわな猟免許に分割したことを踏まえ、鳥獣によって被害を受けている農家自身によるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進します。（環境省、農林水産省）	各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。	②	わな猟免許の取得を推進することにより、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めた。	引き続き、都道府県への助言・指導を実施する。わなを用いた地域ぐるみでの有害鳥獣捕獲を推進するための方策を検討し普及を図る。	—	—	—	—	環境省
435	狩猟については、野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。（環境省、農林水産省）	平成20年度から鳥獣保護管理に係る人材の登録事業を実施するとともに、地方公共団体の職員であって狩猟免許を所持する者を対象とした研修を実施した。	②	鳥獣保護管理に係る研修等を実施することにより、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めた。	引き続き、人材育成事業を推進する。	鳥獣保護管理に係る人材育成事業	40	48	42	環境省
436	農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊の設置などを推進します。（環境省、農林水産省）	各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。	②	わな猟免許の取得を推進することにより、地域の実情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めた。	引き続き、都道府県への助言・指導を実施する。わなを用いた地域ぐるみでの有害鳥獣捕獲を推進するための方策を検討し普及を図る。	—	—	—	—	環境省
437	野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。（農林水産省）〔再掲（1章5節1.5）〕	鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進している。 国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 また、地元自治体等と連携し、誘導柵や保護柵の設置をするとともに、エゾシカ捕獲を支援するための林道除雪、森林管理署の職員自らによるくくりワナの設置等による積極的な個体数管理の実施や、シカ捕獲マニュアルの作成等による捕獲技術の向上を図った。 シカの捕獲に関しては、平成22年度には、くくりワナを活用した職員実行による捕獲（1,159頭）、委託による捕獲（204頭）、林道除雪支援による捕獲（1,023頭）を実施した。 さらに、平成22年度に、防護柵設置等（285km）、食害チューブ設置（195ha）を実施した。 平成22年度に、生態系維持回復事業計画の共同策定を実施した（3箇所）	② 森林における鳥獣被害対策を適切に実施することにより、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを推進している。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き関係省庁等と連携を図っていく。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	森林・林業・木材産業づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林保全管理等に必要な経費	13,222の内数 — 1,791の内数	7,085の内数 303の内数 1,656の内数	1,610の内数 267の内数 1,814の内数	農林水産省	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
438	関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域のかつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。（農林水産省）〔再掲（1章5節1．5）〕	鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進している。 国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 また、シカの生息状況を踏まえた防護柵の設置、生息環境整備のため針広混交林誘導、保護林や緑の回廊の設定・拡充等を実施した。	②	森林における鳥獣被害対策を適切に実施することにより、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを推進している。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き関係省庁等と連携を図っていく。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	森林・林業・木材産業づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林保全管理等に必要な経費	13,222の内数 — 1,791の内数	7,085の内数 303の内数 1,656の内数	1,610の内数 267の内数 1,814の内数	農林水産省
439	これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。（環境省、農林水産省）	基本指針に基づき、各都道府県等と連携。 国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、都道府県等との連携を推進する。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	— 森林保全管理等に必要な経費	— 1,791の内数	— 1,656の内数	— 1,814の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 4	野生鳥獣の生息状況などの調査・研究									
440	自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集整備に努めます。特に、シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進します。（環境省）〔再掲（2章5節2. 1）〕	中大型哺乳類に関し、既存の生息状況調査、捕獲情報等を解析し、全国の生息状況及び生息動向の把握手法を整理した。	④	中大型哺乳類の生息状況の情報収集が図られた。	—	自然環境保全基礎調査	250 の内数	270 の内数	250 の内数	環境省
441	狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。（環境省）	都道府県を通じ狩猟及び許可捕獲にかかる捕獲位置情報を収集。	④	平成21年度の狩猟及び許可捕獲にかかる捕獲位置情報について、36都府県のデータを収集した。	未提出の都道府県に対し、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行う。	野生鳥獣情報整備事業費の一部	53 の内数	53 の内数	44 の内数	環境省
442	GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。（環境省）	捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成20年度に開発。	④	平成14年度から平成21年度の捕獲位置情報について、野生鳥獣保護管理の行政担当者（環境省、都道府県職員等）を対象とした環境省のHPでテスト公開を行い、鳥獣の生息動向・生息状況を分析するために当該マッピングシステムを活用した。	引き続き、GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。	野生鳥獣情報整備事業費の一部	53 の内数	53 の内数	44 の内数	環境省
443	特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。（環境省、農林水産省）	地域生物多様性保全活動支援事業により、特定地域において、先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理手法の開発等を支援するとともに、全国の先進事例を収集し普及に努めた。	②	取組を進めることにより、里山の保全や野生鳥獣と共存できる地域作りを推進。	引き続き、特定地域における先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理手法の開発等を支援するとともに、先進事例の収集・普及に努める。	地域生物多様性保全活動支援事業	130 の内数	242 の内数	242 の内数	環境省
444	渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほか、生態系総合監視システムの一環であるモニタリングサイト1000事業において、主要な渡来地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。（環境省）	標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査、モニタリングサイト1000事業のガンカモ類、シギ・チドリ類の生息調査について、民間団体、地方公共団体等の協力を得て実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
445	住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を全国8か所のモデル地域で進めます。（農林水産省）〔再掲（1章5節1. 5、1. 11）（同節2. 3）〕	国有林では、平成22年度、全国11地域において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791 の内数	1,656 の内数	1,814 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 5 違法捕獲の防止など										
446	愛がん飼養のための捕獲許可を平成19年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、捕獲の方法、区域などについて適正に推進します。（環境省）	都道府県主催の鳥獣ブロック会議や環境省主催の鳥獣行政担当者会議等で愛がん飼養の捕獲許可等について適正化を指導。	—	—	引き続き、愛玩飼養の適正化の推進を図る。	—	—	—	—	環境省
447	鳥獣保護員を活用し警察や地方公共団体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。	ホオジロの識別マニュアルを作成、印刷準備中。	—	—	引き続き、関係者と連携して違法捕獲及び違法飼養の取締りを強化。	特定鳥獣保護管理 実態調査	41	37	36	環境省
448	愛がん飼養制度の現状を踏まえたその必要性について検討を行います。（環境省）	NPOが開催するシンポジウム等に出席し、施策を説明するとともに、密猟の情報収集等を実施。	—	—	基本指針の見直しを踏まえ、愛玩飼養制度の廃止に向けて作業を推進。	—	—	—	—	環境省
2. 6 野生鳥獣の救護体制など										
449	傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、その原因の把握や自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を促進します。また、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。（環境省）	基本指針に基づき都道府県に指定猟法禁止区域の指定の促進を指導するとともに、大型猛禽類等の鉛の影響についてのモニタリングを実施している。	—	—	引き続き、都道府県への助言・指導等を実施するとともに、鉛中毒に関するモニタリング調査等を実施する。	—	—	—	—	環境省
450	今後とも、地方公共団体と連携しつつ、民間の協力も得て、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。（環境省）	基本指針等に基づき、各都道府県等と連携。	—	—	引き続き、都道府県と連携し、傷病鳥獣救護を推進する。	—	—	—	—	環境省
451	水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。（環境省）〔再掲（1章9節5. 1）（2章4節2. 5）〕	水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施。	—	—	引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	水鳥救護研修センター維持費	8	8	8	環境省
2. 7 普及啓発など										
452	鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とふれあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。（環境省、農林水産省）	基本指針やホームページ等において、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を実施。	—	—	引き続き、人と鳥獣との適切な関係構築等のための普及啓発等を推進する。	—	—	—	—	環境省
453	野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。（環境省、農林水産省）	基本指針に基づき指導を行うとともに、担当者会議等を通じた意見交換、情報収集等を実施。 国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	引き続き、関係者との意見交換、情報収集を実施する。 引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	— 森林保全管理等に必要な経費	— 1,791の内数	— 1,656の内数	— 1,814の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 8 鳥インフルエンザなど										
454	渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の野生鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、全国で渡り鳥の糞便や死亡野鳥を対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを実施します。（環境省）	H20年に作成した「対応技術マニュアル」に基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施中。	—	—	22年秋以降の大発生を踏まえ、「対応マニュアル」の改訂を行う予定であり、適時適切な対応を図る。	野生鳥獣感染症対策事業費	91	80	98	環境省
455	高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、野鳥の捕獲などによるウイルス保有状況調査を実施します。（環境省）	昨年秋以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが発生した際にも、必要な調査を適切に実施。	—	—	引き続き、発生時において必要な調査を適切に実施し、危機管理対応を着実に行う。	野生鳥獣感染症対策事業費	91	80	98	環境省
456	周辺諸国との連携を強化するため、韓国やロシアなどに専門家を派遣し各国の鳥インフルエンザに関する情報を収集・集約します。（環境省）	我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	—	—	引き続き、我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	野生鳥獣感染症対策事業費	91	80	98	環境省
457	渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。（環境省）	渡り鳥飛来経路解明事業を実施し、カモ類、ハクチョウ類、猛禽類等に装着した発信器を利用し衛星を介して飛来経路の解明に努めた。	④	中国、ロシアなどの外国も含めたカモ類等の飛来経路について、解明を進めている。	鳥インフルエンザ等の渡り鳥がウイルスを運ぶとされる感染症の経路を把握することも含め、飛来経路の解明に努める。	渡り鳥の飛来経路の解明事業費	24	23	23	環境省
458	鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に注意喚起を促すとともに、都道府県からの情報提供を含め監視の強化に努めます。（環境省、農林水産省、厚生労働省）	野生動物が感染・伝播する可能性のある人獣共通感染症について、情報収集を行うとともに、必要に応じて都道府県や関係省庁と連携して監視を実施。	—	—	今後も引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行う。	野生鳥獣感染症対策事業費	91	80	98	環境省
3. 生態系を攪乱する要因への対応										
3. 1 外来種、遺伝子組換え生物等										
459	特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。（環境省、農林水産省、文部科学省）	外来生物法の施行により、特定外来生物に係る輸入や飼養等の規制を行っている。また、外来生物法ウェブサイトやパンフレット・紙芝居等、また生物多様性条約COP10サイドイベント等も通じて外来生物問題に係る普及啓発を進めた。	①	— 平成23年1月現在、345人が利用講習を受講しているなど、外来生物による生態系への影響について普及啓発が推進されている。	実態把握や指導等も含め、引き続き法の適正な施行を行っていくとともに、普及啓発を進める。 国有林においても、引き続き、地域固有の生態系を育かす外来生物について、現状の生態系への影響に配慮しつつ、随時、見直しと修正を行う順応的な駆除やその生息域の拡散防止対策を推進する。また、新たな外来生物の侵入防止対策を推進する。	外来生物対策管理事業費（一部） 外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 外来生物対策管理事業地方事務費 森林保全管理等に必要な経費	29 の内数 15 41 1,791 の内数	29 の内数 15 41 1,656 の内数	24 の内数 24 40 1,814 の内数	環境省 農林水産省
460	平成22年には外来生物法施行後5年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。（環境省、農林水産省）	外来生物法の施行状況の検討を進めた。平成22年度には、有識者による検討委員会を4回開催し、進捗状況・成果・今後の課題について整理を行った。	—	—	有識者による施行状況の検討委員会での検討結果を踏まえ、審議会等で検討を行い、必要な措置を講じる予定。	外来生物対策管理事業費（一部）	29 の内数	29 の内数	24 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
461	奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。（環境省、農林水産省）〔再掲（第1章9節1. 5）〕	奄美大島及び沖縄本島やんばる地域におけるマングース防除のほか、アライグマ防除モデル事業、オオクチバス等防除モデル事業を実施した。アライグマについて防除モデル事業の成果を取りまとめた手引きを作成し、都道府県に送付するとともに環境省ホームページにおいて公開した。 国有林の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、ジャワマングースの防除に資する情報収集等を実施した 外来魚については、刺し網、投網、池干し等による駆除を行った。	①②	奄美大島及び沖縄本島やんばる地域においてはこれまでの防除事業の成果によりマングースの生息密度が低下している。 本事業の外来魚の駆除活動により、個体数や分布域の拡大が抑えられた。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効率的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアライグマ及びオオクチバス等については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。 引き続き、国有林においても希少種への脅威となっているジャワマングース等外来種の防除に資する取組を推進する。 現行の取組を引き続き行うとともに、効果的な外来魚駆除を集中的に行うことが必要。	特定外来生物防除等推進事業（一部） 森林保全管理等に必要な経費 健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	327の内数 1,791の内数 200の内数	349の内数 1,656の内数 200の内数	372の内数 1,814の内数 180の内数	環境省 農林水産省
462	生物多様性保全推進支援事業による地域の取組支援や国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）による国立公園内での取組などにより、地域住民などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。（環境省）	平成13年度からグリーンワーカー事業による外来種対策を行っており、平成22年度は18国立公園の33地区で実施している。 地域生物多様性保全活動支援事業により外来種対策を支援している。平成22年度は9地域で実施された。	①②	グリーンワーカー事業において、平成22年度は地域住民等、約3千人を雇用し、野生生物に大きな影響を与えている外来種の除去作業等を実施している。	今後も、引き続き、グリーンワーカー事業による地域住民等の雇用により、外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施し、管理水準の向上を進める。 今後も、引き続き、地域主体の外来種対策を支援し、全国各地での防除事業の推進を図る。	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業） 地域生物多様性保全活動支援事業	270の内数 130の内数	270の内数 242の内数	269の内数 242の内数	環境省
463	外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。（農林水産省）	外来魚については、刺し網、投網、池干し等による駆除を行った。	②	本事業の外来魚の駆除活動により、個体数や分布域の拡大が抑えられた。	現行の取組を引き続き行うとともに、効果的な外来魚駆除を集中的に行うことが必要。	健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	200の内数	200の内数	180の内数	農林水産省
464	小笠原諸島、南西諸島などの島嶼（とうしょ）など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。（環境省、農林水産省）〔再掲（第1章9節1. 5）〕	小笠原諸島については、世界遺産の推薦にあたって関係機関が共同で策定した管理計画及び生態系保全のアクションプランに基づき、外来種対策を実施した。 国有林においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。また、空中写真の分析等による外来植物分布図及び外来植物除去優先度マップを作成した。 小笠原諸島について、世界遺産登録時の世界遺産委員会の勧告を踏まえ、外来種の侵入・拡散を防止する措置を検討し、実施しているところ。 小笠原諸島の父島、母島の国有林（森林生態系保護地域）において、利用による森林生態系への影響の軽減を図るための「利用ルール」を導入している。これは、立入りをあらかじめ指定したルートに限定するとともに、利用講習を受講し許可を受けたガイド等の同行を条件とするものであり、「利用ルール」の適切な運用を図っている。 屋久島において、外来種であるアブラギリについて、平成22年度に国有林への侵入状況を調査した。	②③	固有の野生生物に絶滅のおそれが生じないよう、防除のための取組を継続的に進めた。 小笠原諸島については、基本戦略の達成に向けて、世界遺産の推薦にあたって関係機関が共同で策定した管理計画及び生態系保全のアクションプランに基づき、外来種対策を実施した。	マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効率的な捕獲手法の開発を行う。 外来種対策について新たな侵入を防ぐ対策が課題。 また、多様性に配慮した緑化については、知見・研究成果とも平成19年時から変化しており方針についても知見・研究成果を反映した見直しを行う。	自然公園等事業費 特定外来生物防除等推進事業 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	11,048の内数 32の内数 1,791の内数 158の内数	10,718の内数 35の内数 1,656の内数 305の内数	10,012の内数 37の内数 1,814の内数 267の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		奄美大島、沖縄本島やんばる地域において、ジャワマンダースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 また緑化に用いられる外来植物については、自然公園における法面緑化指針(案)において特別の配慮を払うよう明記。								
465	国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	緑化植物のリスク評価や対策にかかる研究について実施しているところ。 外来緑化植物を使用しない工法として、森林表土利用工等の活用を図り、モニタリング調査によりその適用性等を整理分析した。	②	自然公園における法面緑化指針（案）について、研究成果を踏まえ指針を定める予定。	多様性に配慮した緑化については、知見・研究成果とも平成19年時から変化しており方針についても知見・研究成果を反映した見直しを行う。 外来種を導入しない森林表土利用工等の工法の適用性等について整理を行い、立地環境に適した手法が選択・実施できるようにする。	公害防止等試験研究費(緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究) 道路事業費 都市公園事業調査費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	12 1,746,636の内数 329の内数 — —	8 1,335,736の内数 — 2,200,000の内数 —	8 1,341,464の内数 — 1,753,870の内数 512,024の内数	環境省 国土交通省
466	例えば外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。（環境省）	外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握にかかる研究について実施しているところ。	②	自然公園における法面緑化指針（案）について、研究成果を踏まえ指針を定める予定。	多様性に配慮した緑化については、知見・研究成果とも平成19年時から変化しており方針についても知見・研究成果を反映した見直しを行う。	公害防止等試験研究費(緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究)	12	8	8	環境省
467	アレチウリなど、近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。（国土交通省）	河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。また、河川における外来植物や外来魚の効果的な対策を検討している。	②	河川管理者、市町村、地域住民等の共同による外来種対策の実施。	外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
468	資材や生物に付着して非意図的に侵入する昆虫などの外来種による影響の防止を図るため、これらの外来種に係る同定マニュアルを作成するなどの侵入防止対策を検討・実施します。（環境省）	非意図的に導入される外来種について、モニタリング調査の実施など、情報収集に取り組んだ。平成22年3月には特定外来生物の同定マニュアルを作成・更新した。	—	—	引き続き非意図的に導入される外来種についてモニタリング等調査を継続する。	外来生物戦略調査調査事業費	11の内数	11の内数	11の内数	環境省
469	国内の他地域から持ち込まれる外来種などについては、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。（環境省）	外来種対策について国立公園では白山国立公園で生態系維持回復事業計画を平成22年に策定し、外来植物について防除事業を行っているところ。	②	生態系維持回復事業計画の策定により国立公園の核心地での外来種対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能となり、生態系へ影響を軽減を図られ、生物多様性の保全へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定された箇所での外来種対策の短期での収束が課題。	国立公園内生物多様性保全対策費	13の内数	24の内数	19の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
470	カエルツボカビについては、その生態系への影響などに係る調査を実施した結果、国内の野外における両生類から多様なDNA配列のカエルツボカビが確認された一方、野外においてカエルツボカビによる両生類の死亡事例は確認できませんでした。これらの結果も含め、非意図的に侵入する外来種の情報について、ホームページなどを通じて公表し、その普及啓発を図ります。（環境省）	カエルツボカビ・ラナウィルス等の生態系への影響などについて調査を実施し、この結果についてホームページ等で情報を公表、現状や対策等について普及啓発を図るとともに、情報提供も呼びかけている。	—	—	ラナウィルスについては分布や生態系への影響など依然として不明な部分も多いことなどから、引き続きモニタリング等の調査を実施し、情報収集を図る。	外来生物戦略調査事業費	11 の内数	11 の内数	11 の内数	環境省
471	バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、環境省、外務省）〔再掲（1章9節5．1）（2章4節2．9）〕	IMOにおける条約発効に向けた議論に積極的に参加。	①④	IMOにおける条約発効に向けた議論に積極的に参加した。	引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。	—	—	—	—	国土交通省
472	カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	遺伝子組換え生物等の第一種使用（拡散防止措置を執らない使用）について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に平成23年7月までに183件の遺伝子組換え生物の第一種使用規程を承認した。 また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため使用者に対して適切な拡散防止措置が定められていない場合は主務大臣の確認を受けた上で、当該拡散防止措置を執ることとしている（平成23年7月までの確認件数：研究開発分野1249件、農林水産分野126件、医薬品等分野147件、鉱工業分野1333件）。	—	—	引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	遺伝子組換え生物対策事業費（一部）	34 の内数	34 の内数	29 の内数	環境省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
473	最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。	—	—	引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	遺伝子組換え生物対策事業費（一部）	34 の内数	34 の内数	29 の内数	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
474	カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	日本版バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。 また各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	—	—	引き続き日本版バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	遺伝子組換え生物対策事業費（一部）	34 の内数	34 の内数	29 の内数	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3、2	化学物質など非生物的要因									
475	平成21年5月に公布された改正化学物質審査規制法に基づき、すべての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者は毎年度、前年度の実績数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めることなどにより、生態系などへの影響を考慮した安全性評価を着実に実施します。また、高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の開発・試行、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）の開発・試行を行います。（環境省、経済産業省）	平成23年4月に改正化審法が完全施行されたことに伴い、本年6月末を期限に一定量以上の化学物質を製造・輸入する事業者から平成22年度の実績数量等について届出がなされたところ。現在その内容について集計中。 旧第二種、第三種監視化学物質について、スクリーニング評価を行い、生態系への影響の観点から、優先的にリスク評価を行うべき「優先評価化学物質」を20物質指定した。 高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験の結果を受け、平成22年9月に1物質について鳥類への長期毒性試験の実施を事業者に指示。 QSARについては、一部新規物質の審査に活用しているところであるが、予測精度向上、適用可能範囲の拡大の為の検討を行う	—	—	これまで法律の対象外であった既存化学物質を含む全ての化学物質について、スクリーニング評価を実施し、「優先評価化学物質」を指定する。 「優先評価化学物質」に対するリスク評価手法を確立し、その手法に基づきリスク評価を進める。 高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の検証を行う。 定量的構造活性相関（QSAR）については、予測精度向上、適用可能範囲の拡大の為、生態毒性予測システムの高度化、実用化に向けた検討を継続して実施する。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（環境省）	433の内数	430の内数	400の内数	環境省
476	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施します。（環境省、経済産業省）	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成23年2月に、事業者から届出のあった化学物質の平成21年度の排出量・移動量等のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は352千トン（前年度比12%減少）、また国が推計した届出外排出量は265千トン（前年度比8.9%減少）であった。	—	—	化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行っていく。	PRTR制度運用・データ活用事業 化学物質規制対策事業	204 519の内数	186 468の内数	122 492の内数	環境省 経済産業省
477	水質、底質、生物（貝類、魚類及び鳥類）及び大気の大気媒体について化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、生態面への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングする、環境リスク初期評価を引き続き実施します。平成22年2月現在で250物質について生態影響の観点からリスク初期評価がなされています。（環境省、農林水産省）	平成23年7月現在、282の化学物質について、生態面への影響の観点からのリスク初期評価結果がまとめられている。	—	—	引き続きリスク初期評価手法の改善等が必要。	化学物質の環境リスク初期評価推進費	152	151	118	環境省
478	化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する対応として、専門家によるフィールド調査や、メカニズム解明に関する基盤的研究を実施するほか、引き続きOECDによるテストガイドラインの国際標準化に貢献します。その他、各地域で実施されている自然観察など既存の活動を支援することにより、継続的な野生生物観察を推進します。（環境省）	これまでの研究成果等を踏まえ、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010—」を取りまとめ、化学物質の内分泌かく乱作用についての評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めている。	—	—	引き続き評価の方法を検討し、個別の化学物質について、試験を実施し、内分泌かく乱作用による影響についての評価を進める必要がある。	環境汚染等健康影響基礎調査費 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	267	254	345	環境省
479	水生生物の保全に係る水質環境基準について、国が類型指定する水域で類型指定未了のものについては、対象水域の情報を収集・整理したうえで、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。（環境省）〔再掲（1章8節2.1.1）〕	平成22年6月の第4次答申を踏まえ、新たに10水域の類型を指定し、合計38水域（河川・湖沼37水域、海域1水域）の指定を行った。	—	—	本年度中に、海域について1水域（東京湾）の見直しと、新たに1水域（伊勢湾）の指定を行う予定。	水質環境基準検討調査費	91の内数	37の内数	237の内数	環境省
480	「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知（平成18年6月）により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。（環境省）〔再掲（1章8節2.1.1）〕	13道府県において水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定が行われた。	—	—	必要に応じて、通知等により類型指定の更なる普及を図る。	水質環境基準検討調査費	91の内数	37の内数	237の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
481	水生生物の保全に係る水質環境基準について、毒性値が高いとされる物質について必要な科学知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。（環境省）〔再掲（1章8節2. 1. 1）〕	文献調査と魚類毒性試験を実施し、14物質（39生物群）について、有害性評価作業を実施。 1物質（全類型8生物群）について、有害性評価作業が完了。	—	—	新たな水質環境基準策定のため、毒性試験の充実が必要である。	水質環境基準検討調査費	91 の内数	37 の内数	237 の内数	環境省
482	水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。（環境省）〔再掲（1章8節2. 1. 1）〕	水生生物の保全の維持・達成に関する排水規制について適切に講じるとともに、平成23年の亜鉛の暫定基準の見直しに向け、知見の集積に努めているところ。 また、平成22年11月に常時監視の結果を取りまとめた「平成21年度公共用水域水質測定結果」を公表。	—	—	排水規制について、平成23年度も暫定排水基準の見直しに向けた検討を引き続き実施していく。 また、ホームページ等による常時監視の結果等の情報の公開を迅速かつ的確に行う必要がある。	排水対策推進費の一部	73 の内数	106 の内数	92 の内数	環境省
483	河川において、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類について、それぞれ「水環境における内分泌かく乱化学物質に関する実態調査結果」（平成14年12月）、「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル（案）」（平成17年3月）に基づき、引き続き調査結果に応じ適切にモニタリングを行います。また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」（平成19年7月）、「底質のダイオキシン類対策技術資料集（案）」（平成19年4月）、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル（案）」（平成20年4月改訂）を取りまとめたところであり、これらを活用して、汚染された河川の底質対策を促進します。（国土交通省）	内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、ダイオキシン類について調査を実施するとともに、調査関係マニュアル及び底質ダイオキシン類対策マニュアルの普及を実施。	—	—	引き続き、内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、ダイオキシン類について調査を実施し、対策を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
484	農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。（環境省）〔再掲（1章6節1. 1）〕	平成22年3月から平成23年7月にかけて、新たに45の農薬について水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を設定した（累計137農薬）。	②	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を通じて、農薬が市場に出回る前に水産動植物への影響を評価し、当該基準に適合する一定の安全性が確認された農薬のみ使用を認めることにより、生物の生息・生育環境としての田園地域や里地里山における持続可能な農業の推進に寄与している。	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、農薬取締法により、個別の農薬ごとに定めることとされており、今後も、的確かつ迅速に基準値を設定していく必要がある。	登録保留基準設定費	117 の内数	117 の内数	109 の内数	環境省
485	農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。（環境省）〔再掲（1章6節1. 1）〕	農薬による陸域生態系へのリスクの評価・管理法を開発することを目的とし、陸域生物のうち鳥類について、ばく露評価モデルの作成に必要なデータ収集と毒性試験法の検証試験等を実施した。	②	陸域生態系については、農薬による水域生態系への影響評価に比べて技術的に検討課題が多く、陸域生物の農薬によるリスクの評価・管理法の開発の進展により、農薬の適切な使用等を通じた生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に寄与することが期待される。	これまで、水域生態系における農薬のリスク評価は、特定の指標生物種の室内毒性試験データを基に行われており、また、陸域生態系については、代表種として鳥類の室内毒性試験データを活用したリスク管理手法を開発してきた。 しかしながら、生物多様性の保全のためには、個別の生物だけではなく、各地域の固有の生態系に対する農薬の影響を的確に把握した上で、生物多様性リスクの低減に適した農薬を選択し、適切な使用方法を選択することが不可欠である。 このため、地域レベルで活用可能な試験法を開発し、それを地域の生物多様性に配慮した農薬やその使用方法の選択を支援するためのツールとして活用することで、生物多様性リスクの低減に具体的に資するよう、事業内容の見直しを行う必要がある。	農薬陸域生態リスク評価事業	55 の内数	55 の内数	64 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
486	農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。（環境省） 〔再掲（１章６節１．１）〕	農薬による生物多様性への影響に関する総合的な評価手法の開発を目的とし、生物群集に対する影響について実験生態系レベルでの調査を行った。	②	農薬による生物への影響について、一般環境中での水域生物への安全性は農薬取締法で一定程度担保されている一方、農用地内及びその周辺環境での生態系全体への影響については知見に乏しい状況にあり、農薬の生物多様性への影響評価手法の開発の進展により、農薬の適切な使用等を通じた生物多様性保全をより重視した農業生産の推進に寄与することが期待される。	これまで、水域生態系における農薬のリスク評価は、特定の指標生物種の室内毒性試験データを基に行われており、また、陸域生態系については、代表種として鳥類の室内毒性試験データを活用したリスク管理手法を開発してきた。 しかしながら、生物多様性の保全のためには、個別の生物だけではなく、各地域の固有の生態系に対する農薬の影響を的確に把握した上で、生物多様性リスクの低減に適した農薬を選択し、適切な使用方法を選択することが不可欠である。 このため、地域レベルで活用可能な試験法を開発し、それを地域の生物多様性に配慮した農薬やその使用方法の選択を支援するためのツールとして活用することで、生物多様性リスクの低減に具体的に資するよう、事業内容の見直しを行う必要がある。	農薬による生物多様性への影響評価事業	55 の内数	55 の内数	64 の内数	環境省
487	光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。（環境省）	ガイドラインについては、環境省ホームページで広く公表するとともに、各種会議を通じて関係団体や地方自治体に配布した。また、全国星空継続観察や「星空の街・あおぞらの街」全国大会を通じ、光害についての啓発活動を毎年継続して実施している。	—	—	引き続きガイドラインの普及啓発を図るとともに、全国星空継続観察や「星空の街・あおぞらの街」全国大会を通じ、光害についての啓発活動を継続して実施していく。	大気生活環境の質に関する調査	10	8	—	環境省
488	光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基つき見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図っていきます。（環境省）	照明関連技術の開発状況などについて把握しているところだが、特段ガイドラインを見直す必要はなかった。	—	—	引き続き、企業における技術開発の状況や、諸外国の動向の把握に努め、必要に応じ逐次ガイドラインを見直し、その充実を図る。	—	—	—	—	環境省
4. 動物の愛護と適正な管理										
4. 1 動物の適正飼養の推進										
489	動物が命あるものであることを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の遺棄及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります。また、動物取扱業者については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施などにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物については、逸走防止などの観点から、法令を適切に運用するとともに、普及啓発を推進します。（環境省）	普及啓発のためのポスター、パンフレット等を作成し、都道府県等を通じて配付を行っている他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に関する種々の取組を進めている。	—	—	虐待防止や遺棄等の防止のために、今後とも適正飼養に係る講習会や各種普及啓発を推進していくことにより、動物愛護思想のさらなる高揚を図っていく必要がある。	動物適正飼養推進・基盤強化事業	48 の内数	59 の内数	56 の内数	環境省
490	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などの進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。（環境省）	犬猫の不妊、去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、犬猫の引取り数は27万頭（平成21年度）で、平成16年度と比べて35%減少しており、飼養を希望する者への譲渡等の頭数は増加している。殺処分率も94%（平成16年度）から85%（平成21年度）に減少している。	—	—	自治体における収容動物譲渡にかかる施設整備の補助や講習会の継続的な実施等により、引き続き譲渡の推進を図る取組の支援が必要。	調査連絡事務費 動物収容譲渡対策施設整備補助	8 100	8 100	4 50	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
4.	2	個体識別措置の推進								
491	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率を平成15年度の基準（犬：33%、ねこ：18%）から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。（環境省）	所有明示の措置の実施率は、平成15年と比べて犬は33%から36%に、猫は18%から20%に増加している。マイクロチップの登録数も、平成18年度末の62,799匹から平成22年度末の450,414匹に増加している。（参考（インターネットによる調査結果） 平成20年：犬44%、猫26%、平成21年：犬54%、猫32%、平成22年：犬55%、猫37%、平成23年：犬58%、猫43%）	—	—	所有明示措置の実施率の目標達成に向け、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して、一般飼養者に向けた継続的な普及啓発、モデル的な普及事業を継続していくことが必要。	動物適正飼養推進・基盤強化事業	48の内数	59の内数	56の内数	環境省
4.	3	総合的な普及啓発								
492	国及び地方公共団体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護と管理、その健康とペットフードの安全に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。また今後も継続して、動物の飼育実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。（環境省）	動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催したほか、全国103の関係自治体が242の動物愛護週間行事を開催した。動物愛護推進員は57の関係自治体で計2,798名となり委嘱数は年々増加している。	—	—	動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等を通じて、動物愛護に関する広報活動を継続して実施していくとともに、動物愛護推進員の更なる育成が必要。	飼養動物の安全・健康保持推進事業 動物適正飼養推進・基盤強化事業	27 48の内数	27 59の内数	19 56の内数	環境省
第2節 遺伝資源などの持続可能な利用										
1. 遺伝資源の利用と保存										
1. 1 遺伝資源の利用										
1. 1. 1 医療分野での利用										
493	今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。（厚生労働省）	医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。	—	—	引き続き、医薬品の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の確保を図っていくこととする。	—	—	—	—	厚生労働省
494	厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究を行っています。（厚生労働省）	独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物などの積極的な収集、保存、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究を行っている。	—	—	引き続き、事業を実施する。	厚生労働省科学研究費補助金の一部	48,353の内数	47,202の内数	43,828の内数	厚生労働省
1. 1. 2 農林水産分野での遺伝資源の利用										
495	食料、環境、エネルギー問題の解決に関係する遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。（農林水産省）	農業上重要な遺伝子の単離・機能解明や育種を効率的に進められるDNAマーカーの開発に向け研究を推進中であり、これまでに「いもち病」等の病害抵抗性や茎の大きさ、食味等に関する遺伝子を単離し、その機能を解明したところ。	—	—	これまでの技術では特定が困難だった収量性等の有用形質に関して、遺伝子の特定と機能解明を加速化。	「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費	3,965の内数	3,277の内数	3,020の内数	農林水産省
496	これまで未開発である、遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、ソルガムなどバイオマスに資する作物の形質転換技術の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。（農林水産省）	高度な遺伝子組換え技術の開発のため、狙った特定の遺伝子のみを組み換えるジェンターゲティング、RNA干渉等の技術開発を推進するとともに、組換え体の作成効率を増加させるための形質転換条件の検討を実施中。	—	—	今後も引き続き、遺伝子組換え技術の高度化に資する研究開発を進める。また、遺伝子組換え生物の国民理解に向けた正確で分かりやすい情報発信を充実させる。	「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費	3,965の内数	3,277の内数	3,020の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			府省庁名
							H21	H22	H23	
497	農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、超多収作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。(農林水産省)	食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する革新的な作物の開発に向けて、DNAマーカー育種技術や遺伝子組換え技術の確立のための研究開発を推進中。また、これまでに医学研究用モデルブタを4系統開発するとともに、遺伝子組換えカイコを利用した臨床検査試薬用の有用タンパク質生産技術を確立。	—	—	遺伝子組換え生物の国民理解に向けた正確で分かりやすい情報発信の充実。また、開発した技術を早急に実用化するとともに、普及活動を充実させる。	「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費 「動物ゲノムを活用した新市場創出のための技術開発」研究委託費	4,405 の内数	3,651 の内数	3,361 の内数	農林水産省
498	農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。(農林水産省)	農業生物資源ジーンバンクでは、平成22年度において、植物遺伝資源8千点程度を、公的研究機関、都道府県、大学、民間企業に配布するなど広く利用された。	—	—	ジーンバンクとして、ABS名古屋議定書の採択やITPGRへの加盟検討などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	農業生物資源研究所運営費交付金	7,210 の内数	6,982 の内数	6,882 の内数	農林水産省
1. 1. 3 食品分野での遺伝資源の利用										
499	遺伝子組換え食品などに関して、今後とも関係機関などにおいて適宜検査を行っています。また、遺伝子組換え技術の進歩に対応して順次見直しを行っており、このため、検査方法について適宜改正します。(厚生労働省)	遺伝子組換え食品検査数 平成21年度：計画数1018件、実施数1154件 平成22年度：計画数870件、実施数843件 平成23年度：計画数482件	—	—	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、引き続き、事業を実施する。	輸入食品の監視体制等の強化	2,620 の内数	2,323 の内数	2,001 の内数	厚生労働省
500	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究を今後とも行います。(厚生労働省)	バイオテクノロジー応用食品等の安全性確保について調査研究依頼。	—	—	遺伝子組換え食品などの安全性確保のための調査研究を引き続き実施する。	第3世代バイオテクノロジー応用食品等の安全性確保とリスクコミュニケーションに関する研究	67	67	55	厚生労働省
501	FAO(国連食糧農業機関)／WHO(世界保健機関) 合同食品規格計画(コーデックス委員会) バイオテクノロジー応用食品特別部会において、遺伝子組換え動物由来食品、栄養又は健康に資する遺伝子組換え植物由来食品、輸出国では承認されているが輸入国では承認されていない遺伝子組換え植物が微量に存在する場合の安全性評価などについて検討が行われました。その結果、平成20年のコーデックス総会で、遺伝子組換え動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインなどが採択されました。(厚生労働省)	2009年に報告したとおり、コーデックス委員会にて採択されており、本施策は完了している。	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
1. 1. 4 工業分野での遺伝資源の利用										
502	植物による工業原料や、高付加価値タンパク質などの有用物質生産(モノづくり)に必要な基盤技術を開発し、植物機能を活用したモノづくり技術の基盤を構築します。(経済産業省)	遺伝子組換えイチゴ、ジャガイモ、イネ、ダイズ等による、バイオ医薬品、ワクチン、高機能性成分等の有用物質の生産に成功。	—	—	完全人工環境下での栽培技術の実証試験の実施に加え、遺伝子組換え植物の普及促進のために、遺伝子組換え体の安全性評価・国民理解の促進等が必要。	ものづくり産業振興費	1,040	1,040	1,040	経済産業省
503	微生物を活用した効率な有用物質生産プロセス(モノづくり)や生物反応のための基盤技術を開発するとともに、微生物を活用した廃水・廃棄物などの環境バイオ処理技術を高度化させます。(経済産業省)	酵素、ホルモン、ビタミン等の有用物質を遺伝子組換え微生物を用いたバイオプロセスにより高効率生産に成功した。また、エネルギー消費量を2/3削減する汚水処理実証プラントを設置して実証試験を開始。	—	—	本来、微生物が生産しない物質を合成させることによる想定外の抑制反応等を抑えるために、微生物の遺伝子全体を設計して組み換える技術の開発が必要。	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	1,104	500	110	経済産業省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1.	1. 5 研究基盤としての遺伝資源の利用									
504	各種遺伝資源に関する情報の総合的な収集・発信などを行う情報・システム研究機構国立遺伝学研究所、理化学研究所バイオリソースセンターにおいて収集、保存、提供を行います。また、平成14年度より開始された「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、国家的視野に立ち、わが国の知的基盤を2010年（平成22年）に世界最高水準にすることを目標にした「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）を踏まえ、戦略的に整備することが重要なものについて継続的な収集・保存・提供体制の整備を行います。（文部科学省）	プロジェクトの実施機関において、生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が進み、順調に進捗している。	—	—	プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。また、貴重なバイオリソースを絶やさないため、バックアップ体制の整備を進める。	研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト） 独立行政法人理化学研究所運営費交付金	1,368 59,190の内数	1,338 58,312の内数	1,325 58,378の内数	文部科学省
1.	2 遺伝資源の保存									
1.	2. 1 医療分野における遺伝資源の保存									
505	独立行政法人医薬基盤研究所には、遺伝子バンク、細胞バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医学研究センターがあり、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団（HS財団）と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。（厚生労働省）	独立行政法人医薬基盤研究所の遺伝子バンクを難病に特化するバンクに改組した難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医学研究センターにおいて、研究者への生物資源の供給事業を実施している。また、独立行政法人医薬基盤研究所の細胞バンクにおいて、（財）ヒューマンサイエンス振興財団と協力して、研究者への生物資源の供給事業を実施している。	—	—	難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医学研究センターにおける研究者への生物資源の供給事業については、引き続き、事業を実施する。細胞バンクについては、平成25年度からの医薬基盤研究所での実施を目指して、体制作りを進めるとともに、所管課との連携の下、医薬基盤研究所が実施することを前提とした議論を（財）ヒューマンサイエンス振興財団と進めている。	厚生労働科学研究費補助金の一部	48,353の内数	47,202の内数	43,828の内数	厚生労働省
506	医薬基盤研究所はマスターバンクとして生物資源の収集と標準化を行い、多数のストックを作成し、試料をHS財団に交付しています。HS財団では、この試料を培養することなど必要な手順を経て、各研究機関に分譲しています。医薬基盤研究所の遺伝子バンクでは、ヒト疾患霊長類モデル動物であるカンクイザルのcDNAを研究資源として収集し、研究者に提供しています。同研究所の細胞バンクでは、マウスなどの培養細胞を収集し、標準化（細菌などの混入がないか、他の組織の細胞が混在していないかなどを検査）して、研究者に提供しています。同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。	独立行政法人医薬基盤研究所の難病資源バンクにおいて、難病資料の収集を行っている。また、細胞バンクでは、マウスなどの培養細胞を収集し、標準化（細菌などの混入がないか、他の組織の細胞が混在していないかなどを検査）して、研究者に提供しています。同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。	—	—	難病資源バンク、実験用小動物バンクについては、引き続き、事業を実施する。細胞バンクについては、平成25年度からの医薬基盤研究所での実施を目指して、体制作りを進めるとともに、所管課との連携の下、医薬基盤研究所が実施することを前提とした議論を（財）ヒューマンサイエンス振興財団と進めている。	厚生労働科学研究費補助金の一部	48,353の内数	47,202の内数	43,828の内数	厚生労働省
507	薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関（平成20年度：世界61か国、395機関）に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き続き行っています。（厚生労働省）	独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図る。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関と種子交換を行っている。	—	—	引き続き、事業を実施する。	独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金の一部	11,152の内数	9,742の内数	7,998の内数	厚生労働省
508	国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との情報交換を引き続き行っています。（厚生労働省）	国立感染症研究所の感染症レファレンス業務において、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との情報交換を行っている。	—	—	引き続き、事業を実施する。	国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部	2,384の内数	2,264の内数	2,133の内数	厚生労働省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2. 2	農林水産分野における遺伝資源の保存									
509	新しい品種の育成など研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。（農林水産省）	食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（平成23年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源24.6万点、微生物2.7万点、動物1万点、DNA31.1万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	—	—	ジーンバンクとして、ABS名古屋議定書の採択やITPGRへの加盟検討などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	農業生物資源研究所運営費交付金	7,210の内数	6,982の内数	6,882の内数	農林水産省
510	景観保全などの森林に対する要請が高まる中で、必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進します。（農林水産省）	森林・林業に関するジーンバンク事業などを実施。 国有林において、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」等をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を設定している。平成22年度には、全国で10箇所（147千ha）の「保護林」を新設・拡張するとともに、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進した。	③	森林・林業に関するジーンバンク事業などの実施により、森林・林業分野における遺伝資源の保存が図られている。 国有林では、平成23年4月現在で、全国325箇所・約9千haの「林木遺伝資源保存林」をはじめ、林木遺伝資源の保存を目的とした「保護林」を全国で840箇所（903千ha）設置しており、希少・貴重な林木遺伝資源の保全管理が図られている。	引き続き、森林・林業に関するジーンバンク事業などを推進する。 引き続き、「林木遺伝資源保存林」の設定等を推進するとともに、モニタリング等を通じた適切な保全・管理を推進する。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数 森林保全管理等に必要な経費	10,124の内数 1,791の内数	9,973の内数 1,656の内数	9,765の内数 1,814の内数	農林水産省
511	植物遺伝資源の保存については、保存点数24万点（平成18年度末）を25万点（平成22年度）とします。（農林水産省）	食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（平成23年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源24.6万点、微生物2.7万点、動物1万点、DNA31.1万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	—	—	ジーンバンクとして、ABS名古屋議定書の採択やITPGRへの加盟検討などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	農業生物資源研究所運営費交付金	7,210の内数	6,982の内数	6,882の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
512	ジーンバンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、FAOへの資金拠出やJICAのプロジェクトなどを通じ、生物多様性の保全に貢献します。（農林水産省、外務省）	FAOトラストファンドプロジェクトリーダーを現地事務局に派遣し、アジア諸国のプロジェクトへの協力を要請、情報共有システムのネットワーク化を図るとともに、検索機能の強化等システムの高度化を図るため活動中。 農業生物資源ジーンバンク事業においては、毎年数名程度研修生を受け入れている。 マレーシア国ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラムプロジェクト フェーズ2（技術協力プロジェクト）を実施し、この支援の一環として、「アジア湿地シンポジウム」（2011年8月）を開催した。ガボン国野生生物と人間の共生を通じた熱帯雨林の生物多様性保全プロジェクト（地球規模課題国際科学技術協力）、シッキム州生物多様性・森林管理事業支援（インド）（有償資金協力/技術協力）などを実施した。課題別研修（「持続的農業生産と環境保全のための土壌診断技術」、「国際的な調和された植物品種保護制度」、「植物遺伝資源の保存と持続的利用」など）を実施した。	④	— ※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	FAOトラストファンドプロジェクトについては、10月にプロジェクト地域会合を開催し、今後のアジア地域協力体制に関し、本プロジェクトの成果を踏まえて検討する。 農業生物資源ジーンバンク事業においては、引き続き、植物遺伝資源に関してアジア諸国を中心に研究協力・共同調査を進めるほか、アジア諸国における遺伝資源の管理・研究における能力向上に貢献する。 途上国の生物多様性保全に資する支援を、国際協力機構（JICA）を通じたODA事業などにより引き続き実施する。	FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」 農業生物資源研究所運営費交付金 ※※	46 7, 210の内数 ※※	34 6,982の内数 ※※	12 6,882の内数 ※※	農林水産省 外務省
1. 2. 3 科学技術分野における取組										
513	「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、実験動植物（マウスなど）や各種細胞などのバイオリソースのうち、戦略的に整備することが重要なものについて継続的な収集・保存・提供体制の整備を行います。（文部科学省）	プロジェクトの実施機関において、生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が進み、順調に進捗している。	—	—	プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。また、貴重なバイオリソースを絶やさないため、バックアップ体制の整備を進める。	研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）	1,368	1,338	1,325	文部科学省
514	広汎かつ多様な遺伝資源の所在情報などについては、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」においてデータベース化を引き続き行っていきます。このほか、理化学研究所「バイオリソースセンター」を設置し、また、平成14年から文部科学省「ナショナルバイオリソースプロジェクト」を開始し、マウスやシロイヌナズナなどの実験モデル動植物、微生物、遺伝子材料、培養細胞の収集・保存・提供体制などの整備を引き続き進めていきます。（文部科学省）	プロジェクトの実施機関において、生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が進み、順調に進捗している。	—	—	プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。また、貴重なバイオリソースを絶やさないため、バックアップ体制の整備を進める。	研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト） 独立行政法人理化学研究所運営費交付金	1,368 5,9190の内数	1,338 58,312の内数	1,325 58,378の内数	文部科学省
515	文部科学省「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、平成22年度までに、世界最高水準の基礎・基盤研究用微生物株及び遺伝子の収集、保存、提供体制を整備します。（文部科学省）	プロジェクトの実施機関において、生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が進み、順調に進捗している。	—	—	プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。また、貴重なバイオリソースを絶やさないため、バックアップ体制の整備を進める。	研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）	1,368	1,338	1,325	文部科学省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2. 4	環境分野における遺伝資源の保存〔再掲（2章4節3. 5）〕									
516	環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より年間500種類、5年間で2,500種類の絶滅危惧種の細胞試料の保存と重要種のDNAの解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類の試料を年間で10種類、5年間で50種類を保存することを目指します。（環境省）	平成22年度は鳥類11種、ほ乳類1種、は虫類1種、魚類6種の絶滅危惧種の細胞を保存した。また、藻類では、車軸藻、淡水産紅藻などの藻類の保存と生息状況調査を行った。	—	—	国内外との連携も含め環境試料の保存・活用策等を検討し、効果的・効率的な実施を図る必要がある。	環境試料タイムカプセル化事業	84の内数	79の内数	—	環境省
517	新宿御苑において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討します。（環境省）	（社）日本植物園協会や各植物園と連携し、絶滅危惧植物の種子の保存を進めている。また、ラン科原種等の歴史的な価値の高い植物を適切に保存するとともに、蓄積した知見について情報提供の仕組みを検討している。	—	—	継続して実施することが重要。	希少固有動植物野生回復促進特別事業	22の内数	22の内数	20の内数	環境省
518	多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。（環境省）	超低温保存技術の国際標準化を含めた国際連携を検討するため、ロシア及びアジア各国との国際会議を開催した。	—	—	平成22年度で事業終了	環境試料タイムカプセル化事業	84の内数	79の内数	—	環境省
2.	微生物資源の利用と保存									
2. 1	微生物資源の利用									
519	独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。（経済産業省）	具体的な進捗状況については、520及び521を参照。	—	—	名古屋議定書が発効すれば、それに沿った対応が必要。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省
520	独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア（平成14年）、ベトナム（平成16年）、ミャンマー（平成16年）、タイ（平成17年）、中国（平成17年）、モンゴル（平成18年）の6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。これにより、資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスの確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、わが国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。（経済産業省）	20年度新たにブルネイの政府機関との協力関係を構築した。インドネシア、ベトナム、タイ、中国、モンゴル、ブルネイとは協力関係を継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	—	—	ベトナム、モンゴル及びブルネイに関しては、利用に関する技術移転がまだ十分ではないため、今後も引き続き行っていく。インドネシア、タイ、中国については、十分な技術を有するため、生物遺伝資源機関同士の関係を醸成していく。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省
521	独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（平成16年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、人材育成、保存されている遺伝資源の共有化などの取組を引き続き実施していきます。（経済産業省）	定期的なアジア・コンソーシアム会合を開催し、左記取組を実現するため個別のタスクフォースを設立し、情報交換を行っている。	—	—	遺伝資源機関とのネットワークの構築及び保存されている遺伝資源の共有化については、検討メンバー国間において試行段階であり、順次アジア・コンソーシアム参加国全体へ拡大していく予定。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
522	国立遺伝学研究所、理化学研究所「バイオリソースセンター」及び国立大学等の研究室が、基礎・基盤研究用微生物の収集、保存、提供を行っています。また、平成14年より、文部科学省「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において基礎・基盤研究に重要な6種の微生物資源に焦点をあて、中核的拠点を整備し、収集、保存、提供事業を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に取り組んでいます。（文部科学省）	プロジェクトの実施機関において、生物遺伝資源の収集・保存・提供体制の整備が進み、順調に進捗している。	—	—	プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。また、貴重なバイオリソースを絶やさないため、バックアップ体制の整備を進める。	研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト） 独立行政法人理化学研究所運営費交付金	1,368 59,190の内数	1,338 58,312の内数	1,325 58,378の内数	文部科学省
2. 2 微生物資源の保存										
523	農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進めます。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用の基盤を整備します。（経済産業省、農林水産省）	品質管理の促進及びrDNAデータ付加率の向上を行っている。	—	—	微生物資源の学術的分析、収集、提供を更に進める。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省
524	日本国内における微生物遺伝資源機関連携のために、国内23機関（平成21年8月現在）でオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めています。（経済産業省、文部科学省、農林水産省）	6機関での連携を実施し、利用者の検索が可能。	—	—	国内BRC23機関の連携に向けて整備を進める。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省
525	平成20年度までに独立行政法人製品評価技術基盤機構に約5.3万株の微生物及び5.6万個の微生物由来のDNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のため提供を行っています。（経済産業省）	約7.5万株の微生物及び約8.9万個の微生物由来DNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のための分譲を行っている。	—	—	微生物株及び微生物由来DNAクローンの収集及び提供を更に進める。	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,393の内数 運営費交付金	7,156の内数 運営費交付金	7,040の内数 運営費交付金	経済産業省
526	微生物資源の保存については、独立行政法人農業生物資源研究所の保存点数2.4万点（平成18年度末）を2.5万点（平成22年度）とします。（農林水産省）	食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（平成23年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源24.6万点、微生物2.7万点、動物1万点、DNA31.1万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	—	—	ジーンバンクとして、ABS名古屋議定書の採択やITPGRへの加盟検討などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	農業生物資源研究所運営費交付金	7,210の内数	6,982の内数	6,882の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3.	バイオマス資源の利用									
3. 1	バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進									
527	バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	平成23年4月末現在、318地区がバイオマスタウン構想を策定し、関係府省による確認の上、バイオマスタウンとして公表。	②	バイオマスタウン構想の策定を契機として、バイオマス利用を特色とした地域づくりに成功した市町村の事例が存在しており、適切な手法でバイオマスの活用を行うことによって地域の活性化が可能となることが実証された。	バイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在。 平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス活用推進基本法に基づく新たな「市町村バイオマス活用推進計画」について、確実な効果の発現が図られるよう、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等を行いつつ、計画策定を推進。また、バイオマス活用推進会議等において策定の進捗状況を確認するなど、フォローアップを実施。（※従来のバイオマスタウン構想の募集・公表は平成23年4月28日をもって終了。）	環境バイオマス総合対策推進事業 バイオマス資源活用促進事業	309 —	— 129	— —	農林水産省
528	バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設などの一体的な整備などを実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。（農林水産省）	バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想の実現・実践、バイオマスタウンの形成に向けた施設整備についての支援を実施。	②	バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想の実現・実践、バイオマスタウンの形成に向けた施設整備等への支援によって、バイオマス利用を特色とした地域づくりに成功した市町村の事例が存在しており、適切な手法でバイオマスの活用を行うことによって地域の活性化が可能となることが実証された。	バイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在。 地域の取組に対する支援措置について、事業効果を把握・検証する仕組みの構築など、事業効果の実現性を高めるための見直しを実施。	地域バイオマス利活用交付金 バイオマス地域利活用交付金	11,164 —	3,350 —	— 2,251	農林水産省
529	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。（環境省）	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進するための支援を着実に実施。	②	自然界における適正な物質循環を確保し、廃棄物の最終処分量の抑制に資するため、循環型社会形成推進交付金による支援により、廃棄物系バイオマスの利活用の推進を着実に実施。 平成22年度においては、有機性廃棄物リサイクル推進施設として17施設を対象に交付。	循環型社会形成推進交付金による市町村への支援を継続。	循環型社会形成推進交付金	53,272の内数	46,813の内数	41,762の内数	環境省
530	下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進します。（国土交通省）	平成22年3月に「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を策定。 下水道バイオマスのリサイクル率は、平成20年度時点で、汚泥燃料利用で0.7%、消化ガス利用で13.0%、緑農地利用で9.7%となっている。	②	社会資本整備交付金により事業を実施し、下水汚泥のバイオマスの利用を促進。	社会資本整備重点計画（H21年閣議決定）においては、下水道バイオマスリサイクル率を2012年までに39%（2008年時点で23%）にすることを目標に掲げており、その目標達成に向けて、下水道バイオマスのさらなる利用を促進する。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	632772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
531	平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組を促進します。（経済産業省）〔再掲（2章6節1. 1）〕	平成22年11月に、エネルギー供給構造高度化法に基づき、基本方針及び非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準を制定した。	②	エネルギー供給事業者において、エネルギー供給構造高度化法に基づき、基本方針及び非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準を踏まえて非化石エネルギー源の利用に取り組んでいる。	非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準等を踏まえて非化石エネルギー源の利用に着実に取り組む。	—	—	—	—	経済産業省
3. 2	国産バイオ燃料の推進									
532	平成19年度より、原料の調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業を進めるなど、平成23年度に単年度5万キロリットルのバイオ燃料の生産を目指します。（農林水産省）	平成22年度は、全国26地区において原料の調達、燃料の製造・供給まで地域一体となった実証事業を実施。	②	平成22年度は、全国26地区の実証事業全体で約24,600kL/年のバイオ燃料を製造し、製造効率等の向上に向けた課題を抽出するとともに、製造過程で発生する副産物の有効利用を図るための実証を実施するなど、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を着実に推進。	引き続き、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するとともに、技術実証で明らかとなった課題解決に向けた取組を推進。	バイオ燃料地域利用モデル実証事業等	2,914	3,131	2,903	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
533	平成19年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノール生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度からは稲わらなどのソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行います。（農林水産省）	平成22年度は、全国4地区においてソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料製造・利用まで一貫した技術実証を実施。	②	効率的なバイオ燃料製造に向けて、収集・運搬におけるコスト削減方法の実証や、各製造工程における製造効率向上技術の実証等が進展。	引き続き、食料供給と両立するバイオ燃料生産を推進する観点から、稲わらや間伐材等の非食用資源を原料としたバイオ燃料生産を推進。	ソフトセルロース利活用技術確立事業	2,467	1,345	454	農林水産省
534	バイオ燃料の技術開発に向けた「バイオ燃料技術革新計画」に基づき、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術開発を図ります。また、バイオ燃料製造のみならず、セルロース系バイオマスから化学汎用製品の製造、プロパノール、ブタノール製造の技術開発を行い、バイオマス資源の総合利活用を進めます。（経済産業省）	平成23年度はセルロース系バイオマス原料を革新的技術を用いてバイオ燃料を高効率に製造する研究開発を21件実施	②	当該計画では2020年度に食糧と競合しないセルロース系エタノール20万L/年等の導入を見込んでおり、その実現に向けた2015年度の技術確立に向けた研究開発を加速して実施している。	平成22年度末に事業の適正性を評価する技術評価委員会を開催し、各研究テーマの継続の可否を判断し、テーマの選択と集中を行った。継続が決定したテーマは、評価結果に基づき実用化に向けて、重点課題を整理し、研究開発を実施している。 今後、事業主体を明確にして事業化を見据えた事業モデルの構築を目指す。	バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発(NEDO)	3,640	3,458	2,564	経済産業省
535	平成19年度より宮古島及び大都市圏などにおいてバイオエタノール3%混合ガソリン（E3）などの大規模実証を各省と連携して着実に進めています。また、建築発生木材を利用した国産バイオ燃料製造設備の拡充などへの支援を進めています。（環境省）	首都圏、近畿圏及び沖縄県宮古島において、廃木材やサトウキビの廃糖蜜等の食料と競合しないバイオマスから製造したバイオエタノールを用いて、バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の導入拡大に向けた大規模実証を実施している。 平成23年度からは、沖縄において、石油元売りの参画を得た上で、実証事業から民間事業への移行を図るためのバイオ燃料本格普及事業を実施している。	②④	バイオマスの利活用の推進に向けて、バイオ燃料の流通体制や品質管理状況等に関する実証が行われるとともに、民間ベースでのバイオ燃料供給の実現に関する技術的・経済的・社会的課題についての知見が得られた。	引き続きバイオマスの利活用の推進に向けて、民間ベースでのバイオ燃料供給のため、実証事業の実施を通じて技術的・経済的・社会的課題等の解決を図ることが必要。	バイオ燃料導入加速化事業	1710	2355	2355	環境省
536	平成21年度より、バイオエタノール10%混合ガソリン（E10）の導入環境の整備のために必要な実証事業などを行っています。（環境省）	平成21年4月～平成23年3月にかけて、E10の導入環境の整備を目的として、E10対応車の走行を含めた実証事業を大阪・十勝・秋田の各地域において実施した。	②④	バイオマスの利活用の推進に向けて、E10の導入環境の整備に関する車両・給油設備等への影響の確認等がなされ、技術的な課題の解決が図られた。	措置済み。	高濃度バイオ燃料実証事業	151	151	—	環境省
537	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進します。（環境省）	循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化、メタン化などを行う施設の整備を推進するための支援を着実に実施。	②	自然界における適正な物質循環を確保し、廃棄物の最終処分量の抑制に資するため、循環型社会形成推進交付金による支援により、廃棄物系バイオマスの利活用の推進を着実に実施。 平成22年度においては、エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設として28施設を対象に交付。	循環型社会形成推進交付金による市町村への支援を継続。	循環型社会形成推進交付金	53,272の内数	46,813の内数	41,762の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
第3節 普及と実践										
1. 普及広報と国民的参画										
1. 1 普及広報と国民的参画の推進										
538	国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、生物多様性に対する社会の認識を高めるとともに、多様な主体の連携と各主体の取組を強力に推進します。（環境省）	経済界、メディア、NGO、自治体、関係省庁等の参画を得て、「地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」を2010年1月に設立し、国際生物多様性年に関する記念事業の推進、連携実施等を行った。	①	官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置・運営し、同国際年の記念事業となる普及広報活動を実施するため、多様な主体の連携と各主体の取組を推進した。	2010年にて国際生物多様性年は終了。 国連により、国連生物多様性の10年（2011～2020年）が定められたことから、地球生きもの委員会を改組し、同10年の推進母体とする。	国際生物多様性年 関連経費	—	50 の内数	—	環境省
539	生物多様性の重要性を一般の人々の生活や企業活動の中に浸透させていくため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開するとともに、生物多様性に関するイベントなどを開催することにより、市民レベルでの関心を盛り上げます。（環境省）	ナゴヤメッセ2010、エコプロダクツ2010等の各種環境総合展示会やCOP10交流フェアへのブース出展、COP10名誉大使の活動支援等、さまざまな機会・活動を通じて、生物多様性に関する情報を発信し、市民に対する普及広報活動を行った。	①	さまざまな機会・活動とタイアップして、生物多様性に関する情報発信を行い、一般市民が日常の暮らしの中で生物多様性について関心をもち、考えるきっかけを提供した。	情報発信に有効な機会・場について検討の上、それらを活用しながら、引き続き生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」 推進費 国際生物多様性年 関連経費 国連生物多様性の 10年推進事業費	213 の内数	20 の内数 281 の内数	— — 59 の内数	環境省
540	特に2010年（平成22年）は、わが国でCOP10が開催されるとともに、国連の「国際生物多様性年」であることから、「国際生物多様性の日」（5月22日）を中心として、さまざまなイベントなどを開催することにより、生物多様性の社会への浸透を図ります。（環境省）	「地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」の活動を通じ、国際生物多様性の日を中心として各主体が行う国際生物多様性年に関するさまざまな記念事業の推進、連携実施等を行った。	①	それぞれの主体に対応した取組を推進し、例えばグリーンウェイブ2010では、約11万人の青少年を中心とした参加者により、約25万本の苗木が植樹されるなど、全国の一般市民が生物多様性について関心をもち、考えるきっかけを提供した。	2010年にて国際生物多様性年は終了。	国際生物多様性年 関連経費	—	281 の内数	—	環境省
541	生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワード「地球のいのち、つながり」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。（環境省）	コミュニケーションワード及びロゴマークについて、ホームページで紹介し、また、シールや展示パネル等の普及広報ツールを制作し、各種イベントで配布・展示するとともに、企業・自治体等から希望があれば随時貸与・提供した。	①	イベント等の場を利用してコミュニケーションワード及びロゴマークの普及に努め、分かりやすく市民に生物多様性の認識を広めることに寄与した。 （参考：独自のウェブ調査では、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、48%（平成19年10月）から80%（平成22年11月）に推移。）	コミュニケーションワード及びロゴマークを引き続き有効に活用しながら、生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」 推進費 国際生物多様性年 関連経費 国連生物多様性の 10年推進事業費	213 の内数	20 の内数 281 の内数	— — 59 の内数	環境省
542	広く国民に対して、生物多様性に関するさまざまな情報発信を行うため、著名人などによって構成される「地球いきもの応援団」について、メンバーの拡充を行うなど、活動を推進・強化します。（環境省）	平成22年度は、「地球いきもの応援団」に新たなメンバー4人を加え、計29名に拡充するとともに、生物多様性関連イベントに延べ34名出演するなど、一般市民やマスコミに対する露出度を高めつつ、生物多様性に関する情報発信を行った。	①	一般市民やマスコミに対する「地球いきもの応援団」の露出度を高めることで、生物多様性に関心の低い層に対しても、生物多様性について興味をもってもらうきっかけを提供した。 （参考：独自のウェブ調査では、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、48%（平成19年10月）から80%（平成22年11月）に推移。）	「地球いきもの応援団」を引き続き有効に活用しながら、生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」 推進費 国際生物多様性年 関連経費 国連生物多様性の 10年推進事業費	213 の内数	— 281 の内数	— 59 の内数	環境省
543	日常生活における生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組を分かりやすくリスト化して公表することにより、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。（環境省）	生物多様性のために国民一人ひとりができる行動を「国民の行動リスト」として公表するとともに、生物多様性のために自分ができることを宣言する活動「MY行動宣言」を呼びかけ、2万人以上の一般市民から参加を得た。	①	生物多様性に配慮した取組をリスト化して公表し、さらに「MY行動宣言」に参加してもらうことで、国民が自主的に生物多様性に配慮した取組を行うきっかけを提供した。	「国民の行動リスト」及び「MY行動宣言」を引き続き有効に活用しながら、生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」 推進費 国際生物多様性年 関連経費 国連生物多様性の 10年推進事業費	213 の内数	— 281 の内数	— 59 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
544	生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安となる認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を平成22年度に実施した。（環境省）	国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安となる認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を平成22年度に実施した。	①	消費者が生物多様性に配慮した商品を選択・選択する上で適切な判断を行うために必要となる認証制度に関する情報収集を実施した。	国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安とするべく、収集した情報をもとに、認証制度の概要等について広く国民に情報提供を行う施策等の検討を推進する。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費	—	300 の内数	—	環境省
545	毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに、全国各地で白書を読む会を開催することなどにより、広くその普及に努めます。（環境省）	平成23年版生物多様性白書について、平成23年6月7日に閣議決定され、第177国会に提出された。 全国8箇所において白書を読む会を開催し、合計420人が参加した。 白書については、全国の書店で販売するとともに、子ども白書、図で見る白書を作成し配布した。また、それらについては、Web上でも公開を行った。	①	生物多様性白書、子ども白書、図で見る白書の作成にあたっては、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努めた。	引き続き毎年生物多様性白書を作成していくとともに、広く国民への普及に努める。	生物多様性年次報告策定事務費	9	11	11	環境省
546	「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では全体の36%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。（環境省）	「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、パンフレットの配布、生物多様性ホームページの運営管理、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。	①	平成22、23（※）年度は生物多様性の社会への浸透に関する世論調査は未実施であり、達成状況は不明。 ※東日本大震災のため	「生物多様性」という言葉の認知度を上げるだけでなく、生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 国際生物多様性年関連経費 国連生物多様性の10年推進事業費	213 の内数	20 の内数	—	環境省
547	「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では20%でしたが、その認知度を平成23年度末までに30%以上とすることを目標とします。（環境省）	平成22年3月に生物多様性国家戦略2010閣議決定し、冊子のほかホームページで公開するとともに、同戦略内容を平易に解説したパンフレットを作成し12000冊以上配布した。 生物多様性ホームページの運営管理、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、生物多様性国家戦略の内容について一般市民への周知を図った。	—	—	「生物多様性国家戦略」という言葉の認知度を上げるだけでなく、国民の理解を深める方策の充実が必要 引き続きパンフレットの配布やWebでの公開を行い、生物多様性国家戦略の普及啓発に努めるとともに、内容についても理解を深めるための取組を充実させる。 平成24年中に予定している生物多様性国家戦略の改定に向け、次期生物多様性国家戦略の方向性等について意見を募る地方座談会及び次期国家戦略の論点を幅広く周知する地方説明会を、それぞれ全国8箇所程度で開催する予定。	生物多様性基本施策関係経費 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 国際生物多様性年関連経費	49 の内数	47 の内数	47 の内数	環境省
548	「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件（朝日、毎日、読売）ですが、平成23年度には1,000件まで増加させることを目標とします。（環境省）	「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、報道発表、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。平成23年度上半期では、372件であった。	①	COP10開催期間中に「生物多様性」の新聞掲載頻度が飛躍的に上がり、その後は下降気味だが、2010年の某新語・流行語大賞の候補に「生物多様性」がノミネートされるほど社会に浸透した。	「生物多様性」という言葉の使用頻度の増加だけでなく、生物多様性に対する国民の理解を深める方策の充実が必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 国際生物多様性年関連経費 国連生物多様性の10年推進事業費	213 の内数	20 の内数	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
549	地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知に努めるとともに、ホームページなどを通じて地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。平成22年3月現在、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は6県（13%）でしたが、COP11（2012年）までにすべての都道府県（100%）が策定に着手していることを目標とします。（環境省）	平成22年6月から7月にかけて全国7カ所で地方公共団体を対象に生物多様性地域戦略についての説明会を実施した。 平成22年度より地域生物多様性保全活動支援事業を開始し、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定するための費用について支援を行っている（平成22年度：7自治体、平成23年度：12自治体）。 平成23年3月より既に策定された生物多様性地域戦略の内容の比較、分析等の情報を環境省の生物多様性ホームページに掲載している。	①	生物多様性地域戦略策定については、13道県9市で策定された。また、都道府県では10都府県で策定に着手した。（平成23年7月） 都道府県による生物多様性地域戦略の策定着手率47%（平成23年7月）	今後も、引き続き、都道府県及び市町村に対して、「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知、策定事例を始めとした関連情報の提供、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定の支援を進める。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 地域生物多様性保全活動支援事業	213の内数 130の内数	20の内数 242の内数	— 242の内数	環境省
550	都道府県、市町村が、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討します。（環境省）	都道府県、市町村が、流域圏などの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討を開始したところ。	③	流域圏などの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討をしているところ。	検討を継続し、結果を指針としてとりまとめることが必要。	—	—	—	—	環境省
551	事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間参画ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進などを働きかけます。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します。（環境省）〔再掲（同節2.1）〕	「生物多様性と民間参画」に関するホームページを作成し、同ガイドライン本体及びパンフレット（日英）をダウンロードできるように整備するとともに、また、国際会議等の場において同ガイドラインの周知・配布を行った。	①	ホームページの作成、国際会議等での周知等を実施したことにより、生物多様性民間参画ガイドラインの幅広い主体に対する普及広報、事業者に対する活用促進に寄与した。	引き続き、生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報、活用促進などを働きかけるとともに、海外に向けた発信に努めることが必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	213の内数	20の内数	—	環境省
552	「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような、事業者が生物多様性に配慮して活動することを宣言する仕組みなど、生物多様性に配慮した取組に対する事業者のインセンティブを高めるための枠組みについて検討します。（環境省）	日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会に協力し、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に関する民間の参画を推進するプログラム「生物多様性民間参画イニシアティブ」を2010年5月25日に設立した。	①④	「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の趣旨を受け継いだ国内の枠組み構築に貢献した。	「生物多様性民間参画イニシアティブ」を推進する「生物多様性民間参画パートナーシップ」について、その活動実績や今後の活動方針等の評価に協力する。	—	—	—	—	環境省
553	食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、COP10を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）〔再掲（1章4節1.1）（1章6節1.1）〕	全国各地で取組が行われている生きものマークを活用した取組事例を紹介したガイドブック及び食料生産と生物多様性保全を両立する取組として特徴的な事例についても現地での課題等も含め紹介した冊子を作成し、イベント等を活用して、普及に努めた。また、COP10の期間中には、農林水産業の生物多様性保全への貢献について、サイドイベントやパネル展示を通じて、消費者や国内外の関係者へ情報発信を行った。	①	農林水産業の営みが生物多様性保全に貢献していることを、消費者のほか、国内外の関係者に対して、資料の配付や説明を行うことにより、理解を深めることができた。	引き続き、消費者や関係者に対して、生物多様性保全に貢献する農林水産業の取組への理解を促進していくとともに、生物多様性保全に資する農林水産業の取組が拡大していくよう、各種イベント等を通じて普及を図っていく。	農林水産生きものマークモデル事業 生物多様性向上農業拡大事業	10 —	— 30	— —	農林水産省
554	全国各地で開催される環境関係の展示会に参画し、参加・来場する事業者に対し生物多様性に配慮した事業活動の推進を促すとともに、来場する国民に対し生物多様性に配慮した消費生活の重要性や企業活動に関する情報提供を行い、生物多様性に配慮した事業活動の活性化を推進します。（環境省）	各種環境総合展示会やCOP10交流フェア等へのブース出展を通じて、「生物多様性民間参画ガイドライン」の周知を行うとともに、生物多様性に関する各企業・団体の取組紹介を行った。	①	環境にやさしい企業行動調査（H22年）によると、生物多様性の保全への取組と企業活動のあり方については、「企業活動と大いに関連があり、重要視している」と回答した企業の割合は17.2%となっており、昨年度（13.4%）より増加。 また、事業活動における生物多様性保全の取組状況についても、「方針を定め、取組を行っている」「方針は定めていないが、取組は行っている」を合わせて24.5%となっており、生物多様性保全の取組を行っている企業が年々増加している。	環境総合展示会等において情報提供を行い、生物多様性に配慮した事業活動の活性化の推進に努める。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 国際生物多様性年関連経費	213の内数 —	20の内数 281の内数	— —	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
555	生物多様性の保全に配慮した農林水産業の普及・啓発など、さまざまな主体の自主的な行動を促すための仕組みを検討します。（環境省、農林水産省）	生物多様性の保全に配慮した農林水産物に適用する認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を実施した。 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策検討会を平成21年より開催し、取りまとめを行った。その検討結果について、平成23年7月に閣議決定をした新たな森林・林業基本計画及び全国森林計画に反映。	①③	消費者が生物多様性に配慮した商品を選択する上で適切な判断を行うために必要となる認証制度に関する情報収集を実施した。	収集した情報をもとに、生物多様性の保全に配慮した農林水産物に適用する認証制度の概要等について広く国民に情報提供を行う施策等の検討を推進する。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費 —	—	300の内数 —	—	環境省 農林水産省
556	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。（環境省） 〔再掲（同節4. 2）〕	東京に設置した「地球環境パートナーシッププラザ」及び、全国7カ所（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州）に設置した「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域レベルでのパートナーシップ促進のための取組を実施。具体的には、ホームページ、メルマガによる情報発信、環境政策についての情報、意見交換会を実施している。	—	—	様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ／地方EPOの機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題。	・「地球環境パートナーシッププラザ運営費」 ・「地方環境パートナーシップ推進費」	—	183	161	環境省
557	活動を行う民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者に情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングするような仕組みなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みを検討します。（環境省、農林水産省、国土交通省）	市町村による地域連携保全活動計画の策定や地方自治体による関係者間の連携及び協力のあっせんや情報の提供を行う拠点としての機能を担う体制の確保等を盛り込んだ、地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律を平成22年12月に制定した。 国有林において、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。 国有林において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	①②	基本戦略にある「民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者のニーズのマッチングなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討」について、市町村による地域連携保全活動計画の策定や地方自治体による関係者間の連携及び協力のあっせんや情報の提供を行う拠点としての機能を担う体制の確保等を盛り込んだ、地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律を平成22年12月に制定し、達成した。 国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動が推進された。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	法律の施行（平成23年10月1日）後、法の適切な活用推進を図っていく。 引き続き、市民団体や地域住民と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。 引き続き、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進する。	— 森林保全管理等に必要な経費	— 1,791の内数	— 1,656の内数	— 1,814の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
558	人間のさまざまな働きかけを通じて自然環境が維持・保全されてきた地域については、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地所有者、企業など多くの主体が協働して、自然環境の保全活動を地域に根づいた適切な維持管理方法で持続的に進めるための措置を検討します。（環境省、農林水産省）	平成22年3月に多くの主体が協働で取り組んでいる全国の事例を分析し、多様な主体の参加における参加形態と課題等についての整理を行った。 平成23年7月に里地里山保全・活用検討会議において多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築に向けた検討を開始した。 国有林において、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。 国有林において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	②	都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討を開始した。（平成23年7月、里地里山保全・活用検討会議において検討） 国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動が推進された。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。	土地法制、資源管理など、いくつかの観点からコモンズ概念の整理した上で、「新しいコモンズ」の位置づけについて検討し、多様な主体が参加できるよう仕組みづくりを検討することが必要。 引き続き、市民団体や地域住民と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。 引き続き、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進する。	— 森林保全管理等に必要な経費	— 1,791の内数	— 1,656の内数	— 1,814の内数	環境省 農林水産省
559	生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。また身近な生きものに着目したモニタリング制度を検討します。（環境省）〔再掲（2章5節2.1）（2章6節1.1）〕	身近な生きものの分布情報を、ウェブサイトなどを通じ収集する市民参加型調査（「いきものみつけ」）を実施し、調査結果やとりまとめ結果をウェブサイト上で公開した。	①	市民参加型調査を進め、その結果を広く公表した。	—	温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業	100	100	—	環境省
560	多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。（国土交通省）	国が管理する一級水系のうち65水系で河川整備計画を策定し、その中で河川環境の整備と保全に関する事項を定めている。（平成23年4月1日現在） 全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	③	多自然川づくりを実施することで、河川・湿原などの保全・再生が進んだ。	今後河川整備計画を策定する水系についても、引き続き策定にあたって河川環境の整備と保全に配慮した内容とする。 引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名										
							H21	H22	H23											
561	「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」、「4 教育・学習」、「5 人材の育成」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	経済界、メディア、NGO、自治体、関係省庁等の参画を得て、「地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」を2010年1月に設立し、国際生物多様性年に関する記念事業の推進、連携実施等を行った。 平成22年度はアドバイザーの派遣を行い、エコツーリズムを推進する地域を支援した。平成23年度からは地域コーディネーターを活用してエコツーリズムに取り組む地域に対し支援を行っている。 国有林において、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。 国有林において、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。 各地において、地方公共団体、市民等と連携した河川管理を行い、除草や外来種対策等を実施している。 一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成21年度28件、平成22年度13件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	①②	官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置・運営し、同国際年の記念事業となる普及広報活動を実施するため、多様な主体の連携と各主体の取組を推進した。 地域が主体となった自然ふれあい活動のためには、その活動を先導する人材の存在が不可欠であり、その育成は大変効果的であることから、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。 国有林野をフィールドとして、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林保全活動が推進された。 国有林では、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進した。 生物多様性の市民への普及 港湾の持つ豊かな自然環境（生物多様性を有する場）については、NPO等が、体験活動や体験学習を通じて、その意義を広く一般市民へ浸透させている。 NPO等が主体的に各種活動を実施できる体制が整ってきた。	2010年にて国際生物多様性年は終了。 国連により、国連生物多様性の10年（2011―2020年）が定められたことから、地球生きもの委員会を改組し、同10年の推進母体とする。 引き続き、地域主体の活動を支援し、地域協働による自然ふれあいの推進をサポートすることとする。 引き続き、市民団体や地域住民と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。 引き続き、人と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを全国に広げる取組を推進する。 引き続き多様な主体が連携した河川管理を推進する。 引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	国際生物多様性年関連経費 国連生物多様性の10年推進事業費 エコツーリズム総合推進事業 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業 森林保全管理等に必要な経費 河川事業費 港湾整備事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	—	281の内数	—	—	126の内数	126の内数	—	400の内数	1,791の内数	1,656の内数	1,814の内数	環境省	農林水産省	国土交通省
2. 経済的措置																				
2. 1 経済的措置																				
562	生物多様性の地球規模の損失と経済的視点の関連性を把握するため、「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」と連携し、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの分析を推進します。また、こうした研究の成果や国際的議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手します。（環境省）〔再掲（2章4節1. 1）（2章5節1. 2、3. 1）〕	生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究を収集整理し、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る今後の検討プロセスについての議論を行った。 「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	④	「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	引き続き生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究の収集整理を行うと共に、価値評価の試行を行う。また、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る検討を推進する。さらに、「環境経済の政策研究」を通じて、生態系サービスの経済的価値の評価や、経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策のあり方に関する研究に対し支援を行う。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費（H22） 2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費（H23） 世界に貢献する環境経済の政策研究	—	300の内数	—	—	400の内数	400の内数	273の内数	環境省						
563	経済的措置の中でも、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間により自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図ります。（環境省）	国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安となる認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を平成22年度に実施した。	①	消費者が生物多様性に配慮した商品を選択し、適切な判断を行うために必要となる認証制度に関する情報収集を実施した。	国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安とすべく、収集した情報をもとに、認証制度の概要等について広く国民に情報提供を行う施策等の検討を推進する。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費	—	300の内数	—					環境省						

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
564	事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間参画ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進などを働きかけます。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します。（環境省）〔再掲（同節1. 1）〕	「生物多様性と民間参画」に関するホームページを作成し、同ガイドライン本体及びパンフレット（日英）をダウンロードできるように整備するとともに、国際会議等の場において同ガイドラインの周知・配布を行った。	①	ホームページの作成、国際会議等での周知等を実施したことにより、生物多様性民間参画ガイドラインの幅広い主体に対する普及広報、事業者に対する活用促進に寄与した。	引き続き、生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報、活用促進などを働きかけるとともに、海外に向けた発信に努めることが必要。	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	213 の内数	20 の内数	—	環境省
565	省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、持続的な投資が促進される市場の整備を行うための方策について検討します。（国土交通省）	環境に配慮した優良な不動産（環境不動産）の経済価値について 分譲マンションやオフィスビルの環境性能・価格データ等を収集・整理した上で分析を実施した。また、テナント企業の意識調査や、不動産の収益性とCO2排出量に関する指標の作成等を行った。更に、「環境不動産ポータルサイト」を作成し、コンテンツ更新を行った。	①	「環境に配慮した不動産の市場価値を適正に評価する仕組み」として、環境不動産ポータルサイトの作成や不動産の収益性とCO2排出量に関する指標について提案を行った。	引き続き、環境に配慮した優良な不動産に関する情報提供等の普及に努める。	環境に配慮した不動産市場の形成促進経費	15	10	—	国土交通省
566	希少野生動植物の保全や野生鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動や総合的な計画づくりの取組を支援します。（環境省）	地域生物多様性保全活動支援事業により、生物多様性の保全・再生に資する地域の活動並びに生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成及びその実証を支援（平成22年度：38団体、平成23年度：36団体（予定））。	①	地方公共団体やNGO、地域住民など多くの主体が、生物多様性の保全に関する活動を各地で進めることに貢献。	引き続き、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援を実施する。	地域生物多様性保全活動支援事業	130	242	242	環境省
567	都市公園の整備、緑地の保全などに対する支援や、緑化対策事業などに対する補助や自然環境整備交付金を活用した地域整備事業の促進を行います。（国土交通省、農林水産省、環境省）	都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区土地買入実績 594ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区土地買入実績 588ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha（平成22年3月） 歴史的風土特別保存地区土地買入実績 799ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに都市公園等が約1,677ha増加するなど、都市公園の整備や緑地の保全等の取り組みに対し、財政的支援を着実に実施し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑地の保全等の地方公共団体の取組みに対し、引き続き財政的支援を行う。	都市公園・緑地保全等事業 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	105,071 の内数 — —	36,846 の内数 2,200,000 の内数 —	33,199 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
568	「地球環境基金」、「河川整備基金（せせらぎ・ふれあい基金）」、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。（環境省、国土交通省、農林水産省）	「地球環境基金」：平成22年度事業として153件458百万円を助成 環境整備対策部門について平成22年度5件、平成21年度4件、平成20年度4件を助成。 「緑と水の森林基金」：383件、384百万円の事業を実施した。	①②③④	民間団体の環境保全活動への支援により多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き、（独）環境再生保全機構において、「地球環境基金」による民間団体の環境保全活動への助成を実施 引き続き実施 引き続き、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行う。	—	—	—	—	環境省 国土交通省 農林水産省
569	生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。（環境省、農林水産省）	引き続き講じられている。	—	—	特定公益増進法人に係る優遇措置は、公益法人改革により、新法に基づく公益法人等に係る優遇措置に移行	—	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
570	自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の保全に資する保護地域制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園など、特別緑地保全地区などでは民有地の買入れの制度があります。（環境省、国土交通省）	近郊緑地特別保全地区指定状況 3,516ha（平成22年3月） 近郊緑地特別保全地区土地買入実績 594ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区の指定状況 2,293ha（平成22年3月） 特別緑地保全地区土地買入実績 588ha（平成22年3月） 平成22年度は吉野熊野国立公園「大峰山地区」内の特別保護地区、第一種特別地域に所在する民有地701.7㌥を買上げた。	③	平成21年度には、新たに近郊緑地特別保全地区：3.20ha、特別緑地保全地区：7.51haが買入れられ、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑地の保全等の地方公共団体等の取組みに対し、交付金等により引き続き財政的支援を行う。 国立公園等のうち、自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地買上げを促進し、これら地域の保護管理の強化を図る。	古都及び緑地保全等事業費補助 緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金 特定民有地買上事業費	4,405 の内数 5,458 の内数 — — 244	456 の内数 637 の内数 2,200,000 の内数 — 244	362 の内数 67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数 117	国土交通省 環境省
571	国民からの寄付金を用いて、自然保護のために自然の豊かな民有地を買入れて管理を行い、保全を図っていくとするナショナル・トラスト活動や、社団法人ゴルフの緑化推進協力会による緑化事業など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。（環境省）	「ナショナル・トラストの手引き」改訂版、企業遊休地等を活用したナショナル・トラスト活動の推進のためのリーフレット等、普及啓発のための資料を作成、配布した。 公益法人改革に際し、ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置に関する通知を各地方自治体に発出し、生物多様性保全に資する自然環境保全活動の活発化に寄与した。	③	47都道府県に「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置に関する通知」を発出することで、従来の社団法人・財団法人の公益社団法人・公益財団法人への移行に際する地方自治体の協力を促すことが出来た。 更に、「自然環境保全法人認定要領について（平成23年4月1日 環自総発第110401018号）」を周知したため、地方自治体から問い合わせがあり、昭和60年来、「自然環境保全法人」の存在を再認識して頂く契機となった。		自然環境保全調査費 （自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費）	4	—	—	環境省
572	社団法人国土緑化推進機構や都道府県緑化推進委員会は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき「緑の募金」運動を行っており、その募金を活用して森林の整備、緑化を推進します。（農林水産省）	(社)国土緑化推進機構においては、310件、542百万円の事業を実施した。	①②③④	「緑の募金」を活用した森林の整備、緑化を推進したことにより多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き、「緑の募金」を活用した森林の整備、緑化を推進する。	—	—	—	—	農林水産省
3. 自然とのふれあい										
3. 1 自然とのふれあい活動の推進										
573	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受入態勢の整備などを進めます。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省） 〔再掲（同第4.2）〕	平成20年度から平成22年度までに、文部科学省が指定した543校が活動を実施した。 平成20年度から平成22年度までに、農林水産省は、115地域の受入モデル地域の整備を行った。	①	自然とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちが、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会の増加に寄与。	引き続き子ども農山漁村交流プロジェクトを推進	豊かな体験活動推進事業 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部 広域連携共生・対流等対策交付金の一部 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 食と地域の交流促進対策交付金	1,050 — 973 640 — —	— 13,093 — 388 —	— 9,450 — 1,703	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
574	青少年の長期自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進します。（文部科学省）	平成22年6月～平成23年3月までの間に5,760人の指導者を養成した。 また、ニート、ひきこもり、非行少年などを対象に立ち直り支援、社会性や就労意欲の向上のための体験活動を実施し、2,988名が参加した。	①	自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進することにより、青少年の自然体験活動の機会を拡充した。	引き続き、指導者の養成に取り組むとともに、家庭や企業などへ自然体験活動への理解を求めていくための普及啓発を推進する。	（～H22）青少年体験活動総合プラン （H23）青少年の体験活動の推進	203	138	108	文部科学省
575	独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動などに対する支援などを通して、青少年の自然体験活動などを推進します。（文部科学省）	全国に設置する27の国立青少年教育施設を年間約273万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育や自然体験活動の指導者養成事業を各施設において47事業実施し、約2,000人（H22年度）が参加した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、1,429件（H23年度）を採択した。	①	施設を利用した青少年に、自然とふれあいの豊かさを実感できる機会を提供することができた。また、各事業の参加者に対するアンケート結果等によると、自然体験活動等を通じて環境に対する意識の高まりを見ることができた。	よりいっそう環境教育を推進していくために、施与少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	10,138の内数	9,761の内数	9,479の内数	文部科学省
576	優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。また、国立公園のビジターセンターなどを巡りながら、自然とふれあい、生物多様性を学ぶスタンプラリーを実施し、平成22年度から平成24年度ののべ参加者数を100万人とすることを目標とします。（環境省）〔再掲（1章2節2．3）〕	身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行った。 全国自然いきものめぐりスタンプラリーについては、事業年度途中から開始したことによる時間的制約、また実施初年度であることから事業が十分に浸透していないことなどにより目標達成度は低い水準にある。	②	国立公園をフィールドに自然環境保全や適正な利用に対する普及啓発が行を行っている。 子どもパークレンジャー参加者数について、平成23年3月の目標（1,300人）に対し、718人であった。天候等に左右される指標であるが達成率は55.2%と低い。 スタンプラリーポイントは全国のビジターセンター等にあるためスタンプラリーに参加することで、多くの人が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会の提供に大きく寄与している。	引き続き、ホームページに最新の情報を掲載するなど、各公園利用者のニーズに応える情報の発信を図る。 スタンプラリー参加施設を増加するとともに、記念品の魅力向上、及びより効果的な広報を行う	生物多様性国民運動関連事業費 自然生きものふれあい推進等事業費	—	55	—	環境省
577	環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設を紹介しているWebサイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成18年度の831,208／年から平成24年度には1,250,000／年に増加させることを目標とします。（環境省）〔再掲（1章2節2．3）〕	平成22年度は自然公園等における利用適正化に係る支援を実施するとともに、当該地域を含む全国各地へのアドバイザーの派遣を行った。なお、事業仕分けの指摘を踏まえ本件に係る平成23年度の予算計上を見送っているところ。	①	自然公園等におけるエコツーリズムの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	利用者の増加に伴う自然環境への負荷が増大しているため、引き続き利用の適正化が必要である。	エコツーリズム総合推進事業	126の内数	126の内数	—	環境省
578	自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。（環境省）〔再掲（1章2節2．3）〕	知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。 大台ヶ原の西大台利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。	③	自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の参画により進めたことにより、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、知床における適正な利用を推進する。	国立公園内生物多様性保全対策費	30	29	36	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
584	自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された「緑の少年団」の活動を促進します。（農林水産省）	緑の少年団全国大会参加団数：84団 全国緑の少年団活動発表大会参加団数：45団	①②③④	「緑の少年団」の活動を促進したことにより多様な森林づくりを推進し、森林の有する多面的な機能の発揮に貢献。	引き続き「緑の少年団」の活動を促進する。	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 森林づくり国民運動推進事業	128 の内数 —	— 121 の内数	— 60 の内数	農林水産省
585	国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。（農林水産省）	全国12地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所（平成22年度末現在）	①②	これまで全国18地域でフィールド等整備 「遊々の森」21箇所増加 上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに森林環境教育の取組を推進する。	地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策	73	618 の内数	—	農林水産省
586	水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊びの場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性の保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1.6）（同節4.2）〕	平成10年度に実施した「国土・環境保全に資する教育の効果高めるためのモデル調査」の検討結果を受け、翌年度から現在まで、(社)農村環境整備センター（現、(社)地域環境資源センター）による「田んぼの学校」が全国各地で実施されている。	①②	環境配慮施設の維持管理、農村地域の資源管理にかかる意識醸成等の場面において、農村環境に楽しく親しみ、世代や農家・一般住民の別に関わらず、地域住民が一体となって農村環境の重要性の認識を深める一つのツールとして各地で活用されている。	引き続き「田んぼの学校」の実施を推進する	—	—	—	—	農林水産省
587	生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などにより、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。（国土交通省）	生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施。	①②	生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地・里山環境の整備・保全、体験学習プログラムの提供等により、都市近郊の里地里山の保全・管理や、地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。	現行の取組の継続・拡充を図る。	国営公園整備費 国営公園維持管理費	21,147 11,589	16,306 11,375	17,359 11,318	国土交通省
588	都市公園などでは、地域のNP0や学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。（国土交通省）	都市公園において、地域のNP0などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等を実施。	③	都市公園において、地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあいを推進。	引き続き、都市公園において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。	—	—	—	—	国土交通省
589	都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。（国土交通省）	下水道分野の環境学習の推進のために、学習指導案の作成、ポータルサイトの創設・運営、環境学習の実施に必要な経費の助成金支援制の創設、パンフレットの作成：・配布、処理場見学会などの施策を実施。	①	環境教育の推進を通じ、生物多様性の社会への浸透に貢献	引き続き環境学習等を推進する。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
590	都心部に位置する国民公園（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑）の広大な緑地は、環境教育、環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、「母と子の森」などを活用し、自然資源を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。（環境省）	自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を実施した。特に、新宿御苑において「母と子の森」を活用し、自然資源を活かした「自然教室」を実施し、平成22年3月～23年7月までで、14回実施し、延1211名の参加者があった。	①	新宿御苑において「自然観察会」を実施し、都会にある貴重な自然とふれあう場を提供し、生物多様性の浸透に寄与している。	継続して実施することが重要。	—	—	—	—	環境省
591	川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子ども遊びやすい水辺の登録、利用促進など（「子どもの水辺」再発見プロジェクト）を行います。（国土交通省）〔再掲（1章8節4.1）（同節4.2）〕	河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成22年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所290箇所となっている。	①	「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより、自然を学ぶ体験学習に貢献した。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
592	子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育プログラムを作成し、インターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。（国土交通省）	学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した河川に関する様々な情報を発信している。	—	—	学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
593	河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。（環境省、国土交通省）〔再掲（1章8節5.4）〕	住民と協働し、毎年水生生物調査を実施し、結果について公表。 平成22年度の全国水生生物調査は約7万1千人の参加を得て行われ、夏休み期間を中心として、多くの学校（小中学校等：約46,000人）や、市民団体等（市民団体・子供会・観察会等：約22,000人）から参加が得られた。 全国の調査地点3,000地点のうち、全体の57%の地点でサワガニやカワゲラ等の指標生物の生息が確認され、「きれいな水」と判定された。	①	川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで水質（水のよごれの程度）を判定する調査を実施することによって、人と自然・生きものとのふれあいの機会をつくり、その中で生物多様性についての関心をもつきっかけを提供した。	水生生物調査に利用するパンフレット、下敷きの見直しを行う。 引き続き、河川等における水生生物調査を実施。	水質環境基準検討費 水質関連情報利用基盤整備費 河川事業費（うち国費） 社会資本整備総合交付金	— 4 1,073,945 の内数 (680,527 の内数) —	144 の内数 4 860,392 の内数 (667,035 の内数) 2,200,000 の内数	237 の内数 3 858,789 の内数 (643,434 の内数) 1,750,000 の内数	環境省 国土交通省
594	豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。（農林水産省）〔再掲（1章9節2.3）〕	モデル事業を21年度17地区、22年度11地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	—	—	地域主導の活力ある漁村づくりの誘発	漁村地域力向上事業費	104	67	55	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
595	海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNP0などと連携しながら全国各地で展開します。（国土交通省）	一般の市民を対象に、NP0等との協働により、「海辺の自然学校」を平成21年度28件、平成22年度13件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	①	港湾の持つ豊かな自然環境（生物多様性を有する場）については、NP0等が、体験活動や体験学習を通じて、その意義を広く一般市民へ浸透させている。 NP0等が主体的に各種活動を実施できる体制が整ってきた。	引き続きNP0や地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	港湾整備事業費	219,500 の内数	165,489 の内数	166,649 の内数	国土交通省
596	平成20年4月にエコツーリズム推進法が施行され、同年6月にエコツーリズム推進基本方針が閣議決定されたことを踏まえ、立ち上がりの5年間として、エコツーリズムを推進する地域に対して支援を図ります。また、地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、法に基づく「全体構想」の策定を支援します。（環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省）	平成22年度は、グリーンツーリズムとの連携事業、アドバイザーの派遣、取組地域への指導・助言、情報提供、セミナー等の普及啓発等によりエコツーリズムを推進する地域を支援した。平成23年度は地域コーディネーターを活用してエコツーリズムに取り組む地域に対する支援を行っている。	①	地域に対するきめ細かなサポートにより全体構想策定の動きが徐々に活発化してきており、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	これまでのエコツーリズムの総合的な推進に加え、エコツーリズムを推進する地域を支援するきめ細かなサポートと、人材育成により、さらなる活動の活性化を図ることが必要。	エコツーリズム総合推進事業 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業	126 の内数 —	126 の内数 —	— 400 の内数	環境省
597	エコツーリズム推進法に基づき、関係省庁で構成するエコツーリズム推進連絡会議において、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。（環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省）	平成22年度に、エコツーリズム推進連絡会議を実施。また、農水省と連携しエコツーリズムとグリーンツーリズムとの連携事業を実施した。	①	省庁間の連携や情報共有により施策の前進が見られたことから、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	引き続き省庁間の連携を保ち、有識者によるエッセンスを加えた、最も効果的な施策の展開を図る必要がある。	エコツーリズム総合推進事業	126 の内数	126 の内数	—	環境省
598	エコツーリズムに関する特に優れた取組の表彰や全国セミナーを開催し、地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。（環境省）	平成22年度は全国セミナー、エコツーリズム大賞の表彰を実施し、Webサイトでその情報を配信した。 平成23年度は民間と協働してエコツーリズム大賞を実施予定。	①	エコツーリズムの効果的な普及啓発活動であったことから、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	より一層のエコツーリズムの普及啓発のためにはこれら具体的施策に国のイニシアティブが必要である。	エコツーリズム総合推進事業	126 の内数	126 の内数	—	環境省
599	旅行者の好みに応じたエコツアーを紹介するWebサイトの運営により国内向けに情報を提供しつつ、その英語版サイトを新設し、美しい日本の自然の魅力を世界へ発信します。（環境省）	平成22年度はエコツーリズムを普及させるため、Webサイト（エコツアー総覧）を運営し、取組を広く紹介した。 なお、事業仕分けの指摘を踏まえ本件に係る平成23年度の予算計上を見送っているところ。	①	総合的な情報発信によりエコツアーの参加者数の増加に寄与しており、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	エコツーリズムの普及のため民間事業者と協力しながら、様々なエコツアー、宿泊施設を紹介し、国民に情報を提供していくことが必要。	エコツーリズム総合推進事業	126 の内数	126 の内数	—	環境省
600	自然とふれあい、その仕組みを理解する活動の一環として、水辺を散策するためのフットパスを整備するなど、自然保護に配慮した観光の推進を図ります。（国土交通省）	平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設し、取組を実施。	—	—	水辺を散策するためのフットパスとしても活用可能な管理用通路の整備など、自然保護に配慮した観光に資する取組を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
601	緑豊かな農山漁村でゆとりある休暇を楽しむグリーン・ツーリズムを通じて、農林漁業体験や農山漁村での各種生活体験を推進するため、各種体験活動を指導するインストラクター（体験指導者）や地域を分かりやすく紹介するエスコーター（地域案内人）、体験活動の企画、調整などを行うコーディネーター（企画立案者）などのグリーン・ツーリズムインストラクターの育成を引き続き実施します。（農林水産省）	当該研修については、平成22年度より、補助事業ではなく、研修実施団体の自主事業として継続され、平成22年度は242人に対し研修を行った。	—	—	広域連携共生・対流等整備交付金が平成22年度限りで廃止されたが、当該研修については、民間団体が継続して実施。 引き続き、全国各地の都市農村交流等の促進を図ることが必要。	広域連携共生・対流等対策交付金の一部 食と地域の交流促進対策交付金の一部	638 の内数 —	653 の内数 —	— 1,703 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
602	インターネットのホームページを活用して、グリーン・ツーリズムや農山漁村の情報をはじめ、各種農林漁業体験メニュー、農林漁家民宿などの情報を都市住民に提供するとともに、各種メディアの活用や大都市圏でのグリーン・ツーリズムフェアの開催など農山漁村との出会いの場を提供します。（農林水産省）	都市と農山漁村の共生・対流に優れた取組を表彰し、webサイト等により情報を発信することにより広く普及。（HPアクセス数は、平成22年度140万件） 余暇法による農林業体験民宿について520戸（平成22年度）を登録し情報を発信。 また、グリーンツーリズム関連のイベントを開催し、農山漁村と都市との出会いの場を提供した。	—	—	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業が平成22年度限り廃止。（表彰については、民間団体が継続して実施。） 引き続き、全国各地の都市農村交流等の促進を図ることが必要。	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 食と地域の交流促進対策交付金の一部	52 —	52 —	— 1,703の内数	農林水産省
3. 2 自然とのふれあいの場の提供										
603	国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など）、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう集団施設地区などにおいて施設のユニバーサルデザイン化を推進します。また、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについて整備を実施します。（環境省）〔再掲（1章2節2. 4）〕	自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、平成22年度には全国で29の国立公園において、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、利用拠点における施設のユニバーサルデザイン化、その他利用の基幹となる施設を整備した。 また、国定公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進、自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成22年度には36都道府県に自然環境整備交付金を交付した。	—	—	—	自然公園等事業費	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省
604	国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。（環境省）〔再掲（1章2節2. 4）〕	平成22年度、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施。	③	自然再生事業を着実に実施することで、失われた自然環境の再生に貢献。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	自然公園等事業費	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省
605	国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。（環境省）〔再掲（1章2節2. 4）〕	国定公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進、自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成22年度には36都道府県に自然環境整備交付金を交付した。	—	—	—	（項）自然公園等事業費 （目）自然環境整備交付金	1,358	1,200	678	環境省
606	国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱（かくらん）などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）〔再掲（1章2節2. 3）〕	国立公園における利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱などを防止するための整備として、平成22年度には、知床国立公園において生態系維持回復事業を実施し、知床岬におけるシカ侵入防止柵整備のための調査設計を行った。 また、14の国立公園において植生破壊の防止に資する木道等を整備した。	③	生態系維持回復事業計画の策定により国立公園の核心地でのシカ対策について、総合的かつ順応的にすすめることが可能になり、達成へ向けて推進しているところ。	生態系維持回復事業計画の策定箇所を増やすとともに策定された箇所でのシカ対策の短期での取束が課題。	自然公園等事業費	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省
607	体験活動の場となる森林の整備、関連施設の整備、学校の整備・活用など森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。（農林水産省）〔再掲（同節3. 1）〕	平成22年度においては、3県（8市町村）で森林環境教育の推進の場、林業体験学習の場等の森林・施設の整備に対する支援を実施した。 全国12地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 平成22年度は「『学校林・遊々の森』全国子どもサミット in 東北」を開催	①②	多くの人が自然とふれあい、我が国の自然の豊かさを実感できる機会の提供を推進した。 これまで全国18地域でフィールド等整備 これまで子どもサミット4回開催 上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き森林環境教育の推進の場、林業体験学習の場等の森林・施設の整備に対する支援を実施する。 引き続き森林・林業体験交流促進対策を進める。	森林・林業・木材産業づくり交付金の一部 地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策	13,222の内数 73	7,085の内数 618の内数	1,610の内数 780の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
608	生物多様性の保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性の保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1. 6）〕	9地区で実施中。	①	現在、9地区で事業を実施中であり、施策の効果を今後フォローアップしていく。	引き続き、地域の意向を踏まえながら生物多様性保全の視点を取り入れた事業を推進する。	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	434	177	180	農林水産省
609	都市農業の振興を通じ、身近に生きものとのふれあえる空間づくりを推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1. 6）〕	22年度18団体、23年度17団体（7月現在）に対して、市民農園の開設促進に向けた取組や体験農園の全国的な普及を図る取組等を支援した。	—	—	広域連携共生・対流等対策交付金の一部が平成22年度限り廃止。 引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供などの多面的機能を促進し、都市農業の活性化を図ることが必要。	広域連携共生・対流等対策交付金の一部 食と地域の交流促進対策交付金の一部	638 の内数 —	653 の内数 —	— 1,703 の内数	農林水産省
610	体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市緑化植物園や環境ふれあい公園などの都市公園などの整備を推進します。（国土交通省）	国営公園事業及び都市公園事業により、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園整備を推進 都市公園等整備面積 116,667ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに都市公園等が約1,677ha整備され、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進した。	引き続き、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備の推進が必要。	国営公園整備費 都市公園事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	21,147 の内数 34,485 の内数 — —	16,306 の内数 2,312 の内数 2,200,000 の内数 —	17,359 の内数 712 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
611	都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。（国土交通省）	市民緑地の契約締結状況 148件、81ha（平成22年3月）	③	平成21年度は新たに、市民緑地の指定面積：1.74ha が増加し、民有地における緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑地環境整備総合支援事業費補助 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	5,458 の内数 — —	637 の内数 2,200,000 の内数 —	67 の内数 1,753,870 の内数 512,024 の内数	国土交通省
612	国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。（農林水産省）〔再掲（1章9節2. 3）〕	モデル事業を21年度17地区、22年度11地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	—	—	地域主導の活力ある漁村づくりの誘発	漁村地域力向上事業費	104	67	55	農林水産省
613	必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。（国土交通省）	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	③	多自然川づくりを実施することで、河川・湿原などの保全・再生が進んだ。	引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
614	河川などが子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される推進協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づく河岸整備、瀬や淵・せせらぎの創出など、水辺の整備など（水辺の楽校プロジェクト）を実施します。（国土交通省）	河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成22年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所290箇所、「水辺の楽校」登録箇所279箇所となっている。	①	水辺の楽校プロジェクトにより、自然を学ぶ体験学習に貢献した。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
615	魅力と活力ある地域の形成や自然とのふれあいの場の提供に向けて、地域と共同で地域及び河川の自然環境などの特性を活かした交流ネットワークを構築し、地域づくりの核となる水辺整備を実施します。（国土交通省）	平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設し、取組を実施。	—	—	引き続き、河川管理施設の整備を通じて地域づくりに資する水辺整備を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
616	河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。（国土交通省）	平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設し、取組を実施。	—	—	地域の取組と一体となった河川整備を行い、引き続き良好な水辺空間の整備を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
617	大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行います。（国土交通省）	水辺環境に配慮した河川改修を推進。	—	—	引き続き、水辺環境に配慮した河川改修を推進。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
618	優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。（国土交通省）	それぞれの溪流毎に自然的、社会的条件を踏まえて、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施中。	③	当該施策により、個々の溪流の自然的、社会的条件を踏まえて、自然環境の保全を考慮した施設整備、人々が山、川、森と親しみ、集い憩える水と緑豊かな空間を創出することにより、森・里・川・海のつながりの確保を推進しているものと考えられる。	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における住民、関係団体及び地方公共団体等と十分連携し、引き続き実施する。	砂防事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～)	747,854の内数（治水） — —	600,899の内数（治水） 2,200,000の内数 —	602,597の内数（治水） 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
619	堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。（国土交通省）	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	—	—	引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
620	港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる海浜などの整備を行っています。（国土交通省）	横浜港では浚渫土砂による浅場造成の際に、NPO等市民による市民による藻場の再生活動を実施、連携したモニタリングを実施中。	①	港湾の持つ豊かな自然環境（生物多様性を有する場）については、NPO等が、体験活動や体験学習を通じて、その意義を広く一般市民へ浸透させている。NPO等が主体的に各種活動を実施できる体制が整ってきた。	広報・広聴活動の更なる強化により、より多くの市民の参画を目指す。	港湾整備事業費	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省
621	海岸保全施設の整備にあたっては、当該地区における生物の生息状況などを踏まえたうえで、必要に応じて緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を検討し、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。（農林水産省、国土交通省）	海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定。	—	—	海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを引き続き推進。	海岸事業費 社会資本整備総合交付金(H22～) 地域自主戦略交付金(H23～) 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
622	長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過し、災害や開発などによる分断、公共交通機関や新たな魅力資源などの状況の変化により利用の実態に合わなくなっている路線もあることから、地域の実態に合わせた路線計画の見直しを行うとともに、国の直轄事業及び自然環境整備交付金の支援により、利用の魅力を高めていくための整備を着実に推進します。（環境省）	自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道について、平成22年度には中部北陸自然歩道などにおいて地域の実態に合わせた路線計画の見直しを実施した。また、九州自然歩道において環境省直轄事業による整備を実施したほか、11の国立公園を含む東北、首都圏、東海、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の長距離自然歩道において、21都道府県における事業を自然環境整備交付金により支援した。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、平成21年には約6,300万人が長距離自然歩道を利用した。	—	—	—	自然公園等事業費	11,048の内数	10,718の内数	10,012の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
4.	教育・学習									
4. 1	学校教育									
623	アメリカ合衆国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE）計画」に参加し、GLOBE協力校の指定を行います。（文部科学省）	地球観測プログラム（GLOBE）協力校の指定（H22年度：19校）（H23年度：15校）	①	環境学習のテーマに沿った環境測定を行うとともに、連絡協議会（22年7月、23年6月）や生徒の集い（22年12月）に参加するなど、環境教育の一層の推進を図った。	引き続き実施予定	環境教育の実践普及	19 の内数	22 の内数	13 の内数	文部科学省
624	環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。（文部科学省）	高知県において全国環境学習フェアを開催（平成22年11月）	①	全国環境学習フェア来場者数：307名（事前登録者数）	引き続き実施予定	環境教育の実践普及	19 の内数	22 の内数	13 の内数	文部科学省
625	「国連持続可能な開発のための教育（ESD）10年」や社会の変化に対応した新しい環境教育のあり方を模索し、その実行を促進するための調査研究などを実施します。（文部科学省）	調査研究等については、平成22年3月末で終了	—	—	平成22年度以降予算措置はないが、成果を踏まえて引き続き環境教育を推進する。	新しい環境教育の在り方に関する調査研究	60	—	—	文部科学省
626	自然の中での長期宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進します。（文部科学省）	平成22年度体験活動実施人数等調査を平成23年12月上旬取りまとめ予定。	①	平成21年度の小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況調査において、宿泊を伴う体験活動のうち、全国の小学校の約76%が自然に親しむ体験活動を行っている。	引き続き実施予定。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金	1,079	13,093 の内数	9,450 の内数	文部科学省
627	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）	太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備について、エコスクールパイロット・モデル事業として平成22年度に175校、平成23年度に109校を認定 平成22年度末現在、20校のモデル校を採択し、15校が完成し、改修された学校を用いた環境教育を実践している。	①②	エコスクールパイロット・モデル事業により整備された学校施設を利用して、児童環境委員会を設置して校内生き物マップを作成するなど、環境教育の教材としてのエコスクールの活用が進んでいる。 学校内にビオトープを整備することにより、地域の自然や生き物についての環境教育が行われている。	環境・エネルギー教育の教材として、利用がより一層促進されるよう取り組む。 学校のエコ改修や、エコ改修された校舎を用いた環境教育について、普及を図る必要がある。	公立学校施設整備費 学校エコ改修と環境教育事業	114,971 の内数 389	115,136 の内数 530	91,194 の内数 570	文部科学省 環境省
628	環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。（文部科学省、環境省）〔再掲（同節5. 1）〕	環境省との連携・協力により、教員等をはじめとする環境教育指導者に対する講習会を全国7ブロックで開催。（22年度：北海道（8月）、東北（11月）、関東（10月）、中部（7月）、近畿（11月）、中国（8月）、九州（11月）） 教員や環境保全の活動に携わる人々を対象とした環境教育や体験学習に関する研修を実施した（H22年度受講者数：266名）。平成22年度で事業終了。	①	講習会参加者数：253名 環境教育や体験学習に関する研修の実施により、より実践的な環境人材の育成が行われた。	引き続き実施予定	環境教育の実践普及 環境教育・環境学習推進基盤整備事業	6 8	22 の内数 8	13 の内数 —	文部科学省 環境省
629	都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する指導者の養成を目的とした研修を実施します。（文部科学省）〔再掲（同節5. 1）〕	平成22年度は、東部（群馬県）9月～10月、西部（広島県）：10月の2ブロックで開催。	①	研修受講者数：98名	本事業は終了しているが、成果を踏まえ引き続き環境教育を推進する。	独立行政法人教員研修センター運営費交付金	1,381 の内数	1,215 の内数	—	文部科学省
630	学校における環境教育の意義と役割などについての解説や環境教育の実践例などを掲載した教師用指導資料を作成しています。（文部科学省、環境省）	教師用指導資料の作成等については、平成22年3月末で終了 平成20年度で事業終了 平成22年3月～平成23年7月における実施事項はなし。	①	資料の作成及び配布により、学校における環境教育の意義と役割を明確にするともに、環境教育の推進に寄与した。	本事業は終了しているが、ホームページ掲載等により周知を図る。 本施策は終了した。	環境教育実践普及事業 —	19 の内数 —	— —	— —	文部科学省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
4. 2	学校外での取組、生涯学習									
631	社会教育活動の一環として、地域住民のボランティア活動を推進するなど、環境問題を含めさまざまな地域課題に関する地域の学習活動を支援していきます。（文部科学省）	平成22年度より、「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施。平成22年度においては、24の団体・地域で実証的共同研究を実施し、うち3団体について環境教育を主とした取組を行った。平成23年度は、11の団体・地域で実証的共同研究を採択し、うち2団体について環境教育を主とした取組を行っている。	①	行政だけではなく市民やNPOなどの民間が主体となって、環境教育をはじめとした地域の課題解決に役立つ「仕組みづくり」が図られる。	引き続き実施予定。	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト	—	119 の内数	91 の内数	文部科学省
632	動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場として、博物館活動の充実を図ります。（文部科学省）	国立科学博物館において、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知的・物的資源を活用した展示や学習支援活動、COP10サイドイベントへの協力等を実施。また、博物館を活用したモデル的な学習プログラムの開発・普及、全国科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っている。	①	国立科学博物館の事業を通じて、人々の科学リテラシーの向上に資するとともに、全国の科学系博物館の活性化が図られる。	引き続き実施予定。	独立行政法人国立科学博物館運営費交付金	3,120 の内数	3,044 の内数	3,385 の内数	文部科学省
633	天然記念物の活用施設などの整備など、環境学習の機会につなげるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。（文部科学省）	自然的名勝の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 7件 の内数 交付金額 49百万円 の内数 天然記念物の国庫補助金交付実績（H22） 交付件数 29件 の内数 交付金額 128百万円 の内数	②	平成22年度における全国の自然的名勝の国庫補助の交付件数は前年度比233%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の自然名勝の国庫補助金額は前年度比279%と増加し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助交付件数は前年度比107%で、同水準を維持し、効果を上げている。 平成22年度における全国の天然記念物の国庫補助金額は前年度比96%で、同水準を維持し、効果を上げている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していくことが必要。	有形文化財等の保存整備等（保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生）	5,827 の内数	6,036 の内数	7,151 の内数	文部科学省
634	子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）〔再掲（同節3. 1）〕	平成22年度体験活動実施人数等調査を平成23年12月上旬取りまとめ予定。 全国の国立青少年教育施設において、環境教育に関する事業や自然体験活動を行う事業を企画・実施するとともに、利用者に豊かな自然環境を活かした自然体験プログラム等を提供した。また、民間団体が実施する自然体験活動に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、平成23年度は1,429件を採択した。 さらに、ニート、ひきこもり、非行少年などを対象に立ち直り支援、社会性や就労意欲の向上のための体験活動を実施し、2,988名が参加した。	①	「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、農林水産省が指定するモデル地域等において、3泊4日以上宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行っており、平成20年度から平成22年度までに、543校を指定した。 施設を利用した青少年に、自然とふれあい、その豊かさを実感できる機会を提供することができた。また、各事業の参加者に対するアンケート結果等によると、自然体験活動等を通じて環境に対する意識の高まりを見ることができた。 また、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進することにより、青少年の自然体験活動の機会を拡充した。	引き続き実施予定。 家庭や企業などへ自然体験活動への理解を求めていくための更なる普及啓発を推進する。 また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においても、よりいっそう環境教育を推進していくために、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図る。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金 独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金 及び （～H22）青少年体験活動総合プラン （H23）青少年の体験活動の推進	1,079 10,138 の内数 203	13,093 の内数 9,761 の内数 138	9,450 の内数 9,479 の内数 108	文部科学省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成22年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所290箇所となっている。 一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成21年度28件、平成22年度13件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。 身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行った。		生物多様性の市民への普及 港湾の持つ豊かな自然環境（生物多様性を有する場）については、NPO等が、体験活動や体験学習を通じて、その意義を広く一般市民へ浸透させている。NPO等が主体的に各種活動を実施できる体制が整ってきた。 子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺ぐくりや都市の中の身近な自然、農山漁村における自然ふれあい活動の活発化につながっており、多くの人が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会の提供に大きく寄与している。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。 引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。 子ども達が自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要であり、引き続き施策を講じていく。	港湾整備事業費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 子どもパークレンジャー事業費 「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省
							747,854の内数	600,899の内数	602,597の内数	
							32,946の内数	26,279の内数	24,288の内数	
							—	2,200,000の内数	1,750,000の内数	
							—	—	512,024の内数	
							—	—	—	環境省
							21の内数			
635	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受入態勢の整備などを進めます。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省） 〔再掲（同節3. 1）〕	平成20年度から平成22年度までに、文部科学省が指定した543校が活動を実施した。 平成20年度から平成22年度までに、農林水産省は、115地域の受入モデル地域の整備を行った。	①	自然とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちが、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会の増加に寄与。	引き続き子ども農山漁村交流プロジェクトを推進	豊かな体験活動推進事業 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部 広域連携共生・対流等対策交付金の一部 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 食と地域の交流促進対策交付金	1,050	—	—	農林水産省
							—	13,093	9,450	
							973	—	—	
							640	—	—	
							—	388	—	
							—	—	1,703	
636	子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ事業」などを実施します。（環境省）	地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援するため、2名以上の子どもと1名の大人を最小単位とした「こどもエコクラブ」を組織し、登録のあったクラブへの環境教育情報の提供等の支援を実施した。平成22年度には、3,223クラブ、173,059人がこどもエコクラブとして登録された。平成22年度で事業終了。	①	子どもが学校や放課後、休日等において、地域の中で地域の協力を得て地域に固有の自然に遊び、親しむことを通じた自然を学ぶ体験学習等が促進されるよう、こどもエコクラブを通じて子どもたちの自主的な環境保全活動への支援を実施し、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換に寄与した。	本施策は終了した。	こどもエコクラブ事業	77	75	—	環境省
637	環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。（環境省）	自治体・企業・NPO団体など、多方向からの情報・教材・学習プログラムをウェブサイト上にデータベース化し公開・提供している。	①	国民に広く情報提供を行い、生物多様性の現状や重要性について国民の理解を向上させるため、環境教育・環境学習データベースにおいて、生物多様性に係る情報や教材・資料を提供している。	利便性の向上及び利用者の更なる増加を図るため、データベースのコンテンツをリニューアルする。 子ども向けの環境情報を充実させるため、生物多様性に関する情報を含めた環境情報を、子どもにもわかりやすいように工夫し発信する。	環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	10	10	27	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
638	各地域で行われているESD事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することやESDの関係者を連携させる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。（環境省）	ESDとして実践されている活動及びESDの理念や趣旨に合致していながら未だESDの一つとして認知されていない様々な活動について、ウェブサイトに登録いただくことでデータベース化し、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信すること（「見える化」）や、活動の実践者同士や実践者と支援者との連携を促すこと（「つながる化」）によって、国内のESD活動の活性化を図る「+ESDプロジェクト」を実施。また、ESD実践者や支援者等との学びあいの場のとして地方ブロックごとのフォーラムを開催する。	①	各地域において、多様な主体が連携しながらそれぞれの地域の視点で実践されている生物多様性の保全に関する活動の支援及び活動の活性化を図るため、「+ESDプロジェクト」を通じて、これらの活動をESDとして捉え直し、本プロジェクトデータベースに登録いただくことで、これらの活動を広く情報発信するとともに、助成事業等を行う活動支援者との連携促進を行っている。	一層の活動登録数の増加を図り、よりESDを国内に普及浸透させるため、「+ESDプロジェクト」ウェブサイトのコンテンツの充実を図る。	地域におけるESDの取組強化推進事業	31	35	28	環境省
639	放課後などにおける子どもの学習活動に活用することを目的とした環境教育教材を作成し、地域のさまざまな主体の参画を得て、放課後などにおける環境教育・学習を実施します。（環境省）	作成した環境教育教材を活用したモデル教室を選定するとともに、これまでに環境教育教材を活用した自治体等に対してアンケート調査を行い、効果検証を行った。平成22年度で事業終了。	①	子どもが学校や放課後等において、地域の人々と一緒に環境問題について考える環境学習等を体験できるよう、環境教育教材を作成し、子どもたちが環境について気付くきっかけと、地域の環境力向上を促進した。	本施策は終了した。	21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	25	25	—	環境省
640	各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。（環境省） 〔再掲（同節1. 1）〕	東京に設置した「地球環境パートナーシッププラザ」及び、全国7カ所（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州）に設置した「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域レベルでのパートナーシップ促進のための取組を実施。具体的には、ホームページ、メルマガによる情報発信、環境政策についての情報、意見交換会を実施している。	—	—	様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ/地方EPOの機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題。	「地球環境パートナーシッププラザ運営費」 「地方環境パートナーシップ推進費」	184 95	183 95	161 78	環境省
641	川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など（「子どもの水辺」再発見プロジェクト）を行います。（国土交通省）〔再掲（1章8節4. 1）（同節3. 1）〕	河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成22年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所290箇所となっている。	①	「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより、自然を学ぶ体験学習に貢献した。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
642	水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊びの場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性の保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1. 6）（同節3. 1）〕	平成10年度に実施した「国土・環境保全に資する教育の効果高めるためのモデル調査」の検討結果を受け、翌年度から現在まで、（社）農村環境整備センター（現、（社）地域環境資源センター）による「田んぼの学校」が全国各地で実施されている。	①②	環境配慮施設の維持管理、農村地域の資源管理にかかる意識醸成等の場面において、農村環境に楽しく親しみ、世代や農家・一般住民の別に関わらず、地域住民が一体となって農村環境の重要性の認識を深める一つのツールとして各地で活用されている。	引き続き「田んぼの学校」の実施を推進する	—	—	—	—	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
5.	人材の育成									
5. 1	人材の育成									
643	自然保護思想の普及啓発を図るため、全国の国立公園などでパークボランティアを養成します。（環境省）	研修等を実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援した。（平成22年度研修参加者数847人）	①	パークボランティアのスキルアップにより、多くの人が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会の提供に大きく寄与している。	引き続きパークボランティアのスキルアップを図り、自然保護指導の普及啓発を図っていく。		3 の内数	3 の内数	3 の内数	環境省
644	全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーにおけるガイドなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。（環境省）	平成22年度はアドバイザー派遣事業を実施。 平成23年度はガイド育成事業を実施する。	①	人材育成はエコツーリズムの普及と活動の促進に大きく寄与しており、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に大きく寄与している。	人材育成に関してより一層の施策を講じ、エコツーリズムの推進を図っていく。	エコツーリズム総合推進事業 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業	126 の内数 —	126 の内数 —	— 400 の内数	環境省
645	海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。（国土交通省）	CNACにおける「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」の開催	①	港湾の持つ豊かな自然環境（生物多様性を有する場）については、NPO等が、体験活動や体験学習を通じて、その意義を広く一般市民へ浸透させている。 NPO等が主体的に各種活動を実施できる体制が整ってきた。	現在、「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」に対する助成金等の直接的な支援は実施していないが、企画の段階からオブザーバーとしてバックアップするなど、引き続き当該イベントに対し協力していく。	—	—	—	—	国土交通省
646	環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。（文部科学省、環境省）〔再掲（同節4. 1）〕	環境省との連携・協力により、教員等をはじめとする環境教育指導者に対する講習会を全国7ブロックで開催。（22年度：北海道（8月）、東北（11月）、関東（10月）、中部（7月）、近畿（11月）、中国（8月）、九州（11月）） 教員や環境保全の活動に携わる人々を対象とした環境教育や体験学習に関する研修を実施した（H22年度受講者数：266名）。平成22年度で事業終了。	①	講習会参加者数：253名 環境教育や体験学習に関する研修の実施により、より実践的な環境人材の育成が行われた。	引き続き実施予定	環境教育の実践普及 環境教育・環境学習推進基盤整備事業	6 8	22 の内数 8	13 の内数 —	文部科学省 環境省
647	都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する指導者の養成を目的とした研修を実施します。（文部科学省）〔再掲（同節4. 1）〕	平成22年度は、東部（群馬県）9月～10月、西部（広島県）：10月の2ブロックで開催。	①	研修受講者数：98名	本事業は終了しているが、成果を踏まえ引き続き環境教育を推進する。	独立行政法人教員研修センター運営費交付金	1,381 の内数	1,215 の内数	—	文部科学省
648	環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用を図ります。（環境省）	環境カウンセラーの募集・登録を実施するとともに、制度の普及・活性化について検討を行っている。 平成22年度末の環境カウンセラー登録人数4,531人（うち事業部門2,524人/市民部門2,007人）	①	多様な主体がそれぞれの地域の視点で生物多様性の保全に関する活動に取り組まれるよう、生物多様性の保全も含めた環境保全に関する専門的知識・経験を有する人材を「環境カウンセラー」として登録し、検索機能を有したデータベースを広く社会に発信することで、自主的な活動を支援してくれる人材の提供を行っている。	引き続き実施予定。	環境カウンセラー事業	26	26	16	環境省
649	民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。（環境省）	平成23年7月現在で、36の人材認定・育成事業が登録され、登録内容をホームページ等を通じて広く一般に情報提供している。	②	環境教育の人材育成・人材認定等事業データベースに、各登録事業の事業内容、年間計画を掲載し公表することにより指導者等の情報を広く公開。人材認定事業については平成23年3月までに約3万人が認定等を受けている。	環境教育等の指導者育成事業等に関する情報を入手しやすくするため、データベースの構成について、専門分野毎に検索ができるようにするなど、利用者の利便性を高めるような見直しを行う。	環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	4	4	4	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
650	アジアにおける環境人材育成ビジョンを策定し官民連携コンソーシアムの構築を通じ、アジアの大学・大学院での環境人材育成プログラム開発支援などを行い、高等教育機関における環境人材育成を推進します。（環境省）	平成20年3月にアジア環境ビジョンを策定。平成21年3月より「環境人材育成コンソーシアム」準備会を立ち上げ平成23年3月に設立。また国連大学高等研究所と連携し、アジアの環境大学院ネットワークであるProSPER.Netを立ち上げ、アジアの大学院レベルの教育・研究に持続可能性の教育を統合することを目指すネットワークを構築。	④	環境人材のリーダー養成に向けた、産学官民の情報交換や環境人材育成のための教育プログラム構築等、複数の事業を実施。また、新たな関連情報の収集に伴うデータベースの更新を月1回程度実施及びウェブサイトのリニューアルを実施。ウェブサイトの訪問数約21万件/年	環境教育に関する実践的な情報をウェブサイトに掲載していくことが課題。具体的には、学習指導要領に準拠した指導者用の環境教育教材の充実等を実施していく。	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	138	140	78	環境省
651	生物多様性分野でリーダーシップをとるため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。（環境省、外務省）〔再掲（2章4節1.1）〕	COP10及び戦略計画2011－2020の指標に関する専門家会合等へ専門家派遣を行った。 生物多様性条約貧困没減と開発に関する専門家会合に専門家推薦及び派遣した。	④	COP10において、戦略計画2011－2020（愛知目標）やABS名古屋議定書をはじめとする合計47の決定が採択された。 生物多様性条約関連会合に、国内の人材から適任者を発掘し推進及び派遣した。	引き続き、生物多様性条約関連会合への専門家派遣等を実施していく。 今後も、引き続き、生物多様性条約関連会合への専門家派遣を積極的に行っていく。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費、愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	—	1,310の内数	96の内数	環境省
						—	—	—	—	外務省
652	森づくり活動の指導者や森林環境教育を推進する人材を育成・支援します。（農林水産省）	企画・調整能力を有する人材を育成するための研修を森林組合員や森林所有者等を対象に実施した。	①	環境保全の活動に携わる人々を対象とした森林環境教育や体験活動に関する研修などの取組を推進した。	森林環境教育推進総合対策事業の成果を活用し森林環境教育活動を推進する。	森林環境教育推進総合対策事業	11	—	—	農林水産省
第4節 国際的取組										
1. 国際的リーダーシップの発揮及びアジアなど周辺諸国との連携										
1.1 生物多様性条約COP10の招致と次期世界目標の設定										
653	今後とも、締約国会議などにおける決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努めるとともに、生物多様性条約関連会合（COP、SBSTTA、各種作業部会など）への参加を通じて、効果的な国際枠組みづくりを進め、他の締約国にも条約の実施を促すなど、地球レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。（外務省、環境省、経済産業省、農林水産省）	我が国は平成22年10月、名古屋市において、愛知県、名古屋市、経済団体等からなるCOP10支援実行委員会の協力を得ながら、生物多様性事務局とともに準備を進め、第10回締約国会議（COP10）を主催した。この他、関連会合（SBSTTA、各種作業部会など）にも出席し、積極的に議論に参加した。 SBSTTA14、WGRI-3、ABS作業部会等に参加し、COP10に向けた主要議題に関する国際的な議論に参加した。 COP10において我が国は議長国として国際的議論のとりまとめ努力を行った。	④	我が国におけるCOP10の開催、同会議における戦略計画2011－2020（愛知目標）及び名古屋議定書の採択は、条約実施についての今後の道筋を形作るものであり、右は締約各国からの期待に応えるものであったため、時宜を得たものであった。 COP10において、戦略計画2011－2020（愛知目標）やABS名古屋議定書をはじめとする合計47の決定が採択された。	今後も締約国会議における決議、勧告を踏まえた国内対策の充実に努める。また、生物多様性条約関連会合への参加を通じて、他の締約国に対し条約実施を促しつつ、地球レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していく。 議長国として、率先してCOP10の成果を受けた国内施策の充実に努めるとともに、引き続き、生物多様性の保全と持続可能な利用の達成に向けて国際的に貢献していく。	生物多様性条約拠出金	238	193	151	外務省
654	COPやSBSTTAなどにおける議論の状況や主な決議、勧告の内容をインターネットなどにより広く公開するなど、生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。（環境省）	COP10の議論の状況をWEBページにより公開した。またCOP10の成果と愛知目標に関するパンフレットを作成したほか、COP10の主要決議について翻訳を実施した。今後Webに掲載し、広く周知を図る予定。	①	パンフレット、WEB等を活用し、分かりやすい情報提供・情報発信に努めた。	引き続き、国民への周知に努める。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費	—	1,310の内数	—	環境省
						—	—	—	—	環境省
655	生物多様性分野でリーダーシップを発揮するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の支援を行います。（環境省、外務省）〔再掲（2章3節5.1）〕	COP10及び戦略計画2011－2020の指標に関する専門家会合等へ専門家派遣を行った。 生物多様性条約貧困没減と開発に関する専門家会合に専門家推薦及び派遣した。	④	COP10において、戦略計画2011－2020（愛知目標）やABS名古屋議定書をはじめとする合計47の決定が採択された。 生物多様性条約関連会合に、国内の人材から適任者を発掘し推進及び派遣した。	引き続き、生物多様性条約関連会合への専門家派遣等を実施していく。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費、愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	—	1,310の内数	96の内数	環境省
655						—	—	—	—	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
656	COP10開催に向けて地元地方公共団体など（NGO、企業、近隣地方公共団体、支援実行委員会など）との連携を深めます。（環境省、外務省、農林水産省）	C O P 1 0 開催地である愛知・名古屋の地元関係団体から成るCOP10支援実行委員会に参画し、COP10を支援するための各種サービスや周辺イベント開催等を実施した。	④	世界各地から180ヶ国の締約国と関係機関、NGO等のオブザーバーを含め、13,000人以上が参加し、過去最大の締約国会議となった。 COP10支援実行委員会主催の「生物多様性交流フェア」には200近いブースが出展され、約118,000の人々が訪れた。	COP10開催に向けて築き上げた連携体制については、今後も必要に応じて活用していく。	—	—	—	—	環境省
657	アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。（環境省、外務省）	アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催し、各国での生物多様性に関する調査状況などの情報交換を行った。	④	アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築を重点的に支援した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297の内数	500の内数	509の内数	環境省
658	ポスト2010年目標を含む新たな条約戦略計画の採択に貢献するため、幅広い関係者と意見交換を行いながら、日本として中長期目標や短期目標、目標の進捗状況を測るための指標、個々の目標の具体的な達成手法などからなるポスト2010年目標の案を提示することにより、COP10における議論をリードします。（環境省、外務省、関係省庁）	国内の様々なステークホルダーと意見交換を行いながらパブリックコメントも実施しつつ作成した「ポスト2010年目標日本提案」を平成22年1月に生物多様性条約事務局に提出した。これをベースに、SBSTTA14、WGRI-3、COP10等における世界的な議論に積極的に参加した。	④	COP10を通じた議論の結果、2011年以降の生物多様性に関する世界目標である戦略計画（愛知目標）の採択につながった。	COP10議長国として、その成果である戦略計画2011-2020（愛知目標）の達成に向けて率先して取り組む。また、途上国による同計画の実施に向けた取り組みを進めていく。	—	—	—	—	環境省
						—	—	—	—	外務省
659	COP10において、日本らしさ、アジアらしさのあるメッセージを世界へ発信します。また、次期世界目標の設定に貢献し、COP10以降、COP10で得られた成果に基づき、アジア・太平洋地域と連携して取組を進めていきます。（環境省、外務省）	COP10スローガン「いのちの共生を、未来へ」は、人と自然の共生という日本らしい価値観を提案した。 長期目標「自然と共生する社会」の実現を目指すため、人と自然が共生してきた「里山」の考え方をベースにした、「SATOYAMAイニシアティブ」を提唱するとともに、具体的な取組を進めていくため、多様な主体が参画する「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」をCOP10期間中に発足させた。	④	COP10では、2011年から2020年までの戦略計画の長期目標として「自然と共生する社会」が採択される（決定X/2）とともに、SATOYAMAイニシアティブの推進やSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加の推奨等を含む決定（決定X/32）が採択された。	COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を有効なツールとして、「SATOYAMAイニシアティブ」を世界的に推進することが必要。	国連大学拠出金	110の内数	150の内数	160の内数	環境省
660	生物多様性の地球規模の損失における経済的重要性を把握するため、生物多様性の経済的価値と生物多様性の損失に伴う費用、効果的な保全に要する費用などの分析を推進するための支援を行います。（環境省） 〔再掲（2章3節2.1）（2章5節1.2、3.1）〕	生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究を収集整理し、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る今後の検討プロセスについての議論を行った。 「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	④	「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	引き続き生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究の収集整理を行うと共に、価値評価の試行を行う。また、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る検討を推進する。さらに、「環境経済の政策研究」を通じて、生態系サービスの経済的価値の評価や、経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策のあり方に関する研究に対し支援を行う。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費（H22） 2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費（H23） 世界に貢献する環境経済の政策研究	— — 400の内数	300の内数 — 400の内数	— 96の内数 273の内数	環境省
661	日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などわが国の先進的な取組を国内外に発信します。（環境省、農林水産省）	平成23年1月にアジア型保護地域に関する国際専門家会合（於：秋田）を開催し、日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムについて、情報発信を実施した。	④	アジア型保護地域に関する国際専門家会合では、平成26年のIUCN世界公園会議に向け、アジアにおける保護地域の拡大拡充を目指すため、保護地域のガバナンスにおけるアジア各国の研究者、行政官、NPO&NGO団体間での協力関係の構築を目指す「今後の展開（Toward the next steps）」を採択し、自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築に基づく取組を推進した。	平成23年のアジア国立公園会議準備会合（於：東京）、平成24年度のアジア国立公園会議（開催地未定）、平成26年のIUCN世界公園会議（開催地未定）のそれぞれにおいて、日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムについて情報発信する予定。	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議開催経費 平成23年度アジア国立公園会議準備会合開催委託業務	— —	195の内数 —	-19	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
662	途上国がポスト2010年目標を達成するために必要な国際協力を推進します。（外務省、環境省）	生物多様性条約を2011年以降効果的に実施するための「戦略計画2011－2020（愛知目標）」の実施に向けた途上国の努力を支援するために、「生物多様性日本基金」を設置した。 途上国によるポスト2010年目標の達成に資するため、いのちの共生イニシアティブ等に基づき、効果的かつ効率的に生物多様性分野における国際協力を推進した。 愛知目標の達成に向けた途上国における生物多様性国家戦略策定のための能力養成を、日本が拠出して生物多様性条約事務局に設置した「生物多様性日本基金」を通じて支援した。	④	生物多様性日本基金により、愛知目標に対応した国別目標の設定および「生物多様性国家戦略」の策定・改訂作業を支援するため、生物多様性国家戦略の7月まで、世界8地域で周辺諸国を集めたワークショップを開催した。 生物多様性分野において、ODAを含む国際協力を実施した。	今後も、途上国によるポスト2010年目標の達成に資するべく、途上国のニーズに沿った国際協力を継続する。	※※ 生物多様性条約拠出金の一部	※※ —	※※ 1,000	※※ 1,000	外務省 環境省
1. 2 国別生物多様性総合評価の実施										
663	多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、分かりやすく取りまとめ、発表します。（環境省）〔再掲（2章5節1. 1）〕	各分野の専門家による生物多様性総合評価検討委員会を開催するとともに、日本生態学会におけるシンポジウムの実施、生物分野の専門家への意見照会などを行い、平成22年5月に生物多様性総合評価報告書を取りまとめた。 同総合評価の報告を目的としたシンポジウムを平成22年5月に実施するとともに、平成22年10月に行われた生物多様性条約第10回締約国会議等において評価結果を発表した。	④	1950年代後半から2010年時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで30指標を用いて総合的に評価を行った。	愛知目標等を踏まえた評価指標の検討や総合評価を継続的に行う上で必要となるデータの整備・更新、定期的な評価の実施が必要。	生物多様性基本施策関係経費	49の内数	47の内数	47の内数	環境省
664	生物多様性の総合評価の成果はCOP10で発表し、他国にも、国レベルの生物多様性総合評価の実施を呼びかけます。特にアジア・太平洋地域には技術的な支援や経験の移転を行います。（環境省）〔再掲（2章5節1. 1）〕	COP10でのサイドイベントにて生物多様性総合評価について発表を行った。 平成23年3月にアジア・太平洋地域を対象としたワークショップを予定していたが、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響で中止となった。 平成23年5月に中国で開催されたワークショップにおいて、発表を行った。 平成23年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究（S－9）」を実施している。 生物多様性総合評価について、英訳の公表と英文でのパンフレット作成を行った。	④	COP10のサイドイベントにおいて、生物多様性総合評価の結果を発表し、参加各国へも同様の取組の実施を呼びかけた。 平成23年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究（S－9）」を実施し、アジア・太平洋地域の生物多様性観測・評価・予測に貢献していく。	国際会議の場など、様々な機会を捉えて、各国に生物多様性総合評価の実施を呼びかける。 引き続き「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究（S－9）」を実施し、アジア・太平洋地域の生物多様性観測・評価・予測に貢献していく。	環境研究総合推進費（S－9）	—	—	374	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 3 SATOYAMAイニシアティブの提案・発信										
665	里地里山を中心にわが国の自然観や社会経済のシステムなどの自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を融合した自然共生システムを再構築します。こうしたわが国で確立した手法に加えて、世界各地にも存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念を取りまとめ、その実現のための指針などを提示します。また、それらに基づく取組の推進を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に向けて発信し、COP10において提案します。（環境省）〔再掲（2章7節1）〕	里地里山の重要性、保全活用の理念、方向性、取組の基本方針、その進め方及び国が実施する保全活用の施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」（英語版）を作成し平成22年10月に開催したCOP10において設立したIPSIにおいて配布した。 平成22年10月に平成20年度から収集・整理した海外事例を合わせ自然資源の持続可能な利用・管理に関する手法例集（日・英）をインターネットより提供した。 COP10では、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIに参画することを推奨すること等が決定した。	④	平成22年10月のCOP10においてSATOYAMAイニシアティブの長期目標の「自然共生社会」の実現に向けて、社会生態学的生産ランドスケープの維持・再構築に取り組む団体の国際的なプラットフォームの役割を担う「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」が、政府やNGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等多岐にわたる51団体の参加を得て発足した。 COP10に、「SATOYAMAイニシアティブ」を提案し、SATOYAMAイニシアティブの推進やSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加の推奨等を含む決定（決定X/32）が採択された。	COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を有効なツールとして、「SATOYAMAイニシアティブ」を世界的に推進することが必要。	国連大学拠出金	110の内数	150の内数	160の内数	環境省
666	国際機関や各国とも連携しながら、COP10を契機として「SATOYAMAイニシアティブ」を効果的に推進するための国際的な枠組みを「SATOYAMA国際パートナーシップ（仮称）」として設立し、その枠組みへの参加を広く呼びかけていきます。（環境省）	SATOYAMAイニシアティブを推進していくため、多様な主体が参画する「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（以下、IPSI）」が、9カ国の政府機関を含む51の団体の参加を得てCOP10において発足した（平成23年7月末現在、IPSIメンバーは14カ国の政府機関を含む91団体）。	④	COP10において、IPSIが発足し、IPSI参加メンバー数は徐々に増えている（平成22年10月：51団体、平成23年3月：74団体、平成23年7月：91団体）。IPSIを通じて、SATOYAMAイニシアティブの推進が図られている。	COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ」を効果的に推進するため、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけていくことが必要。	国連大学拠出金	110の内数	150の内数	160の内数	環境省
667	野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、結果をCOP10やラムサール条約第11回締約国会議などの国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（環境省）〔再掲（1章6節1. 1）〕	水田決議国際ワークショップを滋賀県高島市、及びシンガポールで開催し、事例の収集や情報共有を行った。また、CBD COP10の決定X/34（農業の生物多様性）に水田決議をインプットし、採択された。	②③④	湿地システムとして適正な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び向上を推進することで、生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進に寄与。また、アジアを中心に日本の取組みを優良事例として各国に発信。	今後も引き続き、現在の活動を続けていく必要がある。	アジア地域における生物多様性保全推進費	—	47の内数	43の内数	環境省
1. 4 アジア国立公園イニシアティブの提案・発信										
668	東アジアと東南アジアを中心としたアジア各国の国立公園やその他の保護地域について、日本型国立公園の管理方策やアジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する技術協力を行い、各国の国立公園の保全管理の水準を向上させるとともに、利用者受入体制の構築を行う枠組みを、「アジア国立公園イニシアティブ」と名付けて国際会議やワークショップなどでアジア各国に提案・発信します。また、その際にIUCN世界保護地域委員会東アジア会合などの既存の枠組みを活用します。これにより、生物多様性の保全と地域社会の持続的な発展に貢献します。（環境省）	アジア各国の保護地域に関する情報を収集・整理し、各保護地域の管理状況等に関する情報共有を実施。 平成23年1月にアジア型保護地域に関する国際専門家会合（於：秋田）を開催し、アジア各国の国立公園やその他の保護地域について、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する意見交換を実施した。	④	アジア型保護地域に関する国際専門家会合では、平成26年のIUCN世界公園会議に向け、アジアにおける保護地域の拡大拡充を目指すため、保護地域のガバナンスにおけるアジア各国の研究者、行政官、NPO&NGO団体間での協力関係の構築を目指す「今後の展開（Toward the next steps）」を採択し、自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築に基づく取組を推進した。	平成23年のアジア国立公園会議準備会合（於：東京）、平成24年度のアジア国立公園会議（開催地未定）、平成26年のIUCN世界公園会議（開催地未定）のそれぞれにおいて、アジア各国の国立公園やその他の保護地域について、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する意見交換等を実施する予定。	アジア保護地域パートナーシップ構築事業 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費 平成23年度アジア国立公園会議準備会合開催委託業務	5 — —	8 195の内数 —	— — 19	環境省
1. 5 アジア太平洋地域における生物多様性保全情報に関する連携										
669	生物多様性に関する国際的な科学的情報基盤である地球規模生物多様性情報機構（GBIF）、GEO BON、国際長期生態学研究ネットワーク（ILTER：International Long Term Ecological Research）など既存の地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力します。（環境省）	GEO BONの地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催し、地球規模の情報基盤の整備に協力した。	④	地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297の内数	500の内数	509の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
670	GBIFやGEO BONなどの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの構築を重点的に支援します。（環境省）	GEO BONの地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催した。	④	アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの構築を支援した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297 の内数	500 の内数	509 の内数	環境省
671	国内では、主要な研究者によって平成21年5月に設立されたJBONと連携・協力することによって、日本の生物多様性情報のネットワーク化を進めます。（環境省）	アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催し、国内の生物多様性モニタリングに関する主要な研究者の連携・協力を深めた。	④	JBONとの連携・協力を進めた。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297 の内数	500 の内数	509 の内数	環境省
672	東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献するよう関係各国、関係機関と連携しながら、絶滅危惧種の生息状況など重要な情報を収集・整理し、分類学に関する研修などを行う東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII：East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative）を推進します。（環境省）	東・東南アジアにおける絶滅危惧種等についての保全施策に必要な情報を収集・整理した。また、分類学能力構築のための研修を行った。	④	絶滅危惧種の生息状況についての情報の収集・整理、分類学に関する研修などを行い、ESABIIを推進した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297 の内数	500 の内数	509 の内数	環境省
2. 生物多様性関連諸条約の実施										
2. 1 カルタヘナ議定書										
673	カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の効果的かつ円滑な実施を推進します。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等の第一種使用等に関しては、学識経験者の意見を聴取し、生物多様性への影響を評価し適切に承認を行った。遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する科学的知見の収集についても、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査している。また、日本版バイオセーフティークリアリングハウス（J-BCH）にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供するなど、カルタヘナ法を適切に運用した。	—	—	引き続き遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響評価を適切に行い、承認を行っていく。また、情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努めるとともに、日本版バイオセーフティークリアリングハウス（J-BCH）や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	遺伝子組換え生物対策事業費（一部）	34 の内数	34 の内数	29 の内数	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
674	カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、COP-MOP 5の主要議題となる責任と救済に関するルールと手続については、COP-MOP 5開催国として、遺伝子組換え生物等に対するさまざまな立場をもつ各国それぞれにとって実施可能な内容となるよう検討作業に参加します。（外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	2010年10月の第5回締約国会議（MOP 5、議長は我が国農林水産大臣）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。	④	第5回締約国会議（MOP 5）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。	引き続きカルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画していく。	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金 カルタヘナ議定書対策事業	44 24	48 25	31 —	外務省 環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 2	ラムサール条約									
675	ラムサール条約第9回締約国会議（2005年（平成17年））に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地に加え、最新の「国際的に重要な湿地の基準」や平成20年のラムサール条約第10回締約会議で決議された「水田における生物多様性の向上」などを踏まえた新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、ラムサール条約第11回締約国会議（2012年（平成24年）開催予定）までに国内の条約湿地を新たに6か所増やすことを目指します。（環境省）〔再掲（1章2節8. 1）〕	現在6箇所以上の登録に向けて候補地を絞り地元との合意形成をはじめ、調整中。	③	ラムサール条約湿地の増加により、＜河川・湿原などの保全・再生＞に寄与。	今後も引き続き、候補地との調整を進めていく。	—	—	—	—	環境省
676	ラムサール条約締約国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）を図っていきます。（環境省、国土交通省）〔再掲（1章2節8. 1）〕	ラムサール条約40周年記念事業をはじめ、世界湿地の日に伴う各種普及啓発事業の実施、ラムサール条約COP10にて採択された水田決議のフォローアップワークショップの開催、普及啓発ツールの作成等を実施。また、ラムサール湿地の情報をまとめてラムサール情報票の更新を行った。 釧路湿原（北海道）等の湿地の再生等を実施。	③	湿地の情報収集、賢明な利用についての普及啓発活動等を行うことにより、＜河川・湿原などの保全・再生＞に寄与。 湿地の再生等を実施し、河川・湿原などの保全や再生が進んだ。	今後も引き続き、現在の活動を続けていく必要がある。 引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	アジア地域における生物多様性保全推進費 河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	40の内数 747,854の内数 32,946の内数 — —	47の内数 600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	43の内数 602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	環境省 国土交通省
677	国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域における条約実施の促進や湿地保全への協力を行います。（環境省、外務省）	タイ、マレーシア、ミャンマーの3ヶ国におけるプロジェクトの実施により、タイではラムサール条約湿地への登録が、マレーシアでは東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップのフライウェイサイトへの登録がほぼ確実なものとなっている。また、ミャンマーでは違法な狩猟を防止するための動きが進んでいる。 ラムサール条約の実施する任意拠出金であるラムサール小規模無償基金を活用し、ネパールの湿地保全プロジェクトに対する支援を行った。	④	ラムサール条約や東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みを活用した国際協力の推進に寄与。 ラムサール条約が条約実施のために設置する基金を活用し、アジア太平洋地域の湿地保全取組みプロジェクトのうち、我が国の貢献が可能なものを選定し、支援を行った。	湿地保全のためのアジア地域における普及啓発等は今後も継続していく必要がある。 今後も引き続き、アジア諸国の湿地保全に資する支援を行っていく。	アジア地域における生物多様性保全推進費 ラムサール小規模無償基金	40の内数 4	47の内数 4	43の内数 3	環境省 外務省
2. 3	ワシントン条約									
678	引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して、違法行為の防止、摘発に努めます。あわせて、インターネットを媒体とした取引を含め、あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。（財務省、経済産業省、農林水産省、環境省、警察庁、外務省）	国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき引き続き国内での取引規制を行った。 ワシントン条約附属書に掲げる種の違法取引に対する取締りを推進した。また、違法行為の防止に向け関係省庁との連携を図った。	④	「種の保存法」及び「外国為替及び外国貿易法」を適用し、条約対象種の違法取引を摘発した。また、関係省庁との連携により、関係団体に対する指導等を実施した。	引き続き関係省庁等との連携を促進させ、絶滅のおそれのある種の違法取引削減に努める。 引き続き、希少野生動植物種の密輸出入や国内での違法取引に関する事犯の取締りを実施する。	ワシントン条約対策費 —	9 —	9 —	9 —	環境省 警察庁
679	種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方について検討し、必要な対策を講じていきます。（環境省）	平成23年度中に、種の保全の政策点検を行う事としており、当該点検事業を開始した。	②	これまでの種の保全関連政策の効果等を把握し、今後の取り組むべき方向性を明らかにするため点検に着手した。	平成23年度中に点検を終了し、当該点検の結果を踏まえて、種の保全のために必要な対策を講じていく。	今後の希少野生動植物の保全制度等あり方検討調査費	—	—	10	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
680	野生動植物の保護について、科学的情報に基づき、資源の利用と生態系や環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立った措置がとられるよう、ワシントン条約締約国会議に対応していきます。（外務省、環境省、農林水産省、経済産業省）	ワシントン条約第15回締約国会議（2010年3月、於：ドーハ）及び第61回常設委員会において、野生動植物の保護について、科学的情報に基づき、資源の利用と生態系や環境の保全を調和させる持続可能な利用を主張した。	④	野生動植物の保護について、科学的情報に基づき、資源の利用と生態系や環境の保全を調和させる持続可能な利用を主張することができた。	今後も、引き続き、科学的情報に基づき、資源の利用と生態系や環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に世界の理解を得られるよう、取り組んでいく。	ワシントン条約拠出金	80 の内数	80 の内数	76 の内数	外務省 環境省
2. 4 世界遺産条約										
681	世界遺産一覧表に記載された知床、白神山地及び屋久島の自然遺産について、適切な保全を推進し、2010年（平成22年）から2012年（平成24年）にかけてアジア太平洋諸国が、それぞれ自国のすべての世界遺産について行うこととなっている定期報告にわが国としても適切に対応します。（環境省、農林水産省、文部科学省、外務省）	平成23年7月に定期報告の回答票をユネスコに提出した。 定期報告に先だって、それぞれの世界遺産地域がどのような価値を有し、どのように保全管理されているかを示す「顕著な普遍的価値の陳述」をとりまとめ、ユネスコに提出した。	—	—	引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの勧告事項に適切に対処すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 1,791 の内数	108 の内数 1,656 の内数	84 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
682	2007年（平成19年）1月にわが国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携して進めてきた保護担保措置の充実、外来種対策や希少種の保全などの取組に一定の見通しがついたことから、平成22年1月に推薦し、平成23年の世界遺産一覧表記載を目指します。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（1章2節9.1）（1章9節1.5）〕	平成22年1月に推薦書を提出し、平成23年6月の世界遺産委員会において、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載を果たした。	②③	自然公園や自然環境保全地域を含む小笠原諸島世界自然遺産地域の優れた自然環境・風景の保護を、多様な主体の参画により進めた。 小笠原諸島世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を5千ha設定するとともに保全管理を実施している。	世界遺産委員会における決議において、外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来植物対策等に各機関と連携・協調して取り組むことが必要。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	78 の内数 1,791 の内数 158 の内数	108 の内数 1,656 の内数 305 の内数	84 の内数 1,814 の内数 267 の内数	環境省 農林水産省
683	「琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。（環境省、農林水産省、文部科学省）〔再掲（1章2節9.1）（1章9節1.5）〕	海外専門家の意見を踏まえつつ、琉球諸島のもつ世界自然遺産としての価値を整理したところ。 重要地域の保護措置の充実について、地元自治体をはじめとする関係者と調整を進めており、平成23年度に西表石垣国立公園の保護の強化を図るために、作業を進めている。 重要地域の保護担保措置の拡充については、国有林において、関係者と調整しつつ、既存の保護林の拡充に向け、森林生態系保護地域の指定も視野に入れた検討を実施した。	②③	琉球諸島については、世界自然遺産としての価値の分析評価等を行っている。 現在、当該地域では、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「保護林」を次のとおり設定している。 西表 12千ha 奄美群島 0.3千ha	引き続き、各機関が連携・協調して、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた取組を推進する。 引き続き、各機関が連携・協調して、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた取組を推進する。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 奄美地域国立公園指定推進調査費 やんばる地域国立公園指定推進調査費 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事業	78 の内数 24 6 1,791 の内数 158 の内数	108 の内数 24 6 1,656 の内数 305 の内数	84 の内数 19 6 1,814 の内数 267 の内数	環境省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
684	世界遺産の定期報告を通じて、わが国の世界遺産の保全に関する経験をアジア太平洋地域を中心とした締約国と共有し、各国の世界遺産地域の保全管理の質の向上に貢献します。（環境省、農林水産省、文部科学省、外務省）	平成23年7月に定期報告の回答票をユネスコに提出した。 定期報告に先だって、それぞれの世界遺産地域がどのような価値を有し、どのように保全管理されているかを示す「顕著な普遍的価値の陳述」をとりまとめ、ユネスコに提出した。	—	—	引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの勧告事項に適切に対処すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 森林保全管理等に必要な経費	78 の内数 1,791 の内数	108 の内数 1,656 の内数	84 の内数 1,814 の内数	環境省 農林水産省
2. 5 1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）										
685	油に加えて有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱図の拡充、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群（魚類・底生生物）や生態区分（干潟、藻場など）を取り入れた脆弱図の更新を行います。（環境省）〔再掲（1章9節5. 1）〕	OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図（ESIマップ）及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図（HNS-ESIマップ）を作成した。	③	緊急時の海洋汚染による生態系への影響を避けるため、周辺海域における脆弱な環境に関する状況を継続的に把握することで緊急時対応に必要な情報を整備し、油や有害化学物質の流出事故に迅速に対応する体制を構築することにより、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	脆弱沿岸海域図について、平成9年度以降に変更・追加されたラムサール条約による指定地域及び自然公園に係る情報の更新、国際バルクケミカルコード（IBCコード）等の追加・変更等を踏まえた有害危険物質データベースの更新等を行う。	海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	12	12	5	環境省
686	水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施していきます。（環境省）〔再掲（1章9節5. 1）（2章1節2. 6）〕	水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施。	—	—	引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	水鳥救護研修センター維持費	8	8	8	環境省
2. 6 南極条約										
687	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業により、昭和基地におけるモニタリング手法の指針を作成し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。（環境省、文部科学省）	モニタリング技術指針に基づき、平成22年度には我が国の観測活動が周辺環境に及ぼす影響を把握するためのモニタリング・マニュアルを作成した。現在は当該マニュアルに基づき南極地域から採取したサンプルを分析中。	—	—	現場の実情をふまえたモニタリング・マニュアルの改訂及び効率的かつ効果的なモニタリングを行うためのモニタリング長期計画の検討。	南極環境実態把握モニタリング事業費	—	11	22	環境省
688	わが国初の他国基地などの査察や、締約国相互間による議定書遵守状況のチェックを行い、南極条約協議国会議などにおいてその結果を報告するとともに、必要に応じ査察を含む南極条約体制のより良いあり方についての提案を行う予定としています。（外務省、環境省、文部科学省）	2010年1月から2月にかけて、他国基地の査察を行い、その結果を第34回南極条約協議国会議で報告した。	④	外来種の持ち込みなど生物多様性の保全の観点も含めて査察を行った。	今後も、引き続き、生物多様性保全の観点を取り込んだ南極環境の保護を実施する。	南極条約拠出金（外務省） （環境省） （文科省） 南極条約及び同条約環境保護議定書に基づく査察実施費	1 1 1 25	1 1 1 —	1 1 1 —	外務省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
689	1956年（昭和31年）から実施しているわが国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象とした調査研究も行われており、遺伝子解析を中心としたさまざまな手法を用いて、極限環境と遺伝的特性を明らかにします。（文部科学省）	海洋酸性化の影響を強く受けると危惧される有殻翼足類の分布および生活史を解明するため、採取及び飼育実験の実施に成功した。 南極海の生物の基礎生産過程の経時的変化を計測するため、測定装置を装備した表層係留系を2010年12月6日にしらせから投入し、2011年12月31日に東京海洋大海鷹丸で回収した。 変動環境下における南極陸上生態系の多様性と物質の循環について調査を実施した。採取されたコケ坊主試料からは物質循環に関わる機能的遺伝子などの網羅的解析が期待できる。また、研究で得られたデータは、南極生物多様性データベースを介して公開している。	④	酸性化と同程度の時間スケールで進行するであろう温暖化や低塩分化など南極域における複合化された環境変動に対する海洋生態系の応答や将来予測の精度向上に貢献した。 南極陸上生態系について、物質循環の視点から構造や機能を明らかにし、寒冷・乾燥などのストレス下の環境でどのようにして生態系が成立しているかということの一端を明らかにした。	引き続き、南極海生態系変動の観測を行い、海洋生態系の環境変動に対する影響とその将来予測とに資するデータを提供することを目指す。	国立大学法人運営費交付金（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）の内数	20,150 の内数	19,220 の内数	19,333 の内数	文部科学省
2. 7 砂漠化対処条約										
690	砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化対策の支援を行います。（外務省、環境省、農林水産省）〔再掲（2章6節1. 1）〕	課題別研修（「乾燥地における土地・水資源の適正管理と有効活用」、「節水かんがい農業技術の普及」など）を実施した。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	※※	※※	※※	※※	外務省
691	自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。（外務省、環境省、農林水産省）〔再掲（2章6節1. 1）〕	平成21年9月、アルゼンチン・ブエノスアイレスにて、第9回締約国会議が開催され、砂漠化対処条約事務局の平成22年～23年予算につき成立させた。 平成23年2月には、条約実施レビュー委員会（CRIC）第9回会合及び科学技術委員会（CST）第2回特別会合が開催され、10か年戦略計画の進捗状況の報告や科学技術委員会が砂漠化・土地の劣化及び干ばつの影響緩和に関する科学技術知識の世界的機関になるための手段について議論した。 モンゴルにおける気候変動影響等を勘案した砂漠化対策に係る調査、アフリカにおける砂漠化対処技術の普及方策等に係る調査を実施。	④	締約国会議ほか、関連会合の開催により、砂漠化対処のステークホルダーの意識や取り組みが向上した。 砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供し、貢献を行った。	条約の効果的な実施及び国際枠組み作りに貢献することが引き続き必要。 引き続き調査事業を実施するとともに、砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。	砂漠化対処条約拠出金 砂漠化防止対策調査経費	172 19	124 18	148 15	外務省 環境省
2. 8 二国間渡り鳥条約・協定										
692	特に生態解明や保全の必要性の高い、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施します。（環境省）	人工衛星を用いたアホウドリの行動追跡（目米共同）、オオワシのねぐらと食性の解析、ズグロカモメの衛星追跡調査（日中共同）を実施している。	④	二国間渡り鳥条約の枠組みを活用した国際協力の推進に寄与。	引き続き、国境を越えて移動する渡り鳥の保護について、二国間での共同調査を進める必要がある。	アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	16 の内数	20 の内数	19 の内数	環境省
693	韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（日韓環境保護協力協定、1993年（平成5年）発効）」に基づき渡り鳥などの保護協力が行われているところであり、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。（環境省、外務省）	これまでにツル類やズグロカモメなどの共同調査を実施しているほか、定期的に会合を開催し、渡り鳥リストを完成させた。また、条約・協定の案文について調整を行っている。	④	韓国との二国間渡り鳥条約の枠組みを構築し、日韓の国際協力を推進していくことに寄与。	韓国との間での二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉の開始に向け調整を進める。	アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	16 の内数	20 の内数	19 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
694	アジア太平洋地域における渡り鳥及びその生息地のために、他のアジア太平洋地域各国との二国間協力の枠組みの必要性、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定などの必要性の検討を行います。（環境省、外務省）	必要性について検討中。	—	—	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップを進展させようとしているところであり、当面は当施策を進める必要性が薄い。	—	—	—	—	環境省
2. 9 バラスト水管理条約										
695	条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）〔再掲（1章9節5. 1）〕	IMOが示したバラスト水管理条約に関する14項目のガイドラインについて検討を実施するとともに、バラスト水交換海域を設定するための基礎資料となる海洋環境調査を実施。 バラスト水に起因する環境影響等の情報の収集を実施。	①③	バラスト水管理条約に付随するガイドラインの検討、国際会議における動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施することで、バラスト水等（船体付着を含む）による外来生物の移入等の海洋生態系への影響を防止し、もって海洋環境の保全を図ることにより沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。 バラスト水に起因する環境影響等の情報の収集が行われた。	引き続き、バラスト水管理条約に付随するガイドラインの検討、国際会議における動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施し、バラスト水管理条約の批准に向けた国内体制の確立を推進する。 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。	海洋環境関連条約対応事業費	10	9	54の内数	環境省
696	条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。（国土交通省、環境省、外務省）〔再掲（1章9節5. 1）（2章1節3. 1）〕	IMOにおける条約実施のためのガイドラインの策定作業に積極的に参加。	①④	IMOにおける条約実施のためのガイドラインの策定作業に積極的に参加した。	引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。	—	—	—	—	国土交通省
697	バラスト水処理装置の開発を進め、条約の早期発効に貢献します。（国土交通省）	国内におけるバラスト水処理装置の開発を奨励するとともに、IMOにおける装置の承認作業を実施。	①	国内におけるバラスト水処理装置の開発を奨励するとともに、IMOにおける装置の承認作業について貢献した。	引き続き、バラスト水処理装置の開発を進め、条約の早期発効に貢献します。	—	—	—	—	国土交通省
2. 10 ボン条約										
698	わが国が既に締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、本条約に関連する国際会議の場などでの関係国・機関との意見交換による情報の収集に努めることなどを通じて、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図ります。（環境省、外務省）〔再掲（1章1節1. 1）（同節3. 1、3. 2）〕	二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、ボン条約の下に締結されたジュゴン覚書に関するアジア地域会合に出席するなど情報収集等を行っている。	④	二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などの枠組みを活用した国際協力の推進に寄与。	ボン条約への対応については、締結により我が国が新たに負うことになる義務と、これまでに加入している国際約束により既に負っている義務との重複等について十分な整理が必要。	— —	— —	— —	— —	環境省 外務省
2. 11 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称）										
699	本条約に関する国際的な動向を踏まえ、既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置などに照らし、引き続きこの条約への対応を検討していきます。（外務省、農林水産省、経済産業省）	COP10に関する関係副大臣等会議において、名古屋議定書の署名・締結に向けた作業と並行して国内調整を開始することで合意。	④	名古屋議定書の締結に向けた作業と並行して国内調整を実施中。	関係副大臣等会議の合意を踏まえた具体的な検討の推進。	—	—	—	—	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 1 2	気候変動枠組条約・京都議定書									
700	京都議定書第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））において、6%削減約束を確実に達成するため、2008年（平成20年）3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画（全部改定）に基づき対策を進めます。（全府省）〔再掲（2章6節1. 1）（2章7節1）〕	京都議定書目標達成計画に基づき、政府全体で対策・施策を進めている。	②④	現段階までに公表している2008年度及び2009年度の温室効果ガス排出量の確定値は、2008年度が12億8,100万トン（基準年比＋1.5%に相当）で、2009年度の排出量は12億900万トン（基準年比－4.1%に相当）。 京都議定書第一約束期間の我が国の6%削減目標の達成については、2008年度から2012年度の5年間の排出量で判断されるものであるが、2008年度及び2009年度の2カ年については、排出削減、森林吸収量の確保及び海外クレジットの取得を踏まえれば、既に目標を達成する水準であった。	京都議定書の目標達成は、2008年から2012年の5年間の排出量及び吸収量の合計で評価がなされるものであり、目標の達成に向けた努力を続けているところ。	平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、下記のA、B、C、Dの区分ごとに「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめている。 A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの D. 基盤的施策など	A. 538,500	A. 502,900	A. 462,300	環境省
							B. 344,600	B. 340,500	B. 331,300	
							C. 271,600	C. 216,700	C. 193,900	
							D. 65,100	D. 68,300	D. 76,200	
701	2009年（平成21年）12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議でまとめられたコペンハーゲン合意への賛同国の拡大と削減目標・行動の提出に向け、各国に働きかけを行うとともに、同合意を基礎としてすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する包括的なひとつの法的文書の採択を目指して、リーダーシップを発揮していきます。（外務省、環境省、経済産業省）〔再掲（2章6節1. 1）（2章7節1）〕	エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）を含む国際会議や二国間会議を通じ、各国、特に主要国に対して様々なレベルで働きかけを行い、最終的にすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指す我が国の意見への理解を求めるなど、国際的なリーダーシップを発揮した。 各国の政策決定者及び研究者との対話等の推進並びに気候変動政策に関する情報収集を通じて、次期枠組みのあり方に関し、検討を進めた。 また、アジア太平洋諸国を集め、交渉の主要議題をテーマとしてセミナーを開催したほか、中国やインドとの政策対話を行った。	④	2010年11月29日～12月10日に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議において、コペンハーゲン合意に基づき、カンクン合意が採択され、すべての主要国が参加する公平で実効的な国際枠組みの構築に向けて前進することができた。	カンクン合意の着実な実施に貢献するとともに、カンクン合意を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指し、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	522	441	328	外務省
						次期国際枠組みづくり推進経費	137	137	164	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3.	国際的プログラムの実施									
3. 1	アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全									
702	ネットワーク参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。（環境省）	国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、CBD COP10のサイドイベントへの出典等を通じて普及啓発を図った。	①③	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みの下、湿地や渡り鳥保全に関する教育・学習・体験の推進を進め、渡り鳥の生息する湿地の保全に寄与。	更なるネットワーク間の関係性構築、国内のネットワーク参加サイトの地元における認知度を高めるため、普及啓発の更なる強化が必要	アジア地域における生物多様性保全推進費	40 の内数	47 の内数	43 の内数	環境省
703	パートナーシップへの参加主体の拡大に向けた働きかけを行うとともに、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの拡充を進めていきます。（環境省）〔再掲（1章1節1.1）（同節2.10、3.2）〕	バングラディシュ、タイ、モンゴル及び2つの国際NGOが新たに参加主体となった。	③④	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みの下、湿地や渡り鳥保全に保全を進めている。	ネットワークサイト間の関係性を強化すること、及び重要湿地をカバーするよう、さらにサイト登録を進めることが必要。	アジア地域における生物多様性保全推進費	40 の内数	47 の内数	43 の内数	環境省
704	中国、韓国との間で、黄海とわが国の間を渡り、特に保全の必要性の高い、ズグロカモメ、クロツラヘラサギなどの希少種をはじめとする種について、三国間で情報共有などを進めます。（環境省）	ズグロカモメについては衛星追跡の調査も始めたところ。二国間渡り鳥会議の場を活用して、三国間での情報共有を進めている。	④	渡り鳥を通じた国際協調を推進。	引き続き、情報共有を進め、渡り鳥保全のための連携強化を進める必要がある。	アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	16 の内数	20 の内数	19 の内数	環境省
3. 2	国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）									
705	ICRIや国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム（ITMEMS：International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium）への参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献します。（環境省）	平成22年6月、タイでICRI東アジア地域会合を開催し、その成果をICRI総会及び海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムにおいて報告した。	④	ICRI東アジア地域会合において東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010が策定されるなど、国際的なサンゴ礁保全が進展した。	引き続きICRIやITMEMSに参加すると同時に東アジア地域において主導的な役割を果たす。	アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	269 の内数	134 の内数	109 の内数	環境省
706	特に、アジア・オセアニア地域において、海洋保護区ネットワークの形成に資する海洋保護区データベースの整備を拡充します。また、ICRIの地域会合を開催し、2010年（平成22年）には東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定し、戦略に基づくサンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実を関係各国と連携して推進します。（環境省）〔再掲（1章1節1.1）（同節2.10、3.1）〕	アジア・オセアニア地域の海洋保護区データベースを拡充した。 アジア・オセアニア地域のサンゴ礁分布図マップを作成し、日英版を公開した。 平成22年6月にタイでICRI東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の策定に主導的な役割を果たした。	④	ICRI東アジア地域会合において東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010が策定されるなど、国際的なサンゴ礁保全が進展した。	海洋保護区データベースなどを基礎情報とし、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を関係国と連携して推進する。	アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	269 の内数	134 の内数	109 の内数	環境省
707	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）」などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援した「パラオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進に協力します。（環境省）	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」では、サンゴの白化状況等に関する情報や、石西礁湖における再生事業に関する情報を、ホームページ等を通じて発信した。 なお、情報発信機能を強化するため、ホームページを平成22年度にリニューアルし、サンゴ礁分布図マップを新たに掲載した。	—	—	引き続き「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」などを通じた情報発信を行うと共に、「パラオ国際サンゴ礁センター」等との国際協力も推進する必要がある。	—	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3. 3	人間と生物圏（MAB）計画									
708	わが国はUNESCOに対して、2002年度（平成14年度）より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金（2007年度（平成19年度）より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金）を拠出し、大学などの研究者の派遣や協力を通じて、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。また、ユネスコの資源開発日本信託基金により、これまでアジア・太平洋地域における同分野の人材育成を支援してきたほか、現在も、東欧における生物圏保存地域設置などを支援しています。（文部科学省、外務省）	ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金 MABに関する事業として、ユネスコ・ジャカルタ事務所において、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動に関する事業を実施した。 （ユネスコの人的資源開発日本信託基金事業）平成18～20年にかけ、本件基金を用いてベラルーシ・ポーランド・ウクライナ3カ国にまたがるボレジー地方での生物圏保護区の設置を支援した。平成21～23年にかけて、第二段階として同地での生態系データベース構築や気候変動による影響評価に関する専門家の能力開発を支援している。	④	我が国がユネスコに提出した信託基金を通じて、当該地域の生物多様性の保全や気候変動との相互作用の究明等に関する国際協力が推進された。	ユネスコからMAB関連事業申請があれば検討をしていく。 ユネスコからの人的資源開発信託基金によるMAB関連事業申請があれば検討していく。	我が国がユネスコに拠出しているユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金 我が国がユネスコに設置しているユネスコの人的資源開発日本信託基金から、平成21～23年度に22.6万ドルを拠出（3カ年事業計画での予算であり単年度での振り分けが困難）。	—	—	—	文部科学省 外務省
709	世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。（文部科学省、環境省）〔再掲（1章2節10.1）〕	日本ユネスコ国内委員会自然科学及び人文・社会科学合同小委員会を開催し、生物圏保存地域の推進体制等について検討を行った。	—	—	引き続き新規指定候補地の選定を含む、生物圏保存地域の活用の施策について検討を行う。	—	—	—	—	文部科学省
3. 4	持続可能な森林経営と違法伐採対策									
710	2006年（平成18年）に策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。（農林水産省）	H23年3月末までに8,114の林業・木材事業体が国内で合法性証明の取組に登録。	①	H23年3月末までに8,114の林業・木材事業体が国内で合法性証明の取組に登録。	適切な伐採により生産された木材・木材製品に合法性証明等を表示することにより、消費者による合法木材・木材製品の選択を促進。	違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 地域材供給倍増事業	—	139	—	農林水産省 856の内数
711	わが国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」を通じ、森林減少及び森林劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策に取り組み、持続可能な森林経営を推進します。（農林水産省、環境省、外務省）	アジア・太平洋地域における持続可能な森林経営を推進するため、各国政府、国際機関、NGO等が参画するAFP会合に積極的に参画。2010年8月にインドネシアで開催されたAFP第9回会合では、違法伐採対策に加えてコペンハーゲン後のREDD+及び森林ガバナンスに関する議論に貢献した。また、会合に参画・貢献したほか、我が国の職員が運営委員会の議長に選出された。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	アジア・太平洋地域における、①森林減少・劣化の抑制及び森林面積の増加、②違法伐採や関連する貿易への対策等の取組を推進するため、AFPの参加パートナーとの対話・連携を図る。	— —	— —	— —	— —	農林水産省 外務省
712	国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。（農林水産省、環境省、外務省）〔再掲（2章6節1.1）〕	世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）等の国際対話に参画・貢献するほか、関係各国、各国国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけモントリオール・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携・協調の促進等についても貢献した また、世界の持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアチブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参画による国際会議を開催した。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	今後とも、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国連森林フォーラムなどの国際対話に積極的に参画して行く。	— —	— —	— —	— —	農林水産省 外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名	
							H21	H22	H23		
713	違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。（環境省） 〔再掲（2章6節1．1）〕	森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策提案の基礎となる違法伐採対策に関する調査を実施。	④	国際会議における違法伐採対策の議論の検討において、当該調査結果を活用。	引き続き国際会議における違法伐採対策の議論の検討において、当該調査結果を活用していく。	熱帯林等森林保全対策調査経費	—	22 の内数	—	環境省	
714	モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、2007年（平成19年）1月からわが国が事務局を務めており、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。（農林水産省） 〔再掲（1章5節1．13）〕	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～2008年）、参加各国の第2回国別報告の作成（2009年）、本プロセス総会開催（4回、2007～2010年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス（ITTO、フォレスト・ヨーロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、我が国で実施（2011年）。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に、参加した。	事務局として、基準・指標に沿って収集されたデータのわかりやすい表示方法について検討を行い、世界の持続可能な森林経営の推進に向け、他プロセスや国際機関と連携した国際的取組を強化する。	—	—	—	—	農林水産省	
715	引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。（環境省）	国等における環境物品等の調達は、ほとんどの品目で高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達が推進されている。	②	国等における環境物品等の調達に取り組むことによって、資源の循環利用やバイオマス利用、森林の適切な整備・保全による木材、木質バイオマス資源の利用促進に寄与した。	—	国等におけるグリーン購入推進経費	18	18	18	環境省	
716	2008年（平成20年）にITTOが策定した「熱帯生産林における生物多様性ガイドライン」の普及と適用を推進するため、COP10におけるITTOの同ガイドラインの普及活動を支援します。（外務省、農林水産省）	COP10期間中、ITTOがCBD事務局やUNFFと協力し、熱帯林の生物多様性保全やREDD+に関するイベントを実施、ガイドライン普及活動を支援した。	④	COP10期間中、ITTOがCBD事務局等と共同で実施した、4つのイベントの実施を支援し、ガイドラインの普及につなげた。	継続的な普及活動を支援する必要がある。	熱帯林減少・劣化防止のための違法伐採対策推進事業	—	126	122	110	外務省 農林水産省
717	世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は2008年（平成20年）に1千万ドルの拠出を行っており、途上国における森林減少の抑制や、そのモニタリングなどのための能力向上支援に積極的に貢献していきます。（財務省、環境省、農林水産省、外務省） 〔再掲（2章6節1．1）〕	現在、インドネシア、メキシコを始めとする17カ国でFCPF支援計画（R-PP）が承認されており、コンゴ民主共和国、ネパールについてはすでにグラント拠出のためのアグリーメントを締結。近く、インドネシア、メキシコについてもアグリーメントの締結が行われる見込み。 森林炭素パートナーシップ基金では、2011年7月までに26カ国のREDD準備計画書が承認され、そのうち3カ国については準備計画実施のための資金の拠出を完了。	④	被支援国のキャパシティの向上、FCPFの活動を通じて得られた教訓の普及が円滑に行われている旨外部評価で指摘されている。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	外部評価による今後の課題は以下の通り。 ・FCPF資金へのアクセスを拡大（市民社会や原住民にも認める） ・支援計画の策定プロセスに、被支援国において重要な役割を果たす省庁の参加を強化 ・Preparation and Readiness Grantを普遍的かつ透明な基準の下で、国別に異なった額を供与するシステムの構築 REDD準備計画書が適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく。	一般会計（経済協力費）	—	3.76億円 （4百万ドル）	4百万ドル	財務省 環境省 農林水産省	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
718	開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。（外務省、農林水産省）〔再掲（同節4.4）（2章6節1.1）〕	平成22年5月にREDD+パートナーシップを立ち上げ、パプアニューギニアと初代共同議長を務め、平成22年10月には「気候変動と森林保全に関する閣僚級会合」を名古屋で開催し、REDD+の取組における国際的な連携・協力の強化に貢献した。また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論について議論した。 REDD+の取組を促進するため、平成22年度補正のUN-REDDプログラム基金へ提出した。 アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等を支援。 衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援。	④	REDD+パートナーシップの立ち上げにより、REDD+の取組・支援に関する国際社会の連携・協調強化が図られた。 国際機関への提出及び森林分野における無償資金協力等を通じて、データベースの作成、モニタリング資料の供与等途上国におけるREDD+の取組を促進し、持続的な森林経営を推進した。 FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	気候変動交渉の進展状況を踏まえつつ、基礎調査や技術開発を引き続き実施する。 REDD+分野における我が国の指導力及びプレゼンスを発揮するため、今後もREDD+パートナーシップやCOP等の気候変動交渉に積極的に参加する。 今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	UN-REDDプログラム基金 途上国森づくり事業 森林・水環境保全のための実証活動支援事業 森林減少防止のための途上国取組支援事業 REDD推進体制緊急整備事業	— — 11 45 —	305 85の内数 10 55 300	— 92の内数9 50 270	外務省 農林水産省
3.5 試料のタイムカプセル化〔再掲（2章2節1.2.4）〕										
719	環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より年間500種類、5年間で2,500種類の絶滅危惧種の細胞試料の保存と重要種のDNAの解析を目指します。また、水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類の試料を年間で10種類、5年間で50種類を保存することを目指します。（環境省）	平成22年度は鳥類11種、ほ乳類1種、は虫類1種、魚類6種の絶滅危惧種の細胞を保存した。また、藻類では、車軸藻、淡水産紅藻などの藻類の保存と生息状況調査を行った。	—	—	国内外との連携も含め環境試料の保存・活用策を検討し、効果的・効率的な実施を図る必要がある。	環境試料タイムカプセル化事業	84の内数	79の内数	—	環境省
720	新宿御苑において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討します。（環境省）	（社）日本植物園協会や各植物園と連携し、絶滅危惧植物の種子の保存を進めている。また、ラン科原種等の歴史的な価値の高い植物を適切に保存するとともに、蓄積した知見について情報提供の仕組みを検討している。	—	—	継続して実施することが重要。	希少固有動植物野生回復促進特別事業	22の内数	22の内数	20の内数	環境省
721	多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。（環境省）	超低温保存技術の国際標準化を含めた国際連携を検討するため、ロシア及びアジア各国との国際会議を開催した。平成22年度で事業終了。	—	—	本施策は終了した。	環境試料タイムカプセル化事業	84の内数	79の内数	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3. 6	クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）									
722	CEPFは、2007年（平成19年）7月の評議会において、新たに選定された地域を含めた対象地域における生物多様性の保全に協力を開始することを決定したところであり、わが国としても、引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。（財務省、環境省）	同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援している。	④	2010年7月から2011年6月までの間、CEPFはアジアをはじめとする途上国の19の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施した。支援対象団体数 1,588団体（2010年末時点）	引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	経済協力費 —	—	10百万ドル —	— —	財務省 環境省
3. 7	生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）									
723	政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、生物多様性版IPCCと言われるIPBESの設立に関する国際的な検討プロセスに積極的に関与し、科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう貢献します。（環境省）	本年7月に、IPBESの科学的な評価の進め方などに関する議論を促進するため、国連大学、南アフリカ政府と共同で国際ワークショップを開催した。	④	ワークショップの開催等により、本年10月にケニア・ナイロビで開催されるIPBES第1回総会にて検討される予定である、科学的な評価に関する要点が整理された。	引き続き、IPBESの設立や効果的な実施に向けて貢献していく。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—	500の内数	510の内数	環境省
3. 8	生物多様性に係る情報システムの整備									
3. 8. 1	世界分類学イニシアティブ（G.T.I）									
724	アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。（環境省、文部科学省）	東・東南アジアの研究者等を対象に分類学能力構築のための研修を行った。	④	分類学に関する研修を行い、ESABIIを推進した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297の内数	500の内数	509の内数	環境省
3. 8. 2	生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）									
725	生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、登録されるメタデータの質量とともに大幅な充実にもつれた取組を強化し、2012年（平成24年）3月までに登録数を約1,600件まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。（環境省）〔再掲（2章5節2. 4）〕	自然環境保全基礎調査・植生調査等の生物多様性保全に関する情報を新たに登録した。	—	—	わが国の機関等においては、メタデータに相当するものだけではなく、データそのものまでもウェブサイト公開されていく傾向にあり、民間のすぐれた検索サービスが機能していることから、メタデータを整備・検索する仕組みである生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）の機能について再考する必要がある。	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105の内数	103の内数	96の内数	環境省
726	すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国際的な自然環境情報の発信を強化します。（環境省）〔再掲（2章5節2. 4）〕	汎用的なWebGIS上に自然環境保全基礎調査の成果などを表示できる仕組みを導入する等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進めている。	—	—	—	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105の内数	103の内数	96の内数	環境省
727	クリアリングハウスメカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に進めます。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用を促進するとともにデータ提供者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。（環境省）	汎用的なWebGIS上に自然環境保全基礎調査の成果などを表示できる仕組みを導入する等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進めた。 JICAの集団研修を通じて、関係国の生物多様性情報の収集、利用、提供を支援した。	—	—	—	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105の内数	103の内数	96の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
728	国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、経済協力開発機構（OECD）をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づく調査・研究情報の交換を進めます。（環境省）	生物多様性と生態系サービスに関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する、IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の設立に向けて、UNEPが主催する政府間委員会において我が国は主導的な役割を果たしてきた。	④	本年10月及び年明けにケニア・ナイロビで開催されるIPBES総会において設立が決定されることとなっている。	IPBESの設立への関与等を通し、引き続き調査・研究情報の交換を促進していく。	—	—	—	—	環境省
3. 8. 3 地球規模生物多様性情報機構（GBIF）										
729	GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っていきます。（外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省）〔再掲（2章5節2. 6）〕	科学技術振興機構において、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。	④	現在科学技術振興機構によって提供されている、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページのH22.7からH23.7までのアクセス数（※） 58,035 ※サーバの変更等が行われた関係で、H22.3～H22.6までのアクセス件数は算出できなかった	平成24年よりGBIFに対する拠出金の支出主体が文部科学省から環境省へ移管されるため、移管後も適切な運営が行われるよう、担当部局で密に連絡を取り合っていく予定。	独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金	106,657の内数	102,662の内数	104,818の内数	文部科学省
3. 9 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）										
730	今後も、酸性雨による生態系への影響の早期把握、実態解明に努めるとともに、東アジアにおける酸性雨の影響を未然に防止するため、さらにEANET活動を推進していきます。（環境省）	財政面・技術面でEANETの活動を支援。 大気、陸水、土壌、植生について酸性雨モニタリング調査、観測データのQA/QC活動、評価報告書の作成等を実施。 「EANET強化のための文書」が平成22年11月開催の第12回政府間会合で採択され、平成23年7月末現在9カ国が署名を行っている（未署名国は4カ国）。 EANETに参加する途上国に対して、ワークショップの開催等技術協力を実施し、モニタリング技術等の能力向上に貢献。	④	植物への影響が国際的に注目されている酸性雨について、EANETの下で、モニタリングにおける精度管理向上に努めた結果、精度管理目標値を満足するデータの割合が2008年度の86%から89%に向上した。 また、沈着モニタリングサイトはEANET本格稼働時の2001年の42から2010年には54に増加した。 これらを通じて、酸性雨に関する地球規模での取組を促進した。	EANETの設立基盤の強化やモニタリングにとどまらず、東アジア地域の大気環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発、オゾンによる植生影響の検討等、EANET活動の発展・拡大に向けた検討を推進する。	東アジアモニタリングネットワーク拠出金 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク将来発展推進事業（H23～） 酸性雨調査研究費（～H22）	181 — 47	152 — 47	125 40 —	環境省
3. 10 北西太平洋地域に関する対応										
731	わが国は、NOWPAPの事務局であるRCU（地域調整部、富山と金山に共同設置）のホスト国であるとともに、主にCEARACへの支援を通じ、リモートセンシング技術を活用した海洋環境モニタリングシステムの整備、環境影響調査などを実施し、海洋環境汚染の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。（環境省）	CEARACの活動を積極的に支援、特に、NOWPAPのプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、手法の案と手順書を策定するとともに、これを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行っている。 また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行った。 NOWPAP政府間会合においては、我が国からCBD－COP10の成果等を報告する等、各国の生物多様性に関する情報を共有した。	③	地域で連携したモニタリングを実施し、得られたデータ等を活用しつつ、海洋環境評価手法の確立に向けた検討を行い海洋汚染の防止を図ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	COP10で合意された愛知目標のにおいても、海洋の生物多様性の保全について当てられているところ、海洋の生物多様性に関する知見は不足していることから、引き続き情報の収集・整理に努めるとともに、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法に確立に向けた検討を進め、日本海における海洋生物多様性の保全を引き続き促進する。	北西太平洋地域海洋行動計画推進費	29の内数	31の内数	29の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
732	NOWPAPにおいては、新たな活動の柱のひとつとして海洋ごみ問題への対策や、陸域起因の海洋汚染対策のための河川と沿岸域の統合管理に関する取組を推進することで、生物多様性の保全の向上を図ります。（環境省）	海洋ごみ地域行動計画（RAP-MALI）に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与した。 また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係を解明するため、NOWPAPの代表的地域においてケーススタディを実施することで、河川に含まれる化学物質等が沿岸海洋地域の環境に与える影響に関する知見が蓄積され、海洋生物多様性の保全の向上に貢献した。	③	海洋ごみ地域行動計画（RAP-MALI）を推進し、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップを実施し、また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係に関する知見を得ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	海洋ごみ地域行動計画（RAP-MALI）に基づき、各国において更なる取り組みを実施するとともに、各国間の連携を図っていく必要がある。 また、ケーススタディにより得た知見を踏まえ、海洋環境の改善のための河川と沿岸域の統合管理に関する取り組みを推進する必要がある。	北西太平洋地域海洋行動計画推進費	31 の内数	31 の内数	29 の内数	環境省
3. 1 1 地球規模侵入種プログラム（GISP）										
733	GISPへの協力を進めることを検討します。（環境省）	GISPへの協力のあり方について検討中。	—	—	引き続き整理・検討を進めます。	—	—	—	—	環境省
3. 1 2 地球観測に関する政府間会合（GEO）										
734	地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後ともGEOを積極的に支援し、GEOSの構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。（文部科学省）	「10年実施計画」に基づき、国際的な連携によるGEOS構築に向けた活動を推進。 GEOS推進のための組織であるGEOの執行委員会メンバーを務めている他、「10年実施計画」で掲げる目標を達成するための「2009年—2011年作業計画」に登録された、102のサブタスクのうち、わが国は49のサブタスクをリード機関又は貢献機関として実施。	④	GEOの下に、GEO BON、さらに、AP-BONが設立され、アジア・太平洋地域の観測活動のネットワーク化と生物多様性の評価・予測を我が国が中心となって推進。2010年3月には、AP-BONワークショップが名古屋で開催され、AP-BONの分科会（種・遺伝子、森林、淡水域及び海洋）ごとに2011—2012年AP-BON実施計画を作成し、活動を推進。	引き続き、AP-BONの活動を推進するとともに、GEOS構築に向け、生態系、生物多様性をはじめとする多様な分野での地球観測を推進する。	地球観測に関する政府間会合（GEO）拠出金	37	36	34	文部科学省
735	GEO BONとの連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの構築を重点的に支援します。（環境省）	GEO BONの地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催した。	④	アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築を支援した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297 の内数	500 の内数	509 の内数	環境省
4. 開発途上国への協力										
4. 1 環境対処能力の向上のための協力										
736	環境に係る組織、関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の修得などを含めた人づくりをさらに推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行います。（外務省）	バングラデシュ国ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画（無償資金協力）、モンゴル国ウランバートル市廃棄物管理能力強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）等を実施。課題別研修（「土地利用と自然資源分析の情報管理技術」、「生物多様性情報システム」など）を実施した。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	制度構築やコミュニティの能力強化など、様々なレベルで環境対処能力の向上のための支援を引き続き実施する。	※※	※※	※※	※※	外務省
737	途上国による自らの能力向上を目指して、長期的な視点から国際協力を行う対象を選定するとともに、関係者の優先分野や対象方針などの決定及び事業実施への参加、事業運営能力などを高めるための共同作業、広く国民などの環境意識の向上を図る環境教育などを重視した協力を推進します。（外務省）	インド国森林官研修センター研修実施能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）、グアテマラ国ティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画（無償資金協力）、タンザニア国ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示及び視聴覚機材整備計画（無償資金協力）、コスタリカ国生物多様性研究所公園展示室整備計画（無償資金協力）などを実施。課題別研修（「持続可能な開発のための環境教育」、「水辺を中心とする自然体験を通じた環境教育」など）を実施した。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	途上国のオーナーシップを高めるための支援を引き続き実施する。	※※	※※	※※	※※	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
4. 2	環境への配慮									
738	政策対話、各種フォーラムや適切な協力方法を通じて環境保全へのインセンティブの付与を促すとともに生物多様性に係る意識の向上を図ります。（外務省）	課題別研修（「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用、「森林管理政策」など）を実施。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	生物多様性に関する意識を国際的に高めるよう取り組む。	※※	※※	※※	※※	外務省
739	あらゆる開発計画及び個別事業において環境保全の要素を考慮し、経済成長・貧困削減と環境保全を両立すべく、適切な環境配慮がされた取組を支援します。（外務省）	インド国トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業（有償資金協力）、エチオピア国ベレテ・グラ参加型森林管理計画プロジェクト フェーズ2（技術協力プロジェクト）、インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏 環境配慮型都市開発促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）などを実施。課題別研修（「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム企画・運営」、「ODAにおける環境影響評価」など）を実施した。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	新JICAの環境社会配慮ガイドラインに従い、適切な環境社会配慮のもとで案件形成・実施に努める。	※※	※※	※※	※※	外務省
4. 3	包括的な枠組みのもとでの協力推進									
740	政府とそれ以外の各種機関（国際機関、地方公共団体、民間団体、NGOなど）との積極的な連携を図りつつ、協力を推進します。（外務省）	日本NGO連携無償資金協力を通じて、環境分野における事業1件に資金協力を行った。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	引き続き日本の国際協力NGOから環境分野における事業申請があった場合は、審査の上認められた事業に対して資金協力を行う。	—	—	—	—	外務省
741	広域的あるいは地球規模の環境問題の解決のために、拠点集中的に行う協力と、広域的に行う協力を組み合わせるなど、多様な形態の国際協力を効果的に組み合わせることで総合的な枠組みによる協力を実施します。（外務省）	我が国は、多様な形態の国際協力を効果的に組み合わせ、総合的な枠組みによる協力を実施した。	④	本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	今後とも、多様なスキームを総動員して地球規模課題の問題への協力を推進。	※※	※※	※※	※※	外務省
742	開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、EcoISDに基づき、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進します。（外務省）	EcoISD及びいのちの共生イニシアティブ等に基づき、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進した。	④	生物多様性分野を含めた環境分野において、ODAを含む国際協力を実施した。	今後も、開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を継続する。	※※	※※	※※	※※	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
743	開発途上国などのニーズを基に、生物多様性分野を含む環境分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対処能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究を、ODAと連携し、推進します。（外務省、文部科学省）	文部科学省および科学技術振興機構（JST）と、外務省および国際協力機構（JICA）は、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題の解決につながる新たな知見の獲得と科学技術水準の向上を目的とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を実施している。この事業では環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症を協力分野として設定しており、3～5年間で研究期間として、平成20～23年度までの間に計60課題が採択されている。これらの中で、H.22.3～H.23.7までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、8件である。 以下、生物多様性関連プロジェクト（ガボン「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全」、カメルーン「熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理：地球規模課題と地域住民ニーズとの結合」、パナマ「資源の持続的利用に向けたマクロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究」、インドネシア「生命科学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築」、アフガニスタン「持続的食糧生産のためのコムギ育種素材開発」、チュニジア「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」、ベトナム「持続可能な地域農業・バイオマス産業の融合」、フィリピン「フィリピン国統合的沿岸生態系保全・適応管理」）	①④	①SATREPSの事業や既存プロジェクトに関するニュースやイベント情報の受け取り、学生や類似の取り組みをしている企業・NGOが既存プロジェクトとの連携を探ること、新たなプロジェクトの形成につなげること等ができる登録制コミュニティサイト（SNS）「Friends of SATREPS」を開設している。平成23年7月末時点で800名超が国内外から登録している。また、平成23年8月には、京都大学主催、JST/JICA後援により「アフリカ熱帯雨林における人と自然の共存と戦略」ワークショップを開催。アフリカで実施中の生物多様性関連のSATREPS案件に関する発表を行う等、広報に努めている。 ④世界33か国と協力し、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の各分野における課題の解決に資するプロジェクトを実施中。ガボン「野生生物と人間の共生を通じた熱帯雨林の生物多様性保全」プロジェクトにおいては、世界で初めて野生ゴリラの腸内細菌の単離に成功するなどの成果を上げている。また、ベトナム「持続可能な地域農業・バイオマス産業の融合」プロジェクトにおいては、稲藁等からバイオエタノールを製造するためにパイロットプラントを設置し、原料のセルロースに対し極めて高いエタノール収率を得たほか、エタノールを選択的に分離回収することに成功している。	①「Friends of SATREPS」の周知、活用を課題としており、国内外での講演や会談の席で「Friends of SATREPS」の趣旨、活用方法等の説明、パンフレットの配付などの取り組みを行っている。 ④国際的な連携を強化するための人材育成の観点からいえば、若手研究者の参加者が少ないため、若手研究者の参加を支援する取り組みが必要となる。	地球規模課題対応国際科学技術協力	文科省 1,154 外務省 2,950	文科省 1,807 外務省 3,160	文科省 2,128 外務省 3,237	文部科学省 外務省
4. 4	農林水産分野における地球環境保全への貢献									
744	国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（外務省、農林水産省）〔再掲（2章6節1. 1）〕	平成20年度より、アフリカの農村における土地・水資源の劣化防止手法の開発、アジアにおいて地球温暖化に適應した灌漑排水施設管理や水管理手法の開発を実施継続中。 平成20～22年度において、国連食糧農業機関（FAO）及びメコン河委員会（MRC）に資金を拠出し、アジア地域の持続的水資源利用に係る分析を実施継続中。 平成21～25年度において、国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT）に資金を拠出し、温室効果ガス排出や地下水汚染問題の削減を図るため、作物の生物学的硝酸化成抑制に関する研究を実施中。 森林・林業分野の二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、（独）国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。同様に、多国間協力については、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。 海外での現地調査・研究を通じて、「土地・水資源の劣化防止」、「地球温暖化対策」、「水資源の持続可能な利用」といった地球規模の課題を解決するための技術・手法を開発中。 熱帯地域にある国際機関において、温室効果ガス排出や地下水汚染問題といった地球規模の課題を解決するため、作物がもつ生物学的硝酸化成抑制に関する研究を行った。 FAO、UNFF、ITTO、AFPIにおける議論に積極的に参加した。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。	開発した技術・手法に関するマニュアルが多く、多くの国で利用されるよう更なる普及を推進する。 試験ほ場において、生物学的硝酸化成抑制能があるとされるスイートソルガムの窒素施肥効率を向上させるための研究を推進する。 今後も引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進する。	海外農業農村地球環境問題等調査事業 持続的水資源利用分析検討調査 国際農業研究機関拠出金 国際連合食料農業機関拠出金 国際熱帯木材機関拠出金 途上国森づくり事業	438 の内数 98 55 51 126 —	412 の内数 48 47 50 122 85 の内数	294 の内数 — 26 45 110 92 の内数	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
		その他の森林・林業分野の国際協力として、開発途上国における持続可能な森林経営を推進するため、アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援、衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施。		持続可能な森林経営に関する協力を推進した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	森林・水環境保全のための実証活動支援事業 森林減少防止のための途上国取組支援事業 REDD推進体制緊急整備事業	11	10	9	
745	二国間協力としては、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。（外務省、農林水産省）	ラオス国森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト（技術協力プロジェクト）、キルギス国共同森林管理実施能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）、ボリビア国持続的農村開発のための実施体制整備計画フェーズ2（技術協力プロジェクト）などを実施。課題別研修（「持続可能な森林経営のための実施手段の強化」、「参加型アプローチによる森林・流域保全」など）を実施した。 持続可能な森林経営を推進するため、JICAを通じた技術協力プロジェクト、開発調査、研修を実施。また、技術協力プロジェクトに職員を派遣するとともに、JICA研修を実施。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。	今後も引き続き、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進する。 途上国政府からの要請に応じ森林保全・造成に係る協力を検討する。	※※ —	※※ —	※※ —	※※ —	外務省 農林水産省
746	多国間協力としては、国連食糧農業機関（FAO）や国際熱帯木材機関（ITTO）などへの資金の拠出を通じ、開発途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。（外務省、農林水産省）	国連食糧農業機関に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出、職員の派遣等の貢献を行った。 国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、違法伐採対策などのプロジェクトを実施するための資金拠出を行った。	④	ITTO統計によると、持続可能的に経営されている熱帯林は、2005年のITTO統計対象地域8,59億haのうち、3,640万平方キロ（4.2%）から、2010年7,83億haのうち、5,330万平方キロ（6.8%）に増加した他、持続可能な森林経営に関する国際協力を推進した。	我が国はITTOホスト国、また最大ドナー国として引き続き違法伐採対策など熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を支援していく。	ITTO分担金 ITTO任意拠出金（外務省分） ITTO・CBD共同プロジェクト拠出金 国際連合食料農業機関拠出金 国際熱帯木材機関拠出金	98 467 — 51 126	91 184 — 50 122	122 143 118 45 110	外務省 農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
747	開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、REDDをはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。（外務省、農林水産省）〔再掲（同節3. 4）（2章6節1. 1）〕	平成22年5月にREDD+パートナーシップを立ち上げ、パプアニューギニアと初代共同議長を務め、平成22年10月には「気候変動と森林保全に関する閣僚級会合」を名古屋で開催し、REDD+の取組における国際的な連携・協力の強化に貢献した。また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論について議論した。 REDD+の取組を促進するため、平成22年度補正のUN－REDDプログラム基金へ提出した。 アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援を実施した。 衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施した。	④	REDD+パートナーシップの立ち上げにより、REDD+の取組・支援に関する国際社会の連携・協調強化が図られた。 国際機関への拠出及び森林分野における無償資金協力等を通じて、データベースの作成、モニタリング資材の供与等途上国におけるREDD+の取組を促進し、持続的な森林経営を推進した。 FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	気候変動交渉の進展状況を踏まえつつ、基礎調査や技術開発を引き続き実施する。 REDD+分野における我が国の指導力及びプレゼンスを発揮するため、今後もREDD+パートナーシップやCOP等の気候変動交渉に積極的に参加する。 今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	UN－REDDプログラム基金	—	305	—	外務省
748	水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関（FAO）や東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進します。（農林水産省）	平成20年8月、FAOが生態系に配慮した漁業のためのガイドライン（公海における深海漁業関連）を作成。 FAOが海洋保護区に関する技術ガイドラインを作成。 全ASEAN加盟国に対し、調査訓練やWSの開催を通じて当該地域における資源管理に向けた人材育成などをSEAFDECを通じて実施 全ASEAN加盟国に対し、国際的に減少が危惧されている種の増殖や持続的養殖技術の普及を実施。	—	—	FAOが作成する各種ガイドライン等の活用等により、持続可能な漁業を推進するため、実施能力が十分でない途上国に対しフォローアップを行う。	生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業 東南アジア持続的水産資源利用推進事業 東南アジア持続的増養殖推進事業	78 81 80	66 126 73	58 115 67	農林水産省
第5節 情報整備・技術開発										
1. 生物多様性の総合評価										
1. 1 生物多様性の総合評価の実施										
749	多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、分かりやすく取りまとめ、発表します。（環境省）〔再掲（2章4節1. 2）〕	各分野の専門家による生物多様性総合評価検討委員会を開催するとともに、日本生態学会におけるシンポジウムの実施、生物分野の専門家への意見照会などを行い、平成22年5月に生物多様性総合評価報告書を取りまとめた。 同総合評価の報告を目的としたシンポジウムを平成22年5月に実施するとともに、平成22年10月に行われた生物多様性条約第10回締約国会議等において評価結果を発表した。	④	1950年代後半から2010年時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで30指標を用いて総合的に評価を行った。	愛知目標等を踏まえた評価指標の検討や総合評価を継続的に行う上で必要となるデータの整備・更新、定期的な評価の実施が必要。	生物多様性基本施策関係経費	49 の内数	47 の内数	47 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
750	生物多様性の総合評価の成果はCOP10で発表し、他国にも、国レベルの生物多様性総合評価の実施を呼びかけます。特にアジア・太平洋地域には技術的な支援や経験の移転を行います。（環境省）〔再掲（2章4節1. 2）〕	COP10でのサイドイベントにて生物多様性総合評価について発表を行った。 平成23年3月にアジア・太平洋地域を対象としたワークショップを予定していたが、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響で中止となった。 平成23年5月に中国で開催されたワークショップにおいて、発表を行った。 平成23年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究」を実施している。 生物多様性総合評価について、英訳の公表と英文でのパンフレット作成を行った。	④	COP10のサイドイベントにおいて、生物多様性総合評価の結果を発表し、参加各国へも同様の取組の実施を呼びかけた。 平成23年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究」を実施し、アジア・太平洋地域の生物多様性観測・評価・予測に貢献していく。	国際会議の場など、様々な機会を捉えて、各国に生物多様性総合評価の実施を呼びかける。 引き続き「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合研究（S-9）」を実施し、アジア・太平洋地域の生物多様性観測・評価・予測に貢献していく。	環境研究総合推進費（S-9）	—	—	374	環境省
1. 2 生物多様性指標の開発										
751	生物多様性の総合評価を通じて、関係省庁との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを的確に把握するための手法の検討を進めます。（環境省）	生物多様性の社会経済的な価値を適切に把握するため、生態系サービス評価の検討を実施した。 生物多様性の変化の状況を空間的に把握し、優先的に対策を講ずるべき地域や、地域ごとの課題を明確にするため、生物多様性評価の地図化を実施している。	④	1950年代後半から2010年時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで30指標を用いて総合的に評価を行った。	関係省庁との連携のもと、科学的知見を充実させた上で、今後も生物多様性総合評価を実施していくとともに、シナリオ分析を行うなど対策のオプションを提示する機能を強化していく。	生物多様性基本施策関係経費	49 の内数	47 の内数	47 の内数	環境省
752	国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要な指標の設定に取り組みます。（環境省）	生物多様性総合評価において、要因、対策、状態を表現する計30の指標を設定し、それをもと評価を行った。	④	1950年代後半から2010年時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで30指標を用いて総合的に評価を行った。	愛知目標との対応の明確化などの観点から、達成状況を的確に把握し、多様な主体に対して、より具体的な行動を促す指標を設定していくことが必要。	生物多様性基本施策関係経費	49 の内数	47 の内数	47 の内数	環境省
753	生物多様性の地球規模の損失と経済的視点の関連性を把握するため、TEEBと連携し、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの分析を推進します。また、こうした研究の成果や国際的な議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあるかの検討に着手します。（環境省）〔再掲（2章3節2. 1）（2章4節1. 1）（2章5節3. 1）〕	生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究を収集整理し、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る今後の検討プロセスについての議論を行った。 「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	④	「環境経済の政策研究」の中で、TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	引き続き生態系サービスの価値評価に係る基礎データや既往研究の収集整理を行うと共に、価値評価の試行を行う。また、国民経済計算における生態系サービスの算入に係る検討を推進する。さらに、「環境経済の政策研究」を通じて、生態系サービスの経済的価値の評価や、経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策のあり方に関する研究に対し支援を行う。	生物多様性条約締約国会議等開催庁費（H22） 2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費（H23） 世界に貢献する環境経済の政策研究	— —	300 の内数 —	— 96 の内数	環境省
754	絶滅のおそれのある種が集中する島嶼（とうしょ）地域など、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を特定し、地域の関係者と協力して、個々の種だけでなく地域全体の生物多様性の保全・再生を進めていく制度手法の検討を進めます。（環境省）〔再掲（2章1節1. 2）〕	平成22年5月に公表した生物多様性総合評価に引き続き、全国の生物多様性の状況について地図化を実施している。	④	平成23年度中に、生物多様性保全上の重要地域、生物多様性の危機要因等を示した評価地図を40種類程度作成し公表する予定。	生物多様性の状況を適切に評価するための基礎となる全国網羅的に調査された自然環境に関する科学的データを整備する必要がある。	生物多様性国家戦略推進費	—	—	37 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 3	農林水産分野における生物多様性指標の開発									
755	水田、森林、藻場・干潟などにどのような生きものが生息・生育しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法など過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）	平成22年度までに全国274地点において農法・農業技術の影響を最も受けやすい昆虫を中心に約200万個体を調査し、環境保全型農業に特異的に現れる生物を指標の候補として選抜した。 これらの指標候補を用い、環境保全型農業の効果を把握できる評価手法の案を10科目について作成した。 本施策における調査で得られたデータを効率的に蓄積するとともに、国土全体において農地における生物多様性を総合的に解析するためデータベースシステムを構築した。 我が国沿岸域の藻場や干潟において生物多様性の指標候補とするバクテリアやメイオセントスについてDNA解析等を用いた簡便な同定手法等を検討した。また、その手法を用いて種数や分布等の調査を実施するとともに、実際の漁場の生産性と比較し、指標としての妥当性の検討などを行っている。 全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査のほか、データ整理・分析等を実施した。	①②③	生物多様性の保全をより重視した農業生産を効果的に推進するため、その取組の効果を定量的に把握するための評価法の案が作成された。 農業に有用な生物多様性指標の開発に関する取組と指標生物の候補が選抜されたことをCOP10の展示ブースやサイドイベントで発表し、国民的及び国際的な理解を深めるよう努めた。	評価手法を検証し、最終的な指標生物及びそれを用いた評価手法を決定する。それらは都道府県の普及指導員や病害虫防除所職員、篤農家等を対象としてマニュアル化し、農業現場への普及を図る。 データベースについては登録者がデータの閲覧及び登録ができる形にし、一般に公開する。 引き続き、我が国沿岸域において生物多様性の指標候補とする生物の種数や分布等を調査するとともに、実際の漁場の生産性と比較し、指標としての妥当性の検討などを行う。 平成24年度末までに森林における生物多様性の状態を表す指標を開発する。森林生態系のもつ不確実性を踏まえた順応的管理の考え方が重要であることから、森林資源のモニタリングと連携した指標の活用を促進することにより、植物構造の変化等に対応した森林の適切な整備及び保全を推進する。	農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち漁場環境・生物多様性評価手法等開発事業 森林環境保全総合対策事業	218	193	55	農林水産省
							49	49	31	
							158の内数	305の内数	267の内数	
2.	調査・情報整備の推進									
2. 1	自然環境保全基礎調査などの推進									
756	昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約50%（平成22年3月現在）を整備している状況ですが、平成24年3月までに国土の約6割とするなど早期の全国整備を進めます。（環境省）	縮尺2万5千分の1植生図については、平成23年3月時点で国土の約55%を整備。	④	自然環境保全基礎調査を継続的に実施し、自然環境データの充実と速報性の向上に努めた。	—	自然環境保全基礎調査	250の内数	270の内数	250の内数	環境省
757	わが国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行うほか、陸域に比較して生物相に関する基礎的情報の把握が進んでいないわが国の海域における自然環境データの収集整備などを関係省庁が連携して実施します。（環境省、関係省庁）	中大型哺乳類の生息状況を把握した他、関係省庁などの実施する海域の生物多様性に関する情報を収集し、海洋生物多様性情報としてウェブサイトで提供した。	④	中大型哺乳類の生息状況の情報収集が図られた。	—	自然環境保全基礎調査 海洋生物多様性情報整備	250の内数 18	270の内数 19	250の内数 —	環境省
758	一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。（環境省）〔再掲（2章3節1. 1）（2章6節1. 1）〕	身近な生きものの分布情報を、ウェブサイトなどを通じ収集する市民参加型調査（「いきものみつけ」）を実施した。	①	市民参加型調査を進め、その結果を広く公表した。	—	温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業	100	100	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
759	シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集及び生息密度・個体数推定に関する調査を推進し、経年的な変動も明らかにしていきます。（環境省）〔再掲（2章1節2.4）〕	中大型哺乳類に関し、既存の生息状況調査、捕獲情報等を解析し、全国の生息状況及び生息動向の把握手法を整理した。	④	中大型哺乳類の生息状況の情報収集が図られた。	—	自然環境保全基礎調査	250 の内数	270 の内数	250 の内数	環境省
2. 2 生態系総合監視システム										
760	「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために、継続的に調査を実施します。（環境省）〔再掲（2章1節1.2）（2章6節1.1）〕	モニタリングサイト1000事業で、国内の主要な高山帯、森林、沿岸域等において、生物相の変化等についての調査を継続的に実施。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
761	リモートセンシング技術の活用などによる広域的生態系モニタリングを実施し、各省などのデータの共有、相互利用の推進などの連携強化や速報性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。（環境省）	衛星画像については、平成18年度から継続的に、縮尺1/25,000植生図作成のための参照画像として利活用している。	—	—	—	自然環境保全基礎調査	250 の内数	270 の内数	250 の内数	環境省
762	モニタリングの実施にあたっては、専門家、NGO、ボランティア、地方公共団体をはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実施を行う体制を構築するとともに、得られた自然環境情報の集積と解析結果の公表を随時行い、生物多様性の保全施策への利活用を進めます。（環境省）	モニタリングサイト1000事業で、研究者、民間団体、ボランティア、地方公共団体等の協力を得て調査を行う体制を構築している。また、得られた調査結果の速報や報告書をウェブサイトで提供。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数	247 の内数	254 の内数	環境省
763	国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、GEO BONなど地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に貢献します。（環境省）	GEO BONの地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催した。	④	生物多様性に関する情報基盤の整備に協力した。	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297 の内数	500 の内数	509 の内数	環境省
2. 3 野生生物目録・標本情報などの整備										
764	官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学イニシアティブ（GTI）や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動植物の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。（環境省、文部科学省）	自然環境保全基礎調査の対象となっている分類群について、生物名リストの整備を進めている。 科学技術振興機構において、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。	④	現在科学技術振興機構によって提供されている、我が国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページのH22.7からH23.7までのアクセス数（※） 58,035 ※サーバの変更等が行われた関係で、H22.3～H22.6までのアクセス件数は算出できなかった	平成24年よりGBIFに対する拠出金の支出主体が文部科学省から環境省へ移管されるため、移管後も適切な運営が行われるよう、担当部局で密に連絡を取り合っていく予定。	自然環境保全基礎調査費 独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金	— 106,657 の内数	— 102,662 の内数	250 の内数 104,818 の内数	環境省 文部科学省
765	生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。（環境省）	平成22年度は、約2,000点の生物標本を収集した。	—	—	—	—	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 4	自然環境情報の提供・公開									
766	各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じた情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じ広く国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解析をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。（環境省、関係省庁）	生物多様性情報システム（J-IBIS）を改良し汎用的なWebGIS上に自然環境保全基礎調査などの地図情報を表示できる仕組みを構築し、情報を追加して、提供内容の充実を図った。	—	—	—	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105 の内数	103 の内数	96 の内数	環境省
767	生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実に向けた取組を強化し、平成24年3月までに登録数を約1,600件まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。（環境省）〔再掲（2章4節3. 8. 2）〕	自然環境保全基礎調査・植生調査等の生物多様性保全に関する情報を新たに登録した。	—	—	わが国の機関等においては、メタデータに相当するものだけではなく、データそのものまでもウェブサイトに公開されていく傾向にあり、民間のすぐれた検索サービスが機能していることから、メタデータを整備・検索する仕組みである生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）の機能について再考する必要がある。	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105 の内数	103 の内数	96 の内数	環境省
768	すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。（環境省）〔再掲（2章4節3. 8. 2）〕	汎用的なWebGIS上に自然環境保全基礎調査の成果などを表示できる仕組みを導入する等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進めている。	—	—	—	生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	105 の内数	103 の内数	96 の内数	環境省
2. 5	生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築									
769	わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化などによるわが国の生物多様性及び生態系への影響を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加え生態系総合監視システムを推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報をこれら主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の拡充強化を進めます。（環境省）	自然環境保全基礎調査では、縮尺1/25,000植生図の作成、中大型哺乳類の全国の生息状況及び生息動向の把握手法の整理等を行った。 モニタリングサイト1000事業では、国内の主要な高山帯、森林、沿岸域等において、生物相の変化についての調査を継続的に実施した。 汎用的なWebGIS上に表示できる仕組みの導入等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進め、相互利用、共有化を図っている。 アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）の国際ワークショップを開催した。	④	自然環境データの継続的な更新を行った。 モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。 アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築を支援した。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。	自然環境保全基礎調査 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 生物多様性情報システム整備推進費（～H21） 地球規模生物多様性情報システム整備推進費（H22～）	250 の内数 297 の内数 105 の内数	270 の内数 247 の内数 103 の内数	250 の内数 254 の内数 96 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
770	関係省庁をはじめ、地方公共団体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進にむけた取組を強化します。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関連絡会議などをはじめとする各種の連絡組織などを通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、ネットワークの強化を進めます。（環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省）	汎用的なWebGIS上に表示できる仕組みの導入等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進め、相互利用、共有化を図っている。 自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）で、自然環境情報に関する情報交換を実施。	—	—	—	自然環境保全基礎調査費より実施	250 の内数	270 の内数	250 の内数	環境省
771	生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成22年3月現在、約23,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実化を図っていきます。（環境省）	生物多様性センターの図書資料データベース登録数は、平成23年7月現在、約23,500件。	—	—	—	生物多様性センター維持運営費	75 の内数	72 の内数	69 の内数	環境省
2. 6 地球規模生物多様性情報機構（GBIF）への取組										
772	GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っていきます。（外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省）〔再掲（2章4節3. 8. 3）〕	科学技術振興機構において、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。	④	現在科学技術振興機構によって提供されている、我が国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページのH22.7からH23.7までのアクセス数（※） 58,035 ※サーバの変更等が行われた関係で、H22.3～H22.6までのアクセス件数は算出できなかった	平成24年よりGBIFに対する拠出金の支出主体が文部科学省から環境省へ移管されるため、移管後も適切な運営が行われるよう、担当部局で密に連絡を取り合っていく予定。	独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金	106,657 の内数	102,662 の内数	104,818 の内数	文部科学省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 7	森林モニタリングの推進									
773	全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。（農林水産省）〔再掲（1章5節1. 12）〕	平成21年度より、全国3巡目の調査を実施 平成22年度より、生物多様性に関する調査内容を充実して実施。	③	モニトリオールプロセスの基準・指標に基づ	引き続き、調査結果について林野庁IP等を通じて公表するとともに、森林の生物多様性の保全及び持続的利用の推進に向けた施策展開を図る。	森林計画推進委託費 国有林森林計画等経費のうち森林資源モニタリング調査費	209 150	409 150	364 150	農林水産省
774	森林資源モニタリング調査の二巡目までの結果について公表するとともに、当該結果などに基づき、モニトリオール・プロセスに対応した「2009年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。（農林水産省）〔再掲（1章5節1. 12）〕	モニトリオール・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009年第2回国別報告」を2009年に作成し公表した。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	森林の状態やその変化を継続的に把握するため、基準・指標に基づき、データを引き続き収集分析を行う。	森林資源調査データによる動態変化解析事業	83	69	54	農林水産省
775	森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。（農林水産省）〔再掲（1章5節1. 12）〕	森林資源モニタリング調査の調査結果をKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。	③	森林の動態変化を視覚的にわかりやすく把握することができた。	森林資源モニタリング調査の結果について、森林計画制度を通じた生物多様性の保全を図る取組に活用していく。	森林資源調査データによる動態変化解析事業 森林GIS活用体制整備事業	83 166	69 166	54 —	農林水産省
776	保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や植生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進めていきます。（農林水産省）	国有林のうち、「保護林」について、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査を実施した。 また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を実施した。	③	国有林では、平成23年4月現在、全国で840箇所（903千ha）の「保護林」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が図られている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、これらの適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791の内数	1,656の内数	1,814の内数	農林水産省
777	緑の回廊について、森林の状態や野生動植物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生息実態などモニタリング調査を進めていきます。（農林水産省）	国有林のうち、「緑の回廊」について、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。 また、モニタリング調査等を踏まえ、人工林内の広葉樹を積極的に保全するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	③	国有林では、平成23年4月現在、全国で24箇所（586千ha）の「緑の回廊」を設定しており、生態系ネットワークの根幹をなす森林の適切な保全・管理が図られている。	今後も引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、これらの適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	森林保全管理等に必要な経費	1,791の内数	1,656の内数	1,814の内数	農林水産省
778	地理情報システムなどを活用した情報整備にあたり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000など他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。（農林水産省、環境省）〔再掲（1章5節1. 12）〕	森林資源モニタリング調査の調査結果を地図データとのリンクが可能なKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。	③	—	時系列の分析を通じて全国的な森林の動態変化を把握し、森林の適切な整備・保全に活用していく。	森林資源調査データによる動態変化解析事業 森林GIS活用体制整備事業	83 166	69 166	54 —	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 8	河川環境に係る情報の整備									
779	魚類、底生動物調査についてはおおむね5年、それ以外についてはおおむね10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。（国土交通省）	魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	—	—	河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
780	河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的調査データとの相互利用を進めます。（国土交通省、環境省）〔再掲（1章8節5. 1）〕	河川水辺の国勢調査の結果においては、一般の方々に提供できるよう、電子化、GIS化し、HP上に公開している。	—	—	河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的調査データともあわせて利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854の内数 32,946の内数 — —	600,899の内数 26,279の内数 2,200,000の内数 —	602,597の内数 24,288の内数 1,750,000の内数 512,024の内数	国土交通省
2. 9	海域環境データベースの構築									
781	海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。（国土交通省）	逐次データを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	—	—	引き続き観測データの蓄積及び内容の充実化を実施する。	港湾整備事業費	219,500の内数	165,489の内数	166,649の内数	国土交通省
2. 10	日本海洋データセンターの運営									
782	日本海洋データセンターへの海洋環境・海洋生物データの集積を推進し、政府部内の連携を一層強化します。（国土交通省）	日本海洋データセンターでは、海洋環境・海洋生物データ（主としてプランクトンデータ）の収集・管理・提供を行っている。	—	—	引き続き、データベースの運用を継続するとともに、海洋資料交換国内連絡会を通じて海洋調査機関との連携を一層強化する。	船舶交通安全及海上治安対策費	52	44	179	国土交通省
2. 11	国立公園における自然環境情報の整備									
783	国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めていきます。（環境省）	国立公園を管理する自然保護官事務所等において、地域の関係機関・研究者等との関係を構築し、科学的なデータの収集に努めている。	—	—	引き続き情報収集に努め、適切な運営管理を進める。	—	—	—	—	環境省
3.	研究・技術開発の推進									
3. 1	環境分野における調査研究									
784	地球環境保全等試験研究費では、「希少性二枚貝と魚類をモデルとした氾濫原の生態系劣化機構の解明と自然再生に関する緊急性評価」、「レプンアツモリソウをモデルとした人を含む在来生態系と共生できる絶滅危惧種自生地の復元技術の研究」などを実施します。（環境省）	氾濫原の生態系劣化機構の解明と自然再生に関する緊急性評価については、インガイ類が生態系指標として有用であるという知見を用いて、河川氾濫原や農業用水路氾濫原での生態系劣化メカニズムを解明した。 在来生態系と共生できる絶滅危惧種自生地の復元技術の研究については、自生地復元用種苗の大量育成技術を地元を導入し、以前レプンアツモリソウが自生していたと思われる2箇所3地点に250株を植え戻した。自生地復元に必要な植物共生関係の解明や受粉を担うマルハナバチの生態調査を実施した。	—	—	氾濫原の生態系劣化機構の解明と自然再生に関する緊急性評価については、研究精度を高めるための現地調査を全国主要河川や平野部で進め、緊急性地域を抽出して、自治体に対して具体的な自然再生の手法や配慮事項を呈示する。 在来生態系と共生できる絶滅危惧種自生地の復元技術の研究については、レプンアツモリソウ復元地の植生推移状況を調査することで得られた知見を使って、復元好適地を選定し、レプンアツモリソウの移植・生育地復元を図ると共に、ガイドラインをまとめる。	地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費	616の内数	461の内数	451の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
785	地球環境研究総合推進費では、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」、「気候変動に対する森林帯－高山帯エコトーンの多様性消失の実態とメカニズムの解明」などを実施します。（環境省）	環境研究総合推進費（旧地球環境研究総合推進費）では、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」、「気候変動に対する森林帯－高山帯エコトーンの多様性消失の実態とメカニズムの解明」などを実施した。 上記のうち、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」は2009年に終了し、小笠原諸島への外来侵入種による影響メカニズムの解明に成功し、取るべき対策を提言された。 また、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」は2009年に終了し、生態系の現存量に係る炭素貯留や生物多様性など生態系に関する知見について具体的に理解しやすい成果を挙げた。本研究は、2010年より「熱帯林のREDDにおける生物多様性保護コベネフィットの最大化に関する研究」の後継課題が開始されている。	②④	多様な野生生物をはぐくむ空間づくりに貢献する。	一部研究を継続しつつ、本政策は終了した。	地球環境研究総合推進費（－H22）環境研究総合推進費（H23－）	39.55 の内数	52.69 の内数	80.07 の内数	環境省
786	環境技術開発等推進費では、「福井県三方湖の自然再生に向けたウナギとコイ科魚類を指標とした総合的環境研究」、「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」などを実施します。（環境省）	環境研究総合推進費（旧環境技術開発等推進費）では、「福井県三方湖の自然再生に向けたウナギとコイ科魚類を指標とした総合的環境研究」、「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」などを実施しています。	②③	里地里山の保全や野生鳥獣との共存に貢献する。 河川・湿原などの保全再生に貢献する。	2011年度も引き続き実施する。	地球環境研究総合推進費（－H22）環境研究総合推進費（H23－）	39.55 の内数	52.69 の内数	80.07 の内数	環境省
787	環境経済の政策研究では、平成21年度生物多様性関連の研究として「経済的価値の内部化による生態系サービスの持続可能な利用を目指した政策オプションの研究」を実施し、生物多様性の経済的価値と生物多様性の損失に伴う費用、効果的な保全に要する費用などの分析を推進するための支援を行います。（環境省）〔再掲（2章3節2.1）（2章4節1.1）（2章5節1.2）〕	「環境経済の政策研究」の中で、平成21年度から23年度までの3か年計画で「経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策オプションの研究」を実施している。 平成22年度までに、宮城県の大蔵沼を対象に生態系サービスの経済的価値の評価を行うとともに、我が国における生態系の効果的・効率的な保全策の参考とするため、諸外国のPES（生態系サービスへの直接支払い）や生物多様性オフセット等の手法を整理・分析するなどの成果を挙げている。	④	TEEBに対し、生態系サービスへの支払いや生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等をワークショップ等を通じて提供するなど、TEEBの取りまとめ作業に連携・協力した（TEEB担当者を招いてのワークショップの開催実績：平成22年2月、5月、8月、10月）。	今後も引き続き、「環境経済の政策研究」を通じて、生態系サービスの経済的価値の評価や、経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策のあり方に関する研究に対し支援を行う。	世界に貢献する環境経済の政策研究	400 の内数	400 の内数	273 の内数	環境省
788	生物多様性関連技術開発等推進事業費では、「林内環境等における野生鳥獣の行動追跡システムの開発」、「侵略的外来種である中型哺乳類（アライグマ、ジャワマングース）の効果的・効率的な防除技術の開発」などを実施します。（環境省）	「林内環境等における野生鳥獣の行動追跡システムの開発」については、トキを対象とした追跡システムの開発に着手し、装着型送信機からの地上基地局を介したデータ取得に成功している。 「侵略的外来種である中型哺乳類の効果的・効率的な防除技術の開発」については、毒餌、対照外来生物の選択的捕獲などの開発を実施し、アライグマの巣型捕獲などの実用化にめどがついた。	②	「林内環境等における野生鳥獣の行動追跡システムの開発」については、放鳥したトキのモニタリングを効率化し、リアルタイムでの追跡が可能になり、野生復帰に向けた課題の把握に貢献が期待されている。 「侵略的外来種である中型哺乳類の効果的・効率的な防除技術の開発」については、巣型などの実用化によりアライグマの効率的駆除が期待できるとともに、ジャワマングース根絶に向けて毒餌による効率的駆除技術、低密度下での効果的な探索方法の開発を行っている。	「林内環境等における野生鳥獣の行動追跡システムの開発」については、トキに装着する送信機の小型が課題となっている。 「侵略的外来種である中型哺乳類の効果的・効率的な防除技術の開発」については、一部実用化のめどがついた成果もあるため、現場での活用、普及に向けた支援をしていくことが必要。	生物多様性関連技術開発等推進事業費	36	36	36	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3. 2	森林の保全・整備に係る技術開発									
789	独立行政法人森林総合研究所を中心として、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発を行います。（農林水産省）	固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発を推進。	③	固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発の実施により、森林の保全・整備に係る技術開発が図られている。	引き続き、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発を推進する。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,124 の内数	9,973 の内数	9,765 の内数	農林水産省
790	広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱(かくらん)の実態などについての調査などを行います。（農林水産省）	広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱の実態などについての調査を実施。	③	広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱の実態などについての調査の実施により、森林の保全・整備に係る技術開発が図られている。	引き続き、広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱の実態などの調査を実施する。	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数 森林環境保全総合対策事業の内数	10,124 の内数 158 の内数	9,973 の内数 305 の内数	9,765 の内数 267 の内数	農林水産省
3. 3	河川における調査研究									
791	自然共生研究センターにおける研究の推進と活用を図ります。（国土交通省）	河川地形変化に伴う氾濫源環境の再生手法に関する研究や、自然環境に配慮した護岸工法に関する研究等を実施。	—	—	引き続き研究の推進と研究の活用を図る。	—	—	—	—	国土交通省
792	千曲川、木津川、北川、標津川、岩木川などをフィールドとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。（国土交通省）	岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川の4河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	—	—	これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	河川事業費 都市水環境整備事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～）	747,854 の内数 32,946 の内数 — —	600,899 の内数 26,279 の内数 2,200,000 の内数 —	602,597 の内数 24,288 の内数 1,750,000 の内数 512,024 の内数	国土交通省
3. 4	港湾における調査研究									
793	世界最大規模の干潟水槽（メソコスム）を用いて、水槽内に自然に定着し生息している生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。（国土交通省）	世界最大規模の干潟水槽を用いて、水槽内の生息生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を実施中。	④	干潟における物質循環の解明に寄与	引き続き干潟水槽を用いた調査・研究を推進	港湾整備事業費	219,500 の内数	165,489 の内数	166,649 の内数	国土交通省
794	現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バクテリアから鳥までの広範な生物調査を推進します。（国土交通省）	国内の複数の干潟・藻場において、鳥など高次生物の食性を複数の手法に基づいて調査するとともに、底生生物と地盤環境(地盤の硬さなど)の関連性を調査し、底生生物の住環境を地盤指標に基づいて整理中である。	④	干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案	数値シミュレーションに必要な生物パラメータの再考	港湾整備事業費	219,500 の内数	165,489 の内数	166,649 の内数	国土交通省
795	これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。（国土交通省）	三次元流動モデルと水質・生態系モデルを結合させた次世代型沿岸生態系モデルを完成させた。	④	調査で得られた生物パラメータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発	豊かな生態系の回復に必要な行政施策（負荷削減や干潟・浅場造成など）の効果を比較・評価する	港湾整備事業費	219,500 の内数	165,489 の内数	166,649 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
3. 5	海岸における調査研究									
796	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（国土交通省、農林水産省）	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を推進	②	生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与	海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境に与える影響や効果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備についての調査検討へ引き続き推進	海岸事業費 社会資本整備総合交付金（H22～） 地域自主戦略交付金（H23～） 農山漁村地域整備交付金（H22～）	64,592の内数 — — —	27,245の内数（交付金除く） 2,200,000の内数 — 150,000の内数	26,371の内数（交付金除く） 1,753,870の内数 512,024の内数 31,761の内数	国土交通省 農林水産省
797	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）〔再掲（1章9節3.1）（2章6節1.1）〕	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討	④	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討することにより、地球規模の視野を持った気候変動への適応策として寄与	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進	海岸事業費	64,592の内数	27,245の内数	26,371の内数	国土交通省
第6節 地球温暖化に対する取組										
1. 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応										
1. 1 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応										
798	2009年（平成21年）12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議でまとめられたコペンハーゲン合意への賛同国の拡大と削減目標・行動の提出に向け、各国に働きかけを行うとともに、同合意を基礎としてすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する包括的なひとつの法的文書の採択を目指して、リーダーシップを発揮していきます。（外務省、環境省、経済産業省）〔再掲（2章4節2.12）（2章7節1）〕	エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）を含む国際会議や二国間会議を通じ、各国、特に主要国に対して様々なレベルで働きかけを行い、最終的にすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指す我が国の意見への理解を求めるなど、国際的なリーダーシップを発揮した。 各国の政策決定者及び研究者との対話等の推進並びに気候変動政策に関する情報収集を通じて、次期枠組みのあり方に関し、検討を進めた。 また、アジア太平洋諸国を集め、交渉の主要議題をテーマとしてセミナーを開催したほか、中国やインドとの政策対話を行った。	④	2010年11月29日～12月10日に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議において、コペンハーゲン合意に基づき、カンクン合意が採択され、すべての主要国が参加する公平で実効的な国際枠組みの構築に向けて前進することができた。	カンクン合意の着実な実施に貢献するとともに、カンクン合意を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指し、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金 次期国際枠組みづくり推進経費	522 137	441 137	328 164	外務省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
799	京都議定書第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））において、6%削減約束を確実に達成するため、2008年（平成20年）3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画（全部改定）に基づき総合的な対策を進めます。（全府省）〔再掲（2章4節2.12）（2章7節1）〕	京都議定書目標達成計画に基づき、政府全体で対策・施策を進めている。	②④	現段階までに公表している2008年度及び2009年度の温室効果ガス排出量の確定値は、2008年度が12億8,100万トン（基準年比＋1.5%に相当）で、2009年度の排出量は12億900万トン（基準年比－4.1%に相当）。	京都議定書の目標達成は、2008年から2012年の5年間の排出量及び吸収量の合計で評価がなされるものであり、目標の達成に向けた努力を続けているところ。	平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、下記のA、B、C、Dの区分ごとに「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめている。 A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるものの B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの D. 基盤的施策など	A. 538,500	A. 502,900	A. 462,300	環境省
				京都議定書第一約束期間の我が国の6%削減目標の達成については、2008年度から2012年度の5年間の排出量で判断されるものであるが、2008年度及び2009年度の2カ年については、排出削減、森林吸収量の確保及び海外クレジットの取得を踏まえれば、既に目標を達成する水準であった。			B. 344,600	B. 340,500	B. 331,300	
							C. 271,600	C. 216,700	C. 193,900	
							D. 65,100	D. 68,300	D. 76,200	
800	農林水産省地球温暖化対策総合戦略（平成19年6月策定）に基づき、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。（農林水産省）	温室効果ガス排出量の大幅な削減と燃油高騰に対応し、LED集魚灯等の省エネルギー技術の導入に係る実証試験など省エネルギー型漁船等の開発・実用化・普及を支援してきた。（平成22年度：14団体） 施設園芸の省エネルギー対策の推進により、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進した。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立や、公共施設、一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	②④	生産環境総合対策事業を活用して、施設園芸の省エネに162事業実施主体が取組んだ。（平成22年度） 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	農林水産分野における省エネに向けた施策の実施を推進する。 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を前提としつつ、発電所における未利用間伐材等の利用や地域の熱電気供給システムの構築等を図る。	漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化対策事業の内数 木質バイオマス利用加速化事業 地域材供給倍増事業	855 の内数	734 の内数	312 の内数	農林水産省
							—	627	254	
							—	622	—	
							—	—	856 の内数	
801	優れた自然環境を有する国立公園などにおいて、多くの炭素を固定する森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制します。（環境省）〔再掲（2章7節1）〕	自然公園は国土の14.3%を指定しており、森林、草原、泥炭湿地など土壌を含む自然環境の構成要素を適切に保全している。	④	多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿地、土壌などの健全な生態系を保全することが、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制し、地球温暖化を緩和することにも貢献するという観点を踏まえつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することにより、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	—	—	—	—	環境省
802	京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C（炭素トン）を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。（農林水産省）〔再掲（1章5節1.2）〕	木造による公共施設やモデル的な施設整備や、未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を実施。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立や、公共施設、一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	③	木造による公共施設やモデル的な施設整備や、未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を実施。 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に促進。	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を着実に推進するとともに、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用を拡大。 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を前提としつつ、発電所における未利用間伐材等の利用や地域の熱電気供給システムの構築等を図る。	森林・林業・木材産業づくり交付金 木質バイオマス利用加速化事業 地域材供給倍増事業	13,222 の内数	7,085 の内数	1,610 の内数	農林水産省
							—	622	—	
							—	—	856 の内数	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
803	燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）〔再掲（2章7節1）〕	バイオマス・ニッポン総合戦略（2002年12月閣議決定、2006年3月改訂）に基づき、2010年度を目標年度として、バイオマスをエネルギーや製品として、総合的に最大限活用するための取組を推進。	④	廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で80%以上活用するという目標に対して現在、利用率が86%となっている一方で、未利用バイオマスについては、炭素量換算で25%以上活用するという目標に対して、現在、利用率は17%にとどまっている状況。 未利用バイオマスの利用が進んでいないのは、未利用バイオマスの効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が原因。	2010年12月に新たに閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確立された活用体系の確立を推進。 今後、関係省庁が連携して、関係者が実施すべき事項、解決すべき技術的課題、実現すべき成果目標等を明らかにした、バイオマスの活用に関するロードマップを策定。	—	—	—	—	農林水産省
804	平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組を促進します。（経済産業省）〔再掲（2章2節3.1）〕	平成22年11月に、エネルギー供給構造高度化法に基づき、基本方針及び非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準を制定した。	②	エネルギー供給事業者において、エネルギー供給構造高度化法に基づき、基本方針及び非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準を踏まえて非化石エネルギー源の利用に取り組んでいる。	非化石エネルギー源の利用に関する判断の基準等を踏まえて非化石エネルギー源の利用に着手に取り組む。	—	—	—	—	経済産業省
805	屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）〔再掲（1章7節2.11）（2章7節1）〕	屋上緑化施工面積 273ha（平成22年3月） 壁面緑化施工面積 32ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、屋上緑化施工面積：27.9ha、壁面緑化施工面積：6.4haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	—	—	—	国土交通省
806	ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。（環境省）〔再掲（2章7節1）〕	ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO2削減効果を有する施設緑化や、保水性建材、高反射率塗料、地中熱ヒートポンプ、霧噴射装置・緑地など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施する事業に対して補助を行う「クールシティ中枢街区パイロット事業」を実施。 平成19年度14件、平成20年度17件、平成21年度16件、平成22年度4件の補助を実施した。	②	屋上緑化や壁面緑化等の導入の促進により、当該施設における冷房負荷を低減することで、化石燃料の使用量の抑制、温室効果ガスの排出の削減に寄与しており、低炭素社会づくりを支えている。	今後、パイロット事業の終了後に得られた維持管理に係るノウハウ及び対策効果について取りまとめた「ヒートアイランド対策技術運用マニュアル」を策定し、地方自治体及び事業者に対して普及・啓発を行う予定。	エネルギー需給構造高度化対策費	700	350	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
807	国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）〔再掲（2章4節4. 4）〕	平成20年度より、アフリカの農村における土地・水資源の劣化防止手法の開発、アジアにおいて地球温暖化に適応した灌漑排水施設管理や水管理手法の開発を実施継続中。	④	海外での現地調査・研究を通じて、「土地・水資源の劣化防止」、「地球温暖化対策」、「水資源の持続可能な利用」といった地球規模の課題を解決するための技術・手法を開発中。	開発した技術・手法に関するマニュアルが多くの国で利用されるよう更なる普及を推進する。	海外農業農村地球環境問題等調査事業	438 の内数	412 の内数	294 の内数	農林水産省
		平成20～22年度において、国連食糧農業機関（FAO）及びメコン河委員会（MRC）に資金を拠出し、アジア地域の持続的水資源利用に係る分析を実施継続中。		熱帯地域にある国際機関において、温室効果ガス排出や地下水汚染問題といった地球規模の課題を解決するため、作物がもつ生物学的硝酸化を抑制に関する研究を行った。	試験ほ場において、生物学的硝酸化抑制能があるとされるスイートソルガムの窒素施肥効率を向上させるための研究を推進する。	持続的水資源利用分析検討調査	98	48	—	
		平成21～25年度において、国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT）に資金を拠出し、温室効果ガス排出や地下水汚染問題の削減を図るため、作物の生物学的硝酸化を抑制に関する研究を実施中。		FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	今後も引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進する。	国際農業研究機関拠出金	55	47	26	
		森林・林業分野の二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、（独）国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。同様に、多国間協力については、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣。		持続可能な森林経営に関する協力を推進した。		国際連合食料農業機関拠出金	51	50	45	
		その他の森林・林業分野の国際協力として、開発途上国にとける持続可能な森林経営を推進するため、アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援、衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施。		持続可能な森林経営に関する協力を推進した。	今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	国際熱帯木材機関拠出金	126	122	110	
				REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。		途上国森づくり事業	—	85 の内数	92 の内数	
						森林・水環境保全のための実証活動支援事業	11	10	9	
						森林減少防止のための途上国取組支援事業	45	55	50	
						REDD推進体制緊急整備事業	—	300	270	
808	開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、REDDをはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組めます。（農林水産省）〔再掲（2章4節3. 4、4. 4）〕	アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施、乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等を支援した。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。	今後も、引き続き、開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組む。	途上国森づくり事業	—	85 の内数	92 の内数	農林水産省
		衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。		REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。		森林・水環境保全のための実証活動支援事業	11	10	9	
						森林減少防止のための途上国取組支援事業	45	55	50	
						REDD推進体制緊急整備事業	—	300	270	

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
809	森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。（農林水産省） 〔再掲（１章５節１．２）〕	平成20年に指標の改定作業を完了し、当初の67指標は54指標に簡素化。 同プロセスの事務局国である我が国が主導し、参加各国と第２回概要レポートを作成。 第２回国別森林レポート（我が国分）を作成。	—	—	第３回国別レポート作成に向けた国際的な検討などに積極的に取り組む。	—	—	—	—	農林水産省
810	国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。（農林水産省、環境省、外務省） 〔再掲（２章４節３．４）〕	世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）等の国際対話に参画・貢献するほか、関係各国、各国機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけモントリオール・プロセスについては、事務局として参加１２か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携・協調の促進等についても貢献した また、世界の持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアチブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参画による国際会議を開催した。	④	FAO、UNFF、ITTO、AFPにおける議論に積極的に参加した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	今後とも、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国連森林フォーラムなどの国際対話に積極的に参画して行く。	—	—	—	—	農林水産省
811	違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。（環境省） 〔再掲（２章４節３．４）〕	森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策提案の基礎となる違法伐採対策に関する調査を実施。	④	国際会議における違法伐採対策の議論の検討において、当該調査結果を活用。	引き続き国際会議における違法伐採対策の議論の検討において、当該調査結果を活用していく。	熱帯林等森林保全対策調査経費	—	22の内数	—	環境省
812	世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は2008年（平成20年）に1千万ドルの拠出を行い、途上国における森林減少の抑制や、そのモニタリングなどのための能力向上支援に積極的に貢献していきます。（財務省、環境省、農林水産省、外務省） 〔再掲（２章４節３．４）〕	現在、インドネシア、メキシコを始めとする17カ国でFCPF支援計画（R-PP）が承認されており、コンゴ民主共和国、ネパールについてはすでにグラント拠出のためのアグリーメントを締結。近く、インドネシア、メキシコについてもアグリーメントの締結が行われる見込み。 森林炭素パートナーシップ基金では、2011年7月までに26カ国のREDD準備計画書が承認され、そのうち3カ国については準備計画実施のための資金の拠出を完了。	④	被支援国のキャパシティの向上、FCPFの活動を通じて得られた教訓の普及が円滑に行われている旨外部評価で指摘されている。 持続可能な森林経営に関する協力を推進した。 REDDなどの気候変動対策の手法に関する議論に、積極的に参画した。	外部評価による今後の課題は以下の通り。 ・FCPF資金へのアクセスを拡大（市民社会や原住民にも認める） ・支援計画の策定プロセスに、被支援国において重要な役割を果たす省庁の参加を強化 ・Preparation and Readiness Grantを普遍的かつ透明な基準の下で、国別に異なった額を供与するシステムの構築 REDD準備計画書が適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく。	一般会計（経済協力費） —	—	3.76億円（4百万ドル）	4百万ドル	財務省 環境省 農林水産省
813	風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故（バードストライク）が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。（環境省） 〔再掲（２章７節１）〕	平成19年度から平成21年度までに実施した風力発電事業にかかる適正整備推進事業の結果について、鳥類等に関する風力発電施設地適正化のための手引きとしてとりまとめた。 オジロワシなどの海ワシ類を対象に海ワシ類における風力発電施設にかかるバードストライク防止策検討業務を実施した。	—	—	バードストライクについてさらなる知見を収集するとともに、海ワシ類におけるバードストライク防止策を引き続き検討していく。	自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	230	20	24	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
814	気候変動枠組条約下での気候変動への適応の取組において、生態系の機能に関する認識を深めつつ、その保全にも資する対策に関する知見の共有を促進します。（環境省）	平成22年度より、アジア太平洋気候変動適応ネットワークを支援し、同地域における、適応に関する知見の共有を促進している。また、アジア太平洋地球変動研究ネットワークの研究プロジェクトにおいて、生物多様性をテーマとする研究の支援、ワークショップの開催を行った。	④	地球温暖化の生態系への影響に対する効果的・効率的な適応の方法に関して、調査研究を促進すると共に、知見の共有に貢献する。	2011年度も引き続き実施する。	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 アジア太平洋地域ハブセンター支援事業	134	295	285	環境省
815	「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために継続的に調査を実施します。また、これら温暖化の影響を含むモニタリング結果を基に、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策についての検討を進めます。（環境省）〔再掲（2章1節1.2）（2章5節2.2）〕	モニタリングサイト1000事業で、国内の主要な高山帯、森林、沿岸域等において、生物相の変化についての調査を継続的に実施。 平成22年5月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失への対策を整理した。 生物多様性総合評価に引き続き実施している、生物多様性評価の地図化において、地球温暖化に対して脆弱な地域に関する評価地図を作成する予定。	④	モニタリングサイト1000事業の実施により国土の自然環境の継続的な現況把握を引き続き進めた。	モニタリングサイト1000事業については、継続的に調査できるよう調査体制を維持する。 地球温暖化への適応できる健全な生態系を確保するという視点で、各生物多様性保全施策を実施していく。	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 生物多様性基本施策関係経費	297 の内数 49 の内数	247 の内数 47 の内数	254 の内数 47 の内数	環境省
816	世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。（環境省、農林水産省）〔再掲（1章2節9.1）〕	モニタリング体制及びプログラムの構築するためのベースとして、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施中。	③④	世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施中。	引き続き、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を推進。	森林環境保全総合対策事業	158 の内数	305 の内数	267 の内数	農林水産省
817	知床世界自然遺産地域について、海洋環境や高山植生などの変化など、気候変動が遺産地域の生態系や生物多様性に与える影響を把握するためのモニタリングを実施するとともに、エゾシカの食害をはじめとした環境影響の軽減など、気候変動の適応策を検討・実施します。（環境省、農林水産省）	知床自然遺産地域について、森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施中。 遺産地域の隣接地域の国有林において、エゾシカの食害による植生への影響を軽減するため、囲いワナによる捕獲を実施した。	③④	世界自然遺産地域において、気候変動以外の環境へのストレスを軽減する取組を進めた。 健全な生態系を維持回復するため、捕獲や防護策の設置によるエゾシカやヤクシカの保護管理をすすめた。 関係行政機関、関係団体、専門家などと連携し、生息状況や繁殖力など総合的に勘案し、急激に増加した個体群による生態系被害の対策を進めた。 知床世界自然遺産地域において、保護地域として、国有林の保護林制度に基づく「森林生態系保護地域」を46千ha設定している。	引き続き、知床自然遺産地域などについて、森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を推進。 引き続き、遺産地域の隣接地域において、エゾシカの捕獲を実施するとともに、植生保護柵の設置、補修等を推進する。	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 国立公園等における大型獣との共生推進費 森林保全管理等に必要な経費 森林環境保全総合対策事	78 の内数 51 の内数 1,791 の内数 158 の内数	108 の内数 64 の内数 1,656 の内数 305 の内数	84 の内数 74 の内数 1,814 の内数 267 の内数	環境省 農林水産省
818	一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物の分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。（環境省）〔再掲（2章3節1.1）（2章5節2.1）〕	身近な生きものの分布情報を、ウェブサイトなどを通じ収集する市民参加型調査（「いきものみつけ」）を実施した。	①	市民参加型調査を進め、その結果を広く公表した。	—	温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業	100	100	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
819	温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。（環境省、国土交通省、農林水産省）	平成21年度に全国エコロジカル・ネットワーク構想を策定して以降、関係省庁連携のもとに新たな検討は行っていない。 生物多様性評価の地図化において、既存資料を用い、地球温暖化により影響を受けやすい地域の地図化を実施している。 持続的なエコロジカル・ネットワークの形成に向けたマネジメント手法の検討を行うとともに、取組効果の評価等を実施。 国有林において、「保護林」相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設置している。（平成23年4月現在：全国24箇所、586千ha）	③④	生物多様性評価の地図化において、既存資料を用い、地球温暖化により影響を受けやすい地域の地図化を実施しており、その成果については地球温暖化への適応のための生態系ネットワーク形成に寄与する。 エコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出。 国有林では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、温暖化にも対応できる健全な森林生態系の確保が推進された。	地球温暖化への適応という視点も含めて、関係省庁で生態系ネットワークの形成について検討する必要がある。 生態系サービスの評価を行うこと等により、エコロジカル・ネットワークの形成による利点を整理し、普及啓発を行うことが必要。 必要に応じて、隣接する民有林と連携・協力しながら、引き続き、「緑の回廊」の設定等を推進する。	—	—	—	—	環境省
820	ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。（環境省）〔再掲（1章9節1.4）〕	環境研究総合推進費により、地球温暖化に関連し懸念される海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を実施した。 本研究は2010年に終了し、種によってCO2に対する応答に違いがあり、それが将来のサンゴ礁の種構成を変化させ、生態系変動を生む可能性を示唆するという結果が得られた。	④	地球温暖化がサンゴ礁生態系に及ぼす影響に対する効果的・効率的な適応の方法を検討するうえでの基礎研究が進展した。	気候変動がサンゴ礁に及ぼす影響に関する知見を更に蓄積するとともに、知見を基に気候変動に対する適応策を検討していく必要がある。	地球環境研究総合推進費（H22）環境研究総合推進費（H23一）	3955の内数	5269の内数	—	環境省
821	地球温暖化に伴う、感染症を媒介する蚊などの人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼす生物の分布拡大について、適切なモニタリング・調査を進め、総合的な防除策について検討します。（環境省）	地球温暖化に伴う感染症の影響、防除策に関する国立感染症研究所における研究を支援し、環境省としても「地球温暖化と感染症」と題するパンフレットを平成20年3月に作成・公開した。	④	地球温暖化に伴う、生態系の変化の把握に貢献する。	引き続き、温暖化による感染症媒介蚊等の分布拡大、健康影響評価に関する研究を支援し、所管省における施策反映を促進する。	気候変動影響評価・適応推進事業	202の内数	333の内数	—	環境省
822	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）〔再掲（1章9節3.1）（2章5節3.5）〕	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討	④	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討することにより、地球規模の視野を持った気候変動への適応策として寄与	地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進	海岸事業費	64,592の内数	27,245の内数	26,371の内数	国土交通省
823	農林水産省地球温暖化対策総合戦略（平成19年6月策定）に基づき、今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するため、暑さに強い品種の開発などの適応策の開発・普及に取り組みます。（農林水産省）	地球温暖化の進行に適応した農林水産物の生産安定技術や品種の開発に取り組んでいる。	—	—	適応技術の開発を引き続き推進	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発 気候変動に適応した循環型食料生産等の確立のための技術開発	445 —	— 675	— 1,446	農林水産省
824	地球温暖化の進行により深刻な影響を受ける可能性のある乾燥地域において、砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化対策の支援を行います。（外務省、環境省、農林水産省）〔再掲（2章4節2.7）〕	課題別研修（「気候変動対策に向けた熱帯林炭素量の計測技術のキャパシティ向上」、「気候変動による洪水対策と生態系保全のための順応的流域管理」など）を実施。	④	※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を（数値などにより）評価するに至らなかった。	砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	※※	※※	※※	※※	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
825	乾燥地域における自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組めます。（外務省、環境省、農林水産省）〔再掲（2章4節2．7）〕	平成21年9月、アルゼンチン・ブエノスアイレスにて、第9回締約国会議が開催され、砂漠化対処条約事務局の平成22年～23年予算につき成立させた。 平成23年2月には、条約実施レビュー委員会（CRIC）第9回会合及び科学技術委員会（CST）第2回特別会合が開催され、10か年戦略計画の進捗状況の報告や科学技術委員会が砂漠化・土地の劣化及び干ばつの影響緩和に関する科学技術知識の世界的機関になるための手段について議論した。 モンゴルにおける気候変動影響等を勘案した砂漠化対策に係る調査、アフリカにおける砂漠化対処技術の普及方策等に係る調査を実施。	④	締約国会議ほか、関連会合の開催により、砂漠化対処ステークホルダーの意識や取組みが向上した。 砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供し、貢献を行った。	条約の効果的な実施及び国際枠組み作りに引き続き貢献することが重要。 引き続き調査事業を実施するとともに、砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。	砂漠化対処条約拠出金 砂漠化防止対策調査経費	172	124	148	外務省
826	自然生態系分野をはじめ、食料、水環境・水資源、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活などの各分野における温暖化影響評価に関する知見を整理し、その情報をもとに、わが国における適応の基本的な考え方、適応策の立案・実施にあたっての分野横断的な留意事項、各主体の役割などを取りまとめた適応指針を策定し、関係省庁、地方公共団体などにおける適応策の推進を支援します。（環境省）	平成22年11月に「気候変動適応の方向性」をとりまとめ、公表した。	④	地球温暖化の影響への適応の推進に貢献する。	我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について定期的に評価し、適応策に関する知見をとりまとめ、関係省庁、地方公共団体等の適応策実施を引き続き支援する。	気候変動影響評価・適応推進事業	202 （内数）	333 （内数）	422 （内数）	環境省
第7節 循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組										
1. 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進										
827	里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）〔再掲（1章6節1．6）〕	平成23年3月に里地里山に存する野生生物に着目した新たな利活用方策についての検討計画を策定。平成23年4月から当該計画に基づき、具体的な地域での試行的な取組を通じての検討を開始しており、検討結果についてを全国に発信する予定。 里地里山の保全再生を促すため、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討を開始しており、（平成23年7月、里地里山保全・活用検討会議において検討）検討結果について全国に発信する予定。	②	里地里山の保全再生を促すため、野生生物に着目した新たな利活用方策についての検討計画を策定。平成23年4月から当該計画に基づき、具体的な地域での試行的な取組を通じての検討を開始しており、検討結果についてを全国に発信する予定。 里地里山の保全再生を促すため、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討を開始しており、（平成23年7月、里地里山保全・活用検討会議において検討）検討結果について全国に発信する予定。	新たな利活用方策の検討にあたっては、試行的取組を行うためのモデル地域の選定、検討体制の整備、利活用方法の設定及び取組方法などの具体的な実施計画を全国10地域で策定しており、試行的な取組を通じての検討を行い、保全活用の参考となるように取りまとめる方針が必要。 多様な主体が共有の資源として管理・利用する枠組みの構築については、土地法制、資源管理など、いくつかの観点からコモンズ概念を整理した上で、「新しいコモンズ」の位置づけについて検討し、多様な主体が参加できるよう仕組みづくりを検討することが必要。	里地里山保全活用行動推進事業	92 の内数	91 の内数	91 の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
828	里地里山を中心にわが国の自然観や社会経済のシステムなどの自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を融合した自然共生システムを再構築します。こうしたわが国で確立した手法に加えて、世界各地にも存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念を取りまとめ、その実現のための指針などを提示します。また、それらに基づく取組の推進を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に向けて発信し、COP10において提案します。（環境省）〔再掲（2章4節1.3）〕	里地里山的重要性、保全活用の理念、方向性、取組の基本方針、その進め方及び国が実施する保全活用の施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」（英語版）を作成し平成23年10月に開催したCOP10において設立したI P S Iにおいて配布した。 平成23年10月に平成20年度から収集・整理した海外事例を合わせ自然資源の持続可能な利用・管理に関する手法例集（日・英）をインターネットより提供した。 COP10では、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIに参画することを推奨すること等が決定した。	④	平成22年10月のCOP10においてSATOYAMAイニシアティブの長期目標の「自然共生社会」の実現に向けて、社会生態学的生産ランドスケープの維持・再構築に取り組む団体の国際的なプラットフォームの役割を担う「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」が、政府やNGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等多岐にわたる51団体の参加を得て発足した。 COP10に、「SATOYAMAイニシアティブ」を提案し、SATOYAMAイニシアティブの推進やSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加の推奨等を含む決定（決定X/32）が採択された。	COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を有効なツールとして、「SATOYAMAイニシアティブ」を世界的に推進することが必要。	国連大学拠出金	110 の内数	150 の内数	160 の内数	環境省
829	優れた自然環境を有する国立公園などにおいて、多くの炭素を固定する森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制します。（環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕	自然公園は国土の14.3%を指定しており、森林、草原、泥炭湿地など土壌を含む自然環境の構成要素を適切に保全している。	④	多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿地、土壌などの健全な生態系を保全することが、生態系からの温室効果が明日の放出を抑制し、地球温暖化を緩和することにも貢献するという観点を踏まえつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することにより、基本戦略の達成に貢献した。	引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	—	—	—	—	環境省
830	風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故（バードストライク）が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。（環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕	平成19年度から平成21年度までに実施した風力発電事業にかかる適正整備推進事業の結果について、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きとしてとりまとめた。 オジロワシなどの海ワシ類を対象に海ワシ類における風力発電施設にかかるバードストライク防止策検討業務を実施した。	—	—	バードストライクについてさらなる知見を収集するとともに、海ワシ類におけるバードストライク防止策を引き続き検討していく。	自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	230	20	24	環境省
831	2009年（平成21年）12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議で定められたコペンハーゲン合意への賛同国の拡大と削減目標・行動の提出に向け、各国に働きかけを行うとともに、同合意を基礎としてすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する包括的なひとつの法的文書の採択を目指して、リーダーシップを発揮していきます。（外務省、環境省、経済産業省）〔再掲（2章4節2.12）（2章6節1.1）〕	エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）を含む国際会議や二国間会議を通じ、各国、特に主要国に対して様々なレベルで働きかけを行い、最終的にすべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指す我が国の意見への理解を求めるなど、国際的なリーダーシップを発揮した。 各国の政策決定者及び研究者との対話等の推進並びに気候変動政策に関する情報収集を通じて、次期枠組みのあり方に関し、検討を進めた。 また、アジア太平洋諸国を集め、交渉の主要議題をテーマとしてセミナーを開催したほか、中国やインドとの政策対話を行った。	④	2010年11月29日～12月10日に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議において、コペンハーゲン合意に基づき、カンクン合意が採択され、すべての主要国が参加する公平で実効的な国際枠組みの構築に向けて前進することができた。	カンクン合意の着実な実施に貢献するとともに、カンクン合意を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指し、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金 次期国際枠組みづくり推進経費	522 137	441 137	328 164	外務省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
832	京都議定書第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））において、6%削減約束を確実に達成するため、2008年（平成20年）3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画（全部改定）に基づき総合的な対策を進めます。（全府省）〔再掲（2章4節2.12）（2章6節1.1）〕	京都議定書目標達成計画に基づき、政府全体で対策・施策を進めている。	②④	現段階までに公表している2008年度及び2009年度の温室効果ガス排出量の確定値は、2008年度が12億8,100万トン（基準年比＋1.5%に相当）で、2009年度の排出量は12億900万トン（基準年比－4.1%に相当）。	京都議定書の目標達成は、2008年から2012年の5年間の排出量及び吸収量の合計で評価がなされるものであり、目標の達成に向けた努力を続けているところ。	平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、下記のA、B、C、Dの区分ごとに「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめている。 A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるものの B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの D. 基盤的施策など	A. 538,500	A. 502,900	A. 462,300	環境省
833	燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕	バイオマス・ニッポン総合戦略（2002年12月閣議決定、2006年3月改訂）に基づき、2010年度を目標年度として、バイオマスをエネルギーや製品として、総合的に最大限活用するための取組を推進。	④	廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で80%以上活用するという目標に対して現在、利用率が86%となっている一方で、未利用バイオマスについては、炭素量換算で25%以上活用するという目標に対して、現在、利用率は17%にとどまっている状況。	2010年12月に新たに閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確立された活用体系の確立を推進。	—	—	—	—	農林水産省
834	屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）〔再掲（1章7節2.11）（2章6節1.1）〕	屋上緑化施工面積 273ha（平成22年3月） 壁面緑化施工面積 32ha（平成22年3月）	③	平成21年度には、新たに、屋上緑化施工面積：27.9ha、壁面緑化施工面積：6.4haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	—	—	—	国土交通省
835	ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。（環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕	ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO2削減効果を有する施設緑化や、保水性建材、高反射率塗料、地中熱ヒートポンプ、霧噴射装置・緑地など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施する事業に対して補助を行う「クールシティ中枢街区パイロット事業」を実施。平成19年度14件、平成20年度17件、平成21年度16件、平成22年度4件の補助を実施した。	②	屋上緑化や壁面緑化等の導入の促進により、当該施設における冷房負荷を低減することで、化石燃料の使用量の抑制、温室効果ガスの排出の削減に寄与しており、低炭素社会づくりを支えている。	今後、パイロット事業の終了後に得られた維持管理に係るノウハウ及び対策効果について取りまとめた「ヒートアイランド対策技術運用マニュアル」を策定し、地方自治体及び事業者に対して普及・啓発を行う予定。	エネルギー需給構造高度化対策費	700	350	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
836	資源採取に伴う自然破壊の防止に向け、適正かつ効果的なレア金属のリサイクルシステムの構築を目指し、使用済小型家電の回収モデル事業の対象地域を拡大して、引き続き効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレア金属の含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行います。また、製品の長寿命化やリサイクルが簡単な製品の設計・製造技術の開発などのため、「革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発」、「希少金属等高効率回収システム開発」などのほか、レア金属の代替・使用量低減技術などの開発のため「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進していきます。（環境省、文部科学省、経済産業省）	使用済小型家電の回収モデル事業において、回収量増加による回収及び処理の合理化・効率化を促進するため、対象地域を随時拡大して事業を継続実施している。 使用済小型家電の回収モデル事業とともに、経済産業省と使用済小型家電からのレア金属の回収及び適正処理に関する研究会を開催し、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電のレア金属含有実態の把握、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等について議論を重ね、平成23年3月にとりまとめを行っている。 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会が設置され、リサイクルに係る特別な法制度が存在しない使用済小型電気電子機器について、リサイクルの在り方について現在、審議している。	②	現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、使用済小型電気電子機器のリサイクルの在り方について審議されているところであり、毎月1回程度開催し、年内を目処に結論を得るべく検討を進めている。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、年内を目処に結論が得られるよう審議を進めていく方針。	使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレア金属リサイクル推進事業費	100	100	—	環境省
837	下水道は希少な有用資源が含まれる都市鉱山の一種であり、循環型社会の構築に向けて、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。（国土交通省）	平成22年5月に「下水道におけるリン資源化の手引き」をとりまとめ公表した。 リン資源化について、全国7カ所において実施中。	②	「リン資源化の手引き」の公表により、下水道管理者等におけるりん資源化を促進。	引き続き、「手引き」や資源化技術情報の周知を図り、リン資源化を促進する。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略国府金	632,772	49,629 の内数	11,261 の内数 512,024 の内数	国土交通省
838	自然界から新たに採取する資源の抑制に向け、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅等推進事業の実施などの取組を引き続き推進していきます。（国土交通省）	平成22年度においては、長期優良住宅先導事業、木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）等を通じ、長期優良住宅の普及を支援した。	②	長期優良住宅の認定について、累計戸数は平成21年6月の制度開始以降、平成23年7月末までで約20万戸。 現在、新築住宅全体の10%～15%が長期優良住宅の認定を取得している状況。	共同住宅に関する長期優良住宅の認定は十分に進んでいないことから、現在、認定基準の合理化を検討中。	<予算> 長期優良住宅先導事業 木のいえ整備促進事業 <税制> 認定長期優良住宅に係る税制特例（所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税）	17,000	33,000 の内数 5,000 の内数	16,040 の内数 9,000 の内数	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
839	バイオマスの利活用の促進のため、第2部第2章第2節「3. バイオマス資源の利用」に記述しているバイオマス関連施策、「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月閣議決定）」やバイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づくバイオマスの利活用の加速化、バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進、国産バイオ燃料の推進などを図ります。（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）〔再掲（2章2節3）〕	平成23年4月末現在、318地区がバイオマスタウン構想を策定し、関係府省による確認の上、バイオマスタウンとして公表。 バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想の実現・実践、バイオマスタウンの形成に向けた施設整備についての支援を実施。 平成22年度は、全国26地区においてバイオ燃料の原料の調達、燃料の製造・供給まで地域一体となった実証事業及び、全国4地区においてソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料製造・利用まで一貫した技術実証を実施した。	④	バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想の実現・実践、バイオマスタウンの形成に向けた施設整備等への支援によって、バイオマス利用を特色とした地域づくりに成功した市町村の事例が存在しており、適切な手法でバイオマスの活用を行うことによって地域の活性化が可能となることの実証された。 平成22年度は、全国26地区の実証事業全体で合わせて約24,600kL/年のバイオ燃料を製造し、製造効率等の向上に向けた課題を抽出するとともに、製造過程で発生する副産物の有効利用を図るための実証を実施するなど、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を着実に推進。	バイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在。 平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス活用推進基本法に基づく新たな「市町村バイオマス活用推進計画」について、確実な効果の発現が図られるよう、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等を行いつつ、計画策定を推進。また、バイオマス活用推進会議等において策定の進捗状況を確認するなど、フォローアップを実施。（※従来のバイオマスタウン構想の募集・公表は平成23年4月28日をもって終了。） 地域の取組に対する支援措置について、事業効果を把握・検証する仕組みの構築など、事業効果の実現性を高めるための見直しを実施。	環境バイオマス総合対策推進事業 バイオマス資源活用促進事業 地域バイオマス利活用交付金 バイオマス地域利活用交付金 バイオ燃料地域利用モデル実証事業等 ソフトセルロース利活用技術確立事業	309 — 11,164 — 2,914 2,467	— 129 3,350 — 3,131 1,345	— — 2,251 2,903 454	農林水産省
840	下水処理によって発生する下水汚泥について、固形燃料化による化石燃料の代替や、メタン発酵により生じたバイオガスの天然ガス自動車への供給などのバイオマスとしての特徴を活かした取組を推進します。（国土交通省）	平成22年3月に「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を策定。 下水道バイオマスのリサイクル率は、平成20年度時点で、汚泥燃料利用で0.7%、消化ガス利用で13.0%、緑農地利用で9.7%となっている。	②	社会資本整備交付金により事業を実施し、下水汚泥のバイオマスの利用を促進。	社会資本整備重点計画（H21年閣議決定）においては、下水道バイオマスリサイクル率を2012年までに39%（2008年時点で23%）にすることを目標に掲げており、その目標達成に向けて、下水道バイオマスのさらなる利用を促進する。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略国府金	632,772 — —	49,629 2,200,000の内数 —	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
841	食品が廃棄物として処分されることを未然に防ぐ取組などをしても、どうしても発生してしまう食品廃棄物について、食品廃棄物の生物化学的変換、特にメタン菌などの微生物の働きによるメタン発酵による処理が挙げられます。このような処理を行うメタンガス化施設に対し、循環型社会の形成を図ることを目的とし、市町村を対象に「循環型社会形成推進交付金」を交付しています。当該交付金の交付率は、平成17年度から3分の1を2分の1に嵩上げて重点的に支援しています。また、平成19年度からはメタンガス化施設及びメタン発酵残渣とその他のごみ焼却を行う施設を組み合わせた方式について交付率2分の1の対象に加えたところです。さらに、市町村がメタンガス化施設整備を検討する際に必要な情報を提供し、支援することを目的に平成20年1月に作成したメタンガス化（生ごみメタン）施設整備マニュアルについて、幅広く周知を行っています。（環境省）	循環型社会形成推進交付金により、市町村における食品廃棄物等のメタンガス化施設の整備を推進するための支援を着実に実施。	②	自然界における適正な物質循環を確保し、廃棄物の最終処分量の抑制に資するため、循環型社会形成推進交付金による支援により、廃棄物系バイオマスの利活用の推進を着実に実施。 平成22年度においては、高効率原燃料回収施設として2施設を対象に交付。	循環型社会形成推進交付金による市町村への支援を継続。	循環型社会形成推進交付金	53,272の内数	46,813の内数	41,762の内数	環境省
842	たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1.1）〕	化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な取組を推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1.1）〕 平成23年度より、環境保全型農業直接支援対策を開始し、生物多様性保全等に取り組む農業者等に対する直接支援を実施している。	②	22年度の化学肥料・農薬の5割低減の取組は、全国約2千9百の活動組織が約8万4千haで実施した。	今後は、化学肥料・農薬の5割低減の取組とセットで行う生物多様性等の環境保全型効果の高い営農活動の取組に対して支援を行っていく。	農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援交付金 環境保全型農業直接支援対策	[所要額] 2,771 —	[所要額] 3,530 —	— [所要額] 4,807	農林水産省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
843	化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省）〔再掲（１章６節１．１）〕	全国段階での有機農業を推進するため、全国7ヶ所での普及啓発事業を実施した。（83千人が参加） 有機農業への参入促進のための相談窓口の設置、有機農業への参入希望者に対する研修等の事業を実施した（21箇所で1.8千人から参入相談）。 地域段階の有機農業の取組を推進するため、有機農業により産地の収益力向上に取り組む地区協議会に対して支援を実施した。（22年度：45地区）	②	地域段階では、43都道府県において有機農業推進計画を策定した。（平成22年12月） 191市町村において有機農業推進体制を整備した。（平成23年4月）	有機農業に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、新たな基本方針を策定し、中長期の目標設定を今後行う予定。	有機農業総合支援対策 生産環境総合対策事業 産地活性化総合対策事業の内数	452 — —	— 108 6,515の内数	— 104 10,704の内数	農林水産省
844	養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。（農林水産省）〔再掲（１章９節２．６）〕	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合は平成23年１月時点で7割6分に達している。	—	—	平成23年度の目標値を当初の7割から8割に変更し、引き続き計画策定を促進。	—	—	—	—	農林水産省
845	炭素や窒素などの安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進します。（農林水産省）〔再掲（１章９節２．６）〕	魚類や貝類等と組み合わせた複合養殖の技術や魚粉代替原料を使用した低魚粉飼料の開発を行った。	②	複合養殖に関する技術が進展した。また、魚粉使用量を40％以下に削減した低魚粉配合飼料の技術が実用化段階に到達した。	今後の成長が予想される新しい養殖魚種について低環境負荷資料の開発の推進が必要。	H21,H22持続的養殖生産・供給推進事業、H23クロマグロ養殖用飼料高度化促進事業	98	84	71	農林水産省
846	下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。（国土交通省）〔再掲（１章7節２．３）〕	地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施。 下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備の促進のため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」としてとりまとめた。	③	国による財政的支援の実施により、自治体において着実に下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられる。 「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」の活用により着実に雨水浸透施設の整備が進み、良好な水循環の維持・回復に寄与していると考えられる。	自治体への財政的支援を今後も継続するとともに、国内外における雨水・下水処理水の再利用や雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、引き続き検討を進めていく。	下水道事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略国府金	632,772	49,629 2,200,000の内数	11,261 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省
第8節 環境影響評価など										
1. 環境影響評価										
1. 1 環境影響評価の充実										
847	各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価書について、必要に応じて意見を述べます。（環境省）	平成22年3月から平成23年7月までの間に6件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	—	—	引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境影響審査調査費 環境影響評価審査体制強化費	20 —	18 —	— 54の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
848	環境影響評価手続が終了した後、環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業などについて、適切にフォローアップを行います。（環境省、関係府省）	平成22年度までは、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。また、環境影響評価法の改正により、事後調査結果の公表が位置づけられたことに伴い、その事後調査結果のフォローアップを行う。	—	—	地方環境事務所も活用しつつ、フォローアップの体制強化を図る。	環境影響評価追跡調査費 地方事務所における環境影響評価審査体制強化費 環境影響評価審査体制強化費	14 11の内数 —	14 8の内数 —	— 18の内数 54の内数	環境省
849	「今後の環境影響評価制度の在り方について（平成22年2月中央環境審議会答申）」に基づき、戦略的環境アセスメントの手続の新設、風力発電施設の法対象事業への追加などについて、法の見直しを含め必要な措置を講じます。（環境省）	平成22年3月から平成23年7月までの間に6件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	—	—	引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境影響審査調査費 環境影響評価審査体制強化費	20 —	18 —	— 54の内数	環境省
850	基本的事項は常にその妥当性についての検討を行うことが必要であり、前回の点検（平成17年3月）後の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を実施し、制度の充実を図っていきます。（環境省）	平成22年度までは、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。また、環境影響評価法の改正により、事後調査結果の公表が位置づけられたことに伴い、その事後調査結果のフォローアップを行う。	—	—	地方環境事務所も活用しつつ、フォローアップの体制強化を図る。	環境影響評価追跡調査費 地方事務所における環境影響評価審査体制強化費 環境影響評価審査体制強化費	14 11の内数 —	14 8の内数 —	— 18の内数 54の内数	環境省
851	環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、従来よく分かっていなかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的に検討を加え、技術的・制度的手法を向上させていきます。（環境省）	平成22年3月から平成23年7月までの間に6件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	—	—	引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境影響審査調査費 環境影響評価審査体制強化費	20 —	18 —	— 54の内数	環境省
852	市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどをを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。（環境省）	平成22年度までは、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。また、環境影響評価法の改正により、事後調査結果の公表が位置づけられたことに伴い、その事後調査結果のフォローアップを行う。	—	—	地方環境事務所も活用しつつ、フォローアップの体制強化を図る。	環境影響評価追跡調査費 地方事務所における環境影響評価審査体制強化費 環境影響評価審査体制強化費	14 11の内数 —	14 8の内数 —	— 18の内数 54の内数	環境省
853	環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます。（環境省）	平成22年3月から平成23年7月までの間に6件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	—	—	引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境影響審査調査費 環境影響評価審査体制強化費	20 —	18 —	— 54の内数	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
1. 2	戦略的環境アセスメントの導入									
854	戦略的環境アセスメントについては、「今後の環境影響評価制度の在り方について（平成22年2月中央環境審議会答申）」において、積極的に導入すべきとされたところであり、本答申を踏まえ、法の見直しを含め必要な措置を講じます。（環境省）	平成22年度までは、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。また、環境影響評価法の改正により、事後調査結果の公表が位置づけられたことに伴い、その事後調査結果のフォローアップを行う。	—	—	地方環境事務所も活用しつつ、フォローアップの体制強化を図る。	環境影響評価追跡調査費 地方事務所における環境影響評価審査体制強化費 環境影響評価審査体制強化費	14 11の内数 —	14 8の内数 —	— 18の内数 54の内数	環境省
855	法が施行されるまでの間、SEAガイドラインの情報提供を行うとともに、地方公共団体が地域の環境情報を整理・提供するための手法の取りまとめなどを行います。（環境省）	平成22年3月から平成23年7月までの間に6件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	—	—	引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境影響審査調査費 環境影響評価審査体制強化費	20 —	18 —	— 54の内数	環境省
856	より上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。（環境省）	平成22年度までは、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。また、環境影響評価法の改正により、事後調査結果の公表が位置づけられたことに伴い、その事後調査結果のフォローアップを行う。	—	—	地方環境事務所も活用しつつ、フォローアップの体制強化を図る。	環境影響評価追跡調査費 地方事務所における環境影響評価審査体制強化費 環境影響評価審査体制強化費	14 11の内数 —	14 8の内数 —	— 18の内数 54の内数	環境省
2.	環境影響の軽減に関するその他の主な取組									
2. 1	ダム整備などにあたった環境配慮（再掲（1章8節1. 4））									
857	ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めています。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めています。（国土交通省）〔再掲（1章8節1. 4）〕	現在事業中のダム全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置等を実施している。	—	—	引き続き、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていく。	—	—	—	—	国土交通省

No.	具体的施策	進捗状況	基本戦略への	当該施策を実施したことによる 基本戦略の達成状況	今後の課題・見直しの方向性	予算・税制等項目	当初予算（百万円）			府省庁名
							H21	H22	H23	
2. 2	道路における環境影響軽減対策									
858	道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。（国土交通省）〔再掲（1章7節2. 2）〕 ①自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。 ②動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 ③道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 ④地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。	①→環境と調和した道路の整備を進めるために、計画を策定する段階において、地元住民や関係機関等から環境面の意見も聞きながら、手続を進めた。 ②→道路において希少な動物の生息地が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止策、注意標識の設置により、生息地の分断回避とロードキルの回避を図った。 ③→高速道路の盛土のり面など、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。 ④→自然公園内を通る道路やエコロードのり面植栽などにあたっては、周辺の自然と一体となった動植物の生息・生育環境が形成できるような取組を推進した。		①→路線の選定等の段階における自然環境の配慮の充実を図るため、収集可能な既存情報の整備状況の把握、評価手法の検討等を進める。 ②→各地の事例を収集・解析し、新たな事業箇所の検討に活かせるようにすると共に、効果的な横断施設の計画や効果の確認が実施できるように一層推進する。 ③、④→モニタリング調査により効果を確認しつつ、今後も引き続き推進する。	道路事業費 社会資本整備総合交付金 地域自主戦略交付金	1,746,636の内数 — —	1,335,736の内数 2,200,000の内数 —	1,341,464の内数 1,753,870の内数 512,024の内数	国土交通省	
2. 3	政府開発援助（ODA）事業における環境配慮									
859	政府においては、援助に関する開発途上国との協議などさまざまな機会を通じて供与国に環境配慮を重視するわが国の姿勢を伝えるとともに、案件採択、実施、評価のあらゆる段階において今後も引き続き環境配慮に留意していきます。（外務省）	外務省は、2010年6月「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」において、新たなJICAの環境社会配慮ガイドラインを着実に実施していく旨発表した。	④	本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	新JICAガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	※※	※※	※※	※※	外務省
860	援助実施機関であるJICAにおいても、「新JICAの環境社会配慮ガイドライン」の策定に向けた作業を引き続き進めていくとともに、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努めていきます。（外務省）	JICAは、新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を33回開催し、2010年4月に同ガイドラインを公布し、同年7月から施行している。同ガイドライン施行以降は、相手国政府から要請のあった案件について、要望調査、協力準備調査、案件審査、採択、実施及び評価において新ガイドラインを適用して環境社会配慮を実施している。	④	本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	同ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	※※	※※	※※	※※	外務省

※※＜注＞ODA予算については予め援助分野を決めることなく予算要求を行っているため、内訳を示すことはできない。

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する 行動計画の点検結果

1. 数値目標の点検結果

数値目標の点検結果の各項目は以下の通りです。

■記載箇所

数値目標が記載されている具体的施策の該当箇所を記載しています。

■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的施策の記述を、国家戦略 2010 から抜き出しています。

■目標値、目標年次

国家戦略 2010 に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

■点検値、点検年次

平成 22 年 3 月以降平成 23 年 7 月以前の間で、数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■当初値、当初値の把握時期

国家戦略 2010 を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

■目標達成率（％）

以下の計算方法で、目標の達成率を記載しています。

<計算方法>

- ・ 獲得値を目標としている場合 例) 新たに○件増やす
$$b/a \times 100$$
- ・ 到達値を目標としている場合 例) ○年度までに○件にする
$$(b-c)/(a-c) \times 100$$

■達成状況の自己評価

数値目標の達成状況について、「目標達成に向け進捗」又は「目標達成に課題」のいずれかを各府省庁において自己評価しています。

■基本戦略への該当

該当する基本戦略の番号（①～④）を記入しています。

■目標の達成状況の詳細

目標の達成の経過や背景、目標達成に向けた課題等を自己評価の根拠が分かるように記載しています。

■具体的施策・目標値の見直しの必要性

具体的施策及び目標値について見直しの必要性がある施策について、見直しの方向性等を記載しています。

■その他特記事項

必要に応じてその他の参考情報を記載しています。

■担当部局

記載した担当部局。

数値目標達成状況一覧表

No.	項目	目標		点検		当初		達成率	府省名
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次		
1	国立・国定公園の指定状況の見直し	全85公園を対象に実施	H25.3	全85公園を対象に実施	H22.10	—	H19.11	100%	環境省
2	保安林	1,269万ha	H36.3	1,202万ha	H23.3	1,191万ha	H21.3	14%	農林水産省
3	ラムサール条約湿地	43ヶ所	H24.6	37ヶ所	H23.7	37ヶ所	H22.3	0%	環境省
4	自然再生協議会設置数	29ヶ所	H25.3	23ヶ所	H23.7	21ヶ所	H22.3	25%	環境省
5	エコファーマー認定件数	200,000件	H22.3	212,053件	H23.3	191,846件	H21.9	248%	農林水産省
6	グリーン・ツーリズム宿泊者数	880万人／年	H21年度	848万人／年	H21年度	795万人／年	H18年度	63%	農林水産省
7	水生生物環境基準	40水域	H24.3	38水域	H23.7	4水域	H19.11	94%	環境省
8	藻場・干潟の保全・再生	5,000ha	H24.3	4,841ha	H23.6	—	H19.4	97%	農林水産省
9	漁場のたい積物除去	25万ha	H24.3	31.3万ha	H23.6	—	H19.4	125%	農林水産省
10	漁礁や増養殖場	75,000ha	H24.3	41,000ha	H23.6	—	H19.4	55%	農林水産省
11	漁業集落排水処理人口比率	概ね60%	H24.3	49%	H22.10	41%	H19.10	42%	農林水産省
12	多国間漁業協定	47協定	H25.3	52協定	H22.12	47協定	H19.11	110%	農林水産省
13	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	70%	H23年度	76%	H23.1	60%	H19.11	160%	農林水産省
14	国内希少野生動植物種数	5種増	H24.10	5種増	H23.7	—	H22.3	100%	環境省
15	トキの野生復帰(小佐渡東部地域の野生個体数)	60羽	H27頃	(37羽確認)	H23.7	(22羽確認)	H22.3	—	農林水産省、国土交通省、環境省
16	特定鳥獣保護管理計画策定数	170計画	H24.12	117計画	H23.4	107計画	H21.11	16%	環境省
17	奄美大島ジャワマングース捕獲数	0匹	H26年度	(捕獲効率*0.014)	H22年度	(捕獲効率*0.028)	H21年度	—	環境省、農林水産省
18	都道府県等犬・ねこ引取数	21万匹	H29年度	27万匹	H22.3	42万匹	H16年度	71%	環境省
19	犬・ねこ所有明示実施率	犬66% ねこ36%	H29年度	犬36% ねこ20%	H22.9	犬33% ねこ18%	H15年度	犬9% ねこ11%	環境省
20	植物遺伝資源の保存	25万点	H23.3	245,730点	H23.3	24万点	H19.3	57%	農林水産省
21	環境試料タイムカプセル化	絶滅危惧種5,167種 藻類390種	H25.3	絶滅危惧種4,508種 藻類378種	H23.3	絶滅危惧種2,667種 藻類340種	H20.4	絶滅危惧種74% 藻類76%	環境省
22	微生物資源の保存	25,000点	H23.3	26,911点	H23.3	24000点	H19.3	291%	農林水産省
23	廃棄物系バイオマス利活用率	80%	H22	86%	H22.12	74%	H21.3	200%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
24	未利用バイオマス	25%	H22	17%	H22.12	17%	H21.3	0%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
25	バイオマスタウン構想	300地区	H23.3	318地区	H23.4	237地区	H22.2	128%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
26	「生物多様性」の認識状況	50%	H24.3	—	—	36%	H21.6	—	環境省
27	生物多様性国家戦略認知度	30%	H24.3	—	—	20%	H21.6	—	環境省
28	生物多様性新聞掲載数	1000件以上	H23年度	372件	H23.6	736件	H20年度	37%	環境省
29	生物多様性地域戦略策定着手数	47都道府県	H24.10	22都道府県	H23.7	20都道府県	H22.3	47%	環境省
30	子ども農山漁村交流プロジェクト	23,000校	H24.3	調査予定	—	0校	H19.11	—	総務省、文部科学省、農林水産省、環境省
31	生物多様性を学ぶスタンプラリー参加者数	100万人	H25.3	10万7千人	H23.7	0人	H22.3	7%	環境省
32	エコツアー総覧アクセス数	125万件／年	H25.3	91万件／年	H23.3	83万件／年	H18.4	73%	環境省
33	子どもパークレンジャー参加者数	1,300人／年	H23.3	718人／年	H23.3	840人／年	H17.4	55%	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
34	1／25,000 植生図更新状況	60%	H24.3	55%	H23.3	50%	H22.3	50%	環境省
35	生物多様性に関する情報源情報登録数	1,600件	H24.3	3140件	H23.7	900件	H22.3	320%	環境省

* 捕獲効率:100わな日あたりの捕獲数。生息密度が低下すると、捕獲効率が低下すると考えられる。
注 平成23年7月時点で施策の進捗状況を示すデータが存在しないものについては、数値目標の達成率は算出していません。

No. 1 国立・国定公園の指定状況の見直し

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 2. 1 自然公園の指定など		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、平成24年度までに全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
全85公園を対象に実施	全85公園を対象に実施	—	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成25年3月	平成22年10月	平成19年11月	100%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」を公表。その中で、自然環境(生態系及び地形地質)の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されているすべての国立・国定公園区域(国立29、国定56公園)との重複状況の分析(ギャップ分析)を実施するとともに、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地を18地域選定した。また、既に国立・国定公園に指定されている重要地域についても、現在の保護状況が適切であるかを検討し、必要に応じて保護措置の見直し及び検討を行うこととした。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 国立公園課		

No. 2 保安林

記載箇所	第 1 章 第 2 節 重要地域の保全 6. 1 保護林、保安林			
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成 35 年度末の計画量である 1,269 万 ha に基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100 \quad (\%)$	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100 \quad (\%)$	
1,269 万 ha	1,202 万 ha	1,191 万 ha	14%	
平成 36 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 21 年 3 月		
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	③	
	目標達成に課題			
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	保安林面積については、当初値は平成 21 年 3 月末現在の 1,191 万 ha であるところ、その後の平成 23 年 3 月末までの 2 年間に約 11 万 ha 増加し、1,202 万 ha となっており、着実に増加している。			
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	「平成 35 年度末の計画量である 1,269 万 ha」については、全国森林計画 (計画期間：平成 21～35 年度、平成 20 年 10 月策定) の数値を定めていたところであるが、同計画の変更が平成 23 年 7 月になされたことに伴い目標値を見直す必要がある。なお、平成 23 年 7 月に閣議決定された変更した全国森林計画では、平成 35 年度末の保安林面積の計画量を 1,281 万 ha としているところである。			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課			

No. 3 ラムサール条約湿地

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 8. 1 ラムサール条約湿地		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	ラムサール条約第9回締約国会議(2005年(平成17年))に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地に加え、最新の「国際的に重要な湿地の基準」や平成20年のラムサール条約第10回締約国会議で決議された「水田における生物多様性の向上」などを踏まえた新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、ラムサール条約第11回締約国会議(2012年(平成24年)開催予定)までに国内の条約湿地を新たに6か所増やすことを目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
43ヶ所	37ヶ所	37ヶ所	0%
平成24年6月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度にラムサール条約湿地の潜在候補地リストを作成した。我が国はラムサール条約締約国会議に合わせ登録を行うこととしているが、点検の対象期間に締約国会議は開催されていない。次回のラムサール条約第11回締約国会議(2012.6 ルーマニア)において新たに6箇所増やすことを目指しており、国内法に基づく担保措置や地元の合意等を得るため、現在順次調整中である。現在、作業が完了した湿地はないものの、進捗状況は良好。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	次期計画期間における目標の設定。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課		

No. 4 自然再生協議会設置数

記載箇所	第1章第3節 自然再生 1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成24年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに8か所増やすことを目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
8か所増(29ヶ所)	2か所増(23ヶ所)	—(21ヶ所)	25%
平成25年3月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○自然再生協議会設立の経過は以下のとおり ・平成22年3月21日に上山高原自然再生協議会(兵庫県)が設立 ・平成23年5月1日に三方五湖自然再生協議会(福井県)が設立 ○現状のペースでいくと、目標年次の平成25年3月での目標達成率は50%となり、目標を達成できない可能性がある。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	各地の自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、よりの確に課題に対応した普及啓発活動を実施することが必要。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課		

No. 5 エコファーマー認定件数

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、平成21年度末までの認定件数の目標を200,000件(平成21年9月現在で191,846件)としていますが、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
200,000件	212,053件	191,846件	248%
平成22年3月	平成23年3月	平成21年9月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○平成21年度末のエコファーマーの認定件数は、196,848件となり、目標(200,000件)に対して98%の達成となった。なお、平成22年度末には212,053件まで増加した。 これは、これまでの普及啓発活動、都道府県による指導・助言、支援措置による成果と考えられるが、なかでも、生産者の環境と調和のとれた農業生産の意識の高まり、環境保全型農業直接支払交付金の支援要件となっていることの影響が大きい。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	○新たな目標値として、平成26年度末までのエコファーマー累積新規認定件数の目標を340,000件とする。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 生産局 農産部 農業環境対策課		

No. 6 グリーン・ツーリズム宿泊者数

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数については平成18年度の795万人となっていますが、平成21年度には880万人にすることを目標とします。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
880 万人	848 万人	795 万人	63%
平成21年度	平成21年度	平成18年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度のグリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数は、東日本大震災もあり被災地県等の実績値を把握することが困難な状況。 平成21年度までのグリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数は、目標値(858万人)には達していないものの、848万人まで着実に増加しているところである。 近年の景気後退の影響を受けたこと等により達成できなかったものと考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	なし		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	なし		
担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

No. 7 水生生物環境基準

記載箇所	第1章第8節 河川・湿原など 2.1 河川・湖沼などにおける水質の改善		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は平成19年11月で4水域ですが、平成23年度末には40水域とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
40 水域	38 水域	4 水域	94%
平成24年3月	平成23年7月	平成19年11月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○平成22年9月に阿武隈川水系等10水域の類型指定を行うなど、平成19年～平成23年7月にかけて38水域の類型指定を行った。 ○平成23年度内の中央環境審議会水環境部会において、伊勢湾の類型指定等に関する第5次報告を行い、告示する予定である。これにより、国内の水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は合計 $38+1=39$ 水域(達成率97%)となる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	国が類型指定を行う47水域中、残る水域は海域8水域であり、その一部については、次回の水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において類型指定の検討を開始する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 水・大気環境局 水環境課		

No. 8 藻場・干潟の保全・再生

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 1. 3 藻場・干潟の保全・再生		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
5,000ha	4,841ha	—	96.8%
平成24年3月	平成23年6月	平成19年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が4,841haであった。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 9 漁場のたい積物除去

記載箇所	第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 2. 1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進						
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年 3 月までにおおむね25万 haを実施します。(農林水産省)						
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合				
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)				
25 万 ha	31.3 万 ha	—	125.2%				
平成 24 年 3 月	平成 23 年 6 月	平成 19 年 4 月					
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	<table><tr><td>○</td><td>目標達成に向け進捗</td></tr><tr><td></td><td>目標達成に課題</td></tr></table>	○	目標達成に向け進捗		目標達成に課題	基本戦略への該当	—
○	目標達成に向け進捗						
	目標達成に課題						
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が31.3万haであった。						
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。						
その他特記事項 (必要に応じて記載)							
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課						

No. 10 漁礁や増養殖場

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成24年3月までに、おおむね7万5千haの魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などをおおむね25万ha実施します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
75,000ha	41,000ha	—	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成24年3月	平成23年6月	平成19年4月	54.7%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度から平成22年度にかけて整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が41,000haであった。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 11 漁業集落排水処理人口比率

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成24年3月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を概ね60%まで推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
概ね60%	49%(平成21年度)	41%(平成18年度)	42%
平成23年度	平成22年10月	平成19年10月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	③
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○都道府県を対象に毎年実施している漁港背後集落調査により漁業集落排水施設の整備状況を取りまとめている。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値の見直しについては、次期漁港漁場整備長期計画の策定作業に併せて平成24年度に検討を行う。		
その他特記事項			
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

No. 12 多国間漁業協定

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度 47 協定以上に維持・増大することにより、漁業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
47 協定	52 協定	47 協定	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成 25 年 3 月	平成 22 年 12 月	平成 19 年 11 月	110%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	わが国漁船の操業確保にかかる二国間・多国間漁業協定の枠組みの中で水産資源の持続的利用と適切な管理を図ることとしており、協定数が47協定から52協定に増大したことにより生物多様性への取組が達成・改善された。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	水産資源の持続的利用と適切な管理を図るため、現在の協定数(52協定)以上の維持・増大に努める。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	水産庁 資源管理部 国際課		

No. 13 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海岸 2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	平成23年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成18年の6割から7割に推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
70%	76%	60%	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成23年度	平成23年1月	平成19年11月	160%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	漁協等が漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持を図る取組みを実施することにより、平成23年度の目標値を上回る7割6分を達成した。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	23年度目標値として、海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を約7割としていたが、目標値を上回っていることから、平成23年度の目標値を7割から8割に変更する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	水産庁増殖推進部栽培養殖課		

No. 14 国内希少野生動植物種数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 1.2 希少野生動植物種の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。具体的には、特に脊椎動物ではもっとも絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに5種程度の指定を目指します。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
国内希少種野生動植物種数 5種増(計87種)	国内希少種野生動植物種数 5種増(計87種)	国内希少種野生動植物種数 — (計82種)	100%
平成24年10月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された昆虫類のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっているシャープゲンゴロウモドキ、ヨナグニマルバネクワガタ等5種を平成23年3月に国内希少野生動植物種に指定。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	次期計画期間における目標数値の設定。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省自然環境局野生生物課		

No. 15 トキの野生復帰（小佐渡東部地域の野生個体）

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 1.3 生息域外保全			
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	トキについては、平成11年に中国から贈呈されたペアから、飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図ってきました。飼育個体群の維持に目途が立ってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図ることとしており、平成20年には第1回目の放鳥に着手しました。放鳥したトキは、モニタリングを行い、科学的知見の収集に努めています。これらの取組を継続し、平成27年頃に小佐渡東部地域（佐渡島の一部）に60羽程度を定着させることを目標とします。			
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時）	d. 目標達成率（%） 獲得値を目標としている場合	
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載。）	b/a×100（%） 到達値を目標としている場合 b-c/a-c×100（%）	
小佐渡東部地域に60羽程度を定着させる。	【参考】野生下で37羽のトキを確認	【参考】野生下で22羽のトキを確認	事業の経過観察中	
平成27年頃	平成23年7月	平成22年3月		
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	②	
	目標達成に課題			
目標の達成状況の詳細 （目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	○目標の達成に向けた主な取組は以下のとおり。 ・平成22年6月から平成23年3月にかけて、トキ野生復帰専門家会合（3回）、トキ飼育繁殖専門家会合（3回）、トキ増殖技術現地検討会（1回）を開催、平成23年7月にはトキ野生復帰分科会（1回）、トキ飼育繁殖小委員会（1回）を開催し、専門家からの指導・助言を受けながら飼育・繁殖に取り組んでおり、飼育下および野生下のトキの数は確実に増加しているが、まだ野生下での繁殖は確認されていない。今後とも、野生下でのトキの定着に向け、関係者と連携しながら、生息環境の改善と計画的な放鳥を継続する。 ・これらの専門家会合等の会議資料をホームページに掲載。			
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）				
その他特記事項				
担当部局	環境省 自然環境局野生生物課			

No. 16 特定鳥獣保護管理計画策定数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 2. 3 科学的・計画的な保護管理		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の作成数を平成24年までに170とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
170 計画	117 計画	107 計画	16%
平成24年12月	平成23年4月	平成21年11月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成21年11月以降、ツキノワグマの大量出没や、イノシシ等による鳥獣被害の拡大を受けて、ツキノワグマ及びイノシシを中心として特定計画の作成が進み、平成23年4月現在117計画となっている。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標値170の達成のためにはこれまでの取組に加えて、特定鳥獣保護管理計画の策定の必要性、意義や策定のメリットを都道府県に周知し、計画の策定を積極的に促進することが必要。特に、任意計画の法定計画化及びカワウの特定計画作成推進を強化する必要がある。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室		

No. 17 奄美大島ジャワマングース捕獲数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 3. 1外来種、遺伝子組換え生物等		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成 26 年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
排除 (0 匹)	マングースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率 (CPUE : 100 わな日あたりのマングース捕獲数) 0.014	マングースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率 (CPUE : 100 わな日あたりのマングース捕獲数) 0.028	マングースの現存個体数は不明のため算出不能。
平成 26 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 22 年度事業では約 210 万わな日の捕獲努力量を投入し、311 頭のジャワマングースが捕獲された。 平成 22 年度の捕獲効率 (単位捕獲努力量当たりの捕獲数) は、捕獲努力量を維持しつつ、平成 21 年度の捕獲効率の 1/2 程度にまで減少するとともに、在来種の回復が確認されており、これまでの防除事業の成果により、マングースが低密度になってきていると考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	低密度になるほど捕獲は困難になりつつあり、目標年次までの目標達成のためには今後着実な工程管理が必要。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室		

No. 18 都道府県等犬・ねこ引取数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 4. 1 動物の適正飼養の推進			
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	b/a×100 (%)	
21 万匹	27 万匹	42 万匹	71%	
平成 29 年度	平成 22 年 3 月	平成 16 年度		
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	—	
	目標達成に課題			
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などを継続的に実施することにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数は、減少傾向を維持している。(平成 16 年度：約 42 万匹、平成 17 年度：約 39 万匹、平成 18 年度：約 37 万匹、平成 19 年度：約 34 万匹、平成 20 年度：約 32 万匹、平成 21 年度：約 27 万匹)			
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	自治体における収容動物譲渡にかかる施設整備の補助や講習会の継続的な実施等により、引き続き譲渡の推進を図る取組の支援が必要。			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室			

No. 19 犬・ねこ所有明示実施率

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護と管理 4. 2 個体識別措置の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率を平成15年度の基準(犬:33%、猫:18%)から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
犬 66% 猫 36%	犬 36% 猫 20%	犬 33% 猫 18%	犬 9% 猫 11%
平成29年度	平成22年9月	平成15年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、マイクロチップデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ることにより、世論調査の結果、犬又は猫に関する所有明示の実施率はわずかながら増加している。(参考:インターネットによる調査結果 平成20年:犬44%、猫26%、平成21年:犬54%、猫32%、平成22年:犬55%、猫37%、平成23年:犬58%、猫43%)		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	所有明示措置の実施率の目標達成に向け、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して、一般飼養者に向けた継続的な普及啓発、モデル的な普及事業を継続していくことが必要である。また、施策の目標を定めている動物愛護管理基本指針は、策定後概ね5年目にあたる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととしている。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室		

No. 20 植物遺伝資源の保存

記載箇所	第 2 章第 2 節 遺伝資源などの持続可能な利用 1. 2 遺伝資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	植物遺伝資源の保存については、保存点数 24 万点（平成 18 年度末）を 25 万点（平成 22 年度）とします。（農林水産省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率（％） 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値 の把握が可能な最新の時期 を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータ の把握時期を記載。)	b / a × 100 (％) 到達値を目標としている場合 b - c / a - c × 100 (％)
保存点数 25 万点	保存点数 245, 730 点	保存点数 24 万点	57%
平成 23 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 19 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	—
	目標達成に課題		
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景 を自己評価の根拠がわかる ように記載)	平成 22 年度は、2, 870 点の新規登録を行い、保存点数が 245, 730 点となり、概ね目標値の 25 万点に達した。なお、目標値の 25 万点は、研究基本計画（平成 17 年 3 月）に設定されていたが、新しい研究基本計画（平成 22 年 3 月）においては、国際的な遺伝資源を取り巻く状況の変化や広範な育種目標の変化等に対応しうる遺伝資源の収集・保存、整備等が重点目標として掲げられている。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性（見直しの必要がない施策については、記載は不要。）			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

No. 21 環境資料タイムカプセル化

記載箇所	第 2 章第 2 節 遺伝子資源などの持続可能な利用 1. 2 遺伝資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成 20 年度より年間 500 種類、5 年間で 2, 500 種類の絶滅危惧種の細胞試料の保存と重要種の DNA の解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で 10 種類、5 年間で 50 種類個体保存することを目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
絶滅危惧種 5, 167 種 藻類 390 種	絶滅危惧種 4, 508 種 藻類 378 種	絶滅危惧種 2, 667 種 藻類 340 種	絶滅危惧種 73. 6% 藻類 76 %
平成 25 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 20 年 4 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	—
	目標達成に課題		
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 22 年度は、新たに絶滅危惧種(鳥類、哺乳類等)の細胞を 9 5 6 種類保存。また、藻類は車軸藻類を中心に 15 種の保存を行った。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	国内外との連携も含め環境試料の保存・活用策を検討し、効果的・効率的な実施を図る必要がある。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室		

No. 22 微生物資源の保存

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 2. 2 微生物資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	微生物資源の保存については、保存点数2.4万点(平成18年度末)を2.5万点(平成22年度)とします。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
保存点数 25,000 点	保存点数 26,911 点	保存点数 24,000 点	291%
平成 23 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 19 年 3 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成22年度は、820点の新規登録を行い、目標値を上回った。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

No. 23 廃棄物系バイオマス利用率

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3.1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	我が国のバイオマスの賦存量及び利用率(平成21年3月時点で把握できるデータに基づく)は、廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、廃棄紙、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場など残材)は約3億トン、利用率は74%(平成22年目標80%)・・・となっています。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
80%	86%	74%	200%
平成22年	平成22年12月	平成21年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 ○ 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で80%以上活用するという目標に対して、現在、利用率は86%となっており、目標は達成されている状況にある。これは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。)等の廃棄物系バイオマスを活用するための法律の制定や、下水汚泥のセメント化等の建設資材利用の大幅な進展等によるものと考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」においては、バイオマスの種別特性に応じた高度利用を推進し、また、政府として講ずべき施策の対象を明確化する観点から、家畜排せつ物や下水汚泥等のバイオマスの種類ごとに、2020年を目標年とする利用率目標を設定。 当該目標の達成に向けて、廃棄物系バイオマスのそれぞれの特性に応じた高度利用を推進。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	※点検値については、平成22年12月閣議決定のバイオマス活用推進基本計画の記載値を点検値とした。		
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課		

No. 24 未利用バイオマス

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3.1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	我が国のバイオマスの賦存量及び利用率(平成21年3月時点で把握できるデータに基づく)は、・・・未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材)は、約22,00万トン、利用率は17%(平成22年目標25%)となっています。		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
25%	17%	17%	0%
平成22年	平成22年12月	平成21年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	未利用バイオマスについては、炭素量換算で25%以上活用するという目標に対して現在、利用率は17%にとどまっている状況にある。これは、未利用バイオマスの効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面等で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が要因であると考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」においては、バイオマスの種別特性に応じた高度利用を推進し、また、政府として講ずべき施策の対象を明確化する観点から、林地残材や農作物非食用部等のバイオマスの種類ごとに、2020年を目標年とする利用率目標を設定。 当該目標の達成に向けて、効率的な収集・運搬・利用体系の確立等を推進。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	※点検値については、平成22年12月閣議決定のバイオマス活用推進基本計画の記載値を点検値とした。		
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課		

No. 25 バイオマスタウン構想

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	バイオマスは、生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在する特性を持ちます。バイオマスの利活用を推進するためには、この特性を踏まえ、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要です。このため、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携のもと、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」(廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用することを目指す構想を作成し、取り組む地域)を推進しています。2010年にはバイオマスタウンを300程度構築することを目指しています(2007年10月末現在102地区)。 バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
63 増 (300 地区)	81 増 (318 地区)	237 地区	128%
平成23年3月	平成23年4月	平成22年2月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	②
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成23年4月末現在、318地区がバイオマスタウン構想を策定し、バイオマスタウンとして公表。ただし、バイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス活用推進基本法に基づく新たな「市町村バイオマス活用推進計画」について、確実な効果の発現が図られるよう、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等を行いつつ、計画策定を推進。(※従来のバイオマスタウン構想の募集・公表は平成23年4月28日をもって終了。)		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 バイオマス事業推進室		

No. 26 「生物多様性」の認識状況

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 生物多様性の認識状況			
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では全体の36%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	b/a×100 (%)	
50%以上	—%	36%	到達値を目標としている場合	
平成24年3月	平成 年 月	平成21年6月	b-c/a-c×100 (%)	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	①	
	目標達成に課題			
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	・「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、パンフレットの配布、生物多様性ホームページの運営管理、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。COP10関係のサイドイベント及び国際生物多様性年クロージングイベント等の場においてブース出展やイベント等を行い、約8000人が来場した。 ・平成22、23(※)年度は内閣府世論調査未実施。 ※震災のため *参考： 環境省が独自に実施したウェブ調査では、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、48%(平成19年10月)から80%(平成22年11月)に推移。			
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	「生物多様性」という言葉の認知度を上げるだけでなく、国民の理解を深める方策の充実が必要。			
その他特記事項				
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室			

No. 27 生物多様性国家戦略認知度

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成21年度に内閣府が行った世論調査では20%でしたが、その認知度を平成23年度末までに30%以上とすることを目標とします(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	b/a×100 (%) 到達値を目標としている場合 b-c/a-c×100 (%)
30%以上	—	20%	—
平成24年3月	平成 年 月	平成21年6月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成21年度の内閣府世論調査以降、生物多様性国家戦略に関する認知度調査を行っていないため、今後の調査を検討中。 生物多様性国家戦略に関する国民の認知度の向上のため、以下の取組等を推進している。 ・生物多様性国家戦略2010の内容を平易に解説したパンフレットを作成し(日本語版15,500部、英語版5,800部)、COP10等生物多様性に関する各種イベントや民間団体の勉強会・研修会等での配布を行っている。 ・生物多様性国家戦略2010の全文、策定までの議論の過程等について、生物多様性ホームページに掲載し、関心の高い国民への情報提供を行っている。 *参考: 独自のウェブ調査では、「生物多様性国家戦略」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」は、13%(平成19年10月)から31%(平成22年11月)に推移。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	生物多様性国家戦略の認知度を高め、国民一人ひとりが生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた基本的な考え方を理解し、各主体における取組を実践していくことが重要である。 このため、平成24年中に予定している生物多様性国家戦略の改定に向け、次期生物多様性国家戦略の方向性等について意見を募る地方座談会及び次期国家戦略の論点を幅広く周知する地方説明会を、それぞれ全国8箇所程度で開催し、様々な主体の参加を得ることにより次期生物多様性国家戦略を実効性の高いものにしていく。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

No. 28 生物多様性新聞掲載数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 生物多様性新聞掲載数		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件(朝日、毎日、読売)ですが、平成23年度には1,000件まで増加させることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
1,000件以上	372件	736件	37%
平成23年度	平成23年6月	平成20年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	・「地球いきもの応援団」等普及広報ツールの活用、報道発表、各種環境総合展示会へのブース出展、政府広報等を通じ、一般市民への周知を図った。 ・2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催前後には、ほぼ連日、生物多様性の関連記事が新聞紙上に掲載されたが、COP10終了以降、紙上に掲載される頻度が低下。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	・「生物多様性」という言葉の頻度の増加だけでなく、国民の理解を深める方策の充実が必要。		
その他特記事項			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

No. 29 生物多様性地域戦略策定着手数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知に努めるとともに、ホームページなどを通じて地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。平成22年3月現在、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は6県(13%)でしたが、COP11(2012年)までにすべての都道府県(100%)が策定に着手していることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
47 都道府県	22 都道府県	20 都道府県	47%
平成24年10月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	○目標の達成に向けた主な取組は以下のとおり。 - 平成22年6月から7月にかけて全国7カ所で地方公共団体を対象に生物多様性地域戦略についての説明会を実施。 - 平成22年度より地域生物多様性保全活動支援事業を開始し、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定するための費用について支援(平成22年度:7自治体、平成23年度:12自治体)。 - 平成23年3月より既に策定された生物多様性地域戦略の内容の比較、分析等の情報を環境省の生物多様性ホームページに掲載。 ○市町村を含めた地方公共団体全体では生物多様性地域戦略の策定に向けた取組が進みつつあるが、平成23年7月時点で、都道府県による生物多様性地域戦略の策定着手率は47%となっており、ここ1年間での進捗実績は約4%となっている。このままのペースでいくと、目標年次の平成24年10月での予想進捗率は約51%となり目標を達成できない可能性がある。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成24年10月までに目標を達成するためには、これまでの取組に加えて、生物多様性地域戦略の策定の必要性、意義や策定のメリットをあらゆる機会をとらえて都道府県に周知するとともに、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援等を一層積極的に進めることが必要。		
その他特記事項			
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

No. 30 子ども農山漁村交流プロジェクト

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進 4. 2 学校外での取組、生涯学習		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校(1学年120万人を目標)で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
23,000校	調査予定	0校	—
平成24年3月	—	平成19年11月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	—
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成21年度の小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況調査において、宿泊を伴う体験活動のうち、全国の小学校の約76%が自然に親しむ体験活動を行っています。 また、本事業において、文部科学省では、農林水産省が指定するモデル地域等において、3泊4日以上宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行っており、平成20年度から平成22年度までに、543校を指定しました。農林水産省では、地域一体による安全・安心な受入体制の整備を全国的に推進するため受入推進体制の整備等を行っています。平成20年度から平成22年度までに、115地域の受入モデル地域の整備を行いました。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	なし		
その他特記事項 (必要に応じて記載)	なし		
担当部局	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

No. 31 生物多様性を学ぶスタンプラリー参加者数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。また、国立公園のビジターセンターなどを巡りながら、自然とふれあい、生物多様性を学ぶスタンプラリーを実施し、平成22年度から平成24年度ののべ参加者数を100万人とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
100万人	10万7千人	0人	11%
平成25年3月	平成23年7月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	事業を年度途中から開始したことによる時間的制約及び、事業実施初年度であることから事業が十分に浸透していないことなどにより目標達成率は低い。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	目標達成率が低いことから、平成23年度からスタンプラリー参加施設を84カ所から100カ所へ増加し、記念品をより魅力的なものとした。また、WEBサイトを改良し、おすすめの自然体験プログラムを季節ごとに紹介するとともに、民間と協働した効果的な広報を行うなど目標達成に向けた取組を実施している。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 32 エコツアー総覧アクセス数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設を紹介しているWebサイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成18年度の831,208／年から平成24年度には1,250,000／年に増加させることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
1,250,000	911,457	831,208	72.9%
平成25年3月	平成23年3月	平成18年4月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	エコツーリズム推進法が制定され、エコツーリズムに関する一定のルール確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及・啓発に努めたことにより、エコツアーに関する情報をもとめてWebサイトのアクセス数が増加し、一旦は、目標年次よりも早く目標値を達成した(平成21年3月)ものの、近年の観光利用者数の減少傾向等により目標値を下回っていると考えられる。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	平成22年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分け第3弾の結果を踏まえ、平成23年度のエコツーリズム予算計上を見送ったところであり、「エコツアー総覧」については民間の取組に委ねることとするが、当該Webサイトが存続する間は目標値を見直す予定はない。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 33 子どもパークレンジャー参加者数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。子どもパークレンジャー参加者数を平成17年度の840人から平成22年度には1,300人に増加させることを目標とします。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
1,300人	718人	840人	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成23年3月	平成23年3月	平成17年4月	55%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☒ 目標達成に課題	基本戦略への該当	①
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	全国各地の国立公園などで、「レンジャー」(自然保護官)や「パークボランティア」の指導や協力のもと、子どもたちに国立公園などのパトロールや、動物や植物の簡単な調査を体験してもらい、自然とのふれあい、環境の大切さや社会への貢献の心を育て、さらに、ビジターセンター等を拠点として、自然観察会やクラフト工房など様々なイベントを開催したが、目標達成には至っていない。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	天候等により参加者数が大きく変動すると考えられる。今後も活動を続け、目標値以上の参加を得られるよう活動を推進する。		
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

No. 34 1 / 25,000 植生図更新状況

記載箇所	第2章5節 情報整備・技術開発 2. 1 自然環境保全基礎調査		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約50%(平成22年3月現在)を整備している状況ですが、平成24年3月までに国土の約6割とするなど早期の全国整備を進めます。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成23年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	$b/a \times 100$ (%)
6割	5.5割	5割	50%
平成24年3月	平成23年3月	平成22年3月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題	基本戦略への該当	④
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成23年3月時点で、国土の約55%を整備している状況。 1年間で5%程度整備しており、仮に同様のペースで整備が進めば、目標を達成する見込み。		
具体的施策・目標値の見直しの必要性 (見直しの必要がない施策については、記載は不要。)			
その他特記事項 (必要に応じて記載)			
担当部局	環境省自然環境局生物多様性センター		

No. 35 CHM メタデータ数

記載箇所	第2章第5節 情報整備・技術開発 2. 4 自然環境情報の提供公開			
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組を強化し、2012 年(平成24 年)3 月までに登録数を約1,600 件まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。(環境省)			
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合	
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (平成 23 年7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。)	b/a×100 (%) 到達値を目標としている場合 b-c/a-c×100 (%)	
1,600 件	3,140 件	900 件	320%	
平成 24 年 3 月	平成 23 年 7 月	平成 22 年 3 月		
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗	基本戦略への該当	—	
	目標達成に課題			
目標の達成状況の詳細 (目標の達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	自然環境保全基礎調査・植生調査等の生物多様性保全に関する未整備であった情報を整理し、経緯度等の地理情報を付加して整備したメタデータを新たに登録した。			
具体的施策・目標値の見直しの必要性(見直しの必要がない施策については、記載は不要。)	わが国の機関等においては、メタデータに相当するものだけではなく、データそのものまでもウェブサイト公開されていく傾向にあり、民間のすぐれた検索サービスが機能していることから、メタデータを整備・検索する仕組みである生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の機能について再考する必要がある。			
その他特記事項 (必要に応じて記載)				
担当部局	環境省 自然環境局 生物多様性センター 情報システム科			